

令和8年2月16日提出

令和8年第1回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第182号

令和8年2月9日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

齋藤 康夫

令和8年第1回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

令和8年度施政方針

報告第1号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第2号 専決処分の報告について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第2号 令和7年度小金井市一般会計補正予算（第10回）

議案第3号 令和7年度小金井市一般会計補正予算（第11回）

議案第4号 令和7年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

議案第5号 令和7年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第6号 令和7年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

議案第7号 令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）

議案第8号 令和8年度小金井市一般会計予算

議案第9号 令和8年度小金井市国民健康保険特別会計予算

議案第10号 令和8年度小金井市介護保険特別会計予算

議案第11号 令和8年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 令和8年度小金井市下水道事業会計予算

議案第13号 教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第14号 教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

- 議案第15号 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第20号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 小金井市奨学資金支給条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 小金井市公民館条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 小金井市障害者交通手当条例
- 議案第24号 小金井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 小金井市立保育園における乳児等通園支援事業に関する条例
- 議案第26号 小金井市市民集会所条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 小金井市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

令和7年11月21日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第171回地方行政委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第183回産業経済委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第183回建設運輸委員会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第183回社会文教委員会の会議結果について

カ 令和7年度日中友好交流事業について

キ 関東市議会議長会支部長会議及び第1回理事会の会議結果について

ク 東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会 監事の補欠選任結果について

コ 第250回東京都都市計画審議会の会議結果について

サ 全国市議会議長会第242回理事会及び第120回評議員会合同会議の会議結果について

シ 全国市議会議長会 副会長の補欠選任結果について

(2) 協議事項

ア 令和8年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

イ 令和8年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

ウ 令和8年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

エ 令和7年度東京都市議会議員研修会について

オ 各市提出議案について

カ 令和7年度東京都市議会議長会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について

2 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について

令和8年1月21日（水）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議した。

(1) 令和8年度消防委託事務について

(2) 令和8年度通常総会日程等について

(3) その他

一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会
選出議員 坂井えつ子議員 たゆ久貴議員

- 2 湖南衛生組合議会
選出議員 安田けいこ議員 森戸よう子議員

- 3 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 遠藤百合子議員 渡辺大三議員

- 4 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 遠藤百合子議員 渡辺大三議員

- 5 東京都後期高齢者医療広域連合議会
選出議員 清水学議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和7年11月8日から令和8年1月26日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和7年11月20日（木） 令和7年第2回定例会

2 会議の概要

令和7年11月20日（木） 令和7年第2回定例会

行政報告3件及び議案1件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和7年度公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 令和7年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 令和6年度公立昭和病院中期計画の点検・評価について

以上3件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第8号 令和6年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年11月21日（金） 令和7年第2回定例会

2 会議の概要

令和7年11月21日（金） 令和7年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第7号 令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第8号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例

議案第9号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年11月20日（木） 令和7年第2回定例会

2 会議の概要

令和7年11月20日（木） 令和7年第2回定例会

議案4件を審議した。

第12号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第13号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 令和7年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1号）

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第15号議案 令和6年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和7年11月20日（木） 令和7年第2回定例会

2 会議の概要

令和7年11月20日（木） 令和7年第2回定例会

議案8件を審議した。

第1号報告 令和6年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

慎重審議の結果、報告のとおり承認することと決定した。

第1号認定 令和6年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第11号議案 令和6年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第12号議案 東京都六市競艇事業組合管理者等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第13号議案 東京都六市競艇事業組合議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 東京都六市競艇事業組合非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第15号議案 東京都六市競艇事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第16号議案 東京都六市競艇事業組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

以上6件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都後期高齢者医療広域連合議会活動報告

1 広域連合議会開催状況

令和7年11月28日（金） 令和7年第2回定例会

2 会議の概要

令和7年11月28日（金） 令和7年第2回定例会

広域連合長提出議案11件を審議した。

同意第5号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

弓場宏之氏（江戸川区総務部参事）を選任することに同意した。

認定第1号 令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第19号 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和7年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第21号 訴えの提起について

議案第22号 訴えの提起について

議案第23号 訴えの提起について

議案第24号 訴えの提起について

議案第25号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

以上8件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

令和8年度

施政方針

令和8年2月16日

小金井市長 白井 亨

目 次

1	はじめに	1
2	基本姿勢の再確認	2
3	4つの重要課題への対応	2
4	小金井市を取り巻く現状	2
5	令和8年度の重要な視点	4
6	令和8年度予算の概要と市政運営の基本政策	5
7	むすび	15

1 はじめに

令和8年第1回市議会定例会の開会に当たり、令和8年度の市政運営方針につきまして所信を申し述べ、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、可燃ごみ共同処理につきまして、浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働して間もなく7年目に入りますが、施設周辺にお住まいの日野市民の皆様及び関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。あわせて、廃棄物の最終処分場の運営につきまして、多大なる御理解と御協力をいただいている日の出町の皆様に深く感謝を申し上げます。引き続き本市に与えられた役割と責任を誠実に果たしていきます。市内清掃関連2施設を含め、全ての施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様の御理解と御協力の下、安定処理が可能となるものであるということを決して忘れることなく、御負担を少しでも軽減するため、引き続き、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組めます。

また、市民の健康の維持・増進及び医療体制の確保のため、日頃より御尽力いただいている医師会、歯科医師会及び薬剤師会の皆様を始め、消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPOの皆様におかれましては、市政を推進していく上で欠かせない存在として、様々な分野で支えていただいております。心より御礼申し上げます。

私が市長に就任して4年目を迎えました。市政課題が山積する中で将来的な危機として捉えたのは今後の地域の担い手創出という課題でした。そのためにもまず、市政に興味・関心を持ってもらうきっかけをつくるため、市政情報を分かりやすく届け、自分事として捉えられるような働きかけに取り組んできました。令和5年度に公式LINEアカウントを開設、令和6年度に市報こがねいのリニューアル、令和7年度は市公式ホームページを刷新し、市民とのコミュニケーションの基盤を整えてきたところです。

令和8年度においても、第5次小金井市基本構想に掲げる将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現に向け、計画に沿った施策を始め、市民ニーズと社会の要請に応えられる小金井市を目指し、取り組んでいく所存です。

2 基本姿勢の再確認

小金井市の新しい時代を切り拓くため、「みんなでつくろう。いろいろが、彩るまち」をスローガンとして、4つの重要課題の解決に取り組むとともに、市民参加・協働と地域資源を活用しつつ、多様性を尊重し合う、あらゆる世代の全ての市民が暮らしやすいまちを目指します。

3 4つの重要課題への対応

「物価高騰への対策」につきましては、依然として食料品を始めとした物価の高騰が続いており、引き続き市民生活や市内事業者への影響が懸念されることから、国及び東京都の動向を見定め、適切に対応していきます。

「市全体の保育の質の向上と市立保育園の在り方の検討」につきましては、新たな小金井市立保育園の在り方に関する方針に定める4つの役割である、「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」、「難度の高い保育を率先して担う役割」、「市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割」、「緊急時に地域の子どもと保育を守る役割」を実現するため、着実に取組を進めてまいります。

「新庁舎・(仮称)新福社会館建設の早期実現」につきましては、2回にわたる建設工事の入札中止を受け、今後の対応について慎重に検討してまいりました。資材高騰など厳しい状況が続くことが懸念されるため、市場動向を注視しながら、現設計での3回目の入札に向けて調整を進め、早期建設を目指してまいります。

「東京都に対し、2本の都市計画道路整備の中止を求めること」につきましては、昨年9月の市長報告及び東京における都市計画道路の整備方針を踏まえ、小金井市にとって重要な宝である国分寺崖線(はげ)と野川を守り、後世に継承していくため、適切に対応します。

4 小金井市を取り巻く現状

小金井市を取り巻く現状を、マクロの視点とミクロの視点から考察します。

<マクロの視点>

世界的に自国主義が蔓延し、他者への思いやりや支え合いの機運が希

薄化して分断を深めるような社会の風潮が漂っています。また、毎年異常な暑さが常態化し、自然災害が激甚化・頻発化する等気候変動の影響は甚大であり、大規模災害への備えは急務です。

我が国の社会情勢に目を向けると、少子化・高齢化は更に進み、厚生労働省の人口動態統計によると、2024年に生まれた子どもの数は68万6,173人、前年に比べて約5.7%減少しました。1人の女性が生涯に産む子どもの数である合計特殊出生率も1.15となり、過去最低となっています。独立行政法人労働政策研究・研修機構の2023年版労働力需給の推計によれば、労働力人口は、一人当たりゼロ成長・労働参加現状では、2022年の6,902万人から、2030年に6,556万人、2040年に6,002万人に減少すると見込まれています。また、団塊世代の方々が75歳以上となる2025年問題の年を迎えた中でも、これらの流れは止まらない状況であり、社会保障制度の在り方が引き続き大きな課題となっています。

そのような中、行政においては、市民一人一人の人権意識の醸成に力を入れ、多様性を包摂する社会への取組が必要であること、気候変動対策と災害への備えについてできることを今から地道に取り組まなければならないこと、今後長期的にみて労働者、地域の担い手及び税収が減っていく時代を本格的に想定しなければならないことを認識しなければなりません。

<ミクロの視点>

小金井市は多くの課題を抱えており、更に社会の現状から深刻な問題を突き付けられています。まちは行政のみならず、様々な分野においてボランティアや主体的に活動される団体の皆様の御尽力により、魅力的なまちであるとともに安心安全が守られています。一方で、消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO等では担い手が足りず、これまでどおりの運営が危ぶまれる状況を耳にしています。コミュニティバスの運転士不足を一例として、あらゆる公共サービスの今後の持続可能性が危惧されているといっても過言ではありません。

私たちは、社会全体の人材不足を深刻な問題として捉え、小金井市で起こっていることを再認識し、持続可能な自治体経営を目指す中で、多

様な市民ニーズを把握し、地域とのつながりを創出しながら、職員それぞれが持つパフォーマンスを発揮して、充実した施策展開を行っていきけるような市役所となっていかなければなりません。

5 令和8年度の重要な視点

これらの現状を踏まえ、令和8年度は次の4つを重要な視点と捉え、市政運営に臨みます。

(1) 多様性を包摂し、ちがいを力に換えるまちを目指すこと

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例に基づいた、障がいのあるなしにかかわらず一人一人が尊厳ある個人として認められ、あらゆる場面で差別されることがないことはもちろんのこと、性別、年齢、国籍、性的指向・性自認その他個性や特性に関係なく、誰も取り残されることなく公平に機会があり挑戦することができる多様性を包摂する社会を目指す必要があります。そして、未来を切り開くために、ちがいを力に換えることで新しい価値を生み出すまちを目指します。

(2) 子どもや若者の意見表明の機会創出と長期的な地域人材育成の推進

小金井市子どもの権利に関する条例の施行から16年が経過しました。令和4年に子どもオンブズパーソン相談室を開設して以来、学校への権利学習を始めとして、あらゆる場面で子どもの権利の周知啓発にも取り組んで一定の成果をあげてきたところです。「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもの意見表明の機会創出及び全市的に条例の理念をより一層浸透させるため、小金井市として「子どもの権利の日」を制定し、更なる権利推進を図ります。また、様々な施策を通して若者世代の地域への興味関心を高めることを念頭に置き、無作為抽出での若者の市政参画を推奨するなど、主権者としての意識醸成とともに今後の地域人材の育成を促進します。

(3) スマート自治体への転換を目指し、DXとAIの活用を徹底的に推進

市全体の経営戦略としては、人口減少社会の進行により、税収や職員

などの経営資源が縮減することを想定しなければなりません。そのような状況であっても持続可能かつ安定的な市民サービスの提供を可能とする制度や仕組み・組織づくりに重点を置いた令和8年度を初年度とする「小金井市行財政改革2030」を強力に推進し、その中で重要な自治体DXについては、新たな方針やアクションプランを庁内で浸透させ、AIの活用とともに、全庁を挙げて徹底的に取り組むことにより、誰もが便利で快適に暮らすことができるスマート自治体を目指します。

(4) 安全安心なまちを目指し、事故防止、防犯、防災・減災施策を強化

令和7年度は民設民営学童保育所において、所外活動中に児童1名がお亡くなりになるという、決して起きてはならない事故が発生しました。二度とこのような事故を起こさないためにも、検証委員会の報告書に基づき安全管理を徹底するとともに、あらゆる事業において改めて事故等を想定し、必要な手立てを講じていきます。また、市民の安全安心を大きなテーマとして、防犯や防災・減災、気候変動対策にも引き続き取り組み、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

6 令和8年度予算の概要と市政運営の基本政策

令和8年度は、第5次小金井市基本構想・後期基本計画が初年度を迎えることから、前期基本計画の総括、行政評価を通じた検証とともに不断の行財政改革と財政の健全化、スマート自治体への転換を念頭に、計画的、効率的な予算編成に努めることが重要となります。

限りある全ての行政経営資源の最大限の活用を基本とし、持続可能な自治体経営への更なる改善、市民福祉の更なる増進に取り組み、第5次小金井市基本構想の将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現に向け、未来につなげるまちづくりを進める予算として編成しました。

令和8年度予算は、一般会計546億円、前年度対比22億円、4.2%の増、特別会計及び公営企業会計を合わせた全会計では818億6,970万3千円で、前年度対比30億2,876万2千円、3.8%の増となりました。詳しくは、本定例会に御提案申し上げております各会計別予算案の中で、御説明申し上げます。

それでは、第5次小金井市基本構想に掲げる6つの政策の柱に沿って、方針や予定する取組の概要について申し上げます。

はじめに、環境と都市基盤の分野です。

未来にわたり持続可能な社会環境の形成が課題です。地球沸騰化ともいわれる気候変動は深刻であり、本市として2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を継続して行います。令和8年度は、これからの未来を担う若者世代を中心に気候変動について考える「小金井市わかもの気候市民会議」を実施します。

また、地球温暖化や資源枯渇といった環境負荷の増大等、持続可能な社会環境の実現へ大きな障壁とされている食品ロス問題に対しまして、新たに策定を進めている「食品ロス削減推進計画」に基づく施策を推進してまいります。その一環として、家庭生ごみ資源化モデル事業の戸別回収数及び拠点回収の場所を拡充することに加え、基本理念である「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」～ごみを出さないライフスタイルへ～」の実現に向け、引き続き「ごみの発生抑制」を最優先とした更なるごみの減量及び資源化に向けた施策を展開していきます。

さらには、多様な地域資源を最大限に活用しながら、環境・社会・経済の統合的向上を目指す地域共生社会のプラットフォームの構築のため、障がいの有無にかかわらず、子どもや保護者同士が、誰もが自由に公園で遊ぶことができるよう、小金井みんなの公園プロジェクト「play here」をより一層推進します。インクルーシブデザインに配慮して整備した梶野公園、栗山公園及び三楽公園の遊び場や菜園の活用を通じ、地域コミュニティの醸成による持続可能な地域づくりを進めます。

都市インフラの適正管理・更新は、市民の安全安心を守る上で大きな課題となっています。市民の暮らしを陰で支える下水道施設の下水道総合計画及び下水道事業経営戦略の改訂に取り組んでいます。また、安定した下水道事業を運営するため、適正な下水道使用料金の改定について、今定例会において小金井市下水道条例の一部改正の議案を提出させていただいております。さらに、木造住宅の耐震化を促すため、助成対象を新耐震基準の木造住宅まで拡充し、道路の無電柱化事業につきましては、無電柱化推進計画に基づき、引き続き緑中央通りの電線共同溝設置工事及びムサコ

通りでの引込連系管設置工事を進めるとともに、今後は防災上有効な路線である北大通りでも無電柱化を進めてまいります。都市計画道路については、東京における都市計画道路の整備方針を踏まえ、適切に対応してまいります。

駅周辺のまちづくりにつきましては、長年まちの発展を見守ってきた武蔵小金井駅が令和8年1月15日に開業100周年を迎えました。その武蔵小金井駅周辺では、賑わいの再生や安全な住環境整備に向け都市再開発法に基づいて、武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業が進められており、既に解体工事が始まっています。今後も武蔵小金井駅北口駅前東地区市街地再開発組合と連携して着実な進捗が図れるよう取り組むとともに、情報発信にも努めてまいります。東小金井駅北口においては、土地区画整理事業を進めるに当たり、まちづくり協議会での検討を踏まえた、駅前公園等の整備計画を定め、東部地域の中心として歩いて楽しい賑わいのある魅力的なまちづくりを着実に進めます。

公共交通につきましては、運転士不足への対応と持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、交通ネットワーク再編事業に引き続き取り組みつつ、より多くの市民に公共交通の理解と利用促進を図るため、公共交通イベント「こがねい★バスフェス」を開催いたします。

次に、地域と経済の分野です。

全国各地で毎年自然災害が発生し、激甚化・頻発化しています。首都圏では今後30年以内に大規模な地震が発生する確率が70%とされ、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩東部を震源とする直下地震では、市内の死者が49名、建物全半壊及び焼失が約3,500棟とされるなど、甚大かつ広範な被害が想定されています。

災害に強いまちづくりを進めていくためには、自助・共助及び自ら災害に備える市民一人一人の防災意識の向上が肝要であり、自主防災組織向けの防災講座の拡充やこがねい防災フェスタ（総合防災訓練）の内容を更に見直し、多様な参加型イベントとなるよう取り組みます。市民の安全安心を支える消防団の充実強化に向け、耐用年数を迎えた消防団ポンプ車を順次更新し、いざという時に機能を十分発揮できる体制を整えます。大規模災害発生時に重要となるトイレ防災については、クラウドファンディング

を活用したトイレカーの導入に向け検討いたします。また、能登半島地震の経験から、今後も災害が発生した場合における自治体同士の助け合いの関係を更に広げるため、他地域との協定締結に向け取り組むとともに、令和7年度の岩手県北上市に次いで長野県飯田市を訪問して連携協定締結自治体間での情報交換を行います。そして、これまでの災害対策本部訓練を見直し、参集訓練など、更に実践に近い形で訓練ができるシミュレーション訓練を導入し、災害対応力の強化を図ります。

安全安心なまちづくりへの対策として、防犯対策にも注力します。特殊詐欺、昨今の闇バイトに起因する強盗事件等、犯罪の手口は多種多様となっていることから、令和7年度に引き続き、防犯機器等購入等補助事業を継続し、市民の安全安心の充実強化を図ります。

産業振興につきましては、新しい小金井市産業振興プランに基づき、多様な人々が主体的に関わり、支え合う、地域でのつながり作り及び賑わいの創出に取り組むとともに、東小金井エリアを創業・起業を含む「チャレンジができるまち」としての進化を模索します。また、魅力が生み出され、その魅力に触れることができる、活気のあるまちを目指すため、市民、事業者、商店会、小金井市商工会、小金井市観光まちおこし協会、関係機関等と連携を図ります。

農業振興につきましては、都市における農地が、新鮮で安全な農産物の供給、環境保全、景観形成、農業体験の場、防災などの多面的な機能を有し、重要な役割を果たしており、関心も高まっています。農業者、JA東京むさし、関係機関等と連携し、都市農業に関する期待や役割に対応した取組、また、その農地を保全していくため、農業者に対して、継続した農業経営が行える取組を支援します。

次に、子どもと教育の分野です。

令和7年3月に策定した「のびゆくこどもプラン 小金井」に基づき、教育・保育の提供とともに、提供される保育等の質の維持・向上に資する施策を推進してまいります。

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、産婦健康診査・1か月児健康診査について、都内共通受診券の発行により、都内全域の協力医療機関にて受診券を使用できるようにするほか、母子アプリを

導入し、母子保健サービスのプッシュ型アプローチ等の母子保健DXを目指します。また、一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携協定を締結したことを踏まえ、ひとり親家庭支援の強化につなげていきます。

保育分野につきましては、市立保育園の果たすべき新たな役割等を定めた「小金井市立保育園の在り方に関する方針」に基づき、4つの役割等の実現に向けて取り組むとともに、市立保育園の人員体制の確保及び保育環境の整備を進め、老朽化した施設については必要な改修や維持管理の方向性の調査・検討を実施していきます。また、段階的に定員が縮小しているくりのみ保育園及びさくら保育園についても閉園となる年度まで保育に支障が生じないように取り組んでいきます。さらに、市内の認可保育所の適正な運営及びサービスの質の確保等を図ることを目的とする指導検査体制構築に着手し、令和8年度に市単独での指導検査を実施します。そして、民間施設及び市立保育園2園において乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）を実施いたします。

女性の就業率の上昇等を背景として学童保育所利用者が増加し続けており、学童保育所の大規模化対策が喫緊の課題です。放課後児童対策パッケージ2026を踏まえ、公共施設等の更なる活用について検討を進めていきます。また、利用者が増加傾向にある小学校区を中心に、民設民営学童保育所の設置を推進します。なお、令和7年7月28日に市内民設民営学童保育所の所外活動において発生したプール事故に関する検証委員会の報告書を受け、市として二度とこのような事故が発生しないよう、安全対策に努めてまいります。

子どもの権利が保障される社会実現とともに市民全体で考える機会の創出のため、「子どもの権利の日」を制定し、イベントを実施することにより、子どもの権利の普及啓発につなげていきます。

教育分野においては、小金井市教育委員会における新たな教育目標及び基本方針と連携した教育大綱を定め、学校教育分野において取り組む中期的な実施計画「第4次明日の小金井教育プラン」を策定し、全ての子どもが主体的に学び合い、多様性を包摂し、創造力豊かに未来を切り拓くことを願い、学校教育を推進していきます。

多様な学びの支援として、様々な理由で学校に通いづらい状況にある児童・生徒がより登校しやすく、安心して学校生活を送ることができる校内

別室及び校内教育支援センターを統合・整理した上で、令和8年度中の全校実施を目指します。また、新たに東中学校において、通常学級とは別に学級を編制の上、正規教員を複数名配置するチャレンジクラスを設置します。小学校の水泳授業では、外部プールでの指導委託事業の対象校を緑小学校に変更し実施形態を見直した上で、引き続き試行的に実施するほか、新たな事業として、全校に水泳指導専門インストラクターを派遣し、子どもがより安心して水泳学習に取り組むことのできる基盤づくりを進めるとともに、水泳授業の指導効果を高めてまいります。

学校施設につきましては、施設の老朽化対策及び学級数増へ対応するため、小金井第一小学校校舎改築工事に着手するほか、緑小学校では増築関連工事を実施し、安全安心な学習環境の整備・充実に取り組めます。課題であった小中学校トイレ整備については、洋便器化に加え、今後は乾式化など環境改善に取り組めます。

次に、文化と生涯学習の分野です。

芸術文化の振興に向けては、市民交流センター、はげの森美術館などを中心に、市民団体、NPO、大学等と連携を図りながら、芸術の活性化を目指すとともに、誰もが芸術文化に触れられる機会を提供するよう努めていきます。

男女共同参画の分野については、第7次男女共同参画行動計画の初年度に当たります。「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」の基本理念に基づき、引き続き「小金井市男女平等基本条例」、「パートナーシップ宣誓制度」などの理念の普及に努めるとともに、ファミリーシップ制度の導入について検討に着手します。

戦後80年が経過しましたが、世界各地では地域紛争やテロ行為が後を絶たず、今なお多くの尊い命が犠牲となっています。平和への意識が次世代においてもしっかりと継承されていくよう、令和7年度多くの親子に御参加いただいた「平和行事参加の旅」を始めとする各種平和事業を通じて、平和意識の高揚を図っていきます。

生涯学習全般としては、新たな教育目標、基本方針を実現するため、令和8年度からの第5次生涯学習推進計画に3つの施策「みんなが楽しく学べる場や機会の充実」、「学びを活かし地域とつながる仕組みや仕掛けの支

援」、「学びとつながりを支える基盤の整備」を掲げ、具体的な施策・事業を展開します。

その中で、スポーツの振興については、運動等を通じて市民の健康増進を図るとともに、誰もがつながり合える環境づくりを進め、笑顔で過ごすことができるまちを目指します。そこで令和8年度は、市内唯一の屋外型多目的運動施設として年間を通じて多くの市民に親しまれている上水公園運動施設グラウンドについて、石の表出や地面の凹凸等を改善するための工事を実施します。

市内に活動拠点を有する「結城座」が保持する、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「江戸の糸あやつり人形」については、国の重要無形民俗文化財指定を目指すため、学識経験者からなる調査委員会を立ち上げ、記録保存を図るとともに調査報告書を作成します。

また、市立図書館では、図書館基本計画等の改定を行うとともに、本館に公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備するほか、図書館システムの更新による利用方法の改善など、市民の皆様にも最も身近な「知の拠点」として、より一層、読書環境の充実に努めてまいります。

公民館では、地域住民が集う学びの場として、様々な年齢層の方が利用できるよう、防犯カメラを設置し、利用者が安心して利用できる環境を整備します。また、地域の実情や住民ニーズに合わせて、公民館が多様な活動を支援する拠点となり続けられるよう、持続可能な運営を行うため使用料を導入いたします。

次に、福祉と健康の分野です。

超高齢化社会を迎える中で、今後より一層、住み慣れた地域で共に支え合いながら、一人一人の尊厳を守り暮らし続けることができるまちを目指さなければなりません。第3期小金井市保健福祉総合計画に基づき、3つの基本目標として定めている「福祉のまちづくり」、「包括的支援体制の構築」、「地域活動の活性化」に係る各事業を推進していきます。令和7年度から本格実施した重層的支援体制整備事業を更に進化させるとともに、各関係機関と連携を深め、誰一人として取り残すことのないよう相談及び支援体制を構築してまいります。

高齢者福祉につきましては、第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉

総合事業計画に基づき、介護・医療・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現、介護保険制度の健全な運営に取り組みます。具体的には、寝たきり、認知症等で自ら理美容店に行くことが困難な在宅高齢者に対して、訪問理美容サービスを提供するほか、ひとり暮らし等の高齢者のためのICT機器を活用した高齢者見守り支援事業を始めます。また、小金井市医師会と連携し、今後需要の増加が見込まれる在宅医療の提供体制等の構築を推進します。令和7年度に認知症のある人の社会参加事業を行いました。そのグループワーキング等を通じて明らかになった課題を踏まえ、啓発イベント等の実施を企画・検討します。

介護人材不足については全国的な課題となっており、本市として介護人材確保のため「介護職員初任者研修」の実施と研修費用の補助を行ってきたところですが、令和8年度からは、対象者が各自で資格取得に関する研修を受け、その実費相当額を補助する事業へと変更します。また、令和9年度からの第10期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を策定します。

共生社会の実現には、障がいに対する理解の促進が重要であることから、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の普及啓発に引き続き努めるとともに、社会情勢等を踏まえた2回目の見直しに向け検討を進めます。また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は令和8年度に計画期間が終了するため、次期計画を策定します。令和8年4月からは、電車、バス等の交通機関を利用することが困難な障がい者を対象とする実費に応じたタクシー利用料金及びガソリン費の助成事業について、市民の利便性の向上及び業務の効率化を目的として手続を簡素化し、交通手当として支給する制度に改めるため、今定例会において小金井市障害者交通手当条例の議案を提出させていただいております。

健康・医療に関する分野では、食育に関する本市の現状や課題を踏まえ、更なる食育を推進するため、第5次食育推進計画を策定します。また、市民の健康増進を図る観点から、望まない受動喫煙を防止するため、武蔵小金井駅南口周辺にコンテナ型公衆喫煙所を設置します。

次に、行政運営の分野です。

今後の更なる厳しい社会環境を想定し、持続可能かつ魅力的なまちを創

り続ける自治体へと変革しなければなりません。スマート自治体を目指し小金井行財政改革2025を発展的に継承した「小金井市行財政改革2030」を強力に推進します。そして、市民福祉の増進は、短期的のみならず中長期的なビジョンをもって取り組まなければなりません。このため、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、中長期的な視点に立った計画的な予算編成及び執行を徹底します。あわせて、新たな財源確保に貪欲に努めるとともに、事務事業評価、改善改革運動などの仕組みを最大限活用し、社会情勢の変化及び市民ニーズの変化を適切に捉え、事業、公共施設等の聖域なき見直し、受益者負担の適正化等に取り組めます。

財源確保については、クラウドファンディングを積極的に活用し、また、この間流出が増加し続けているふるさと納税制度に関しても、魅力的な返礼品を増やし寄附額の増加を図ることを始めとして「稼ぐ自治体」への変革を目指すとともに、官民学共創・協働等あらゆる地域資源を活用し、市民に還元できる取組を模索します。

自治体DXの推進においては、新たな方針やアクションプランを庁内に浸透させるとともに、導入済みのデジタル技術・サービスの徹底活用のほか、実証等による新たなサービス導入を研究します。また、住民情報システムの標準化・共通化への移行が無事完了し、デジタルインフラ整備が整ったことにより、より一層の自治体間の情報連携効率化を進めるほか、各種申請手続等のオンライン化の推進など、更なる市民の利便性向上に努めます。さらに、令和7年度から導入の準備を進めている出退勤管理及び人事評価等の事務手続に関するシステムが稼働することにより、行政事務の効率化を図り、これらを契機として、行政分野では本格的なペーパーレス化へと舵を切ります。

また、職員の人材育成にも力を入れるとともに、働きやすい環境づくりを進めることで市民福祉の増進につなげていきます。その一つの取組として、「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」に加盟するなど、職員の皆さんが地域と関わることを通して働きがい及びやりがいを感じられるよう努めてまいります。

公民連携・アウトソーシングの推進においては、市民課において引き続きマイナンバーカードに係る出張交付委託を継続するとともにバックヤード業務委託を進め、増加の一途をたどる窓口業務の持続的かつ効率的な

体制構築を図ります。今後は、従来の職員数の削減や財政効果の追求を中心とした民間委託だけでなく、人口減少等に伴う社会情勢の変化に対応するため、市民・団体等とも連携し多様な主体による公的サービスの実施手法を積極的に検討してまいります。

公共施設マネジメントの推進においては、これまでの総量抑制、民間活力の活用及び保有資産の有効活用による財政負担の軽減と市民サービスの維持・向上を図る考え方を基本としつつ、新たに策定する小金井市公共施設在り方・再編方針において示す、これからの公共施設が目指すビジョンを共有し、公共施設の再編に向けた検討をしてまいります。また、施設の老朽化への対応として、桜町上水会館の冷暖房設備等の改修工事を行います。

市民参加と協働については、住民や活動団体が参加し、行政と地域の生活課題を共有し、解決策を検討し、地域で関わりを持てる仕組みづくりの中心となる市民協働支援センターの本格稼働を目指し、令和7年度から再検討委員会を設置しており、令和8年度は再検討委員会を着実に運営し検討を進めてまいります。

地域ごとの自治組織として重要な役割を担っている町会・自治会につきましては、加入率の微減傾向が続き、会員の高齢化とあいまって、今後の運営に深刻な問題を抱え続けています。市報での紹介や市民課窓口でのチラシの配布を始めとして、民間団体の協力を得ることも含め、市としての支援を進めてまいります。

市民参加と協働を更に推進するためには、市政を自分ごと化する動機付けが必要であり、まずは「知る」ことがスタートです。気付くきっかけがなければ市政に興味関心を持つことはできません。地域全体における担い手不足に対しましては、新たな地域人材創出のための仕掛けが課題であり、まずは市民とのコミュニケーション環境の改善を図ることが必要であったことから、各種広報媒体を整えてきました。今後は、これらのメディアを駆使して伝わりやすく行動変容につながるような情報発信に努めるとともに、PR（パブリック・リレーション）の強化を検討します。

令和8年度は「第5次小金井市基本構想・後期基本計画」の初年度となります。各施策の着実な進捗を図りつつ、将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現に向けて、全庁一丸となって取

り組んでまいる所存です。

7 むすび

我が国の少子高齢化問題は今後ますます深刻化していきます。本市としても、地域人材の確保とともに、多様な市民ニーズや社会の要請に応えるためにも、参加と協働を進化させなければなりません。

令和7年度に実施した小金井市気候市民会議では、無作為抽出で選ばれた方々が、これまで市政との関わりが薄かった中で、気候市民会議に参加することで小金井市のことを知り、特に若い方を中心として参加者の皆様がとても良い表情で前向きにグループワークをしていたことが印象的でした。今後永く社会を担うのは、若い人たちです。市民参加推進会議からの過去の提言も踏まえ、若者層の市民参加を更に進めることが、中長期的に小金井市の活気や発展を左右すると考えます。

私が市長に就任して以来、新しい小金井をつくるために、常に課題と向き合い、市民福祉の増進及び組織活性化のための種を蒔き、水をやってきました。今年は午年です。これまで積み重ねてきたことが花を咲かせられるよう、私の座右の銘の一つ「人間万事塞翁が馬」にちなみ、何があっても悲観することなく、物事がうまくいっても油断することなく、引き続き、あらゆることに常に目を配り、小金井市らしい花を咲かせるべく、取り組んでまいります。

市民の皆様及び市議会議員各位には、より一層の御理解、御協力をお願いし、本定例会に提案申し上げております令和8年度予算案を始め、各種案件につきまして、十分精査の上、御議決いただけますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

報告第1号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和7年度小金井市土地開発公社変更事業計画

令和7年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和7年度小金井市土地開発公社変更資金計画

令和8年度小金井市土地開発公社事業計画

令和8年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和8年度小金井市土地開発公社資金計画

令和7年度小金井市土地開発公社
変更事業計画

1 用地取得事業

事業名	変更前		変更後		比較	
	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	129.38	147,632	129.38	149,079	—	1,447

2 用地売却事業

事業名	変更前		変更後		比較	
	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	65.17	40,235	65.17	40,235	—	—

令和7年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和7年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ1,447千円を増額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ203,257千円とする。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

(借入金補正)

第2条 借入金の限度額は、1,447千円を増額し、借入金の限度額を149,079千円とする。

別表

収入支出予算補正

収入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		40,235	0	40,235
	1 公有地取得事業収益	40,235	0	40,235
	2 附帯等事業収益	0	0	0
2 借入金		147,632	1,447	149,079
	1 借入金	147,632	1,447	149,079
3 事業外収益		13,943	0	13,943
	1 受取利息	2	0	2
	2 雑収益	13,941	0	13,941
収入合計		201,810	1,447	203,257

支出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		64,432	0	64,432
	1 公有地取得事業費	64,432	0	64,432
2 販売費及び 一般管理費		7,950	0	7,950
	1 販売費及び一般管理費	7,950	0	7,950
3 償還金		39,652	0	39,652
	1 借入金償還金	39,652	0	39,652
4 事業外費用		6,575	0	6,575
	1 支払利息	6,573	0	6,573
	2 積立金	2	0	2
5 補償費		83,200	1,447	84,647
	1 補償費	83,200	1,447	84,647
6 特別損失		0	0	0
	1 その他の特別損失	0	0	0
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		201,810	1,447	203,257

収入支出補正予算明細書

収入

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計
1 事業収益			40,235	0	40,235
	1 公有地取得事業収益		40,235	0	40,235
	1 公有用地売却収益	1 公有用地売却収益	40,235	0	40,235
	2 附帯等事業収益		0	0	0
	1 保有土地賃貸等収益	1 公有用地賃貸収益	0	0	0
2 借入金			147,632	1,447	149,079
	1 借入金		147,632	1,447	149,079
		1 長期借入金	0	0	0
		2 短期借入金	147,632	1,447	149,079
3 事業外収益			13,943	0	13,943
	1 受取利息	1 受取利息	2	0	2
	2 雑収益	1 雑収益	13,941	0	13,941
収入合計			201,810	1,447	203,257

支出

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計
1 事業費			64,432	0	64,432
	1 公有地取得事業費		64,432	0	64,432
	1 公有用地取得事業費	1 公有用地取得事業費	64,432	0	64,432
2 販売費及び一般管理費			7,950	0	7,950
	1 販売費及び一般管理費		7,950	0	7,950
		1 報酬	480	0	480
		2 需用費	135	0	135
		3 役務費	1,053	0	1,053
		4 委託料	5,784	△ 5	5,779
		5 使用料及び賃借料	473	5	478
		6 負担金補助及び交付金	5	0	5
		7 公租公課	20	0	20
3 償還金			39,652	0	39,652
	1 借入金償還金	1 借入元金	39,652	0	39,652
4 事業外費用			6,575	0	6,575
	1 支払利息	1 支払利息	6,573	0	6,573
	2 積立金	2 積立金	2	0	2
5 補償費			83,200	1,447	84,647
	1 補償費	1 補償費	83,200	1,447	84,647
6 特別損失			0	0	0
	1 その他の特別損失		0	0	0
	1 寄附金	1 寄附金	0	0	0
7 予備費			1	0	1
	1 予備費	1 予備費	1	0	1
支出合計			201,810	1,447	203,257

令和7年度小金井市土地開発公社
変更資金計画

受入資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業収益	40,235	40,235	0
2 借入金	147,632	149,079	1,447
3 事業外収益	13,943	13,943	0
合 計	201,810	203,257	1,447

支払資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業費	64,432	64,432	0
2 販売費及び一般管理費	7,950	7,950	0
3 償還金	39,652	39,652	0
4 事業外費用	6,575	6,575	0
5 補償費	83,200	84,647	1,447
6 特別損失	0	0	0
7 予備費	1	1	0
合 計	201,810	203,257	1,447

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

令和8年度小金井市土地開発公社
事業計画

1 用地取得事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	117.31	132,528

2 用地売却事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	643.02	481,303
小金井都市計画公園 (小長久保公園)事業	152.15	83,908

小金井市全図

小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地

小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地



凡例

市界	———
町界	———
消防署	Y
駐在所	X
学校	△
神社	□
郵便局	○
病院	⊕
工場	⊗
交番所	◇
鉄道	———
河川	~~~~~
運路	———

令和8年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和8年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ734,203千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(借入金)

第2条 借入金の限度額は、132,528千円と定める。

別表

収入支出予算

(収入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業収益		565,211	40,235	524,976
	1 公有地取得事業収益	565,211	40,235	524,976
2 借入金		132,528	149,079	△ 16,551
	1 借入金	132,528	149,079	△ 16,551
3 事業外収益		36,464	13,943	22,521
	1 受取利息	2	2	0
	2 雑収益	36,462	13,941	22,521
収入合計		734,203	203,257	530,946

(支出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		50,528	64,432	△ 13,904
	1 公有地取得事業費	50,528	64,432	△ 13,904
2 販売費及び 一般管理費		34,715	7,950	26,765
	1 販売費及び一般管理費	34,715	7,950	26,765
3 償還金		509,836	39,652	470,184
	1 借入金償還金	509,836	39,652	470,184
4 事業外費用		8,652	6,575	2,077
	1 支払利息	8,650	6,573	2,077
	2 積立金	2	2	0
5 補償費		82,000	84,647	△ 2,647
	1 補償費	82,000	84,647	△ 2,647
6 特別損失		48,471	0	48,471
	1 その他の特別損失	48,471	0	48,471
7 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
支出合計		734,203	203,257	530,946

収入支出予算明細書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額	
1 事業収益				565,211	
	1 公有地取得事業 収益			565,211	
		1 公有用地売却 収益			565,211
				1 公有用地売却収益	565,211
2 借入金				132,528	
	1 借入金			132,528	
		1 借入金			132,528
				1 長期借入金	0
				2 短期借入金	132,528
3 事業外収益				36,464	
	1 受取利息			2	
		1 受取利息			2
				1 受取利息	2
	2 雑収益				36,462
		1 雑収益			36,462
			1 雑収益	36,462	
収入合計				734,203	

(単位：千円)

前年度予算額	比 較	説 明
40,235	524,976	(売却収益事業) 小金井都市計画道路3・4・8号線事業 小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
40,235	524,976	
40,235	524,976	
40,235	524,976	
149,079	△ 16,551	(借入対象事業) 小金井都市計画道路3・4・8号線事業
149,079	△ 16,551	
149,079	△ 16,551	
0	0	
149,079	△ 16,551	
13,943	22,521	定期預金等受取利息
2	0	
2	0	
2	0	
13,941	22,521	小金井市事務事業費補助金等
13,941	22,521	
13,941	22,521	
203,257	530,946	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業費				50,528
	1 公有地取得事業費			50,528
		1 公有用地取得事業費		50,528
			1 公有用地取得事業費	50,528
2 販売費及び一般管理費				34,715
	1 販売費及び一般管理費			34,715
		1 販売費及び一般管理費		34,715
			1 報酬	480
			2 需用費	122
			3 役務費	2,167
			4 委託料	31,644
			5 使用料及び賃借料	277
			6 負担金補助及び交付金	5
			7 公租公課	20
3 償還金				509,836
	1 借入金償還金			509,836
		1 借入金償還金		509,836
			1 借入元金	509,836

(単位：千円)

前年度予算額	比較	説明
64,432	△ 13,904	(取得対象事業) 小金井都市計画道路3・4・8号線事業
64,432	△ 13,904	
64,432	△ 13,904	
64,432	△ 13,904	
7,950	26,765	評議員会評議員報酬 消耗品費（事務用品）、印紙代 不動産鑑定手数料、切手代、振込手数料等 物件調査委託料、仮杭設置委託料等 パーソナルコンピュータ借上料、 会計システム借上料等 東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金 法人都民税、法人市民税
7,950	26,765	
7,950	26,765	
480	0	
135	△ 13	
1,053	1,114	
5,779	25,865	
478	△ 201	
5	0	
20	0	
39,652	470,184	(元金償還対象事業) 小金井都市計画道路3・4・8号線事業 小金井都市計画公園（小長久保公園）事業
39,652	470,184	
39,652	470,184	
39,652	470,184	

款	項	目	節	本年度予算額
4 事業外費用				8,652
	1 支払利息			8,650
		1 支払利息		8,650
			1 支払利息	8,650
	2 積立金			2
		1 積立金		2
			1 積立金	2
5 補償費				82,000
	1 補償費			82,000
		1 補償費		82,000
			1 補償費	82,000
6 特別損失				48,471
	1 その他の特別 損失			48,471
		1 寄附金		48,471
			1 寄附金	48,471
7 予備費				1
	1 予備費			1
		1 予備費		1
			1 予備費	1
支 出 合 計				734,203

(単位：千円)

前年度予算額	比較	説明
6,575	2,077	(支払利息対象事業)
6,573	2,077	<財源 売却収益> 小金井都市計画道路3・4・8号線事業 小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
6,573	2,077	<財源 利子補給金> 小金井都市計画道路3・4・8号線事業 小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
2	0	(受取利息)
2	0	普通預金及び定期預金
2	0	
84,647	△ 2,647	(補償対象事業)
84,647	△ 2,647	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
84,647	△ 2,647	
84,647	△ 2,647	
0	48,471	(寄附対象事業)
0	48,471	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
0	48,471	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
0	48,471	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
203,257	530,946	

令和 8 年度小金井市土地開発公社
資金計画

受入資金

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業収益	565,211
2 借入金	132,528
3 事業外収益	36,464
合 計	734,203

支払資金

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業費	50,528
2 販売費及び一般管理費	34,715
3 償還金	509,836
4 事業外費用	8,652
5 補償費	82,000
6 特別損失	48,471
7 予備費	1
合 計	734,203

差 引	0
-----	---

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額等	その他の条件
1	令和7年10月30日	<p>事件概要：令和7年9月下旬頃、本市が管理する中町さくら緑地（小金井市中町一丁目10番20号）において、緑地内の樹木の根が絡み付き、相手方敷地内埋設水道管を破損し漏水を発生させた。</p>	<p>世田谷区 A氏</p>	<p>市は、相手方に対して、83,242円を支払う。</p>	<p>相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。</p>

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 市 川 明

年 齢 61歳

職 業 会社役員

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

諮問第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 いちかわ あきら
市 川 明

年 齢 61歳

学 歴

昭和59年3月

東京デザイナー学院商業デザイン科卒業

職 歴

昭和59年	4月～昭和61年	3月	株式会社E・design office 勤務
昭和62年	4月～平成8年	1月	株式会社ブレンプール設計デザイン室勤務
平成8年	2月～平成21年	5月	株式会社マーベル取締役
平成22年	6月～現	在	株式会社ブランキューブ代表取締役
令和3年	2月～現	在	こども商店会株式会社代表取締役
令和4年	6月～現	在	一般社団法人アソビズ代表理事
令和5年	7月～現	在	法務省人権擁護委員
令和7年	7月～現	在	地域子どもの居場所駄菓子屋 moom 開業

その他の経歴

令和元年 7月～令和7年 6月 小金井市青少年健全育成委員北部地区

令和 2年 4月～現	在	副会長 不登校親の会ココノコ運営委員
令和 3年 9月～現	在	全国不登校父親の会代表 オンラインにて主催
令和 7年 7月～現	在	小金井市青少年健全育成委員北部地区委員

賞 罰

な し

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所	小金井市
氏 名	真 野 文 恵
年 齢	70歳
職 業	弁護士

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 ま 真 の 野 ふ み え 恵

年 齢 70歳

学 歴

昭和54年3月

中央大学法学部法律学科卒業

職 歴

平成 3年 4月～平成 5年 3月

司法修習

平成 5年 4月

弁護士登録

平成 5年 4月～平成25年11月

八王子ひまわり法律事務所勤務

平成25年12月～平成31年 4月

八王子ひまわり法律事務所パートナー
就任

令和 元年 5月～現 在

小金井ひまわり法律事務所長就任

令和 5年 7月～現 在

法務省人権擁護委員

その他の経歴

平成18年 4月～平成28年 3月

中央大学法学部兼任講師

平成24年10月～平成28年 9月

府中市オンブズパーソン

平成26年 4月～令和 2年 3月

八王子市都市計画審議会委員

平成26年 4月～現 在

東京家庭裁判所調停委員

平成28年 4月～令和 6年 4月

日野市情報公開・個人情報保護及び行

平成30年 9月～現在
令和 4年 4月～令和 5年 3月

政不服に関する審査会委員
浅川清流環境組合情報公開・個人情報
保護及び行政不服に関する委員会委員
東京家事調停協会立川会会長

賞 罰

なし

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 吉 田 進

年 齢 71歳

職 業 会社員

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

諮問第3号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 よし だ すずむ
吉 田 進

年 齢 71歳

学 歴

昭和51年3月

東京経済大学経営学部卒業

職 歴

昭和51年 4月～平成 2年9月

株式会社アシックス勤務

平成 2年10月～現 在

ソニー生命保険株式会社勤務

平成28年 8月～現 在

ソニー生命保険株式会社トップ・オブ・ザ・エグゼグティブライフプランナー就任

令和 5年 7月～現 在

法務省人権擁護委員

その他の経歴

平成13年 4月～現 在

東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会委員

賞 罰

平成18年10月

東京都薬物乱用防止関係功労賞

平成21年 1月

小金井市民感謝状

令和 3年10月

令和 4年10月

薬物乱用防止啓発活動東京都知事感謝状

厚生労働省医薬生活衛生局感謝状

議案第 2 号

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 10 回)

令和7年度小金井市一般会計補正予算（第10回）

令和7年度小金井市の一般会計の補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ27,170千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,677,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 12,066,155	千円 40,030	千円 12,106,185
	1 国庫負担金	9,352,486	2,087	9,354,573
	2 国庫補助金	2,682,565	37,943	2,720,508
19 繰入金		3,813,770	90,000	3,903,770
	1 基金繰入金	3,752,126	90,000	3,842,126
22 市債		1,446,800	△157,200	1,289,600
	1 市債	1,446,800	△157,200	1,289,600
歳入合計		59,705,075	△27,170	59,677,905

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 6,554,821	千円 △26,870	千円 6,527,951
	1 教育総務費	986,642	656	987,298
	2 小学校費	3,153,589	△36,300	3,117,289
	3 中学校費	1,006,447	8,774	1,015,221
13 予備費		84,990	△300	84,690
	1 予備費	84,990	△300	84,690
歳出合計		59,705,075	△27,170	59,677,905

第 2 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
1 0 教育費	2 小学校費	第一小学校校舎改築等工事	千円 779,700

第3表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
第一小学校校舎改築等工事監 理委託料	令和8年度 ～令和10年度	56,300千円
第一小学校校舎改築等工事設 計意図伝達委託料	令和7年度 ～令和10年度	39,600千円

変更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
第一小学 校校舎改 築等工事	令和8年度 ～令和10年度	4,704,800千円	令和8年度 ～令和10年度	5,477,804千円

第4表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
3	第一小学校校舎改築等事業	千円 685,900	千円 528,700	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
	合計	1,446,800	1,289,600	

議案第 2 号資料 1

令 和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 10 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 12,066,155	千円 40,030	千円 12,106,185
	1 国庫負担金	9,352,486	2,087	9,354,573
	2 国庫補助金	2,682,565	37,943	2,720,508
19 繰入金		3,813,770	90,000	3,903,770
	1 基金繰入金	3,752,126	90,000	3,842,126
22 市債		1,446,800	△157,200	1,289,600
	1 市債	1,446,800	△157,200	1,289,600
歳入合計		59,705,075	△27,170	59,677,905

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 6,554,821	千円 △26,870	千円 6,527,951
	1 教 育 総 務 費	986,642	656	987,298
	2 小 学 校 費	3,153,589	△36,300	3,117,289
	3 中 学 校 費	1,006,447	8,774	1,015,221
13 予 備 費		84,990	△300	84,690
	1 予 備 費	84,990	△300	84,690
歳 出 合 計		59,705,075	△27,170	59,677,905

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 40,030	千円 △157,200	千円	千円 90,300
			656
40,030	△157,200		80,870
			8,774
			△300
			△300
40,030	△157,200		90,000

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 教育費国庫負担金	千円 52,826	千円 2,087	千円 54,913	1 小学校費国庫負担金	千円 2,087

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費国庫補助金	千円 14,236	千円 37,943	千円 52,179	1 小学校費補助金	千円 37,943

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 3,126,000	千円 90,000	千円 3,216,000	1 財政調整基金繰入金	千円 90,000

款 22 市 債

項 1 市 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 教 育 債	千円 790,900	千円 △ 157,200	千円 633,700	1 小学校債	千円 △ 157,200

説	明	千円
1 公立学校施設整備費負担金 (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条) 負担率 1/2	(庶務課)	2,087

説	明	千円
2 学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金交付要綱) 補助率 1/2、1/3、2/7	(庶務課)	37,943

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財政課)	90,000

説	明	千円
1 第一小学校校舎改築等事業債	(財政課)	△ 157,200

3 歳 出

款 10 教 育 費

項 1 教 育 総 務 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	453,614	656	454,270			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
656			
656	13 使用料及び賃借料	656	17 其他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 656
			13 使用料及び賃借料 (656) バス借上料 656

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 学校建設費	1,205,771	△ 36,300	1,169,471	40,030	△ 157,200	
				40,030	△ 157,200	

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
80,870				
80,870	12 委託料	△ 36,300	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課)	△ 36,300
			12 委託料 (△ 36,300)	
			第一小学校校舎改築等工事監理委託料	△ 24,310
			第一小学校校舎改築等設計意図伝達委託料	△ 11,990

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
1 学校管理費	千円 307,489	千円 661	千円 308,150	千円	千円	千円
2 教育振興費	273,461	8,113	281,574			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
661			
661	11 役務費 2 電話料	100 100	2 学校運営に要する経費 () 661
	17 備品購入費	561	(2) 学務課関係経費 661 11 役 務 費 (100) 電 話 料 100 17 備品購入費 (561) 学校管理備品 561
8,113			
8,113	12 委託料	8,113	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 8,113 12 委 託 料 (8,113) 教育用ネットワーク構築委託料 8,113

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	84,990	△ 300	84,690			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 300		千円	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に關する調書補正
廃止

事 項	限 度 額	令和6年度未までの 支出(見込)額		令和7年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国都支出金	地 方 債	そ の 他		
第一小学校舎改築等工事 監理	56,300			令和8年度 ~令和10年度	56,300					56,300
第一小学校舎改築等工事 設計 意図伝達委託	39,600			令和7年度 ~令和10年度	39,600					39,600

(単位:千円)

事 項	限 度 額	令和6年度未までの 支出(見込)額		令和7年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国都支出金	地 方 債	そ の 他		
第一小学校舎改築等工事 補正前	4,704,800			令和8年度 ~令和10年度	4,704,800	886,096	3,650,300			168,404
第一小学校舎改築等工事 補正後	5,477,804			令和8年度 ~令和10年度	5,477,804	1,002,782	4,272,400			202,622

(単位:千円)

地方債の前年度末における現在の見込み並びに前年度末及び当該年度末における現在の見込みに関する調査補正

(単位:千円)

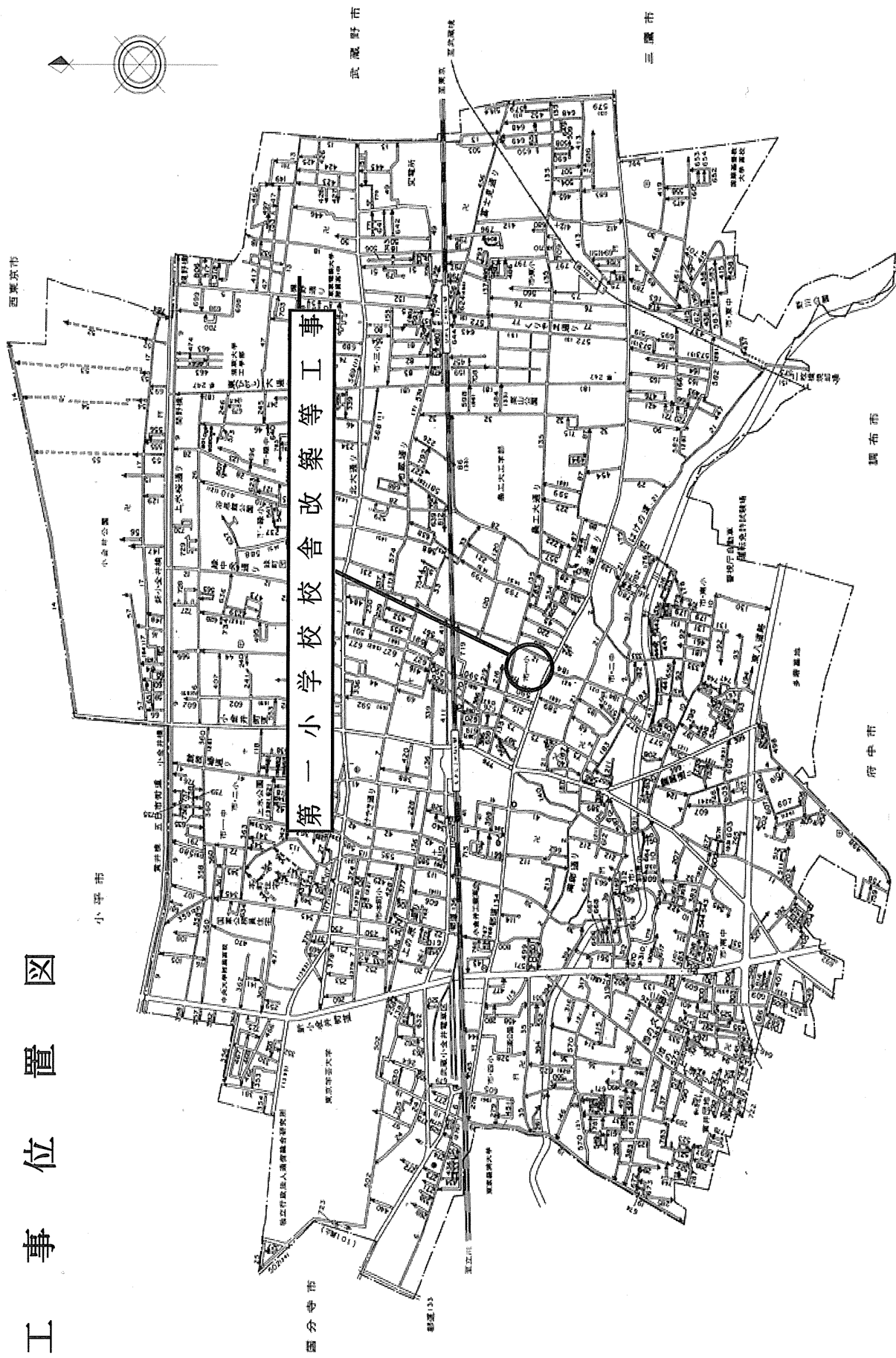
区分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度		中		令和7年度 見込額	令和7年度 見込額	令和7年度 見込額	令和7年度 見込額	令和7年度 見込額	令和7年度 見込額		
			令和7年度 見込額	令和7年度 見込額	増減額	増減額							令和7年度 見込額	令和7年度 見込額
1 普通債	12,232,051	14,539,019	1,446,800	△ 157,200	1,289,600	1,289,600	1,276,643	14,709,176	△ 157,200	14,551,976	14,551,976	14,551,976		
(6) 教 育	1,582,212	1,579,666	790,900	△ 157,200	633,700	633,700	134,437	2,236,129	△ 157,200	2,078,929	2,078,929	2,078,929		
2 その他	3,332,076	2,683,228	0	0	0	0	568,577	2,114,651	0	2,114,651	2,114,651	2,114,651		
合 計	15,564,127	17,222,247	1,446,800	△ 157,200	1,289,600	1,289,600	1,845,220	16,823,827	△ 157,200	16,666,627	16,666,627	16,666,627		

議案第2号資料2

令和7年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和6年度末現在高(A)	令和7年度当初予算(B)	第4年度算入額	予算補正状況	補積額(C)		令和7年度末現在高(D)	令和7年度額(E)	令和7年度見込額(F)=(A)+(D)-(E)
							正	額			
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,937,339	9,401 9,401	1,210,000 7,348 1,217,348	1,210,000 7,348 1,217,348	1,210,000 7,348 1,217,348	1,210,000 16,749 1,226,749	当初 1,546,000 1,670,000 3,216,000	5,948,088	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,419	12 12	5 5	5 5	17 17	17 17	当初 補正 計	9,436	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	3,368,272	4,026 4,026	300,000 2,356 302,356	300,000 2,356 302,356	300,000 2,356 302,356	300,000 6,382 306,382	当初 補正 計	3,574,957	
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	659,206	700 700	300,000 427 300,427	300,000 427 300,427	300,000 427 300,427	300,000 1,127 301,127	当初 補正 計	868,333	
5	地域福祉基金	元金 利子 計	945,567	1,152 1,152	638 554 1,192	638 554 1,192	638 554 1,192	638 1,706 2,344	当初 補正 計	943,482	
6	環境基金	元金 利子 計	1,115,368	200,000 1,424 201,424	100,740 833 101,573	100,740 833 101,573	100,740 833 101,573	300,740 2,257 302,997	当初 補正 計	1,018,365	
7	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	4 4	2 2	2 2	6 6	6 6	当初 補正 計	3,035	
8	みどり公園基金	元金 利子 計	132,436	159 159	291,449 78 291,527	291,449 78 291,527	291,449 78 291,527	291,449 237 291,686	当初 補正 計	424,122	
9	市営住宅整備基金	元金 利子 計	3,612	2,875 15 2,890	3 3	3 3	18 18	18 18	当初 補正 計	6,505	
10	教育施設整備基金	元金 利子 計	142,033	23,436 154 23,590	1,808 97 1,905	1,808 97 1,905	1,808 97 1,905	25,244 251 25,495	当初 補正 計	137,528	
11	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	当初 補正 計	66	
合	計	元金 利子 計	14,316,346	226,311 17,048 243,359	2,204,635 11,703 2,216,338	2,204,635 11,703 2,216,338	2,204,635 11,703 2,216,338	2,430,946 28,751 2,459,697	当初 補正 計	12,933,917	

工事位置図



議案第2号資料4

繰越明許費の内訳について

1 第一小学校校舎改築等工事

款10 教育費 項2 小学校費 目4 学校建設費

事業1 学校施設整備に要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
14	第一小学校校舎改築等工事	779,700	0	779,700
	合計	779,700	0	779,700

議案第 2 号資料 5

市立小学校体験学習事業概要

1 目的

令和 7 年度林間学校実施中に、宿泊施設での食事を原因とする食中毒が発生したことに伴い、林間学校を急遽切り上げ、林間学校最終日に予定していた体験事業を実施できなくなった小学校児童に対して代替事業を実施する。

2 事業概要

(1) 対象

6 年生児童及び引率教員（5 学級 約 1 6 0 人）

(2) 実施日

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

(3) 実施場所

葛西臨海水族園（江戸川区臨海町六丁目 2 番 3 号）

(4) その他

児童及び引率教員に係る葛西臨海水族園の入園料は、無料

3 予算額

バス借上料 6 5 6 千円

議案第3号

令和7年度

小金井市

一般会計補正予算

(第11回)

令和7年度小金井市一般会計補正予算（第11回）

令和7年度小金井市の一般会計の補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ688,227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,366,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 23,648,006	千円 710,037	千円 24,358,043
	1 市 民 税	12,637,126	710,037	13,347,163
15 国 庫 支 出 金		12,106,185	161,098	12,267,283
	1 国 庫 負 担 金	9,354,573	201,520	9,556,093
	2 国 庫 補 助 金	2,720,508	△40,422	2,680,086
16 都 支 出 金		10,021,752	△62,950	9,958,802
	1 都 負 担 金	2,962,786	93,478	3,056,264
	2 都 補 助 金	6,227,039	△119,249	6,107,790
	3 委 託 金	831,927	△37,179	794,748
18 寄 附 金		288,896	123,083	411,979
	1 寄 附 金	288,896	123,083	411,979
19 繰 入 金		3,903,770	△94,985	3,808,785
	1 基 金 繰 入 金	3,842,126	△94,985	3,747,141
21 諸 収 入		512,708	20,944	533,652
	4 雑 入	467,174	20,944	488,118
22 市 債		1,289,600	△169,000	1,120,600
	1 市 債	1,289,600	△169,000	1,120,600
歳 入 合 計		59,677,905	688,227	60,366,132

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 393,128	千円 2,889	千円 396,017
	1 議 会 費	393,128	2,889	396,017
2 総 務 費		8,841,145	80,096	8,921,241
	1 総 務 管 理 費	7,411,820	129,160	7,540,980
	2 徴 税 費	630,495	8,485	638,980
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	392,000	△34,402	357,598
	4 選 挙 費	269,152	△4,804	264,348
	5 統 計 調 査 費	101,607	△11,579	90,028
	6 監 査 委 員 費	36,071	△6,764	29,307
3 民 生 費		31,089,605	456,919	31,546,524
	1 社 会 福 祉 費	9,491,442	270,911	9,762,353
	2 児 童 福 祉 費	17,456,062	189,480	17,645,542
	3 生 活 保 護 費	4,112,486	△4,007	4,108,479
	4 国 民 年 金 費	29,615	535	30,150
4 衛 生 費		4,960,562	145,727	5,106,289
	1 保 健 衛 生 費	1,774,942	115,830	1,890,772
	2 清 掃 費	3,185,620	29,897	3,215,517
6 農 林 水 産 業 費		48,081	△3,691	44,390
	1 農 業 費	48,081	△3,691	44,390
7 商 工 費		376,718	△8,342	368,376
	1 商 工 費	376,718	△8,342	368,376
8 土 木 費		3,668,726	△38,570	3,630,156
	1 土 木 管 理 費	298,315	△3,711	294,604
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,047,414	△23,475	1,023,939
	4 都 市 計 画 費	2,294,204	△11,490	2,282,714
	5 住 宅 費	24,785	106	24,891
9 消 防 費		1,682,963	△1,026	1,681,937
	1 消 防 費	1,682,963	△1,026	1,681,937

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 6,527,951	千円 59,718	千円 6,587,669
	1 教 育 総 務 費	987,298	61,131	1,048,429
	2 小 学 校 費	3,117,289	△11,085	3,106,204
	3 中 学 校 費	1,015,221	4,224	1,019,445
	4 社 会 教 育 費	889,723	5,179	894,902
	5 保 健 体 育 費	518,420	269	518,689
11 公 債 費		1,975,748	7,045	1,982,793
	1 公 債 費	1,975,748	7,045	1,982,793
13 予 備 費		84,690	△12,538	72,152
	1 予 備 費	84,690	△12,538	72,152
歳 出 合 計		59,677,905	688,227	60,366,132

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2	総務費	1 総務管理費	千円 1,078
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1,848
3	民生費	2 児童福祉費	3,600
8	土木費	2 道路橋りょう費	46,229
8	土木費	2 道路橋りょう費	35,778
10	教育費	2 小学校費	2,340

第3表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
		千円	千円	
1	東小金井駅北口土地区画整理事業	120,000	94,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
5	新庁舎・（仮称）新福祉会館建設事業	75,000	0	
6	公共施設LED化事業	443,700	375,700	
	合計	1,289,600	1,120,600	

議案第3号資料1

令和7年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 11 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 23,648,006	千円 710,037	千円 24,358,043
	1市 民 税	12,637,126	710,037	13,347,163
15国庫支出金		12,106,185	161,098	12,267,283
	1国庫負担金	9,354,573	201,520	9,556,093
	2国庫補助金	2,720,508	△40,422	2,680,086
16都支出金		10,021,752	△62,950	9,958,802
	1都負担金	2,962,786	93,478	3,056,264
	2都補助金	6,227,039	△119,249	6,107,790
	3委託金	831,927	△37,179	794,748
18寄附金		288,896	123,083	411,979
	1寄附金	288,896	123,083	411,979
19繰入金		3,903,770	△94,985	3,808,785
	1基金繰入金	3,842,126	△94,985	3,747,141
21諸収入		512,708	20,944	533,652
	4雑収入	467,174	20,944	488,118
22市債		1,289,600	△169,000	1,120,600
	1市債	1,289,600	△169,000	1,120,600
歳入合計		59,677,905	688,227	60,366,132

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 393,128	千円 2,889	千円 396,017
	1 議 会 費	393,128	2,889	396,017
2 総 務 費		8,841,145	80,096	8,921,241
	1 総 務 管 理 費	7,411,820	129,160	7,540,980
	2 徴 税 費	630,495	8,485	638,980
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	392,000	△34,402	357,598
	4 選 挙 費	269,152	△4,804	264,348
	5 統 計 調 査 費	101,607	△11,579	90,028
	6 監 査 委 員 費	36,071	△6,764	29,307
3 民 生 費		31,089,605	456,919	31,546,524
	1 社 会 福 祉 費	9,491,442	270,911	9,762,353
	2 児 童 福 祉 費	17,456,062	189,480	17,645,542
	3 生 活 保 護 費	4,112,486	△4,007	4,108,479
	4 国 民 年 金 費	29,615	535	30,150
4 衛 生 費		4,960,562	145,727	5,106,289
	1 保 健 衛 生 費	1,774,942	115,830	1,890,772
	2 清 掃 費	3,185,620	29,897	3,215,517
6 農 林 水 産 業 費		48,081	△3,691	44,390
	1 農 業 費	48,081	△3,691	44,390
7 商 工 費		376,718	△8,342	368,376
	1 商 工 費	376,718	△8,342	368,376
8 土 木 費		3,668,726	△38,570	3,630,156
	1 土 木 管 理 費	298,315	△3,711	294,604
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,047,414	△23,475	1,023,939
	4 都 市 計 画 費	2,294,204	△11,490	2,282,714
	5 住 宅 費	24,785	106	24,891
9 消 防 費		1,682,963	△1,026	1,681,937
	1 消 防 費	1,682,963	△1,026	1,681,937

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			2,889
			2,889
△10,671	△143,000	△94,985	328,752
1,078	△143,000	△94,985	366,067
			8,485
△170			△34,232
			△4,804
△11,579			
			△6,764
208,774			248,145
155,266			115,645
53,508			135,972
			△4,007
			535
			145,727
			115,830
			29,897
			△3,691
			△3,691
△127			△8,215
△127			△8,215
△97,520	△26,000	123,083	△38,133
△559			△3,152
△25,041			1,566
△71,920	△26,000	123,083	△36,653
			106
			△1,026
			△1,026

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 6,527,951	千円 59,718	千円 6,587,669
	1 教 育 総 務 費	987,298	61,131	1,048,429
	2 小 学 校 費	3,117,289	△11,085	3,106,204
	3 中 学 校 費	1,015,221	4,224	1,019,445
	4 社 会 教 育 費	889,723	5,179	894,902
	5 保 健 体 育 費	518,420	269	518,689
11 公 債 費		1,975,748	7,045	1,982,793
	1 公 債 費	1,975,748	7,045	1,982,793
13 予 備 費		84,690	△12,538	72,152
	1 予 備 費	84,690	△12,538	72,152
歳 出 合 計		59,677,905	688,227	60,366,132

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △2,308	千円	千円	千円 62,026
			61,131
			△11,085
			4,224
△2,308			7,487
			269
			7,045
			7,045
			△12,538
			△12,538
98,148	△169,000	28,098	730,981

2 歳 入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 個 人	千円 12,017,508	千円 710,037	千円 12,727,545	1 現年課税分	千円 710,037

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫 負担金	千円 9,292,819	千円 201,520	千円 9,494,339	1 社会福祉費負担金	千円 99,289
				2 児童福祉費負担金	102,231

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	710,037

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の4) 負担率 1/2	(保険年金課)	9,584
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	95,849
6 生活困窮者自立支援事業負担金 (生活困窮者自立支援法第15条、生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	△ 5,669
7 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金 (国民健康保険法第72条の3の2) 負担率 1/2	(保険年金課)	△ 535
8 国民健康保険産前産後保険税負担金 (国民健康保険法第72条の3の3) 負担率 1/2	(保険年金課)	60
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条) 負担率 1/2	(保育課)	136,367
5 児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 10/10、13/15、7/9	(子育て支援課)	△ 34,136

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費国庫補助金	千円 67,871	千円 908	千円 68,779	1 総務管理費補助金	千円 908
4 土木費国庫補助金	276,959	△ 41,330	235,629	1 都市計画費補助金	△ 41,330

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 2,958,450	千円 93,478	千円 3,051,928	1 社会福祉費負担金	千円 44,539
				2 児童福祉費負担金	48,939

説	明	千円
2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍事務へのマイナンバー 制度導入に係るものに限る。)交付要綱) 補助率 10/10	(市民課)	△ 170
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(基幹系システム改修分) (社会保障・税番号制度システム整備費補助金(国外転出者のマイナンバー カードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係るものに限る。)交付要綱) 補助率 10/10	(情報システム課)	1,078
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 補助率 1/2	(区画整理課)	△ 41,330

説	明	千円
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3及び第72条の4) 負担率 3/4、1/4	(保険年金課)	13,551
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	48,778
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条) 負担率 3/4	(保険年金課)	△ 17,552
11 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金 (国民健康保険法第72条の3の2) 負担率 1/4	(保険年金課)	△ 268
12 国民健康保険産前産後保険税負担金 (国民健康保険法第72条の3の3) 負担率 1/4	(保険年金課)	30
2 児童育成手当負担金 (東京都児童育成手当に関する条例、児童手当等都負担金交付要綱) 育成手当 負担率 10/10 障害手当 負担率 10/10	(子育て支援課)	△ 2,968 (△ 1,728) (△ 1,240)

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円		千円

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 3,562,204	千円 △ 86,224	千円 3,475,980	1 社会福祉費補助金	千円 11,438
				2 児童福祉費補助金	△ 97,662
5 商工費都補助金	17,057	△ 127	16,930	1 商工費補助金	△ 127
6 土木費都補助金	206,704	△ 30,590	176,114	2 都市計画費補助金	△ 30,590
7 教育費都補助金	822,146	△ 2,308	819,838	1 教育費補助金	△ 2,308

説	明	千円
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条、子ども・子育て支援法第67条) 負担率 1/2、1/4	(保 育 課)	55,754
6 児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/9、1/15	(子 育 て 支 援 課)	△ 3,847

説	明	千円
6 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱) 補助率 1/2、ポイント制	(自 立 生 活 支 援 課)	11,438
4 認証保育所運営費等補助金 (東京都認証保育所運営費等補助要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	9,009
26 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金 (多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保 育 課)	△ 125,866
33 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 (保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保 育 課)	19,195
1 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金 (東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、1/3	(経 済 課)	△ 127
2 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程) 補助率 1/4	(区 画 整 理 課)	△ 30,590
7 東京都地域学校協働活動推進事業費補助金 (東京都地域学校協働活動推進事業費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(生 涯 学 習 課)	△ 2,308

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 524,292	△ 千円 11,579	千円 512,713	4 統計調査費委託金	△ 千円 11,579
4 土木費委託金	246,266	△ 25,600	220,666	2 道路橋りょう費委託金	△ 25,600

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4 土木費寄附金	千円 273,217	千円 123,083	千円 396,300	1 みどりのまちづくり協力金	千円 3,000
				2 公園協力金	120,083

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 地域福祉基金繰入金	千円 4,429	△ 千円 4,429	千円 0	1 地域福祉基金繰入金	△ 千円 4,429
6 庁舎建設基金繰入金	99,697	△ 90,556	9,141	1 庁舎建設基金繰入金	△ 90,556

説	明	千円
7 国勢調査委託金 (統計法、国勢調査令、国勢調査施行規則)	(総務課)	△ 11,579
1 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課)	△ 2,654 (△ 2,654)
2 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都市計画課)	△ 22,946

説	明	千円
1 みどりのまちづくり協力金	(環境政策課)	3,000
1 公園協力金	(環境政策課)	120,083

説	明	千円
1 地域福祉基金繰入金	(地域福祉課)	△ 4,429
1 庁舎建設基金繰入金	(管財課)	△ 90,556

款 21 諸 収 入

項 4 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1	千円 20,944	千円 20,945	1 過年度収入	千円 20,944

款 22 市 債

項 1 市 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 土 木 債	千円 137,200	千円 △ 26,000	千円 111,200	1 都市計画債	千円 △ 26,000
3 総 務 債	518,700	△ 143,000	375,700	1 総務管理債	△ 143,000

説	明	千円
1 返 還 金	(ごみ対策課)	20,944
令和6年度浅川清流環境組合負担金返還金	(20,944)

説	明	千円
1 東小金井駅北口土地区画整理事業債	(財 政 課) △	26,000
1 新庁舎・(仮称)新福祉会館建設事業債	(財 政 課) △	75,000
2 公共施設LED化事業債	(財 政 課) △	68,000

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	393,128	2,889	396,017			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,889			
2,803	1 報酬	69	1 職員人件費その他 (職員課) 2,803
	2 給料	704	2 給料 (704)
	3 職員手当等	1,801	一般職給料 (704)
	4 共済費	315	3 職員手当等 (1,784)
86			4 共済費 (315)
			3 議会事務に要する経費 (議会事務局) 86
			1 報酬 (69)
			議会事務業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (17)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
165,844			
161,688	1 報酬	3,170	1 職員人件費その他 () 161,688
	2 給料	39,408	(1) 職員課関係経費 160,615
	3 職員手当等	118,275	2 給 料 (40,139)
	4 共済費	5,145	一般職給料 (40,139)
	8 旅費	△ 154	3 職員手当等 (115,662)
			4 共 済 費 (4,948)
			8 旅 費 (△ 134)
			普通旅費 △ 134
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) 1,073
			2 給 料 (△ 731)
			再任用職員給料 △ 731
			3 職員手当等 (1,627)
			4 共 済 費 (197)
			8 旅 費 (△ 20)
			普通旅費 △ 20
2,848			4 職員人事管理に要する経費 (職 員 課) 2,848
			1 報 酬 (2,462)
			人事研修業務会計年度任用職員報酬 2,251
			給与厚生業務会計年度任用職員報酬 211
			3 職員手当等 (386)
107			7 秘書に要する経費 (広 報 秘 書 課) 107
			1 報 酬 (70)
			秘書業務会計年度任用職員報酬 70
			3 職員手当等 (37)
106			8 事務管理に要する経費 (総 務 課) 106
			1 報 酬 (69)
			総務業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (37)
1,095			9 庁舎維持管理に要する経費 (管 財 課) 1,095
			1 報 酬 (569)
			施設管理業務会計年度任用職員報酬 569
			3 職員手当等 (526)
△ 6,618			
312	1 報酬	207	1 文書事務に要する経費 (総 務 課) 312
	3 職員手当等	105	1 報 酬 (207)
	12 委託料	△ 5,852	都庁交換等業務会計年度任用職員報酬 69
			文書收受発送業務会計年度任用職員報酬 69
			印刷業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (105)
△ 6,930			4 内部情報システムに要する経費 (情報システム課) △ 6,930

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費				1,078		
3 広報広聴費	100,574	420	100,994			
6 会計管理費	42,498	218	42,716			
7 財産管理費	361,075	213	361,288			
8 企画調整費	494,977	△ 63,248	431,729		△ 68,000	
					△ 68,000	
9 市民施設費	113,076	285	113,361			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			12 委託料 (△ 6,930) 庁内ネットワーク環境移設等支援委託料 (△ 6,930) 新庁舎等建設対応分)
			6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 1,078
			12 委託料 (1,078) コンビニ交付システム修正委託料 (戸籍附 票旧氏記載対応分) 1,078
420			
313	1 報酬	278	1 広報活動に要する経費 (広報秘書課) 313
	3 職員手当等	142	1 報 酬 (208) 広報業務会計年度任用職員報酬 208 3 職員手当等 (105)
107			2 広聴・相談に要する経費 (広報秘書課) 107
			1 報 酬 (70) 広聴業務会計年度任用職員報酬 70 3 職員手当等 (37)
218			
218	1 報酬	139	1 出納事務に要する経費 (会計課) 218
	3 職員手当等	79	1 報 酬 (139) 会計業務会計年度任用職員報酬 139 3 職員手当等 (79)
213			
213	1 報酬	139	1 財産管理に要する経費 (管財課) 213
	3 職員手当等	74	1 報 酬 (139) 財産管理業務会計年度任用職員報酬 139 3 職員手当等 (74)
4,752			
107	1 報酬	70	2 行財政改革事務に要する経費 (企画政策課) 107
	3 職員手当等	37	1 報 酬 (70) 企画政策業務会計年度任用職員報酬 70 3 職員手当等 (37)
4,645	12 委託料	△ 63,355	6 公共施設マネジメント推進に 要する経費 (企画政策課) △ 63,355
			12 委託料 (△ 63,355) 契約差金 (公共施設LED化事業委託料) △ 63,355
285			

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 市民施設費						
13 庁舎建設基金費	306,382	200,000	506,382			
14 庁舎建設費	179,568	△ 169,985	9,583		△ 75,000	△ 94,985
					△ 75,000	△ 94,985
16 諸費	0	953	953			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
285			2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 285
	1 報酬	73	1 報 酬 (73) 集会施設維持管理業務会計年度任用職員報酬
	3 職員手当等	212	3 職員手当等 (212)
200,000			
200,000			1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) 200,000
	24 積立金	200,000	24 積立金 (200,000) 庁舎建設基金積立金 (積立元金) 200,000
			1 新庁舎等建設に要する経費 (企 画 政 策 課) △ 169,985
	12 委託料	△ 69,985	12 委 託 料 (△ 69,985) 新庁舎・(仮称)新福社会館建設工事監理委託料 △ 41,378
	14 工事請負費	△ 100,000	新庁舎・(仮称)新福社会館建設設計意図伝達委託料 △ 6,786 新庁舎・(仮称)新福社会館建設コンストラクション・マネジメント委託料 △ 21,821 14 工事請負費 (△ 100,000) 新庁舎・(仮称)新福社会館建設工事
953			
953			1 返還金・還付金 (財 政 課) 953
	22 償還金利息及び割引料	953	22 償還金利息及び割引料 (953) 令和3年度普通交付税返還金 953

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	387,887	6,309	394,196			
2 賦課費	122,021	1,761	123,782			
3 徴収費	120,587	415	121,002			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,309			
6,309	2 給料	1,413	1 職員人件費その他 (職員課) 6,309
	3 職員手当等	2,685	2 給料 (1,413)
	4 共済費	2,231	一般職給料 (1,413)
	8 旅費	△ 20	3 職員手当等 (2,685)
			4 共済費 (2,231)
			8 旅費 (△ 20)
			普通旅費 △ 20
1,761			
950	1 報酬	586	1 市民税・軽自動車税等賦課に要する経費 (市民税課) 950
	3 職員手当等	1,175	1 報酬 (307)
			市民税業務会計年度任用職員報酬 307
			3 職員手当等 (643)
811			2 固定資産税・都市計画税賦課に要する経費 (資産税課) 811
			1 報酬 (279)
			固定資産業務会計年度任用職員報酬 279
			3 職員手当等 (532)
415			
415	1 報酬	279	1 収納事務に要する経費 (納税課) 415
	3 職員手当等	136	1 報酬 (279)
			滞納整理業務会計年度任用職員報酬 279
			3 職員手当等 (136)

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	392,000	△ 34,402	357,598	△ 170		
				△ 170		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 34,232			
△ 31,563	1 報酬	△ 1,447	1 職員人件費その他 (職員課) △ 31,563
	2 給料	△ 18,345	2 給料 (△ 18,345)
	3 職員手当等	△ 8,476	一般職給料 (△ 18,345)
	4 共済費	△ 4,370	3 職員手当等 (△ 8,838)
	8 旅費	△ 10	4 共済費 (△ 4,370)
△ 3,552	12 委託料	△ 1,754	8 旅費 (△ 10)
			普通旅費 △ 10
			2 戸籍事務に要する経費 (市民課) △ 3,722
			1 報酬 (△ 1,968)
			戸籍届出窓口対応等業務会計年度任用職員報酬 △ 1,968
			12 委託料 (△ 1,754)
			契約差金(振り仮名通知書作成委託料他1件) △ 3,602
			戸籍情報システム修正委託料(社会保障・税番号制度対応分) 1,848
777			3 住民基本台帳事務に要する経費 (市民課) 777
			1 報酬 (452)
			住民基本台帳等業務会計年度任用職員報酬 313
			社会保障・税番号制度等業務会計年度任用職員報酬 139
			3 職員手当等 (325)
106			5 住居表示事務に要する経費 (市民課) 106
			1 報酬 (69)
			住居表示等業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (37)

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	75,888	△ 4,804	71,084			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,804			
△ 4,905	1 報酬	69	1 職員人件費その他 (職員課) △ 4,905
	2 給料	△ 371	2 給 料 (△ 371) 一般職給料 △ 371
	3 職員手当等	△ 4,757	3 職員手当等 (△ 4,789)
	4 共済費	265	4 共 済 費 (265)
	8 旅費	△ 10	8 旅 費 (△ 10) 普通旅費 △ 10
101			2 選挙管理委員会に要する経費 (選挙管理委員会) 101
			1 報 酬 (69) 選挙管理委員会事務業務会計年度任用職員 報酬 69
			3 職員手当等 (32)

款 2 総務費

項 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 人口統計調査費	100,849	△ 11,579	89,270	△ 11,579		
				△ 11,579		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	11 役務費 1 郵便料	△ 1,667 △ 1,667	1 人口統計調査に要する経費 () △ 11,579
	12 委託料	△ 9,912	(2) 国勢調査費 (総務課) △ 11,579
			11 役務費 (△ 1,667)
			郵便料 (△ 1,667)
			12 委託料 (△ 9,912)
			契約差金等 (コールセンター委託料他1件) △ 9,912

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	36,071	△ 6,764	29,307			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 6,764				
△ 6,764	2 給料	△ 3,553	1 職員人件費その他	(職員課) △ 6,764
	3 職員手当等	△ 2,188	2 給料	(△ 3,553)
	4 共済費	△ 1,021	一般職給料	△ 3,553
	8 旅費	△ 2	3 職員手当等	(△ 2,188)
			4 共 済 費	(△ 1,021)
			8 旅 費	(△ 2)
			普通旅費	△ 2

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,028,748	1,910	1,030,658	△ 5,669		
				△ 5,669		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,579			
8,542	1 報酬	△ 1,778	1 職員人件費その他 (職員課) 8,542
	2 給料	1,744	2 給 料 (1,744)
	3 職員手当等	5,148	一般職給料 1,744
	4 共済費	2,005	3 職員手当等 (4,912)
	8 旅費	△ 119	4 共 済 費 (2,005)
△ 2,211	19 扶助費	△ 7,559	8 旅 費 (△ 119)
	22 償還金利子及び割引料	2,469	普通旅費 △ 119
213			2 社会福祉委員に要する経費 (地域福祉課) △ 2,211
			1 報 酬 (△ 2,211)
			社会福祉委員報酬 △ 2,211
160			7 福祉サービス苦情調整委員に要する経費 (地域福祉課) 213
			1 報 酬 (139)
			福祉サービス苦情調整業務会計年度任用職員報酬 139
			3 職員手当等 (74)
296			15 東京都難病患者等医療費助成事務等に要する経費 (自立生活支援課) 160
			1 報 酬 (102)
			難病患者等医療費助成業務会計年度任用職員報酬 102
			3 職員手当等 (58)
1,890			18 自立支援医療・精神通院事務等に要する経費 (自立生活支援課) 296
			1 報 酬 (192)
			精神保健福祉士業務会計年度任用職員報酬 192
			3 職員手当等 (104)
2,469			28 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 (地域福祉課) △ 7,559
	19 扶助費	(△ 7,559)	
	住居確保給付金	△ 7,559	
	34 返還金・還付金	()	2,469
			(1) 地域福祉課関係経費 2,427
	22 償還金利子及び割引料	(2,427)	
			令和6年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 2,427
			(3) 子育て支援課関係経費 42
	22 償還金利子及び割引料	(42)	
			令和6年度困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金返還金 42

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	2,936,732	222,563	3,159,295	156,065		
				149		
				80,346		
				74,739		
				831		
4 高齢者福祉費	708,895	998	709,893			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
66,498			
144	1 報酬	155	10 その他事務に要する経費 (自立生活支援課) 144
	3 職員手当等	119	1 報 酬 (70) 障害福祉業務会計年度任用職員報酬 70
	12 委託料	437	3 職員手当等 (74)
130	19 扶助費	221,852	13 障害支援区分認定調査等に要する経費 (自立生活支援課) 130
			1 報 酬 (85) 障害支援区分認定調査等業務会計年度任用職員報酬 85
149			3 職員手当等 (45)
			18 精神障害者配食サービス事業に要する経費 (自立生活支援課) 298
			12 委 託 料 (298) 精神障害者配食サービス委託料 298
28,457			21 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 108,803
			19 扶 助 費 (108,803) 介護給付費 108,803
34,162			22 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 108,901
			19 扶 助 費 (108,901) 訓練等給付費 108,901
139			23 介護給付費・訓練等給付費事務に要する経費 (自立生活支援課) 139
			12 委 託 料 (139) 給付費支払事務委託料 139
3,317			24 共同生活援助等家賃助成に要する経費 (自立生活支援課) 4,148
			19 扶 助 費 (4,148) 共同生活援助等家賃助成費 4,148
998			
119	1 報酬	664	20 高齢者在宅福祉窓口相談員に要する経費 (介護福祉課) 119
	3 職員手当等	334	1 報 酬 (78) 高齢者福祉窓口相談員業務会計年度任用職員報酬 78
			3 職員手当等 (41)
130			21 地域福祉ネットワーク支援に要する経費 (介護福祉課) 130

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
4 高齢者福祉費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 青少年対策費	10,421	302	10,723			
7 国民健康保険事業費	1,399,346	32,620	1,431,966	22,422		
				22,422		
8 介護保険事業費	1,554,000	12,305	1,566,305			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			1 報 酬 (85) 高齢者ネットワーク支援業務会計年度任用職員報酬 85
			3 職員手当等 (45)
213			24 高齢福祉業務に要する経費 (介護福祉課) 213
			1 報 酬 (139) 高齢福祉業務会計年度任用職員報酬 139
			3 職員手当等 (74)
430			26 機能強化型地域包括支援センター設置促進事業に要する経費 (介護福祉課) 430
			1 報 酬 (293) 機能強化型地域包括支援センター業務会計年度任用職員報酬 293
			3 職員手当等 (137)
106			35 介護支援ボランティアポイント事業に要する経費 (介護福祉課) 106
			1 報 酬 (69) 高齢者支援業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (37)
302			
302	1 報酬	100	2 青少年健全育成に要する経費 (児童青少年課) 302
	3 職員手当等	202	1 報 酬 (100) 青少年指導員業務会計年度任用職員報酬 27 児童青少年業務会計年度任用職員報酬 73
			3 職員手当等 (202)
10,198			
10,198	27 繰出金	32,620	1 国民健康保険特別会計繰出金 (財政課) 32,620
			27 繰 出 金 (32,620) 保険基盤安定分繰出金 30,846 未就学児均等割保険料繰出金 △ 1,068 職員給与費等繰出金 2,721 産前産後保険料繰出金 121
12,305			
12,305	27 繰出金	12,305	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課) 12,305
			27 繰 出 金 (12,305) 介護給付費繰出金 9,889 地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 繰出金 1,329 低所得者保険料軽減繰出金 △ 3,538

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 介護保険事業費						
10 後期高齢者医療費	1,360,434	213	1,360,647	△ 17,552		
				△ 17,552		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			職員給与費等繰出金	6,071
			要介護認定事務費繰出金	△ 1,446
17,765				
17,552	1 報酬	139	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	0
	3 職員手当等	74	(財 政 課)	
	27 繰出金	0	27 繰 出 金	(0)
			療養給付費繰出金	3,936
			保険基盤安定繰出金	△ 6,491
			保険料軽減措置繰出金	2,555
213			2 後期高齢者医療に要する経費 (保 険 年 金 課)	213
			1 報 酬	(139)
			後期高齢者医療業務会計年度任用職員報酬	139
			3 職員手当等	(74)

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	9,444,270	△ 57,465	9,386,805	△ 147,622		
				△ 37,983		
				△ 2,968		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
90,157			
△ 14,816	1 報酬	1,332	1 職員人件費その他 (職員課) △ 14,816
	2 給料	△ 6,265	2 給 料 (△ 6,265)
	3 職員手当等	△ 4,142	一般職給料 △ 6,265
	4 共済費	△ 3,687	3 職員手当等 (△ 4,704)
	8 旅費	△ 160	4 共 済 費 (△ 3,687)
△ 3,847			8 旅 費 (△ 160)
	18 負担金補助及び交付金	△ 127,239	普通旅費 △ 160
	19 扶助費	△ 45,558	2 児童手当支給に要する経費 (子育て支援課) △ 41,830
△ 760			19 扶 助 費 (△ 41,830)
	22 償還金利子及び割引料	128,254	児童手当 △ 41,830
			3 児童育成手当支給に要する経費 (子育て支援課) △ 3,728
471			19 扶 助 費 (△ 3,728)
			児童育成手当 △ 3,728
			10 保育所入所事務等に要する経費 (保育課) 471
625			1 報 酬 (310)
			保育実施業務会計年度任用職員報酬 155
			保育所等入所相談支援業務会計年度任用職員報酬 155
			3 職員手当等 (161)
322			12 こども家庭センター運営に要する経費 (こども家庭セン) 625
			1 報 酬 (473)
			こども家庭センター業務会計年度任用職員報酬 473
			3 職員手当等 (152)
			13 その他事務に要する経費 (子育て支援課) 322
			1 報 酬 (211)
			子育て支援業務会計年度任用職員報酬 72
			手当助成業務会計年度任用職員報酬 139
			3 職員手当等 (111)
128,254			26 返還金・還付金 () 128,254
			(1) 保育課関係経費 4,828
			22 償還金利子及び割引料 (4,828)
			令和6年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金 4,828
			(3) 子育て支援課関係経費 123,161
			22 償還金利子及び割引料 (123,161)
			令和6年度児童措置費国庫負担金返還金 (母子生活支援施設措置費) 766

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
				△ 125,866		
				19,195		
2 児童措置費	5,535,023	304,731	5,839,754	201,130		
				192,121		
				9,009		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			令和6年度子ども・子育て支援国庫交付金 返還金 6,518
			令和6年度子ども・子育て支援体制整備総 合推進事業費国庫補助金返還金 211
			令和6年度児童措置費都負担金返還金（母 子生活支援施設措置費） 383
			令和6年度子ども家庭支援区市町村包括補 助事業都補助金返還金 8,580
			令和6年度子ども・子育て支援都交付金返 還金 105,485
			令和6年度子供食堂推進事業都補助金返還 金 1,218
			(4) こども家庭センター関係経費 265
			22 償還金利息及び割引料 (265)
			令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事 業費国庫補助金返還金 265
407			30 子どもの権利推進に要する経 費 (児童青少年課) 407
			1 報 酬 (269)
			子どもの権利擁護調査・相談専門員業務会 計年度任用職員報酬 269
			3 職員手当等 (138)
69			31 高校生等医療費助成事業に要 する経費 (子育て支援課) 69
			1 報 酬 (69)
			高校生等医療費助成業務会計年度任用職員 報酬 69
△ 20,880			35 多様な他者との関わりの機会 の創出事業に要する経費 (保 育 課) △ 146,746
			18 負担金補助及び交付金 (△ 146,746)
			多様な他者との関わりの機会の創出事業補 助金 △ 146,746
312			37 原油価格・物価高騰対策に要 する経費 () 19,507
			(1) 保育課関係経費 19,507
			18 負担金補助及び交付金 (19,507)
			保育施設運営事業者事業継続支援金 19,507
103,601			
87,337	12 委託料	279,458	2 民間保育所等運営に要する経 費 (保 育 課) 279,458
	18 負担金補助及び交 付金	25,273	12 委 託 料 (279,458)
			保育所運営等委託料 279,458
16,264			5 認証保育所運営に要する経費 (保 育 課) 25,273

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費						
3 児童福祉施設費	50,525	170	50,695			
4 保育園費	1,302,277	△ 65,695	1,236,582			
5 学童保育所費	596,011	2,736	598,747			
6 ひとり親福祉費	38,032	5,003	43,035			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			18 負担金補助及び交付金 (25,273) 認証保育所運営費等補助金 25,273
170			
170	1 報酬	129	3 児童館運営に要する経費 (児童青少年課) 170
	3 職員手当等	41	1 報 酬 (129) 児童館業務会計年度任用職員報酬 129 3 職員手当等 (41)
△ 65,695			
△ 71,066	1 報酬	3,678	1 職員人件費その他 (職員課) △ 71,066
	2 給料	△ 36,434	2 給 料 (△ 36,434) 一般職給料 △ 36,434
	3 職員手当等	△ 26,711	3 職員手当等 (△ 28,404)
	4 共済費	△ 6,215	4 共 済 費 (△ 6,215)
	8 旅費	△ 13	8 旅 費 (△ 13) 普通旅費 △ 13
5,371			3 保育園運営に要する経費 (保 育 課) 5,371
			1 報 酬 (3,678) 保育園用業務会計年度任用職員報酬 336 特別支援保育業務会計年度任用職員報酬 863 保育園給食調理業務会計年度任用職員報酬 840 乳幼児保育補助業務会計年度任用職員報酬 64 医療的ケア業務会計年度任用職員報酬 399 保育補助業務会計年度任用職員報酬 1,176 3 職員手当等 (1,693)
2,736			
2,736	1 報酬	1,708	2 学童保育所運営に要する経費 (児童青少年課) 2,736
	3 職員手当等	1,028	1 報 酬 (1,708) 学童保育指導員業務会計年度任用職員報酬 1,708 3 職員手当等 (1,028)
5,003			
305	1 報酬	206	5 ひとり親家庭等支援に要する 経費 (子育て支援課) 305
	3 職員手当等	99	1 報 酬 (206) 母子父子自立支援員女性相談支援員プロ ラム策定員業務会計年度任用職員報酬 206 3 職員手当等 (99)
	22 償還金利子及び割引料	4,698	6 返還金・還付金 (子育て支援課) 4,698
4,698			22 償還金利子及び割引料 (4,698) 令和6年度母子家庭等対策総合支援事業費 国庫補助金返還金 4,099

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
6 ひとり親福祉費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			令和6年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金	469
			令和6年度養育費確保支援事業都補助金返還金	130

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	481,427	△ 4,007	477,420			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,007			
△ 2,193	1 報酬	△ 1,365	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,193
	2 給料	△ 2,845	2 給 料 (△ 2,845)
	3 職員手当等	1,262	一般職給料 (△ 2,845)
	4 共済費	△ 900	3 職員手当等 (1,711)
	8 旅費	△ 159	4 共 済 費 (△ 900)
△ 1,814			8 旅 費 (△ 159)
			普通旅費 △ 159
			2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) △ 1,814
			1 報 酬 (△ 1,365)
			就労促進指導業務会計年度任用職員報酬 170
			面接相談業務会計年度任用職員報酬 198
			退院促進業務会計年度任用職員報酬 △ 157
			健康管理支援業務会計年度任用職員報酬 100
			診療報酬等調査業務会計年度任用職員報酬 △ 636
			収入資産状況把握業務会計年度任用職員報酬 △ 1,109
			生活保護事務業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (△ 449)

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	29,615	535	30,150			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
535				
△ 9	1 報酬	234	1 職員人件費その他 (職員課)	△ 9
	2 給料	370	2 給 料 (370)
	3 職員手当等	△ 104	一般職給料	370
	4 共済費	38	3 職員手当等	(△ 414)
	8 旅費	△ 3	4 共 済 費	(38)
544			8 旅 費	(△ 3)
			普通旅費	△ 3
			2 国民年金事務に要する経費 (保険年金課)	544
			1 報 酬 (234)
			国民年金業務会計年度任用職員報酬	234
			3 職員手当等	(310)

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	1,166,554	115,452	1,282,006			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
115,452				
12,570	1 報酬	919	1 職員人件費その他 (職員課)	12,570
	2 給料	2,975	2 給料 (2,975)	
	3 職員手当等	7,683	一般職給料 (2,975)	
	4 共済費	3,255	3 職員手当等 (6,340)	
1,271			4 共済費 (3,255)	
	22 償還金利子及び割引料	100,620	25 その他保健衛生事業の管理運営に要する経費 ()	1,271
			(1) 健康課関係経費	734
			1 報酬 (273)	
			歯科衛生業務会計年度任用職員報酬	98
			保健業務会計年度任用職員報酬	104
			健康業務会計年度任用職員報酬	71
			3 職員手当等 (461)	
			(2) こども家庭センター関係経費	537
			1 報酬 (273)	
			歯科衛生業務会計年度任用職員報酬	98
			保健業務会計年度任用職員報酬	104
			健康業務会計年度任用職員報酬	71
			3 職員手当等 (264)	
124			27 大気汚染医療費助成等に要する経費 (健康課)	124
			3 職員手当等 (124)	
188			30 未熟児養育医療に要する経費 (こども家庭セン)	188
			1 報酬 (134)	
			養育医療周辺相談業務会計年度任用職員報酬	134
			3 職員手当等 (54)	
591			31 妊婦面談に要する経費 (こども家庭セン)	591
			1 報酬 (239)	
			妊婦面談業務会計年度任用職員報酬	239
			3 職員手当等 (352)	
54			36 妊婦のための支援給付事業に要する経費 (こども家庭セン)	54
			3 職員手当等 (54)	
34			37 妊婦等包括相談支援事業に要する経費 (こども家庭セン)	34
			3 職員手当等 (34)	
100,620			38 返還金・還付金 ()	100,620
			(2) こども家庭センター関係経費	100,620

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 環境対策費	60,646	378	61,024			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			22 償還金利子及び割引料 (100,620) 令和6年度出産・子育て応援国庫交付金返 還金 27,691 令和6年度とうきょうママパパ応援事業都 補助金返還金 68,070 令和6年度妊婦健康診査支援事業都補助金 返還金 4,859
378			
378	1 報酬	139	3 環境対策事務に要する経費 (環 境 政 策 課) 378
	3 職員手当等	239	1 報 酬 (139) 環境対策業務会計年度任用職員報酬 139 3 職員手当等 (239)

款 4 衛 生 費

項 2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	224,920	△ 103	224,817			
4 環境基金費	302,997	30,000	332,997			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 103			
△ 294	1 報酬	140	1 職員人件費その他 (職員課) △ 294
	2 給料	△ 358	2 給 料 (△ 358) 一般職給料 △ 358
	3 職員手当等	453	3 職員手当等 (402)
	4 共済費	△ 352	4 共 済 費 (△ 352)
	8 旅費	14	8 旅 費 (14) 普通旅費 14
191			2 清掃管理に要する経費 (ごみ対策課) 191
			1 報 酬 (140) ごみ減量推進業務会計年度任用職員報酬 70 清掃管理業務会計年度任用職員報酬 70
			3 職員手当等 (51)
30,000			
30,000	24 積立金	30,000	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 30,000
			24 積立金 (30,000) 環境基金積立金(積立元金) 30,000

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	34,157	△ 3,691	30,466			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,691			
△ 3,691	18 負担金補助及び交付金	△ 3,691	1 農業振興対策に要する経費 (経 済 課) △ 3,691
			18 負担金補助及び交付金 (△ 3,691)
			小金井市農業振興連合会補助金 △ 3,691

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	88,956	△ 2,801	86,155			
2 商工振興費	264,512	△ 5,541	258,971	△ 127		
				△ 127		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,801			
△ 2,956	1 報酬	155	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,956
	2 給料	△ 2,756	2 給料 (△ 2,756)
	3 職員手当等	△ 240	一般職給料 (△ 2,756)
	4 共済費	56	3 職員手当等 (△ 240)
	8 旅費	△ 16	4 共済費 (56)
155			8 旅費 (△ 16)
			普通旅費 △ 16
			2 消費者対策に要する経費 (経済課) 155
			1 報酬 (155)
			消費生活相談業務会計年度任用職員報酬 155
△ 5,414			
△ 5,414	1 報酬	70	1 商工振興に要する経費 (経済課) △ 5,414
	3 職員手当等	37	1 報酬 (70)
	18 負担金補助及び交付金	△ 5,648	産業振興推進業務会計年度任用職員報酬 70
			3 職員手当等 (37)
			18 負担金補助及び交付金 (△ 5,648)
			商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 △ 1,066
			農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金 △ 3,458
			小規模事業者持続化サポート補助金 △ 1,124

款 8 土 木 費

項 1 土 木 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	298,315	△ 3,711	294,604	△ 559		
				△ 559		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 3,152			
△ 12,056	1 報酬	638	1 職員人件費その他 (職員課) △ 12,615
	2 給料	△ 6,833	2 給料 (△ 6,833)
	3 職員手当等	△ 3,601	一般職給料 (△ 6,833)
	4 共済費	△ 1,855	3 職員手当等 (△ 3,927)
964			4 共済費 (△ 1,855)
	18 負担金補助及び交付金	7,940	2 土木一般管理に要する経費 () 964
			(1) 都市計画課関係経費 333
			1 報酬 (218)
			用地取得専門業務会計年度任用職員報酬 79
			用地関連業務会計年度任用職員報酬 139
			3 職員手当等 (115)
			(2) 道路管理課関係経費 631
			1 報酬 (420)
			道路調査業務会計年度任用職員報酬 70
			道路証明窓口業務会計年度任用職員報酬 69
			道路等維持補修業務会計年度任用職員報酬 134
			道路管理業務会計年度任用職員報酬 69
			道路測量等業務会計年度任用職員報酬 78
			3 職員手当等 (211)
7,940			3 公共交通施策に要する経費 (交通対策課) 7,940
			18 負担金補助及び交付金 (7,940)
			コミュニティバス運行補助金 7,940

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	110,580	1,378	111,958			
3 道路新設改良費	436,779	△ 25,078	411,701	△ 25,041 △ 3,093		
				△ 21,948		
6 交通安全対策費	303,843	225	304,068			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,378			
1,378	2 給料	△ 81	
	3 職員手当等	1,273	1 職員人件費その他 (職員課) 1,378
	4 共済費	186	2 給 料 (△ 81) 一般職給料 △ 81 3 職員手当等 (1,273) 4 共 済 費 (186)
△ 37			
△ 439	1 報酬	80	2 都道134号線整備に要する経費 () △ 3,532
	3 職員手当等	41	(1) 都市計画課関係経費 △ 3,532
	12 委託料	△ 14,579	1 報 酬 (80) 用地取得専門業務会計年度任用職員報酬 80
	16 公有財産購入費	△ 4,880	3 職員手当等 (41)
	21 補償補填及び賠償金	△ 5,740	12 委 託 料 (△ 3,653) 都道134号線物件調査委託料 △ 2,521 都道134号線境界杭等設置委託料 △ 1,132
402			3 主要地方道15号線整備に要する経費 () △ 21,546
			(1) 都市計画課関係経費 △ 21,546
			12 委 託 料 (△ 10,926) 主要地方道15号線測量委託料 △ 3,828 主要地方道15号線物件調査委託料 △ 7,098
			16 公有財産購入費 (△ 4,880) 主要地方道15号線用地取得費 △ 4,880
			21 補償補填及び賠償金 (△ 5,740) 主要地方道15号線用地取得に伴う物件補償費 △ 5,740
225			
113	1 報酬	151	2 交通安全推進に要する経費 (交通対策課) 113
	3 職員手当等	74	1 報 酬 (76) 交通安全推進業務会計年度任用職員報酬 76 3 職員手当等 (37)
112			3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) 112
			1 報 酬 (75) 自転車対策等業務会計年度任用職員報酬 75 3 職員手当等 (37)

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	610,767	△ 29,393	581,374			
2 土地区画整理費	451,030	△ 105,180	345,850	△ 71,920	△ 26,000	
				△ 71,920	△ 26,000	
7 みどりと公園基金費	291,686	123,083	414,769			123,083
						123,083

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 29,393			
△ 23,903	1 報酬	285	1 職員人件費その他 (職員課) △ 23,903
	2 給料	△ 12,916	2 給 料 (△ 12,916)
	3 職員手当等	△ 7,022	一般職給料 (△ 12,916)
	4 共済費	△ 3,629	3 職員手当等 (△ 7,174)
	8 旅費	△ 184	4 共 済 費 (△ 3,629)
106			8 旅 費 (△ 184)
			普通旅費 △ 184
	12 委託料	△ 5,927	3 都市計画事務に要する経費 (都市計画課) 106
△ 5,702			1 報 酬 (69)
			都市計画業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (37)
			5 建築事務に要する経費 (建築営繕課) △ 5,702
			1 報 酬 (147)
			電気・設備業務会計年度任用職員報酬 78
			建築営繕事務業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (78)
			12 委 託 料 (△ 5,927)
			契約差金 (特定建築物等定期調査報告委託料) △ 5,927
106			7 宅地開発等指導事務に要する経費 (まちづくり推進) 106
			1 報 酬 (69)
			宅地開発等指導業務会計年度任用職員報酬 69
			3 職員手当等 (37)
△ 7,260			
△ 7,260	1 報酬	79	1 土地区画整理事業に要する経費 (区画整理課) △ 105,180
	3 職員手当等	41	1 報 酬 (79)
	12 委託料	△ 105,300	土地区画整理業務等会計年度任用職員報酬 79
			3 職員手当等 (41)
			12 委 託 料 (△ 105,300)
			東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 △ 105,300
	24 積立金	123,083	
			1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 123,083
			24 積立金 (123,083)
			みどりと公園基金積立金 (積立元金) 123,083

款 8 土 木 費

項 5 住 宅 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 住宅管理費	21,892	106	21,998			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
106			
106	1 報酬	69	1 市営住宅維持管理に要する経費 (まちづくり推進) 106
	3 職員手当等	37	1 報酬 (69) 市営住宅維持管理等業務会計年度任用職員報酬 69 3 職員手当等 (37)

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	103,981	△ 1,026	102,955			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,026			
△ 1,026	1 報酬	△ 1,026	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) △ 1,026
			1 報 酬 (△ 1,026)
			団員報酬 △ 1,026

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	501,458	55,154	556,612			
3 教育指導費	454,270	5,977	460,247			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
55,154			
55,148	1 報酬	3,085	1 職員人件費その他 () 55,148
	2 給料	2,576	(1) 職員課関係経費 45,939
	3 職員手当等	50,309	2 給 料 (2,506)
	4 共済費	△ 783	一般職給料 2,506
	8 旅費	△ 33	3 職員手当等 (44,655)
			4 共 済 費 (△ 1,192)
			8 旅 費 (△ 30)
			普通旅費 △ 30
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) 319
			2 給 料 (70)
			再任用職員給料 70
			3 職員手当等 (△ 157)
			4 共 済 費 (409)
			8 旅 費 (△ 3)
			普通旅費 △ 3
			(3) 庶務課関係経費 8,890
			1 報 酬 (3,085)
			市立小学校給食調理業務会計年度任用職員報酬 318
			市立小中学校用務業務会計年度任用職員報酬 1,654
			学校事務業務会計年度任用職員報酬 974
			教育委員会庶務業務会計年度任用職員報酬 139
			3 職員手当等 (5,805)
6			3 就学関係に要する経費 (学 務 課) 6
			3 職員手当等 (6)
5,977			
521	1 報酬	5,202	2 教育相談に要する経費 (指 導 室) 521
	3 職員手当等	2,663	1 報 酬 (354)
	12 委託料	△ 1,888	スクールソーシャルワーカー業務会計年度任用職員報酬 354
			3 職員手当等 (167)
1,212			17 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 1,212
			1 報 酬 (2,059)
			副校長補佐業務会計年度任用職員報酬 655
			エデュケーション・アシスタント会計年度任用職員報酬 1,404
			3 職員手当等 (1,041)
			12 委 託 料 (△ 1,888)
			水泳指導委託料 △ 1,888
1,373			18 指導室関連教育施設に要する経費 (指 導 室) 1,373
			1 報 酬 (914)

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
3 教育指導費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			教職員研修センター業務会計年度任用職員報酬	85
			もくせい教室業務会計年度任用職員報酬	156
			教育相談所業務会計年度任用職員報酬	426
			教育相談等業務会計年度任用職員報酬	170
			もくせい教室支援業務会計年度任用職員報酬	77
			3 職員手当等 (459)
2,871			20 特別支援教育に要する経費 (指 導 室)	2,871
			1 報 酬 (1,875)
			特別支援学級介助業務会計年度任用職員報酬	627
			特別支援教育支援業務会計年度任用職員報酬	1,248
			3 職員手当等 (996)

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	608,114	△ 11,085	597,029			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 11,085			
△ 11,085	2 給料	△ 5,877	1 職員人件費その他 (職員課) △ 11,085
	3 職員手当等	△ 4,325	2 給 料 (△ 5,877)
	4 共済費	△ 867	一般職給料 (△ 5,877)
	8 旅費	△ 16	3 職員手当等 (△ 4,325)
			4 共 済 費 (△ 867)
			8 旅 費 (△ 16)
			普通旅費 △ 16

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	308,150	4,224	312,374			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
4,224				
4,224	2 給料	1,750	1 職員人件費その他 (職員課)	4,224
	3 職員手当等	1,612	2 給 料	(1,750)
			一般職給料	1,750
	4 共済費	862	3 職員手当等	(1,612)
			4 共 済 費	(862)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	318,494	2,526	321,020	△ 2,308		
				△ 2,308		
2 公民館費	353,088	303	353,391			
3 図書館費	157,445	2,118	159,563			
4 文化財保護費	14,806	232	15,038			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,834			
5,536	1 報酬	213	1 職員人件費その他 (職員課) 5,536
	2 給料	2,532	2 給料 (2,532)
	3 職員手当等	2,531	一般職給料 (2,532)
	4 共済費	742	3 職員手当等 (2,292)
	7 報償費	△ 3,462	4 共済費 (742)
69	8 旅費	△ 30	8 旅費 (△ 30)
			普通旅費 △ 30
			2 社会教育委員に要する経費 (生涯学習課) 69
			1 報酬 (69)
276			市町村社会教育委員連絡協議会業務会計年度任用職員報酬 69
			3 社会教育活動に要する経費 (生涯学習課) 276
			1 報酬 (74)
			生涯学習業務会計年度任用職員報酬 74
107			3 職員手当等 (202)
			6 市史編さん活動に要する経費 (生涯学習課) 107
			1 報酬 (70)
			市史編さん等業務会計年度任用職員報酬 70
			3 職員手当等 (37)
△ 1,154			10 地域学校協働活動推進事業に要する経費 (生涯学習課) △ 3,462
			7 報償費 (△ 3,462)
			地域コーディネーター謝礼 △ 1,427
			学習支援員謝礼 △ 2,035
303			
303	1 報酬	214	7 その他公民館事業に要する経費 (公民館) 303
	3 職員手当等	89	1 報酬 (214)
			公民館庶務業務会計年度任用職員報酬 70
			公民館業務会計年度任用職員報酬 144
			3 職員手当等 (89)
2,118			
2,118	1 報酬	1,349	1 図書館事業に要する経費 (図書館) 2,118
	3 職員手当等	769	1 報酬 (1,349)
			図書館業務会計年度任用職員報酬 1,349
			3 職員手当等 (769)
232			

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 文化財保護費						

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
119	1 報酬	156	2 文化財の保護・調査・啓発活動に要する経費 (生涯学習課) 119
	3 職員手当等	76	1 報酬 (78) 無形指定文化財調査業務会計年度任用職員報酬 78 3 職員手当等 (41)
113			3 文化財センター維持管理に要する経費 (生涯学習課) 113
			1 報酬 (78) 学芸員等業務会計年度任用職員報酬 78 3 職員手当等 (35)

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	81,912	1,418	83,330			
2 体育施設費	436,508	△ 1,149	435,359			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,418			
1,418	2 給料	438	1 職員人件費その他 (職員課) 1,418
	3 職員手当等	939	2 給料 (438)
	4 共済費	46	一般職給料 438
	8 旅費	△ 5	3 職員手当等 (939)
			4 共 済 費 (46)
			8 旅 費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5
△ 1,149			
△ 1,149	13 使用料及び賃借料	△ 1,149	2 総合体育館維持管理に要する経費 (生涯学習課) △ 1,149
			13 使用料及び賃借料 (△ 1,149)
			中央監視システム借上料 △ 1,149

款 11 公債費

項 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	1,845,220	△ 348	1,844,872			
2 利 子	130,528	7,393	137,921			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 348				
△ 348	22 償還金利息及び割引料	△ 348	1 市債償還元金 (財 政 課)	△ 348
			22 償還金利息及び割引料 (△ 348)	348
			市債償還元金	△ 348
7,393				
7,393	22 償還金利息及び割引料	7,393	1 市債償還利子 (財 政 課)	7,393
			22 償還金利息及び割引料 (7,393)	7,393
			市債償還利子	7,393

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	84,690	△ 12,538	72,152			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 12,538		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	4		38,910	14,655		299	53,864	9,359	63,223
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	38,274	238,569
	その他	2,173	235,583					235,583	272	235,855
	計	2,201	379,163	38,910	71,370		299	489,742	47,905	537,647
補正前	長 等	4		38,910	14,655		264	53,829	9,225	63,054
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	38,274	238,569
	その他	2,198	238,820					238,820	272	239,092
	計	2,226	382,400	38,910	71,370		264	492,944	47,771	540,715
比 較	長 等						35	35	134	169
	議 員									
	その他	△25	△3,237					△3,237		△3,237
	計	△25	△3,237				35	△3,202	134	△3,068

※ その他の手当は、通勤手当299千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(8)							
	1,458	1,235,845	2,324,400	2,669,349	6,229,594	1,087,850	7,317,444	
補正前	(8)							
	1,485	1,211,856	2,367,124	2,526,516	6,105,496	1,096,517	7,202,013	
比 較	()							
	△27	23,989	△42,724	142,833	124,098	△8,667	115,431	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		390,355	52,969	58,683	48,707	
補正前		397,172	56,522	59,595	49,812		265,351
比 較		△6,817	△3,553	△912	△1,105		21,931
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			8,880	281,862	783,845	756,766	2,669,349
補正前			13,644	157,740	772,560	754,120	2,526,516
比 較			△4,764	124,122	11,285	2,646	142,833

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 42,724	その他の増減分	1 給与改定分 72,866 2 異動等分 △ 116,778 3 再任用給与改定分 1,188	※給与改定の状況 給与改定率 3.40% 給与改定実施時期 令和7年4月1日																
職員手当	142,833	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 13,931 (1) 給与改定分 60,791 (2) 異動等分 △ 47,232 (3) 再任用給与改定分 372 2 その他 128,902 (1) 給与改定分 25,311 (2) 異動等分 103,245 (3) 再任用給与改定分 346	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.425</td> <td>2.425</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.425</td> <td>2.475</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6 月	1 2 月	計	予算計上	2.425	2.425	4.85	支給見込	2.425	2.475	4.90	超過分	0.00	0.05	0.05
区分	6 月	1 2 月	計																	
予算計上	2.425	2.425	4.85																	
支給見込	2.425	2.475	4.90																	
超過分	0.00	0.05	0.05																	

(3) 職員 1 人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 年 齢	平 均 年 齢
令和7年12月1日現在	325,556円	438,710円	43歳 3月	54歳 3月
	319,159円	426,082円	43歳 3月	53歳 3月
	335,471円	402,836円		
令和6年12月1日現在	319,159円	426,082円	43歳 3月	53歳 3月
	335,471円	402,836円		
	325,556円	438,710円	43歳 3月	54歳 3月

地方債の前前年度末におおける現在高の現見込み及び前年度末及び前年度末に関する調査補正
 当該年度末におおける現在高の現見込みに関する調査補正

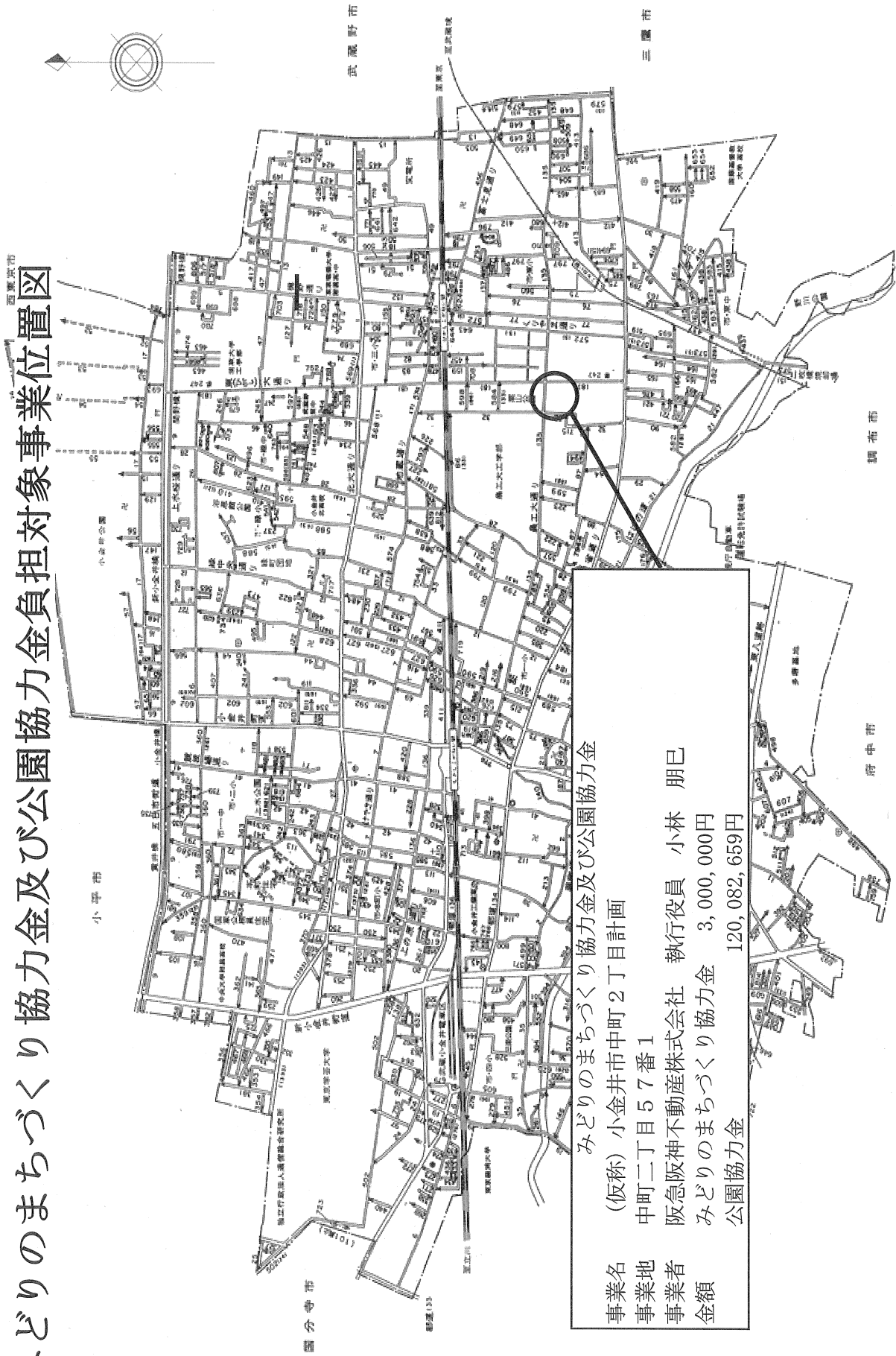
(単位:千円)

区分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度末		中増減		令和7年度中 元金償還見込額	令和7年度末 現在高	令和7年度末 補正額	令和7年度末 補正後の額
			令和7年度末 現在高	令和7年度末 補正額	令和7年度中 増見込額	令和7年度中 減見込額				
1 普通債	12,232,051	14,539,019	1,289,600	△ 169,000	1,120,600	1,276,643	14,551,976	△ 169,000	14,382,976	
(1) 総務	1,322,974	1,143,930	518,700	△ 143,000	375,700	181,035	1,481,595	△ 143,000	1,338,595	
(4) 土木	6,772,855	5,973,960	137,200	△ 26,000	111,200	821,590	5,289,570	△ 26,000	5,263,570	
2 その他	3,332,076	2,683,228	0	0	0	568,229	2,114,651	348	2,114,999	
(3) 臨時財政対策債	3,229,448	2,633,573	0	0	0	533,645	2,099,580	348	2,099,928	
合計	15,564,127	17,222,247	1,289,600	△ 169,000	1,120,600	1,844,872	16,666,627	△ 168,652	16,497,975	

令和7年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	令和6年度末現在高当(A)	令和7年度算第4回(B)	予算補正状況		補正額(C)	令和7年度末現在高当取計(D)	令和7年度末現在高当額(E)	令和7年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)
					第4回	1回				
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,937,339 9,401 9,401	1,210,000 7,348 1,217,348			1,210,000 7,348 1,217,348	1,210,000 16,749 1,226,749	1,546,000 1,670,000 3,216,000	5,948,088
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,419 12 12	5 5 5			5 5 5	17 17 17		9,436
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	4,026 4,026 3,368,272	300,000 2,356 302,356	200,000 200,000		500,000 2,356 502,356	500,000 6,382 506,382	99,697 △ 90,556 9,141	3,865,513
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	700 700 659,206	427 300,427 638 554 1,192			300,000 427 300,427	300,000 1,127 301,127	92,000 92,000 4,429	868,333
5	地域福祉基金	元金 利子 計	1,152 1,152 945,567	1,192 1,192			638 554 1,192	638 1,706 2,344	4,429 △ 4,429	947,911
6	環境基金	元金 利子 計	200,000 1,424 201,424	100,740 833 101,573	30,000 30,000		130,740 833 131,573	330,740 2,257 332,997	400,000 400,000	1,048,565
7	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029 4 4	2 2 2			2 2 2	6 6 6		3,035
8	みどり公園基金	元金 利子 計	132,436 159 159	291,449 78 291,527	123,083 123,083		414,532 78 414,610	414,532 237 414,769		547,205
9	市営住宅整備基金	元金 利子 計	3,612 15 2,890	3 3 3			3 3 3	18 18 2,893		6,505
10	教育施設整備基金	元金 利子 計	142,033 154 23,590	1,808 97 1,905			1,808 97 1,905	25,244 251 25,495	30,000 30,000	137,528
11	土地開発基金	元金 利子 計	65 1 1					1 1 1		66
合	計	元金 利子 計	14,316,346 226,311 17,048 243,359	2,204,635 11,703 2,216,338	353,083 0 353,083		2,557,718 11,703 2,569,421	2,784,029 28,751 2,812,780	2,172,126 1,575,015 3,747,141	13,381,985

みどりのまちづくり協力金及び公園協力金負担対象事業位置図



事業名
事業地
事業者
金額

みどりのまちづくり協力金及び公園協力金
 (仮称) 小金井市中町2丁目計画
 中町二丁目57番1
 阪急阪神不動産株式会社 執行役員 小林 朋巳
 みどりのまちづくり協力金 3,000,000円
 公園協力金 120,082,659円

繰越明許費の内訳について

1 コンビニ交付システム修正委託料（戸籍附票旧氏記載対応分）

款2 総務費 項1 総務管理費 目2 文書管理費

事業6 基幹系システムに要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	コンビニ交付システム修正委託料（戸籍附票旧氏記載対応分）	1,078	0	1,078
	合計	1,078	0	1,078

2 戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）

款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳費 目1 戸籍住民基本台帳費

事業2 戸籍事務に要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）	2,662	814	1,848
	合計	2,662	814	1,848

3 物価高対応子育て応援手当

款3 民生費 項2 児童福祉費 目8 物価高対応子育て応援手当支給費

事業1 物価高対応子育て応援手当支給に要する経費

(2) 子育て支援課関係経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
18	物価高対応子育て応援手当	385,000	381,400	3,600
	合計	385,000	381,400	3,600

4 市道第136号線電線共同溝設置に伴う引込管路等設置委託料

款8 土木費 項2 道路橋りょう費 目3 道路新設改良費

事業1 道路新設改良に要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	市道第136号線電線共同溝設置に伴う引込管路等設置委託料	46,229	0	46,229
	合計	46,229	0	46,229

5 都道134号線用地取得事業

款8 土木費 項2 道路橋りょう費 目3 道路新設改良費

事業2 都道134号線整備に要する経費

(1) 都市計画課関係経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
16	都道134号線用地取得費	40,343	30,467	9,876
21	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	149,709	123,807	25,902
	合計	190,052	154,274	35,778

6 緑小学校校舎増築に伴う法令手続等委託料

款10 教育費 項2 小学校費 目4 学校建設費

事業1 学校施設整備に要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	緑小学校校舎増築に伴う法令手続等委託料	2,340	0	2,340
	合計	2,340	0	2,340

議案第4号

令和7年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)



令和7年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和7年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,381,287千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,401,415	千円 32,620	千円 1,434,035
	1 他会計繰入金	1,399,346	32,620	1,431,966
歳入合計		11,348,667	32,620	11,381,287

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 209,079	千円 2,721	千円 211,800
	1 総務管理費	171,323	2,193	173,516
	2 徴税費	37,756	528	38,284
7 諸支出金		25,401	131,055	156,456
	1 償還金及び還付金	25,401	131,055	156,456
8 予備費		154,475	△101,156	53,319
	1 予備費	154,475	△101,156	53,319
歳出合計		11,348,667	32,620	11,381,287

議案第4号資料

令和7年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)



1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6繰入金		千円 1,401,415	千円 32,620	千円 1,434,035
	1他会計繰入金	1,399,346	32,620	1,431,966
歳入合計		11,348,667	32,620	11,381,287

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 209,079	千円 2,721	千円 211,800
	1 総 務 管 理 費	171,323	2,193	173,516
	2 徴 税 費	37,756	528	38,284
7 諸 支 出 金		25,401	131,055	156,456
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,401	131,055	156,456
8 予 備 費		154,475	△101,156	53,319
	1 予 備 費	154,475	△101,156	53,319
歳 出 合 計		11,348,667	32,620	11,381,287

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			2,721
			2,193
			528
			131,055
			131,055
			△101,156
			△101,156
			32,620

2 歳 入

款 6 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,399,346	千円 32,620	千円 1,431,966	1 保険基盤安定繰入金	千円 30,846
				2 未就学児均等割保険料繰入金	△ 1,068
				3 職員給与費等繰入金	2,721
				4 産前産後保険料繰入金	121

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保 険 年 金 課)	11,678
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の4)	(保 険 年 金 課)	19,168
1 未就学児均等割保険料繰入金 (国民健康保険法第72条の3の2)	(保 険 年 金 課)	△ 1,068
1 職員給与費等繰入金	(保 険 年 金 課)	2,721
1 産前産後保険料繰入金 (国民健康保険法第72条の3の3)	(保 険 年 金 課)	121

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	168,097	2,193	170,290			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,193			
1,847	1 報酬	225	1 職員人件費その他 () 1,847
	2 給料	2,314	(1) 保険年金課関係経費 1,847
	3 職員手当等	△ 1,322	2 給料 (2,314)
	4 共済費	976	一般職給料 2,314
346			3 職員手当等 (△ 1,443)
			4 共 済 費 (976)
			2 国民健康保険事業運営に要する経費 (保 険 年 金 課) 346
			1 報 酬 (225)
			資格・給付業務会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 (121)

款 1 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 徴税費	37,756	528	38,284			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
528			
528	1 報酬	349	2 国民健康保険税徴収に要する 経費 (納 税 課) 528
	3 職員手当等	179	1 報 酬 (349) 収納業務業務会計年度任用職員報酬 3 職員手当等 (179)

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 償 還 金	1	131,055	131,056			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
131,055			
131,055	22 償還金利子及び割引料	131,055	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 131,055
			22 償還金利子及び割引料 (131,055) 交付金等の返還金 131,055

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	154,475	△ 101,156	53,319			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 101,156		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	() 45	20,303	55,896	55,841	132,040	25,037	157,077	
補正前	() 45	19,729	53,582	56,589	129,900	24,061	153,961	
比 較	()	574	2,314	△748	2,140	976	3,116	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	9,224	707	912	1,288		8,361
	補正前	8,838	744	912	1,515		10,999
	比 較	386	△37		△227		△2,638
内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		870		17,461	17,018	55,841
	補正前		900		16,595	16,086	56,589
	比 較		△30		866	932	△748

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	2,314	その他の増減分	1 給与改定分 2,377 2 異動等分 △ 63 3 再任用給与改定分 0	※給与改定の状況 給与改定率 3.40% 給与改定実施時期 令和7年4月1日																
職員手当	△ 748	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 1,798 (1) 給与改定分 1,527 (2) 異動等分 271 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 2,546 (1) 給与改定分 692 (2) 異動等分 △ 3,238 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.425</td> <td>2.425</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.425</td> <td>2.475</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.425	2.425	4.85	支給見込	2.425	2.475	4.90	超過分	0.00	0.05	0.05
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.425	2.425	4.85																	
支給見込	2.425	2.475	4.90																	
超過分	0.00	0.05	0.05																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和7年12月1日現在	平均給料月額	299,967円	—
	平均給与月額	397,367円	—
	平均年齢	35歳10月	—
令和6年12月1日現在	平均給料月額	282,747円	—
	平均給与月額	383,353円	—
	平均年齢	35歳9月	—

議案第5号

令和7年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和7年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和7年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,825,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 2,208,895	千円 40,254	千円 2,249,149
	1 介 護 保 険 料	2,208,895	40,254	2,249,149
3 国 庫 支 出 金		1,958,943	3,798	1,962,741
	1 国 庫 負 担 金	1,560,864	17,602	1,578,466
	2 国 庫 補 助 金	398,079	△13,804	384,275
4 支 払 基 金 交 付 金		2,453,433	24,229	2,477,662
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,453,433	24,229	2,477,662
5 都 支 出 金		1,348,449	9,436	1,357,885
	1 都 負 担 金	1,290,635	8,107	1,298,742
	2 都 補 助 金	57,814	1,329	59,143
8 繰 入 金		1,562,521	16,647	1,579,168
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,554,000	12,305	1,566,305
	2 基 金 繰 入 金	8,521	4,342	12,863
歳 入 合 計		9,731,046	94,364	9,825,410

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 325,787	千円 4,625	千円 330,412
	1 総 務 管 理 費	225,068	6,071	231,139
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	83,046	△1,446	81,600
2 保 險 給 付 費		8,773,843	79,107	8,852,950
	1 介 護 サービス等諸費	8,050,283	56,363	8,106,646
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	299,937	26,355	326,292
	3 そ の 他 諸 費	10,241	247	10,488
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	93,386	△3,858	89,528
4 地 域 支 援 事 業 費		337,294	10,632	347,926
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス 事 業 費	307,749	10,632	318,381
歳 出 合 計		9,731,046	94,364	9,825,410

議案第 5 号資料

令 和 7 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)



1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 2, 208, 895	千円 40, 254	千円 2, 249, 149
	1 介 護 保 険 料	2, 208, 895	40, 254	2, 249, 149
3 国 庫 支 出 金		1, 958, 943	3, 798	1, 962, 741
	1 国 庫 負 担 金	1, 560, 864	17, 602	1, 578, 466
	2 国 庫 補 助 金	398, 079	△13, 804	384, 275
4 支 払 基 金 交 付 金		2, 453, 433	24, 229	2, 477, 662
	1 支 払 基 金 交 付 金	2, 453, 433	24, 229	2, 477, 662
5 都 支 出 金		1, 348, 449	9, 436	1, 357, 885
	1 都 負 担 金	1, 290, 635	8, 107	1, 298, 742
	2 都 補 助 金	57, 814	1, 329	59, 143
8 繰 入 金		1, 562, 521	16, 647	1, 579, 168
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1, 554, 000	12, 305	1, 566, 305
	2 基 金 繰 入 金	8, 521	4, 342	12, 863
歳 入 合 計		9, 731, 046	94, 364	9, 825, 410

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 325,787	千円 4,625	千円 330,412
	1 総 務 管 理 費	225,068	6,071	231,139
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	83,046	△1,446	81,600
2 保 險 給 付 費		8,773,843	79,107	8,852,950
	1 介 護 サービス等諸費	8,050,283	56,363	8,106,646
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	299,937	26,355	326,292
	3 そ の 他 諸 費	10,241	247	10,488
	4 高 額 介 護 サービス等費	269,726	0	269,726
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	50,270	0	50,270
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	93,386	△3,858	89,528
4 地 域 支 援 事 業 費		337,294	10,632	347,926
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	307,749	10,632	318,381
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	1,772	0	1,772
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	26,589	0	26,589
	4 そ の 他 諸 費	1,184	0	1,184
7 諸 支 出 金		231,329	0	231,329
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	190,225	0	190,225
	2 繰 出 金	41,104	0	41,104
歳 出 合 計		9,731,046	94,364	9,825,410

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			4,625
			6,071
			△1,446
12,776		59,827	6,504
5,992		46,570	3,801
8,793		14,178	3,384
70		148	29
△467		592	△125
△87		111	△24
△1,525		△1,772	△561
458		8,892	1,282
469		8,870	1,293
△7		7	
		10	△10
△4		5	△1
		106	△106
		20	△20
		86	△86
13,234		68,825	12,305

2 歳 入

款 1 保 険 料

項 1 介 護 保 険 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第1号被保険者保険料	千円 2,208,895	千円 40,254	千円 2,249,149	1 現年賦課分特別徴収保険料	千円 7,023
				2 現年賦課分普通徴収保険料	37,401
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	△ 4,170

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,560,864	千円 17,602	千円 1,578,466	1 現年度分	千円 17,602

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 274,352	△ 千円 13,558	千円 260,794	1 現年度分調整交付金	△ 千円 13,558
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	62,524	2,126	64,650	1 現年度分	2,126

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課)	7,023
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	36,932
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	469
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(納税課) △	4,170

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課)	17,602

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法第122条の2第3項) 5%相当	(介護福祉課) △	13,558
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課)	2,126

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 保険者機能強化推進交付金	千円 7,832	△ 783	千円 7,049	1 保険者機能強化推進交付金	△ 783
5 介護保険保険者努力支援交付金	15,896	△ 1,589	14,307	1 介護保険保険者努力支援交付金	△ 1,589

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 2,368,937	千円 21,359	千円 2,390,296	1 現年度分	千円 21,359
2 地域支援事業支援交付金	84,496	2,870	87,366	1 現年度分	2,870

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,290,635	千円 8,107	千円 1,298,742	1 現年度分	千円 8,107

説	明	千円
1 保険者機能強化推進交付金 (介護保険法第122条の3第1項) ポイント制	(介護福祉課) △	783
1 介護保険保険者努力支援交付金 (介護保険法第122条の3第1項) ポイント制	(介護福祉課) △	1,589

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課)	21,359
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課)	2,870

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課)	8,107

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 39,077	千円 1,329	千円 40,406	1 現年度分	千円 1,329

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費繰入金	千円 1,096,730	千円 9,889	千円 1,106,619	1 現年度分	千円 9,889
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	38,839	1,329	40,168	1 現年度分	1,329
4 低所得者保険料軽減繰入金	85,062	△ 3,538	81,524	1 現年度分	△ 3,538
5 その他一般会計繰入金	328,250	4,625	332,875	1 職員給与費等繰入金	6,071
				2 事務費繰入金	△ 1,446

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 8,521	千円 4,342	千円 12,863	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 4,342

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	(介護福祉課)	1,329

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課)	9,889
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課)	1,329
1 現年度分 (介護保険法第124条の2第1項)	(介護福祉課) △	3,538
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課)	6,071
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	1,446

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課)	4,342

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	223,752	6,071	229,823			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,071			
5,830	1 報酬	158	1 職員人件費その他 () 5,830
241	2 給料	1,219	(1) 介護福祉課関係経費 5,830
	3 職員手当等	1,325	2 給料 (1,219)
	4 共済費	3,369	一般職給料 1,219
			3 職員手当等 (1,242)
		4 共 済 費 (3,369)	
		2 介護保険事業運営に要する経費 (介護福祉課) 241	
		1 報 酬 (158)	
		介護保険事業運営業務会計年度任用職員報酬 158	
		3 職員手当等 (83)	

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	21,963	△ 2,213	19,750			
2 認定調査等費	61,083	767	61,850			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,213			
△ 2,213	1 報酬	△ 2,213	1 介護認定審査会に要する経費 (介護福祉課) △ 2,213
			1 報酬 (△ 2,213) 介護認定審査会委員報酬 △ 2,213
767			
767	1 報酬	503	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) 767
	3 職員手当等	264	1 報酬 (503) 認定調査業務会計年度任用職員報酬 3 職員手当等 (264)

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	4,139,198	64,421	4,203,619	15,608		42,121
				15,608		42,121
2 特例居宅介護サービス給付費	387	0	387	1		
3 地域密着型介護サービス給付費	991,379	44,084	1,035,463	13,867		24,785
				13,867		24,785
5 施設介護サービス給付費	2,480,764	△ 52,142	2,428,622	△ 22,726		△ 21,297
				△ 22,726		△ 21,297
6 特例施設介護サービス給付費	285	0	285	△ 1		1
7 居宅介護福祉用具購入費	13,611	0	13,611	△ 23		29
8 居宅介護住宅改修費	17,663	0	17,663	△ 30		38
9 居宅介護サービス計画給付費	406,833	0	406,833	△ 704		893

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,692			
6,692	18 負担金補助及び交付金	64,421	1 居宅介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 64,421 18 負担金補助及び交付金 (64,421) 居宅介護サービス給付費 64,421
△ 1			
5,432			
5,432	18 負担金補助及び交付金	44,084	1 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 44,084 18 負担金補助及び交付金 (44,084) 地域密着型介護サービス給付費 44,084
△ 8,119			
△ 8,119	18 負担金補助及び交付金	△ 52,142	1 施設介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 52,142 18 負担金補助及び交付金 (△ 52,142) 施設介護サービス給付費 △ 52,142
△ 6			
△ 8			
△ 189			

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	233,416	22,851	256,267	7,672		12,233
				7,672		12,233
3 地域密着型介護予防サービス給付費	1,874	0	1,874	△ 4		5
4 特例地域密着型介護予防サービス給付費	86	0	86	△ 1		1
5 介護予防福祉用具購入費	4,631	0	4,631	△ 8		10
6 介護予防住宅改修費	14,270	0	14,270	△ 26		32
7 介護予防サービス計画給付費	45,540	3,504	49,044	1,160		1,897
				1,160		1,897

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,946			
2,946	18 負担金補助及び交付金	22,851	1 介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 22,851 18 負担金補助及び交付金 (22,851) 介護予防サービス給付費 22,851
△ 1			
△ 2			
△ 6			
447			
447	18 負担金補助及び交付金	3,504	1 介護予防サービス計画給付費に要する経費 (介護福祉課) 3,504 18 負担金補助及び交付金 (3,504) 介護予防サービス計画給付費 3,504

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	10,241	247	10,488	70		148
				70		148

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
29			
29	11 役務費 5 手数料	247 247	1 審査支払事務に要する経費 (介護福祉課) 247
			11 役 務 費 (247) 介護給付費審査支払手数料 247

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	269,162	0	269,162	△ 466		591
2 高額介護予防サービス費	564	0	564	△ 1		1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 125		千円	千円

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	49,536	0	49,536	△ 86		109
2 高額医療合算介護予防サービス費	734	0	734	△ 1		2

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 23		千円	千円
△ 1			

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	93,311	△ 3,858	89,453	△ 1,525		△ 1,773
				△ 1,525		△ 1,773
3 特定入所者介護予防サービス費	36	0	36			1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 560			
△ 560	18 負担金補助及び交付金	△ 3,858	1 特定入所者介護サービス費に 要する経費 (介護福祉課) △ 3,858 18 負担金補助及び交付金 (△ 3,858) 特定入所者介護サービス費 △ 3,858
△ 1			

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防・生活支援サービス事業費	275,629	10,632	286,261	564		8,761
				564		8,761
2 介護予防ケアマネジメント事業費	32,120	0	32,120	△ 95		109

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,307			
1,307	18 負担金補助及び交付金	10,632	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) 10,632 18 負担金補助及び交付金 (10,632) 介護予防サービス負担金 10,632
△ 14			

款 4 地域支援事業費

項 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般介護予防事業費	1,772	0	1,772	△ 7		7

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	18,476	0	18,476			6
2 任意事業費	8,113	0	8,113			4

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 6			
△ 4			

款 4 地域支援事業費

項 4 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	1,184	0	1,184	△ 4		5

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 1		千円	千円

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	15,359	0	15,359			20

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 20		千円	千円

款 7 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰出金	41,104	0	41,104			86

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 86		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 手 未 当	勤 手 勉 当	その 他 の 手 当	計		
補正後	長等 議員								
	その他	60	19,875				19,875		19,875
	計	60	19,875				19,875		19,875
	長等 議員								
補正前	長等 議員								
	その他	60	22,088				22,088		22,088
	計	60	22,088				22,088		22,088
	長等 議員								
比較	長等 議員								
	その他		△2,213				△2,213		△2,213
	計		△2,213				△2,213		△2,213
	長等 議員								

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	() 48	27,119	95,804	82,791	205,714	40,891	246,605	
補正前	() 48	26,458	94,585	81,567	202,610	37,522	240,132	
比較	()	661	1,219	1,224	3,104	3,369	6,473	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	15,835	2,289	912	2,400	
補正前	15,630	2,190	912	2,192		5,763
比較	205	99		208		△1,083
職員手当の内訳	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
補正後		720		28,750	27,205	82,791
補正前		900		27,583	26,397	81,567
比較		△180		1,167	808	1,224

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	1,219	その他の増減分	1 給与改定分 3,092 2 異動等分 △ 1,873 3 再任用給与改定分 0	※給与改定の状況 給与改定率 3.40% 給与改定実施時期 令和7年4月1日																
職員手当	1,224	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 1,975 (1) 給与改定分 2,084 (2) 異動等分 △ 109 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 751 (1) 給与改定分 661 (2) 異動等分 △ 1,412 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.425</td> <td>2.425</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.425</td> <td>2.475</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.425	2.425	4.85	支給見込	2.425	2.475	4.90	超過分	0.00	0.05	0.05
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.425	2.425	4.85																	
支給見込	2.425	2.475	4.90																	
超過分	0.00	0.05	0.05																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和7年12月1日現在	平均給料月額	310,012円	—
	平均給与月額	389,539円	—
	平均年齢	42歳10月	—
令和6年12月1日現在	平均給料月額	291,384円	—
	平均給与月額	359,290円	—
	平均年齢	40歳0月	—

議案第6号

令和7年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第2回)

令和7年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和7年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88,498千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,508,553千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,874,716	千円 80,748	千円 1,955,464
	1 後期高齢者医療保険料	1,874,716	80,748	1,955,464
5 諸 収 入		132,136	7,750	139,886
	3 受託事業収入	120,147	7,750	127,897
歳 入 合 計		3,420,055	88,498	3,508,553

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 險 給 付 費		千円 38,100	千円 7,750	千円 45,850
	1 葬 祭 費	38,100	7,750	45,850
3 広域連合納付金		3,206,289	80,748	3,287,037
	1 広域連合納付金	3,206,289	80,748	3,287,037
歳 出 合 計		3,420,055	88,498	3,508,553

議案第6号資料

令和7年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 1,874,716	千円 80,748	千円 1,955,464
	1 後期高齢者医療保険料	1,874,716	80,748	1,955,464
3 繰 入 金		1,353,805	0	1,353,805
	1 他 会 計 繰 入 金	1,353,805	0	1,353,805
5 諸 収 入		132,136	7,750	139,886
	3 受 託 事 業 収 入	120,147	7,750	127,897
歳 入 合 計		3,420,055	88,498	3,508,553

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 38,100	千円 7,750	千円 45,850
	1 葬 祭 費	38,100	7,750	45,850
3 広域連合納付金		3,206,289	80,748	3,287,037
	1 広域連合納付金	3,206,289	80,748	3,287,037
歳 出 合 計		3,420,055	88,498	3,508,553

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		7,750	
		7,750	
		80,748	
		80,748	
		88,498	

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 特別徴収保険料	千円 784,550	千円 32,416	千円 816,966	1 現年度分	千円 32,416
2 普通徴収保険料	1,090,166	48,332	1,138,498	1 現年度分	49,457
				2 滞納繰越分	△ 1,125

款 3 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 1,353,805	千円 0	千円 1,353,805	1 療養給付費繰入金	千円 3,936
				2 保険基盤安定繰入金	△ 6,491
				4 保険料軽減措置繰入金	2,555

款 5 諸収入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 受託事業収入	千円 120,147	千円 7,750	千円 127,897	2 葬祭費受託事業収入	千円 7,750

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	32,416
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	50,137
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	680
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(納税課) △	1,125

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課)	3,936
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課) △	6,491
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課)	2,555

説	明	千円
1 葬祭費受託事業収入	(保険年金課)	7,750

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 葬 祭 費	38,100	7,750	45,850			7,750
						7,750

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	7,750	1 葬祭費に要する経費 (保 険 年 金 課) 7,750 18 負担金補助及び交付金 (7,750) 葬 祭 費 7,750

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	3,206,289	80,748	3,287,037			80,748
						80,748

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	80,748	1 広域連合分賦金に要する経費(保険年金課) 80,748
			18 負担金補助及び交付金 (80,748) 保険料等負担金 80,748

議案第7号

令和7年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算

(第2回)

令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）

（総則）

第1条 令和7年度小金井市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度小金井市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	2,021,140 千円	184 千円	2,021,324 千円
第2項 営業外収益	397,625 千円	184 千円	397,809 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	2,012,601 千円	△41,079 千円	1,971,522 千円
第1項 営業費用	1,947,220 千円	△56,078 千円	1,891,142 千円
第2項 営業外費用	35,381 千円	14,999 千円	50,380 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額178,920千円は、過年度分損益勘定留保資金89,210千円、当年度分損益勘定留保資金89,710千円で補填」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額358,608千円は、過年度分損益勘定留保資金127,845千円、当年度分損益勘定留保資金230,763千円で補填」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	183,659 千円	△183,000 千円	659 千円
第1項 企業債	183,000 千円	△183,000 千円	0 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	363,457 千円	△4,190 千円	359,267 千円
第1項 建設改良費	277,266 千円	△4,190 千円	273,076 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	56,000 千円	△56,000 千円	0 千円
流域下水道事業	127,000 千円	△127,000 千円	0 千円
合 計	183,000 千円	△183,000 千円	0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条第1号中「105,946千円」を「108,454千円」に改める。

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

議案第7号資料

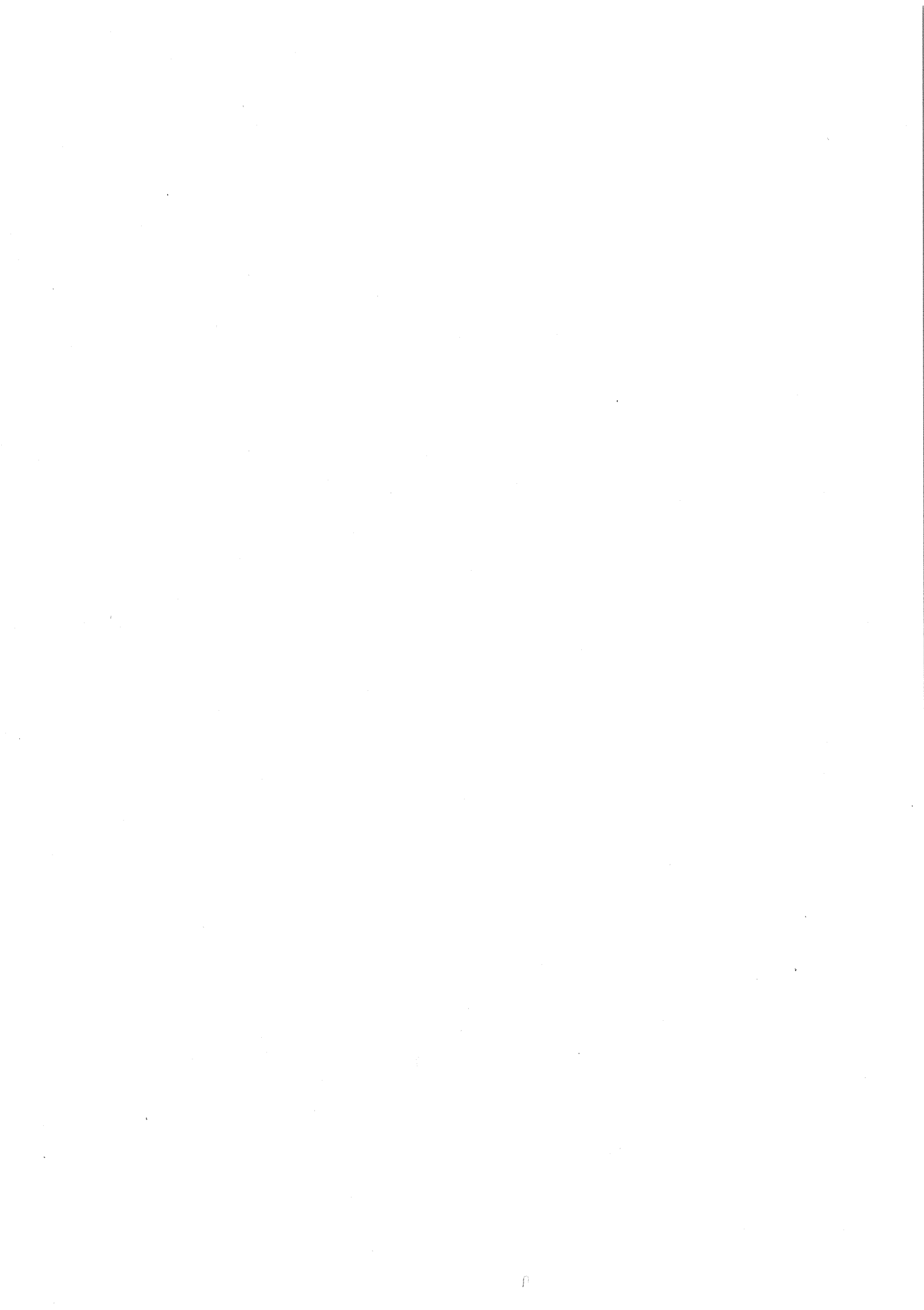
令和7年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算説明書

(第2回)



令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 下水道			2,021,140	184	2,021,324	
事業収益	2 営業外収益		397,625	184	397,809	
		3 長期前受金 戻 入	369,681	184	369,865	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 下水道			2,012,601	△ 41,079	1,971,522	
事業費用	1 営業費用		1,947,220	△ 56,078	1,891,142	
		1 管きよ費	221,648	△ 21,450	200,198	
		3 業務費	211,947	△ 36,994	174,953	
		4 総係費	97,851	2,078	99,929	
		5 減価償却費	668,034	△ 522	667,512	
		6 資産減耗費	172	810	982	
	2 営業外費用		35,381	14,999	50,380	
		2 消費税及び 地方消費税	18,001	14,999	33,000	

資本的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的			183,659	△ 183,000	659	
収 入	1 企業債		183,000	△ 183,000	0	
		1 下水道 事業債	183,000	△ 183,000	0	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的			363,457	△ 4,190	359,267	
支 出	1 建設改良費		277,266	△ 4,190	273,076	
		1 管きよ 建設改良費	136,999	699	137,698	
		2 流域下水道 建設費	140,267	△ 4,889	135,378	

令和7年度小金井市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	54,885
減価償却費	667,510
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,157
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	176
資産減耗費	981
長期前受金戻入額	△ 369,867
支払利息	17,380
未収金の増減額 (△は増加)	△ 2,526
未払金の増減額 (△は減少)	△ 4,289

小計 365,407

利息の支払額 △ 17,380

業務活動によるキャッシュ・フロー 348,027

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 126,562
無形固定資産の取得による支出	△ 123,070
国庫補助金等による収入	△ 5,313
一般会計からの繰入金による収入	659

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 254,286

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 76,190

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 76,190

資金増加額 (又は減少額) 17,551
 資金期首残高 904,980
 資金期末残高 922,531

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位：千円)

区分	特別職 (人)	一般職 (人)	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
補正後	7	(0) 14	5,161	45,895	39,586	90,642	17,812	108,454
補正前	7	(0) 14	5,141	45,003	38,274	88,418	17,687	106,105
比較	0	(0) 0	20	892	1,312	2,224	125	2,349

※()内は再任用短時間勤務職員の外書き人数

※手当には、賞与引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	7,690	1,399	912	1,005	0	1,576
	補正前	7,548	1,278	912	952	0	1,576
	比較	142	121	0	53	0	0
	区分	住居手当	児童手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	360	891	0	13,371	12,382	39,586
	補正前	360	891	0	12,743	12,014	38,274
比較	0	0	0	628	368	1,312	

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明																
給 料	892	その他の増減分 1 給与改定分 1,338 2 異動等分 △ 446 3 再任用給与改定分 0	※給与改定の状況 給与改定率：3.40% 給与改定実施時期：令和7年4月1日																
手 当	1,312	その他の増減分 1 期末・勤勉手当 996 (1) 給与改定分 1,044 (2) 異動等分 △ 48 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 316 (1) 給与改定分 243 (2) 異動等分 73 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.425</td> <td>2.425</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.425</td> <td>2.475</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.425	2.425	4.85	支給見込	2.425	2.475	4.90	超過分	0.00	0.05	0.05
区分	6月	12月	計																
予算計上	2.425	2.425	4.85																
支給見込	2.425	2.475	4.90																
超過分	0.00	0.05	0.05																

3 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一般行政職	技能労務職
令和7年12月1日現在	平均給料月額	344,373円
	平均給与月額	426,775円
	平均年齢	47歳 2月
令和6年12月1日現在	平均給料月額	327,718円
	平均給与月額	417,010円
	平均年齢	46歳 0月

令和7年度小金井市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア	構 築 物	11,641,999		
	減 価 償 却 累 計 額	△4,001,196	7,640,803	
イ	機 械 及 び 装 置	60,422		
	減 価 償 却 累 計 額	△38,109	22,313	
ウ	車 両 運 搬 具	2,079		
	減 価 償 却 累 計 額	△838	1,241	
エ	工 具、器 具 及 び 備 品	1,739		
	減 価 償 却 累 計 額	△1,269	470	
オ	建 設 仮 勘 定		182,642	
	有 形 固 定 資 産 合 計		<u>7,847,469</u>	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア	施 設 利 用 権		1,659,678	
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>1,659,678</u>	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア	預 託 金		16	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>16</u>	
	固 定 資 産 合 計			9,507,163
2 流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金		922,531	
(2)	未 収 金	282,797		
	貸 倒 引 当 金	△1,954	280,843	
	流 動 資 産 合 計		<u>1,203,374</u>	
	資 産 合 計			<u><u>10,710,537</u></u>

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	ア 建設改善等のための財源に					
	充てられた債権合計		687,936		687,936	
	企業債					
	固定負債合計					687,936
4	流動負債					
(1)	企業債					
	ア 建設改善等のための財源に					
	充てられた債権合計		76,039		76,039	
	企業債					
(2)	未払金				265,196	
(3)	引当金					
	ア 賞与引当金		10,005		10,005	
	引当金					
(4)	預り金				210	
	流動負債合計					351,450
5	繰延収益					
(1)	長期前受金					
	ア 国庫補助金	1,182,845				
	イ 都道府県補助金	194,784				
	ウ 他会計補助金等	2,676,070				
	エ 受贈財産評価額	4,080,516				
	オ 負担金等	411,004				
	長期前受金合計				8,545,219	
(2)	長期前受金収益化累計額					
	ア 国庫補助金	△738,369				
	イ 都道府県補助金	△148,011				
	ウ 他会計補助金等	△634,795				
	エ 受贈財産評価額	△787,837				
	オ 負担金等	△196,472				
	収益化累計額合計				△2,505,484	
	繰延収益合計					6,039,735
	負債合計					7,079,121
						資本の部
6	資本金					
(1)	固有資本金				3,008,042	
	資本金合計					3,008,042
7	剰余金					
(1)	利益剰余金					
	ア 建設改良積立金	175,940				
	イ 当年度未処分利益剰余金	447,434				
	利益剰余金合計				623,374	
	剰余金合計					623,374
	資本合計					3,631,416
	負債資本合計					10,710,537

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

構築物 50年

機械及び装置 10～20年

車両 4～5年

工具、器具及び備品 4～17年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

施設利用権 45年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は604,888千円である。

3 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和7年度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補正予算（第2回）実施計画に関する説明書

令和7年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）実施計画明細書

収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
					区	金額	
1	下水道事業収益	2,021,140	184	2,021,324			
2	営業外収益	397,625	184	397,809			
3	長期前受金戻入	369,681	184	369,865	他会計補助金等	141	他会計補助金等 141
					都補助金	14	都補助金 14
					負担金等	29	負担金等 29

(単位:千円)

支 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
1 下水道事業費用	2,012,601	△ 41,079	1,971,522			
1 営業費用	1,947,220	△ 56,078	1,891,142			
1 管きよ費	221,648	△ 21,450	200,198	委託料	△ 21,450	管路施設調査委託料 △ 10,120 事業計画変更委託料 △ 11,330
3 業務費	211,947	△ 36,994	174,953	委託料	△ 36,994	下水道使用料徴収事務委託料 △ 36,994
4 総係費	97,851	2,078	99,929	報酬	20	下水道会計年度任用職員報酬(2人) 20
				給料	568	一般職等給料(一般職7人) 568
				手当	734	一般職等手当 734
				法定福利費	125	一般職等法定福利費 125
				賞与引当金繰入額	362	賞与引当金繰入額 362
				貸倒引当金繰入額	269	貸倒引当金繰入額 269
5 減価償却費	668,034	△ 522	667,512	有形固定資産減価償却費	△ 329	有形固定資産減価償却費 △ 329
				無形固定資産減価償却費	△ 193	無形固定資産減価償却費 △ 193
6 資産減耗費	172	810	982	有形固定資産除却費	810	有形固定資産除却費 810
2 営業外費用	35,381	14,999	50,380			
2 消費税及び地方消費税	18,001	14,999	33,000	消費税及び地方消費税	14,999	消費税及び地方消費税 12,000 雑支出 2,999

資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入 款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
1 資本的収入	183,659	△ 183,000	659			
1 企業債	183,000	△ 183,000	0			
1 下水道事業債	183,000	△ 183,000	0	下水道事業債	△ 183,000	公共下水道事業 流域下水道事業 △ 56,000 △ 127,000

(単位:千円)

支出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 資本的支出	363,457	△ 4,190	359,267			
1 建設改良費	277,266	△ 4,190	273,076			
1 管きよ建設改良費	136,999	699	137,698	給料	324	一般職等給料(一般職4人) 324
				手当	375	一般職等手当 375
2 流域下水道建設費	140,267	△ 4,889	135,378	負担金	△ 4,889	多摩川流域下水道野川処理区建設負担金 △ 586 多摩川流域下水道北多摩一号処理区建設負担金 △ 4,260 荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区建設負担金 △ 43

議案第8号

令和8年度

小金井市一般会計予算

令和8年度小金井市一般会計予算

令和8年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 25,000,956
	1 市 民 税	13,701,862
	2 固 定 資 産 税	8,596,480
	3 軽 自 動 車 税	76,847
	4 市 た ば こ 税	539,813
	5 都 市 計 画 税	2,085,954
2 地 方 譲 与 税		179,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	38,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	127,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	14,000
3 利 子 割 交 付 金		44,000
	1 利 子 割 交 付 金	44,000
4 配 当 割 交 付 金		263,000
	1 配 当 割 交 付 金	263,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		271,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	271,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		359,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	359,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,116,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,116,000
8 旧法による自動車取得税金 交 付 金		1
	1 旧法による自動車取得税金 交 付 金	1
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
10 地 方 特 例 交 付 金		175,433
	1 地 方 特 例 交 付 金	175,433
11 地 方 交 付 税		25,000
	1 地 方 交 付 税	25,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円 16,158
	1 負担金	16,158
14 使用料及び手数料		1,011,613
	1 使用料	469,461
	2 手数料	542,152
15 国庫支出金		10,866,785
	1 国庫負担金	9,068,165
	2 国庫補助金	1,770,504
	3 委託金	28,116
16 都支出金		9,845,898
	1 都負担金	2,878,207
	2 都補助金	6,618,014
	3 委託金	349,677
17 財産収入		47,376
	1 財産運用収入	43,735
	2 財産売却収入	3,641
18 寄附金		16,590
	1 寄附金	16,590
19 繰入金		1,718,505
	1 基金繰入金	1,669,008
	2 特別会計繰入金	49,497
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		314,484
	1 延滞金・加算金及び過料	25,005
	2 受託事業収入	825
	3 収益事業収入	20,000
	4 雑入	268,642
	5 預金利子	12
22 市債		821,200
	1 市債	821,200
歳入合計		54,600,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 372,722
	1 議 会 費	372,722
2 総 務 費		5,691,965
	1 総 務 管 理 費	4,541,849
	2 徴 税 費	633,685
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	353,752
	4 選 挙 費	119,845
	5 統 計 調 査 費	6,855
	6 監 査 委 員 費	35,979
3 民 生 費		29,050,947
	1 社 会 福 祉 費	8,933,885
	2 児 童 福 祉 費	16,224,848
	3 生 活 保 護 費	3,861,870
	4 国 民 年 金 費	30,344
4 衛 生 費		5,094,899
	1 保 健 衛 生 費	1,648,261
	2 清 掃 費	3,446,638
5 労 働 費		15,352
	1 労 働 諸 費	15,352
6 農 林 水 産 業 費		35,852
	1 農 業 費	35,852
7 商 工 費		227,423
	1 商 工 費	227,423
8 土 木 費		4,595,425
	1 土 木 管 理 費	281,695
	2 道 路 橋 り よ う 費	824,477
	3 河 川 費	3,557
	4 都 市 計 画 費	3,394,046
	5 住 宅 費	91,650
9 消 防 費		1,686,529
	1 消 防 費	1,686,529

款	項	金額
10 教 育 費		5,824,012 千円
	1 教 育 総 務 費	952,058
	2 小 学 校 費	2,461,483
	3 中 学 校 費	979,843
	4 社 会 教 育 費	897,401
	5 保 健 体 育 費	533,227
11 公 債 費		1,915,065
	1 公 債 費	1,915,065
12 諸 支 出 金		36,462
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	36,461
13 予 備 費		53,347
	1 予 備 費	53,347
歳 出 合 計		54,600,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（令和 8 年度）	令和 8 年度 ～令和 2 3 年度	令和 8 年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和 8 年度 ～令和 2 3 年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
市民交流センター指定管理委託料その 2	令和 9 年度 ～令和 1 1 年度	62,082 千円
戸籍情報システム機器等借上料（令和 9 年度導入分）	令和 8 年度 ～令和 1 3 年度	9,635 千円
東小金井事業創造センター指定管理委託料	令和 8 年度 ～令和 1 3 年度	1,455 千円
消防ポンプ自動車更新事業	令和 8 年度 ～令和 9 年度	111,870 千円
林間学校輸送委託料	令和 8 年度 ～令和 9 年度	13,636 千円
GHPエアコン借上料（令和 8 年度導入分）	令和 9 年度 ～令和 1 8 年度	23,343 千円

事 項	期 間	限 度 額
GHPエアコン借上料（令和8年度更新分）	令和9年度 ～令和18年度	355,423 千円
第一小学校校舎改築等工事監理委託料	令和9年度 ～令和10年度	56,510 千円
第一小学校校舎改築等工事設計意図伝達委託料	令和9年度 ～令和10年度	27,800 千円
第一小学校校舎改築等工事	令和9年度 ～令和10年度	5,228,404 千円
GHPエアコン借上料（令和8年度導入分）	令和9年度 ～令和18年度	106,465 千円
中央監視システム借上料	令和9年度 ～令和13年度	21,822 千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 101,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの時 から据置期 間を含み、 30年以内 に償還す る。 ただし、財 政その他の 都合により 据置期間 及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低 利債に借換 えすることが できる。	借入年度 令和8年度 ただし、事 業の進捗又 は財源その 他の都合に より、起債 額の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。
2	都市計画道路3・4・8号線整備事業	230,500				
3	小長久保公園用地取得事業	46,800				
4	栗山公園整備事業	29,000				
5	第一小学校校舎改築等事業	188,900				
6	前原小学校外壁・屋上防水等改修事業	145,600				
7	総合体育館照明LED化事業	79,400				
合 計		821,200				

議案第9号

令和8年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

令和8年度小金井市国民健康保険特別会計予算

令和8年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,166,388千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,654,749
	1 国民健康保険税	2,654,749
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 都 支 出 金		7,180,995
	1 都 補 助 金	7,180,995
5 財 産 収 入		63
	1 財 産 運 用 収 入	63
6 繰 入 金		1,296,464
	1 他 会 計 繰 入 金	1,296,464
	0 基 金 繰 入 金	0
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		34,113
	1 延滞金・加算金及び過料	20,002
	2 雑 入	14,111
歳 入 合 計		11,166,388

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 198,502
	1 総 務 管 理 費	161,443
	2 徴 税 費	37,059
2 保 険 給 付 費		7,011,252
	1 療 養 諸 費	6,130,173
	2 高 額 療 養 費	827,586
	3 移 送 費	37
	4 出 産 育 児 諸 費	37,516
	5 葬 祭 費	5,750
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 費	10,190
	0 傷 病 手 当 金	0
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		3,738,373
	1 医 療 給 付 費 分	2,404,054
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	922,833
	3 介 護 納 付 金 分	324,365
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	87,121
4 保 健 事 業 費		172,487
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	105,243
	2 保 健 事 業 費	67,244
5 基 金 積 立 金		63
	1 基 金 積 立 金	63
6 公 債 費		310
	1 公 債 費	310
7 諸 支 出 金		25,401
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,401
8 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		11,166,388

議案第10号

令和8年度

小金井市

介護保険特別会計予算

令和8年度小金井市介護保険特別会計予算

令和8年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,660,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 2,268,591
	1 介 護 保 險 料	2,268,591
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,930,045
	1 国 庫 負 担 金	1,591,011
	2 国 庫 補 助 金	339,034
4 支 払 基 金 交 付 金		2,497,742
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,497,742
5 都 支 出 金		1,351,622
	1 都 負 担 金	1,305,159
	2 都 補 助 金	46,463
6 財 産 収 入		992
	1 財 産 運 用 収 入	991
	2 財 産 売 払 収 入	1
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,611,591
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,588,000
	2 基 金 繰 入 金	23,591
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		177
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 雑 入	174
歳 入 合 計		9,660,763

歳 出

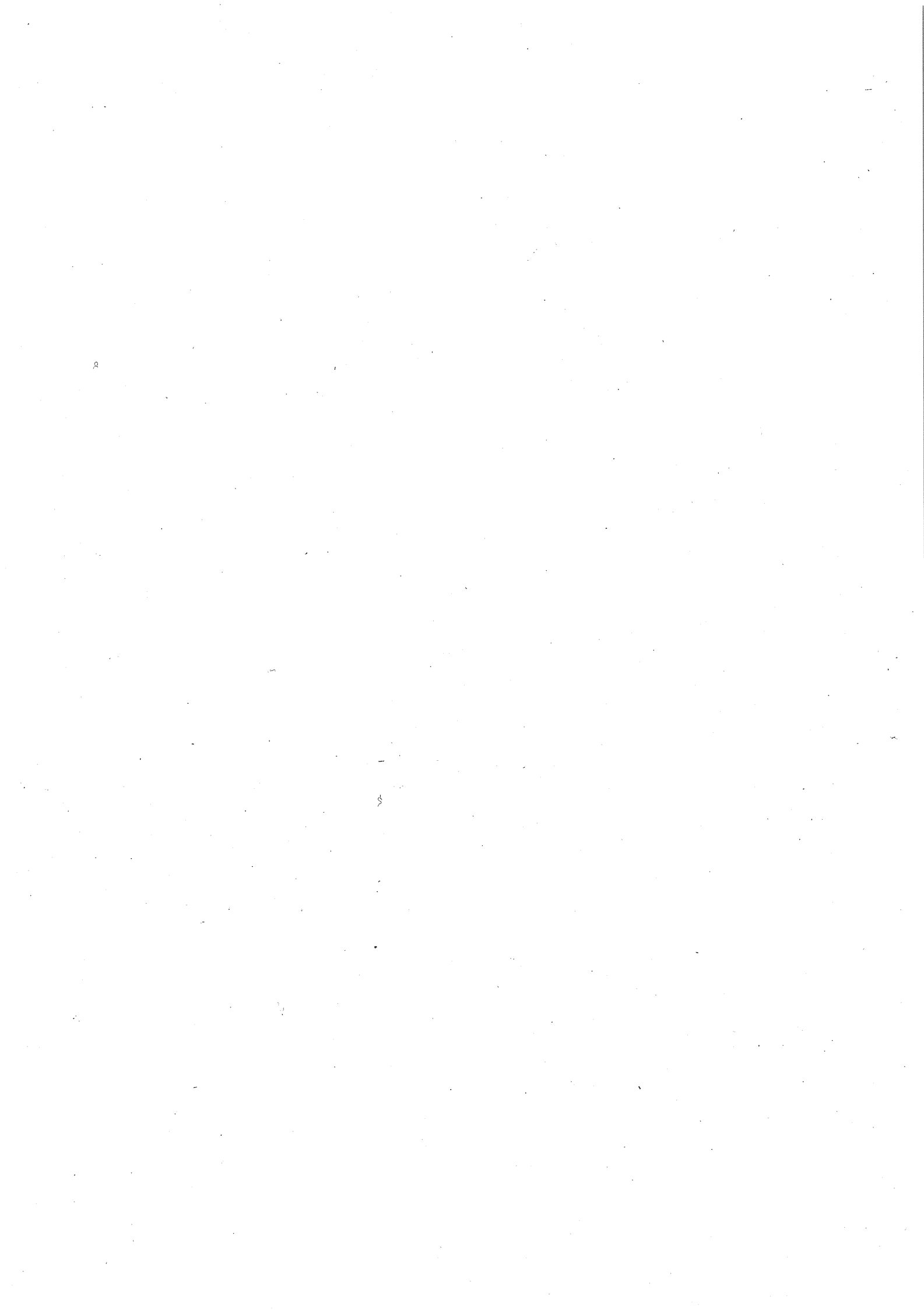
款	項	金 額	
1 総 務 費		千円 337,808	
	1 総 務 管 理 費	239,962	
	2 徴 収 費	7,270	
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	83,873	
	4 趣 旨 普 及 費	290	
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	6,413	
2 保 険 給 付 費		8,911,291	
	1 介 護 サービス等諸費	8,138,035	
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	347,855	
	3 そ の 他 諸 費	10,653	
	4 高 額 介 護 サービス等費	273,961	
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	51,060	
3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1	
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1	
4 地 域 支 援 事 業 費		356,258	
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	324,039	
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	2,378	
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	28,597	
5 基 金 積 立 金		991	
	1 基 金 積 立 金	991	
	6 公 債 費		70
		1 公 債 費	70
	7 諸 支 出 金		51,464
1 償 還 金 及 び 還 付 金		10,011	
2 繰 出 金		41,453	
8 予 備 費		2,880	
	1 予 備 費	2,880	
歳 出 合 計		9,660,763	

議案第11号

令和8年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算



令和8年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,641,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,102,469
	1 後期高齢者医療保険料	2,102,469
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,405,544
	1 他 会 計 繰 入 金	1,405,544
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		133,030
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	10,010
	3 受 託 事 業 収 入	121,573
	4 雑 入	1,445
歳 入 合 計		3,641,045

歳 出

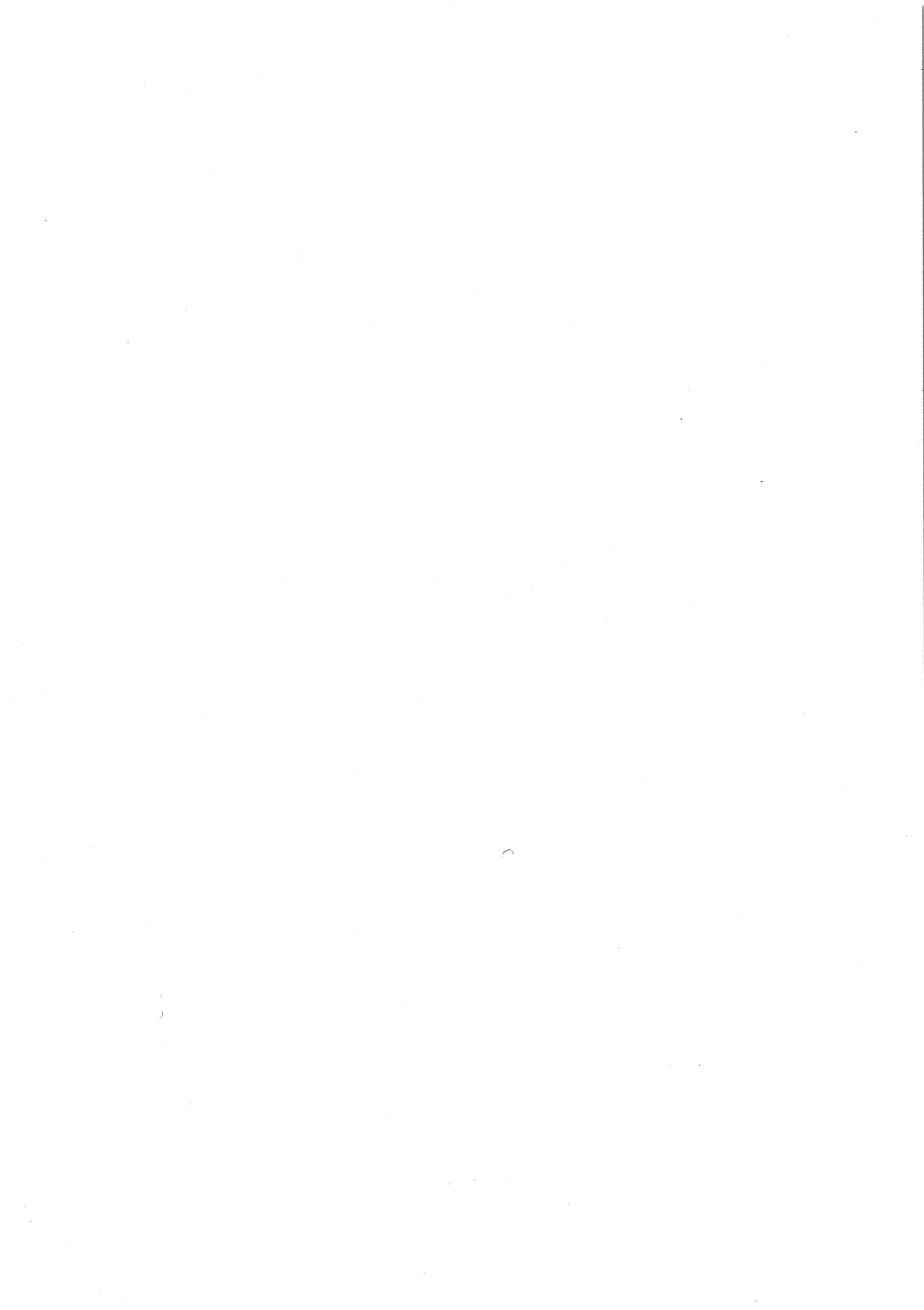
款	項	金 額
1 総 務 費		16,501 千円
	1 総 務 管 理 費	9,852
	2 徴 収 費	6,649
2 保 険 給 付 費		39,600
	1 葬 祭 費	39,600
3 広 域 連 合 納 付 金		3,460,624
	1 広 域 連 合 納 付 金	3,460,624
4 保 健 事 業 費		105,266
	1 保 健 事 業 費	105,266
5 諸 支 出 金		18,054
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,010
	2 繰 出 金	8,044
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,641,045

議案第12号

令和8年度

小金井市

下水道事業会計予算



令和8年度小金井市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	19, 477, 000立方メートル
(3) 一日平均処理水量	53, 362立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	209, 000千円
イ 流域下水道建設負担金	90, 374千円
ウ 流域下水道改良負担金	53, 841千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2, 010, 674千円
第1項 営業収益		1, 630, 340千円
第2項 営業外収益		380, 334千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2, 322, 211千円
第1項 営業費用		2, 241, 236千円
第2項 営業外費用		50, 975千円
第3項 予備費		30, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額250, 912千円は、過年度分損益勘定留保資金67, 861千円、当年度分損益勘定留保資金183, 051千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		228, 384千円
第1項 企業債		202, 000千円
第2項 国庫補助金		24, 500千円
第3項 都補助金		1, 225千円
第4項 他会計負担金		659千円

支 出

第1款 資本的支出	479,296千円
第1項 建設改良費	393,256千円
第2項 企業債償還金	76,040千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
公営企業会計運用支援委託料	令和8年度から 令和9年度まで	2,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
公共下水道事業	70,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置期間を含み、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度令和8年度 ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
流域下水道事業	132,000				
合計	202,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

110,812千円

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

(1) 職員給与費

110,812千円

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

議案第13号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

教育委員会委員佐島規が令和8年3月31日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所	小金井市
氏 名	佐島 規
年 齢	66歳
職 業	地方公務員

議案第13号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ^{さしま}佐島 ^{ただし}規

年 齢 66歳

職 業 地方公務員

学 歴

昭和56年3月 東京学芸大学教育学部卒業

職 歴

昭和56年4月 三鷹市立第四小学校教諭

昭和61年4月 千代田区立麴町小学校教諭

平成5年4月 千代田区立千代田麴町小学校教諭

平成6年4月 杉並区立杉並第一小学校教諭

平成11年4月 板橋区教育委員会指導主事

平成17年4月 板橋区教育委員会統括指導主事

平成18年4月 日野市立三沢台小学校校長

平成20年4月 日野市立七生緑小学校校長

平成22年4月 八王子市教育委員会指導担当部長

平成24年4月 多摩市立多摩第二小学校校長

令和2年4月 多摩市立大松台小学校校長

令和4年4月 多摩市立教育センター非常勤教員となり、現在に至る。

令和4年4月 小金井市教育委員会委員となり、現在に至る。

そ の 他

平成 4 年 4 月 東京都教育研究員となり、平成 5 年 3 月まで在任

平成 5 年 4 月 東京都教員研究生となり、平成 6 年 3 月まで在任

平成 10 年 4 月 東京都教育庁人事部における指導主事任用前研修生となり、平成
11 年 3 月まで在任

平成 25 年 4 月 全国連合小学校長会調査研究部教育課程委員会委員長となり、平
成 26 年 3 月まで在任

平成 26 年 4 月 東京都多摩市公立小学校長会会長となり、平成 27 年 3 月まで在
任

平成 26 年 4 月 東京都小学校理科教育研究会役員となり、平成 31 年 3 月まで在
任

平成 27 年 4 月 全国小学校理科研究協議会研究大会東京大会多摩地区実行委員会
委員長となり、平成 30 年 3 月まで在任

賞 罰

平成 17 年 10 月 東京都知事から永年勤続者感謝要綱に基づく感謝状 授与

平成 31 年 2 月 東京都教育委員会から東京都教育委員会職員表彰規程に基づく
表彰 受賞

議案第14号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

教育委員会委員穂坂英明が令和8年3月31日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 穂 坂 英 明

年 齢 71歳

職 業 医師

議案第14号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ほ 穂 さま 坂 ひで 英 あき 明

年 齢 71歳

職 業 医師

学 歴

昭和58年3月 獨協医科大学医学部医学科卒業

職 歴

昭和58年5月 東京医科大学内科第二講座入局

平成3年4月 同大学退局

平成3年5月 東葛クリニック病院内科入職

平成18年3月 同病院退職

平成18年4月 前原診療所入職

平成19年4月 同診療所管理医師となる。

令和4年4月 小金井市教育委員会委員となり、現在に至る。

そ の 他

昭和58年5月 医師免許取得

平成 2 年 4 月 医学博士取得
平成 5 年 9 月 日本内科学会認定内科医認定
平成 6 年 3 月 日本循環器学会専門医認定
平成 19 年 6 月 小金井市医師会理事となり、平成 25 年 5 月まで在任
平成 25 年 6 月 小金井市医師会副会長となり、平成 29 年 5 月まで在任
平成 29 年 6 月 小金井市医師会会長となり、令和 3 年 5 月まで在任
令和 3 年 6 月 小金井市医師会理事となり、令和 7 年 5 月まで在任
令和 7 年 6 月 小金井市医師会監事となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第15号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

生理休暇の名称の変更、介護休暇の承認期間を拡充するほか、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条（見出しを含む。）中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第13条の2第2項本文中「6月」を「1年」に改め、同項ただし書中「6月」を「1年」に、「180日」を「365日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条に規定する健康管理休暇及び改正後の条例第13条の2に規定する介護休暇に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(健康管理休暇)</p> <p>第11条 生理日の女子職員が健康管理休暇を請求したときは、任命権者は、その職員を勤務させてはならない。 (介護休暇)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 介護休暇は、要介護者の各々が前項に規定する<u>1年</u>の期間内 要とする一の継続する状態ごとに、連続する<u>1年</u>の期間内 において必要と認められる期間及び回数について承認す る。ただし、<u>1年</u>の期間経過後であつても、更に2回まで 通算<u>365日</u> (<u>1年</u>の期間内において既に承認した期間を 含む。) を限度として承認することができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>(生理休暇)</p> <p>第11条 生理日の女子職員が生理休暇を請求したときは、任命権者は、その職員を勤務させてはならない。 (介護休暇)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 介護休暇は、要介護者の各々が前項に規定する<u>6月</u>の期間内 要とする一の継続する状態ごとに、連続する<u>6月</u>の期間内 において必要と認められる期間及び回数について承認す る。ただし、<u>6月</u>の期間経過後であつても、更に2回まで 通算<u>180日</u> (<u>6月</u>の期間内において既に承認した期間を 含む。) を限度として承認することができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>見出しの変更及び用語の整備</p> <p>取得期間の拡充</p>
<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第11条に規定する健康管理休暇及び改正後の条例第13条の2に規定する介護休暇に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>		

議案第16号

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

職員の給料月額等の改定を踏まえ、報酬月額及び期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うため、本案を提出するものであります。

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第6条第2項中「100分の117.5」を「100分の118.75」に改める。

別表第1高度の知識・技術・資格を必要とする職（保健師）の項中「251,100円」を「259,600円」に改め、同表高度の知識・技術・資格を必要とする職（看護師）の項中「242,800円」を「251,100円」に改め、同表高度の知識・技術・資格を必要とする職（歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士）の項中「234,500円」を「242,500円」に改め、同表高度の知識・技術・資格を必要とする職（その他）の項及び高度の知識・技術等を必要とする事務の項中「208,600円」を「215,700円」に改め、同表専門的知識等を必要とする事務の項及び資格・経験を必要とする職の項中「191,300円」を「197,800円」に改め、同表一般事務・学校事務・図書館事務の項中「170,100円」を「175,900円」に改め、同表一般現業職（施設管理業務）の項中「236,200円」を「244,200円」に改め、同表一般現業職（学校施設管理業務）の項中「171,300円」を「177,100円」に改め、同表一般現業職（その他）の項中「163,300円」を「168,900円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第5条第2項及び第6条第2項並びに次項から付則第5項までの規定は同年12月1日から適用する。

（令和7年12月の期末手当の特例）

- 2 令和7年12月の期末手当に限り、改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の127.5」とする。

3 令和7年12月の期末手当における改正後の条例第5条第1項の規定の適用については、同項中「属する会計年度の規則で定める日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日までの間」とする。

(令和7年12月の勤勉手当の特例)

4 令和7年12月の勤勉手当に限り、改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは、「100分の120」とする。

5 令和7年12月の勤勉手当における改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「属する会計年度の規則で定める日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日までの間」とする。

(報酬の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて会計年度任用職員に令和7年4月1日から施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

(委任)

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考												
<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の12</u> 6. <u>25</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 省略 4 省略 (勤勉手当) 第6条 省略 2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 省略 4 省略 別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1177 1234 1396 2103"> <thead> <tr> <th>職務内容</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)</td> <td><u>259, 600円</u></td> </tr> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)</td> <td><u>251, 100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務内容	報酬月額	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	<u>259, 600円</u>	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	<u>251, 100円</u>	<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の12</u> 5を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 省略 4 省略 (勤勉手当) 第6条 省略 2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 省略 4 省略 別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1177 376 1396 1234"> <thead> <tr> <th>職務内容</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)</td> <td><u>251, 100円</u></td> </tr> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)</td> <td><u>242, 800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務内容	報酬月額	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	<u>251, 100円</u>	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	<u>242, 800円</u>	<p>期末手当の支給割合の改定</p> <p>勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>報酬月額の引上げ</p>
職務内容	報酬月額													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	<u>259, 600円</u>													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	<u>251, 100円</u>													
職務内容	報酬月額													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	<u>251, 100円</u>													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	<u>242, 800円</u>													

高度の知識・技術・資格を必要とする職（歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士）	242,500円
高度の知識・技術・資格を必要とする職（その他）	215,700円
高度の知識・技術等を必要とする事務	215,700円
専門的知識等を必要とする事務	197,800円
資格・経験等を必要とする職	197,800円
一般事務・学校事務・図書館事務	175,900円
一般現業職（施設管理業務）	244,200円
一般現業職（学校施設管理業務）	177,100円
一般現業職（その他）	168,900円

備考 省略

付 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第5条第2項及び第6条第2項並びに次項から付則第5項までの規定は同年12月1日から適用する。
（令和7年12月の期末手当の特例）
- 令和7年12月の期末手当に限り、改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の127.5」とする。

高度の知識・技術・資格を必要とする職（歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士）	234,500円
高度の知識・技術・資格を必要とする職（その他）	208,600円
高度の知識・技術等を必要とする事務	208,600円
専門的知識等を必要とする事務	191,300円
資格・経験等を必要とする職	191,300円
一般事務・学校事務・図書館事務	170,100円
一般現業職（施設管理業務）	236,200円
一般現業職（学校施設管理業務）	171,300円
一般現業職（その他）	163,300円

備考 省略

- 3 令和7年12月の期末手当における改正後の条例第5条第1項の規定の適用については、同項中「属する会計年度の規則で定める日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日までの間」とする。
(令和7年12月の勤勉手当の特例)
- 4 令和7年12月の勤勉手当に限り、改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは、「100分の120」とする。
- 5 令和7年12月の勤勉手当における改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「属する会計年度の規則で定める日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日までの間」とする。
(報酬の内払)
- 6 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて会計年度任用職員に令和7年4月1日から施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。
(委任)
- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第16号資料2

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例の主な改正概要

1 概要

- (1) 報酬月額を3.4%（100円未満は、四捨五入）引き上げる。
- (2) 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、4.90月とする。

2 実施時期

- (1) 令和7年4月1日から適用する。
- (2) 令和7年12月1日から適用する。

3 影響額

令和7年度補正予算 41,815千円

令和8年度当初予算 41,815千円

※ 令和7年10月1日現在の職員数に基づき算出

多摩26市における会計年度任用職員（月額制）の報酬等改定予定の状況

令和8年1月14日現在

自治体名	報酬月額		期末・勤勉手当		報酬月額改定 適用時期
	改定	改定内容	改定	年間支給月数	
小金井市	有り	3.4%増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
八王子市	有り	3.24%増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
立川市	有り	3.4%増額改定	有り	4.90月	令和8年4月
武蔵野市	有り	3.68%増額改定	有り	3.725月	令和7年4月
三鷹市	有り	報酬月額を2,200円増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
青梅市	未定	未定	有り	4.90月	未定
府中市	有り	3.24%増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
昭島市	有り	3.4%増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
調布市	月額制の任用無し	—	—	—	—
町田市	有り	時間単価70円の増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
小平市	有り	報酬月額を14,100円増額改定	有り	4.90月	令和8年4月
日野市	有り	単純平均5.2%増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
東村山市	有り	3.4%増額改定	有り	4.90月	令和7年4月
国分寺市	有り	報酬月額を16,900円増額改定	有り	4.90月	令和8年1月
国立市	月額制の任用無し	—	—	—	—
福生市	有り	増額改定	有り	4.90月	令和8年4月
狛江市	有り	3.4%増額改定	有り	2.60月	令和8年4月
東大和市	月額制の任用無し	—	—	—	—
清瀬市	無し	—	有り	4.90月	—
東久留米市	未定	未定	有り	4.90月	未定
武蔵村山市	月額制の任用無し	—	—	—	—
多摩市	無し	—	有り	4.90月	—
稲城市	有り	3.4%増額改定	有り	2.60月	令和7年4月
羽村市	月額制の任用無し	—	—	—	—
あきる野市	月額制の任用無し	—	—	—	—
西東京市	有り	増額改定	有り	4.90月	令和8年4月

※ 改定予定の自治体を含む。

議案第17号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会設置条例及び小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例の失効に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に、

「

スポーツ推進委員		日額	10,000円
市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

スポーツ推進委員		日額	10,000円
----------	--	----	---------

」

に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例				現行条例				備考
別表第3（第2条関係） 報酬額表				別表第3（第2条関係） 報酬額表				
職名	支給区分	報酬額	備考	職名	支給区分	報酬額	備考	
省略				省略				
子ども・子育て会議	会長	11,000円	省略	子ども・子育て会議	日額	11,000円	省略	
	委員	10,000円			日額	10,000円		
小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会	省略		省略	小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会	委員長	11,000円	省略	
	省略				委員	10,000円		
省略				省略				
スポーツ推進委員	省略		省略	スポーツ推進委員	日額	10,000円	同上	
	省略				日額	10,000円		
省略				省略				
市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	省略		省略	市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	委員長	11,000円	同上	
	省略				委員	10,000円		
備考 省略				備考 省略				
付 則				付 則				
この条例は、令和8年4月1日から施行する。				この条例は、令和8年4月1日から施行する。				

議案第18号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、初任給及び給料表の改定、期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ等を行うため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の95」を「100分の96.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第17条の2第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の117.5」を「100分の118.75」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の137.5」を「100分の138.75」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の147.5」を「100分の148.75」に改め、同条第3項中「100分の57.5」を「100分の58.75」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	196,400	251,600	272,700	325,100	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	327,100	
	3	198,300	253,800	275,300	329,100	
	4	199,300	254,900	276,600	331,000	
	5	200,300	256,000	278,000	332,900	
	6	201,400	257,100	279,300	334,800	
	7	202,600	258,200	280,600	336,900	
	8	203,800	259,300	281,900	338,900	
	9	205,000	260,400	283,300	340,800	

10	206,200	261,500	284,600	342,800	
11	207,400	262,600	286,000	344,800	
12	208,800	263,800	287,500	346,800	
13	210,200	265,000	289,000	348,800	
14	211,600	266,200	290,600	350,900	
15	213,100	267,300	292,200	353,000	
16	214,600	268,600	293,800	355,000	
17	216,200	270,000	295,500	357,100	
18	218,500	271,300	297,400	359,200	
19	220,800	272,400	299,200	361,400	
20	223,200	273,700	301,100	363,600	
21	225,600	275,100	302,900	365,800	
22	227,600	276,400	304,800	368,300	
23	229,600	277,600	306,700	370,800	
24	231,600	278,900	308,500	373,300	
25	233,600	280,300	310,300	375,800	
26	235,700	281,800	312,200	378,300	
27	237,800	283,200	314,100	380,800	
28	239,900	284,600	315,900	383,600	
29	242,000	286,100	317,700	386,300	
30	243,200	288,000	319,600	389,300	
31	244,500	289,800	321,500	392,200	
32	245,800	291,700	323,300	395,100	
33	247,300	293,500	325,100	398,100	
34	248,300	295,000	326,900	400,900	
35	249,300	296,500	328,900	403,600	
36	250,300	297,900	330,800	406,300	
37	251,300	299,100	332,600	408,800	
38	252,200	300,300	334,500	411,300	
39	253,200	301,500	336,300	413,600	
40	254,200	302,800	338,200	416,000	

41	255,200	304,100	340,100	418,400	
42	256,100	305,400	341,900	420,700	
43	257,100	306,600	343,800	423,000	
44	258,100	307,700	345,700	425,300	
45	259,100	308,900	347,600	427,700	
46	260,000	310,100	349,500	430,000	
47	261,000	311,300	351,400	432,200	
48	262,000	312,500	353,300	434,400	
49	263,000	313,600	355,300	436,700	
50	264,000	314,700	357,700	438,900	
51	265,000	315,800	360,100	441,000	
52	265,900	317,000	362,500	443,100	
53	266,800	318,200	364,900	445,000	
54	267,700	319,300	367,100	446,800	
55	268,600	320,400	369,100	448,700	
56	269,600	321,500	371,100	450,500	
57	270,600	322,700	373,000	452,200	
58	271,500	323,800	374,800	453,900	
59	272,400	324,900	376,600	455,500	
60	273,400	326,000	378,300	457,200	
61	274,400	327,100	380,100	458,900	
62	275,300	328,200	381,900	460,300	
63	276,200	329,300	383,700	461,300	
64	277,100	330,400	385,400	462,100	
65	278,100	331,500	387,000	462,900	
66	279,000	332,500	388,600	463,700	
67	279,900	333,600	390,100	464,400	
68	280,800	334,700	391,400	465,100	
69	281,700	335,800	392,700	465,800	
70	282,600	336,900	393,500	466,500	
71	283,500	338,000	394,300	467,200	

72	284,400	339,000	395,000	467,900	
73	285,300	340,100	395,700	468,600	
74	286,200	341,000	396,300	469,300	
75	287,100	342,000	396,900	470,000	
76	288,000	343,000	397,500	470,600	
77	288,900	344,000	398,200	471,200	
78	289,800	344,900	398,800	471,900	
79	290,700	345,700	399,400	472,500	
80	291,600	346,400	400,000	473,100	
81	292,500	347,100	400,500	473,700	
82	293,300	347,700	401,100	474,300	
83	294,200	348,300	401,700	474,900	
84	295,100	348,900	402,200	475,500	
85	296,000	349,400	402,700	476,100	
86	296,800	350,000	403,200	476,700	
87	297,700	350,500	403,700	477,300	
88	298,500	351,000	404,300	477,800	
89	299,400	351,500	404,900	478,300	
90	300,200	352,100	405,500	478,900	
91	301,100	352,600	406,100	479,400	
92	302,000	353,000	406,600	479,900	
93	302,800	353,500	407,100	480,400	
94	303,600	354,000	407,700	480,900	
95	304,500	354,500	408,200	481,400	
96	305,300	355,000	408,700	481,900	
97	306,200	355,400	409,200	482,300	
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		

103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		

134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず213,800円とする。

別表第1の2（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	188,000	259,200	289,800	322,700
	2	188,500	260,400	291,000	324,600
	3	189,000	261,600	292,500	326,400
	4	189,500	262,900	294,000	328,200
	5	190,000	264,100	295,500	330,000
	6	190,500	265,300	297,000	331,700
	7	191,000	266,500	298,600	333,400
	8	191,600	267,700	300,200	335,100
	9	192,200	268,900	301,700	336,900
	10	192,700	270,100	303,300	338,700
	11	193,400	271,300	304,900	340,400
	12	194,000	272,500	306,600	342,200
	13	194,600	273,700	308,200	343,900
	14	195,300	274,900	309,800	345,600
	15	196,100	276,100	311,400	347,400
	16	196,900	277,300	312,900	349,100
	17	197,700	278,500	314,400	350,800
	18	198,800	279,700	316,000	352,500
	19	199,900	280,900	317,600	354,300
	20	201,100	282,100	319,200	356,100
	21	202,500	283,300	320,700	357,800
	22	203,800	284,500	322,200	359,600
	23	205,100	285,700	323,700	361,300
	24	206,400	286,900	325,300	363,000
	25	207,700	288,100	326,800	364,700
	26	209,100	289,300	328,200	366,300
	27	210,600	290,500	329,600	367,900
	28	212,100	291,700	331,000	369,400
	29	213,700	292,900	332,400	370,900
	30	215,200	294,000	333,800	372,100
	31	216,700	295,200	335,200	373,300

32	218,300	296,400	336,600	374,500
33	219,900	297,600	338,000	375,700
34	221,500	298,800	339,400	376,800
35	223,100	300,000	340,700	377,800
36	224,800	301,200	341,900	378,900
37	226,400	302,400	343,100	379,900
38	228,000	303,600	344,300	380,800
39	229,600	304,800	345,400	381,700
40	231,300	306,000	346,500	382,600
41	232,800	307,100	347,600	383,400
42	233,900	308,200	348,600	384,200
43	234,900	309,300	349,500	384,900
44	235,900	310,300	350,400	385,600
45	236,900	311,200	351,300	386,200
46	237,800	312,100	352,100	386,800
47	238,600	313,000	352,900	387,300
48	239,400	313,900	353,700	387,800
49	240,200	314,800	354,500	388,200
50	240,900	315,600	355,200	388,600
51	241,600	316,400	355,900	389,000
52	242,300	317,200	356,600	389,400
53	243,100	318,000	357,200	389,800
54	243,900	318,800	357,800	390,100
55	244,700	319,600	358,400	390,500
56	245,500	320,300	358,900	390,800
57	246,400	321,000	359,300	391,100
58	247,200	321,600	359,700	391,400
59	247,900	322,300	360,100	391,700
60	248,600	323,000	360,500	392,000
61	249,300	323,700	360,800	392,300
62	250,000	324,300	361,100	392,600

63	250,700	324,900	361,400	392,900
64	251,400	325,500	361,700	393,200
65	252,100	326,100	362,000	393,500
66	252,800	326,600	362,300	393,800
67	253,500	327,100	362,600	394,100
68	254,200	327,600	362,900	394,400
69	254,900	328,100	363,200	394,700
70	255,600	328,500	363,500	394,900
71	256,300	328,900	363,800	395,200
72	257,000	329,400	364,000	395,500
73	257,700	329,800	364,300	395,800
74	258,400	330,300	364,600	396,100
75	259,100	330,700	364,900	396,400
76	259,800	331,000	365,200	396,700
77	260,500	331,300	365,500	396,900
78	261,200	331,600	365,800	397,200
79	261,900	331,900	366,000	397,500
80	262,600	332,200	366,300	397,800
81	263,300	332,500	366,600	398,100
82	264,100	332,800	366,900	398,400
83	264,800	333,100	367,200	398,700
84	265,500	333,400	367,500	399,000
85	266,300	333,700	367,800	399,200
86	267,100	334,000	368,000	399,500
87	267,900	334,300	368,300	399,800
88	268,600	334,600	368,600	400,100
89	269,400	334,800	368,900	400,400
90	270,200	335,100	369,200	400,700
91	270,900	335,400	369,500	401,000
92	271,700	335,700	369,800	401,300
93	272,500	336,000	370,100	401,600

94	273,300	336,300	370,400	401,900
95	274,100	336,600	370,700	402,200
96	274,900	336,800	371,000	402,500
97	275,700	337,100	371,300	402,800
98	276,400	337,400	371,500	403,100
99	277,100	337,700	371,800	403,400
100	277,800	338,000	372,100	403,700
101	278,500	338,200	372,400	404,000
102	279,300	338,500	372,700	404,300
103	280,100	338,800	373,000	404,600
104	280,900	339,100	373,300	404,900
105	281,700	339,400	373,500	405,200
106	282,500	339,700	373,800	405,500
107	283,300	340,000	374,100	405,800
108	284,100	340,200	374,400	406,100
109	284,900	340,500	374,700	406,400
110	285,600	340,800	375,000	406,700
111	286,300	341,100	375,300	407,000
112	287,000	341,400	375,600	407,300
113	287,700	341,700	375,800	407,600
114	288,300	342,000	376,100	407,900
115	288,900	342,300	376,400	408,200
116	289,500	342,600	376,700	408,500
117	290,100	342,900	377,000	408,800
118	290,600	343,200	377,300	409,100
119	291,000	343,500	377,600	409,400
120	291,400	343,800	377,900	409,700
121	291,800	344,100	378,200	410,000
122	292,100	344,400	378,500	410,300
123	292,400	344,700	378,700	410,600
124	292,700	345,000	379,000	410,900

125	293,000	345,300	379,300	411,200
126	293,300	345,600	379,600	411,500
127	293,600	345,900	379,900	411,800
128	293,900	346,200	380,200	412,100
129	294,200	346,500	380,500	412,400
130	294,500	346,800	380,800	412,700
131	294,800	347,100	381,100	413,000
132	295,000	347,400	381,400	413,300
133	295,300	347,700	381,700	413,600
134	295,600	348,000	382,000	413,900
135	295,900	348,300	382,300	414,200
136	296,200	348,600	382,600	414,500
137	296,500	348,900	382,900	414,800
138	296,800	349,200	383,200	415,100
139	297,000	349,500	383,500	415,400
140	297,300	349,800	383,800	415,700
141	297,600	350,100	384,100	416,000
142	297,900	350,400	384,400	416,300
143	298,200	350,700	384,700	416,600
144	298,500	351,000	385,000	416,900
145	298,800	351,300	385,300	417,200
146	299,000	351,600	385,600	417,500
147	299,300	351,900	385,900	417,800
148	299,600	352,200	386,200	418,100
149	299,900	352,500	386,500	418,400
150	300,200	352,800	386,800	
151	300,500	353,100	387,100	
152	300,800	353,400	387,400	
153	301,100	353,700	387,700	
154	301,300	354,000	388,000	
155	301,600	354,300	388,300	

156	301,900	354,600	388,600	
157	302,200	354,900	388,900	
158	302,500	355,200	389,200	
159	302,800	355,500	389,500	
160	303,100	355,800	389,800	
161	303,400	356,100	390,100	
162	303,700	356,400	390,400	
163	304,000	356,700	390,700	
164	304,200	357,000	391,000	
165	304,500	357,300	391,300	
166	304,800	357,600	391,600	
167	305,100	357,900	391,900	
168	305,400	358,200	392,200	
169	305,700	358,500	392,500	
170	306,000	358,800	392,800	
171	306,300	359,100	393,100	
172	306,600	359,400	393,400	
173	306,900	359,700	393,700	
174	307,200	360,000	394,000	
175	307,500	360,300	394,300	
176	307,800	360,600	394,600	
177	308,100	360,900	394,900	
178	308,400	361,200	395,200	
179	308,700	361,500	395,500	
180	309,000	361,800	395,800	
181	309,300	362,100	396,100	
182	309,600	362,400	396,400	
183	309,900	362,700	396,700	
184	310,200	363,000	397,000	
185	310,500	363,300	397,300	
186	310,800	363,600	397,600	

187	311,100	363,900	397,900	
188	311,400	364,200	398,200	
189	311,700	364,500	398,500	
190	312,000	364,800	398,800	
191	312,300	365,100	399,100	
192	312,600	365,400	399,400	
193	312,900	365,700	399,700	
194	313,200	366,000		
195	313,500	366,300		
196	313,800	366,600		
197	314,100	366,900		
198	314,400	367,200		
199	314,700	367,500		
200	315,000	367,800		
201	315,300	368,100		
202	315,600	368,400		
203	315,900	368,700		
204	316,200	369,000		
205	316,500	369,300		
206	316,800	369,600		
207	317,100	369,900		
208	317,400	370,200		
209	317,700	370,500		
210	318,000	370,800		
211	318,300	371,100		
212	318,600	371,400		
213	318,900	371,700		
214	319,200	372,000		
215	319,500	372,300		
216	319,800	372,600		
217	320,100	372,900		

218	320,400	373,200		
219	320,700	373,500		
220	321,000	373,800		
221	321,300	374,100		
222	321,600	374,400		
223	321,900	374,700		
224	322,200	375,000		
225	322,500	375,300		
226	322,800			
227	323,100			
228	323,400			
229	323,700			
230	324,000			
231	324,300			
232	324,600			
233	324,900			
234	325,200			
235	325,500			
236	325,800			
237	326,100			
238	326,400			
239	326,700			
240	327,000			
241	327,300			
242	327,600			
243	327,900			
244	328,200			
245	328,500			
246	328,800			
247	329,100			
248	329,400			

249	329,700			
250	330,000			
251	330,300			
252	330,600			
253	330,900			
254	331,200			
255	331,500			
256	331,800			
257	332,100			
258	332,400			
259	332,700			
260	333,000			
261	333,300			
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	219,300	234,400	255,600	288,700

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号中「別表第3に掲げる」を「規則で定める」に、「同表に掲げる」を「32,000円を超えない範囲内で規則で定める」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「伴なう」を「伴う」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、規則で定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額に支給月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第8条の3第1項中「使用料を含む」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員であつて、月額30,000円以上の家賃を支払っているものに支給する住居手当の額は、月額30,000円とする。

第17条第3項を次のように改める。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合においては、当該定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額に、それぞれ100分の126.25を乗じて得た額に在職期間割合を乗じて得た額とする。

第17条第8項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第17条の2第3項中「100分の58.75」を「100分の118.75」に改める。

第18条の2中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	196,400	251,600	272,700	408,800	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	
	4	199,300	254,900	276,600	416,000	
	5	200,300	256,000	278,000	418,400	
	6	201,400	257,100	279,300	420,700	
	7	202,600	258,200	280,600	423,000	
	8	203,800	259,300	281,900	425,300	

9	205,000	260,400	283,300	427,700	
10	206,200	261,500	284,600	430,000	
11	207,400	262,600	286,000	432,200	
12	208,800	263,800	287,500	434,400	
13	210,200	265,000	289,000	436,700	
14	211,600	266,200	290,600	438,900	
15	213,100	267,300	292,200	441,000	
16	214,600	268,600	293,800	443,100	
17	216,200	270,000	295,500	445,000	
18	218,500	271,300	297,400	446,800	
19	220,800	272,400	299,200	448,700	
20	223,200	273,700	301,100	450,500	
21	225,600	275,100	302,900	452,200	
22	227,600	276,400	304,800	453,900	
23	229,600	277,600	306,700	455,500	
24	231,600	278,900	308,500	457,200	
25	233,600	280,300	310,300	458,900	
26	235,700	281,800	312,200	460,300	
27	237,800	283,200	314,100	461,300	
28	239,900	284,600	315,900	462,100	
29	242,000	286,100	317,700	462,900	
30	243,200	288,000	319,600	463,700	
31	244,500	289,800	321,500	464,400	
32	245,800	291,700	323,300	465,100	
33	247,300	293,500	325,100	465,800	
34	248,300	295,000	326,900	466,500	
35	249,300	296,500	328,900	467,200	
36	250,300	297,900	330,800	467,900	
37	251,300	299,100	332,600	468,600	
38	252,200	300,300	334,500	469,300	
39	253,200	301,500	336,300	470,000	

40	254,200	302,800	338,200	470,600	
41	255,200	304,100	340,100	471,200	
42	256,100	305,400	341,900	471,900	
43	257,100	306,600	343,800	472,500	
44	258,100	307,700	345,700	473,100	
45	259,100	308,900	347,600	473,700	
46	260,000	310,100	349,500	474,300	
47	261,000	311,300	351,400	474,900	
48	262,000	312,500	353,300	475,500	
49	263,000	313,600	355,300	476,100	
50	264,000	314,700	357,700	476,700	
51	265,000	315,800	360,100	477,300	
52	265,900	317,000	362,500	477,800	
53	266,800	318,200	364,900	478,300	
54	267,700	319,300	367,100	478,900	
55	268,600	320,400	369,100	479,400	
56	269,600	321,500	371,100	479,900	
57	270,600	322,700	373,000	480,400	
58	271,500	323,800	374,800	480,900	
59	272,400	324,900	376,600	481,400	
60	273,400	326,000	378,300	481,900	
61	274,400	327,100	380,100	482,300	
62	275,300	328,200	381,900		
63	276,200	329,300	383,700		
64	277,100	330,400	385,400		
65	278,100	331,500	387,000		
66	279,000	332,500	388,600		
67	279,900	333,600	390,100		
68	280,800	334,700	391,400		
69	281,700	335,800	392,700		
70	282,600	336,900	393,500		

71	283,500	338,000	394,300		
72	284,400	339,000	395,000		
73	285,300	340,100	395,700		
74	286,200	341,000	396,300		
75	287,100	342,000	396,900		
76	288,000	343,000	397,500		
77	288,900	344,000	398,200		
78	289,800	344,900	398,800		
79	290,700	345,700	399,400		
80	291,600	346,400	400,000		
81	292,500	347,100	400,500		
82	293,300	347,700	401,100		
83	294,200	348,300	401,700		
84	295,100	348,900	402,200		
85	296,000	349,400	402,700		
86	296,800	350,000	403,200		
87	297,700	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,200	355,400	409,200		
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		

102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		

133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず213,800円とする。

別表第3を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び付則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定（第17条第2項及び第3項並びに第17条の2第2項及び第3項の規定を除く。）は令和7年4月1日から、第1条による改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の2第2項及び第3項並びに付則第6項から第9項までの規定は同年12月1日から適用する。

（号給の切替え）

3 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(1)の4級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が付則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、付則別表新号給欄に定める号給とする。

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

4 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者等の号給の調整）

5 施行日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和7年12月の期末手当の特例）

6 令和7年12月の期末手当に限り、第1条による改正後の条例第17条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の96.25」とあるのは「100分の97.5」とする。

とあるのは「100分の97.5」とし、同条第3項中「同項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第 号）付則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用される同項」と、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」とする。

7 令和7年12月の期末手当における第1条による改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

（令和7年12月の勤勉手当の特例）

8 令和7年12月の勤勉手当に限り、第1条による改正後の条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の118.75」とあるのは「100分の120」と、「100分の138.75」とあるのは「100分の140」と、「100分の148.75」とあるのは「100分の150」とし、同条第3項中「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

9 令和7年12月の勤勉手当における第1条による改正後の条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

（給与の内払）

10 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて令和7年4月1日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

11 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表（付則第3項関係）

職員の号給の切替表
行政職給料表(1)の適用を
受ける特定職員の新号給

職務の級	4級
旧号給	新号給
1	1

2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1

33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27

64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58

95	59
96	60
97	61

議案第18号資料1

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考																												
<p>(期末手当) 第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="662 1220 1037 2049"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>$\frac{100}{25}$</td> <td>$\frac{100}{25}$</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>$\frac{100}{25}$</td> <td>$\frac{100}{25}$</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>$\frac{100}{5}$</td> <td>$\frac{100}{25}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「$\frac{100}{25}$」とあるのは「$\frac{100}{71.25}$」とする。</p> <p>4 } 省略 9 } (勤勉手当) 第17条の2 省略</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{25}$	$\frac{100}{25}$	行(1)4級職員	$\frac{100}{25}$	$\frac{100}{25}$	行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$	$\frac{100}{25}$	<p>(期末手当) 第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="662 280 1037 1108"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>$\frac{100}{125}$</td> <td>$\frac{100}{125}$</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>$\frac{100}{105}$</td> <td>$\frac{100}{105}$</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>$\frac{100}{95}$</td> <td>$\frac{100}{95}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「$\frac{100}{125}$」とあるのは「$\frac{100}{70}$」とする。</p> <p>4 } 省略 9 } (勤勉手当) 第17条の2 省略</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{125}$	$\frac{100}{125}$	行(1)4級職員	$\frac{100}{105}$	$\frac{100}{105}$	行(1)5級職員	$\frac{100}{95}$	$\frac{100}{95}$	<p>期末手当の支給割合の改定</p>
職員の区分		割合																												
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{25}$	$\frac{100}{25}$																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{25}$	$\frac{100}{25}$																												
行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$	$\frac{100}{25}$																												
職員の区分	割合																													
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{125}$	$\frac{100}{125}$																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{105}$	$\frac{100}{105}$																												
行(1)5級職員	$\frac{100}{95}$	$\frac{100}{95}$																												

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の118. 75	100分の118. 75
行(1)4級職員	100分の138. 75	100分の138. 75
行(1)5級職員	100分の148. 75	100分の148. 75

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する勤労手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額にそれぞれ100分の58.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 省略
5 省略

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	職務の級の号級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	額	額	額	額	額

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の117. 5	100分の117. 5
行(1)4級職員	100分の137. 5	100分の137. 5
行(1)5級職員	100分の147. 5	100分の147. 5

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する勤労手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額にそれぞれ100分の57.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 省略
5 省略

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	職務の級の号級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	額	額	額	額	額

勤労手当の支給割合の改定

同上

給料表の改定

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	196,400	251,600	272,700	325,100	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	327,100	
	3	198,300	253,800	275,300	329,100	
	4	199,300	254,900	276,600	331,000	
	5	200,300	256,000	278,000	332,900	
	6	201,400	257,100	279,300	334,800	
	7	202,600	258,200	280,600	336,900	
	8	203,800	259,300	281,900	338,900	
	9	205,000	260,400	283,300	340,800	
	10	206,200	261,500	284,600	342,800	
	11	207,400	262,600	286,000	344,800	
	12	208,800	263,800	287,500	346,800	
	13	210,200	265,000	289,000	348,800	
	14	211,600	266,200	290,600	350,900	
	15	213,100	267,300	292,200	353,000	
	16	214,600	268,600	293,800	355,000	
	17	216,200	270,000	295,500	357,100	
	18	218,500	271,300	297,400	359,200	
	19	220,800	272,400	299,200	361,400	
	20	223,200	273,700	301,100	363,600	
	21	225,600	275,100	302,900	365,800	
	22	227,600	276,400	304,800	368,300	
	23	229,600	277,600	306,700	370,800	
	24	231,600	278,900	308,500	373,300	
	25	233,600	280,300	310,300	375,800	
	26	235,700	281,800	312,200	378,300	
	27	237,800	283,200	314,100	380,800	
	28	239,900	284,600	315,900	383,600	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	184,100	235,800	254,800	303,400	502,700
	2	185,000	237,000	256,200	305,400	
	3	186,000	238,200	257,600	307,400	
	4	187,000	239,400	259,000	309,300	
	5	188,000	240,600	260,500	311,200	
	6	189,000	241,800	261,900	313,100	
	7	190,100	243,000	263,300	315,200	
	8	191,200	244,200	264,700	317,200	
	9	192,300	245,400	266,200	319,100	
	10	193,400	246,600	267,600	321,100	
	11	194,500	247,800	269,100	323,100	
	12	195,700	249,100	270,700	325,100	
	13	196,900	250,400	272,300	327,100	
	14	198,100	251,700	274,000	329,200	
	15	199,400	252,900	275,700	331,300	
	16	200,700	254,300	277,400	333,300	
	17	202,100	255,800	279,200	335,400	
	18	204,200	257,200	281,200	337,500	
	19	206,300	258,400	283,100	339,700	
	20	208,500	259,800	285,100	341,900	
	21	210,700	261,300	287,000	344,100	
	22	212,500	262,700	289,000	346,600	
	23	214,300	264,000	291,000	349,100	
	24	216,100	265,400	292,900	351,600	
	25	217,900	266,900	294,800	354,100	
	26	219,800	268,500	296,800	356,600	
	27	221,700	270,000	298,800	359,100	
	28	223,600	271,500	300,700	361,900	

<u>29</u>	<u>242,000</u>	<u>286,100</u>	<u>317,700</u>	<u>386,300</u>	
<u>30</u>	<u>243,200</u>	<u>288,000</u>	<u>319,600</u>	<u>389,300</u>	
<u>31</u>	<u>244,500</u>	<u>289,800</u>	<u>321,500</u>	<u>392,200</u>	
<u>32</u>	<u>245,800</u>	<u>291,700</u>	<u>323,300</u>	<u>395,100</u>	
<u>33</u>	<u>247,300</u>	<u>293,500</u>	<u>325,100</u>	<u>398,100</u>	
<u>34</u>	<u>248,300</u>	<u>295,000</u>	<u>326,900</u>	<u>400,900</u>	
<u>35</u>	<u>249,300</u>	<u>296,500</u>	<u>328,900</u>	<u>403,600</u>	
<u>36</u>	<u>250,300</u>	<u>297,900</u>	<u>330,800</u>	<u>406,300</u>	
<u>37</u>	<u>251,300</u>	<u>299,100</u>	<u>332,600</u>	<u>408,800</u>	
<u>38</u>	<u>252,200</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>	<u>411,300</u>	
<u>39</u>	<u>253,200</u>	<u>301,500</u>	<u>336,300</u>	<u>413,600</u>	
<u>40</u>	<u>254,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,200</u>	<u>416,000</u>	
<u>41</u>	<u>255,200</u>	<u>304,100</u>	<u>340,100</u>	<u>418,400</u>	
<u>42</u>	<u>256,100</u>	<u>305,400</u>	<u>341,900</u>	<u>420,700</u>	
<u>43</u>	<u>257,100</u>	<u>306,600</u>	<u>343,800</u>	<u>423,000</u>	
<u>44</u>	<u>258,100</u>	<u>307,700</u>	<u>345,700</u>	<u>425,300</u>	
<u>45</u>	<u>259,100</u>	<u>308,900</u>	<u>347,600</u>	<u>427,700</u>	
<u>46</u>	<u>260,000</u>	<u>310,100</u>	<u>349,500</u>	<u>430,000</u>	
<u>47</u>	<u>261,000</u>	<u>311,300</u>	<u>351,400</u>	<u>432,200</u>	
<u>48</u>	<u>262,000</u>	<u>312,500</u>	<u>353,300</u>	<u>434,400</u>	
<u>49</u>	<u>263,000</u>	<u>313,600</u>	<u>355,300</u>	<u>436,700</u>	
<u>50</u>	<u>264,000</u>	<u>314,700</u>	<u>357,700</u>	<u>438,900</u>	
<u>51</u>	<u>265,000</u>	<u>315,800</u>	<u>360,100</u>	<u>441,000</u>	
<u>52</u>	<u>265,900</u>	<u>317,000</u>	<u>362,500</u>	<u>443,100</u>	
<u>53</u>	<u>266,800</u>	<u>318,200</u>	<u>364,900</u>	<u>445,000</u>	
<u>54</u>	<u>267,700</u>	<u>319,300</u>	<u>367,100</u>	<u>446,800</u>	
<u>55</u>	<u>268,600</u>	<u>320,400</u>	<u>369,100</u>	<u>448,700</u>	
<u>56</u>	<u>269,600</u>	<u>321,500</u>	<u>371,100</u>	<u>450,500</u>	

<u>29</u>	<u>225,500</u>	<u>273,100</u>	<u>302,600</u>	<u>364,600</u>	
<u>30</u>	<u>226,800</u>	<u>275,100</u>	<u>304,600</u>	<u>367,600</u>	
<u>31</u>	<u>228,200</u>	<u>277,000</u>	<u>306,600</u>	<u>370,500</u>	
<u>32</u>	<u>229,600</u>	<u>279,000</u>	<u>308,500</u>	<u>373,400</u>	
<u>33</u>	<u>231,200</u>	<u>280,900</u>	<u>310,400</u>	<u>376,400</u>	
<u>34</u>	<u>232,400</u>	<u>282,500</u>	<u>312,300</u>	<u>379,200</u>	
<u>35</u>	<u>233,500</u>	<u>284,100</u>	<u>314,400</u>	<u>381,900</u>	
<u>36</u>	<u>234,600</u>	<u>285,600</u>	<u>316,400</u>	<u>384,600</u>	
<u>37</u>	<u>235,700</u>	<u>286,900</u>	<u>318,300</u>	<u>387,100</u>	
<u>38</u>	<u>236,700</u>	<u>288,200</u>	<u>320,300</u>	<u>389,600</u>	
<u>39</u>	<u>237,800</u>	<u>289,500</u>	<u>322,200</u>	<u>391,900</u>	
<u>40</u>	<u>238,900</u>	<u>290,900</u>	<u>324,200</u>	<u>394,300</u>	
<u>41</u>	<u>240,100</u>	<u>292,300</u>	<u>326,200</u>	<u>396,700</u>	
<u>42</u>	<u>241,100</u>	<u>293,700</u>	<u>328,100</u>	<u>399,000</u>	
<u>43</u>	<u>242,200</u>	<u>295,000</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
<u>44</u>	<u>243,300</u>	<u>296,300</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
<u>45</u>	<u>244,500</u>	<u>297,600</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
<u>46</u>	<u>245,500</u>	<u>298,900</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
<u>47</u>	<u>246,600</u>	<u>300,200</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
<u>48</u>	<u>247,700</u>	<u>301,500</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
<u>49</u>	<u>248,900</u>	<u>302,800</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
<u>50</u>	<u>250,000</u>	<u>304,100</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
<u>51</u>	<u>251,100</u>	<u>305,400</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
<u>52</u>	<u>252,100</u>	<u>306,700</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
<u>53</u>	<u>253,200</u>	<u>308,000</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	
<u>54</u>	<u>254,200</u>	<u>309,300</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
<u>55</u>	<u>255,300</u>	<u>310,600</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	
<u>56</u>	<u>256,400</u>	<u>311,800</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	

<u>57</u>	<u>270,600</u>	<u>322,700</u>	<u>373,000</u>	<u>452,200</u>	
<u>58</u>	<u>271,500</u>	<u>323,800</u>	<u>374,800</u>	<u>453,900</u>	
<u>59</u>	<u>272,400</u>	<u>324,900</u>	<u>376,600</u>	<u>455,500</u>	
<u>60</u>	<u>273,400</u>	<u>326,000</u>	<u>378,300</u>	<u>457,200</u>	
<u>61</u>	<u>274,400</u>	<u>327,100</u>	<u>380,100</u>	<u>458,900</u>	
<u>62</u>	<u>275,300</u>	<u>328,200</u>	<u>381,900</u>	<u>460,300</u>	
<u>63</u>	<u>276,200</u>	<u>329,300</u>	<u>383,700</u>	<u>461,300</u>	
<u>64</u>	<u>277,100</u>	<u>330,400</u>	<u>385,400</u>	<u>462,100</u>	
<u>65</u>	<u>278,100</u>	<u>331,500</u>	<u>387,000</u>	<u>462,900</u>	
<u>66</u>	<u>279,000</u>	<u>332,500</u>	<u>388,600</u>	<u>463,700</u>	
<u>67</u>	<u>279,900</u>	<u>333,600</u>	<u>390,100</u>	<u>464,400</u>	
<u>68</u>	<u>280,800</u>	<u>334,700</u>	<u>391,400</u>	<u>465,100</u>	
<u>69</u>	<u>281,700</u>	<u>335,800</u>	<u>392,700</u>	<u>465,800</u>	
<u>70</u>	<u>282,600</u>	<u>336,900</u>	<u>393,500</u>	<u>466,500</u>	
<u>71</u>	<u>283,500</u>	<u>338,000</u>	<u>394,300</u>	<u>467,200</u>	
<u>72</u>	<u>284,400</u>	<u>339,000</u>	<u>395,000</u>	<u>467,900</u>	
<u>73</u>	<u>285,300</u>	<u>340,100</u>	<u>395,700</u>	<u>468,600</u>	
<u>74</u>	<u>286,200</u>	<u>341,000</u>	<u>396,300</u>	<u>469,300</u>	
<u>75</u>	<u>287,100</u>	<u>342,000</u>	<u>396,900</u>	<u>470,000</u>	
<u>76</u>	<u>288,000</u>	<u>343,000</u>	<u>397,500</u>	<u>470,600</u>	
<u>77</u>	<u>288,900</u>	<u>344,000</u>	<u>398,200</u>	<u>471,200</u>	
<u>78</u>	<u>289,800</u>	<u>344,900</u>	<u>398,800</u>	<u>471,900</u>	
<u>79</u>	<u>290,700</u>	<u>345,700</u>	<u>399,400</u>	<u>472,500</u>	
<u>80</u>	<u>291,600</u>	<u>346,400</u>	<u>400,000</u>	<u>473,100</u>	
<u>81</u>	<u>292,500</u>	<u>347,100</u>	<u>400,500</u>	<u>473,700</u>	
<u>82</u>	<u>293,300</u>	<u>347,700</u>	<u>401,100</u>	<u>474,300</u>	
<u>83</u>	<u>294,200</u>	<u>348,300</u>	<u>401,700</u>	<u>474,900</u>	
<u>84</u>	<u>295,100</u>	<u>348,900</u>	<u>402,200</u>	<u>475,500</u>	

<u>57</u>	<u>257,500</u>	<u>313,100</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
<u>58</u>	<u>258,500</u>	<u>314,300</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
<u>59</u>	<u>259,600</u>	<u>315,500</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
<u>60</u>	<u>260,700</u>	<u>316,800</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
<u>61</u>	<u>261,800</u>	<u>318,100</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
<u>62</u>	<u>262,800</u>	<u>319,400</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
<u>63</u>	<u>263,900</u>	<u>320,600</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	
<u>64</u>	<u>265,000</u>	<u>321,900</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
<u>65</u>	<u>266,100</u>	<u>323,100</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	
<u>66</u>	<u>267,100</u>	<u>324,300</u>	<u>377,500</u>	<u>443,600</u>	
<u>67</u>	<u>268,200</u>	<u>325,500</u>	<u>379,100</u>	<u>444,300</u>	
<u>68</u>	<u>269,300</u>	<u>326,800</u>	<u>380,500</u>	<u>445,000</u>	
<u>69</u>	<u>270,300</u>	<u>328,000</u>	<u>382,000</u>	<u>445,700</u>	
<u>70</u>	<u>271,300</u>	<u>329,200</u>	<u>383,000</u>	<u>446,400</u>	
<u>71</u>	<u>272,400</u>	<u>330,400</u>	<u>383,900</u>	<u>447,100</u>	
<u>72</u>	<u>273,400</u>	<u>331,600</u>	<u>384,700</u>	<u>447,800</u>	
<u>73</u>	<u>274,500</u>	<u>332,900</u>	<u>385,500</u>	<u>448,500</u>	
<u>74</u>	<u>275,500</u>	<u>334,000</u>	<u>386,300</u>	<u>449,200</u>	
<u>75</u>	<u>276,600</u>	<u>335,200</u>	<u>387,000</u>	<u>449,900</u>	
<u>76</u>	<u>277,600</u>	<u>336,300</u>	<u>387,700</u>	<u>450,500</u>	
<u>77</u>	<u>278,700</u>	<u>337,500</u>	<u>388,500</u>	<u>451,100</u>	
<u>78</u>	<u>279,700</u>	<u>338,600</u>	<u>389,200</u>	<u>451,800</u>	
<u>79</u>	<u>280,700</u>	<u>339,600</u>	<u>389,900</u>	<u>452,400</u>	
<u>80</u>	<u>281,800</u>	<u>340,500</u>	<u>390,600</u>	<u>453,000</u>	
<u>81</u>	<u>282,900</u>	<u>341,300</u>	<u>391,300</u>	<u>453,600</u>	
<u>82</u>	<u>283,900</u>	<u>342,100</u>	<u>391,900</u>	<u>454,200</u>	
<u>83</u>	<u>285,000</u>	<u>342,900</u>	<u>392,500</u>	<u>454,800</u>	
<u>84</u>	<u>286,000</u>	<u>343,600</u>	<u>393,000</u>	<u>455,400</u>	

<u>85</u>	<u>296,000</u>	<u>349,400</u>	<u>402,700</u>	<u>476,100</u>	
<u>86</u>	<u>296,800</u>	<u>350,000</u>	<u>403,200</u>	<u>476,700</u>	
<u>87</u>	<u>297,700</u>	<u>350,500</u>	<u>403,700</u>	<u>477,300</u>	
<u>88</u>	<u>298,500</u>	<u>351,000</u>	<u>404,300</u>	<u>477,800</u>	
<u>89</u>	<u>299,400</u>	<u>351,500</u>	<u>404,900</u>	<u>478,300</u>	
<u>90</u>	<u>300,200</u>	<u>352,100</u>	<u>405,500</u>	<u>478,900</u>	
<u>91</u>	<u>301,100</u>	<u>352,600</u>	<u>406,100</u>	<u>479,400</u>	
<u>92</u>	<u>302,000</u>	<u>353,000</u>	<u>406,600</u>	<u>479,900</u>	
<u>93</u>	<u>302,800</u>	<u>353,500</u>	<u>407,100</u>	<u>480,400</u>	
<u>94</u>	<u>303,600</u>	<u>354,000</u>	<u>407,700</u>	<u>480,900</u>	
<u>95</u>	<u>304,500</u>	<u>354,500</u>	<u>408,200</u>	<u>481,400</u>	
<u>96</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>408,700</u>	<u>481,900</u>	
<u>97</u>	<u>306,200</u>	<u>355,400</u>	<u>409,200</u>	<u>482,300</u>	
<u>98</u>	<u>307,000</u>	<u>355,900</u>	<u>409,700</u>		
<u>99</u>	<u>307,900</u>	<u>356,300</u>	<u>410,200</u>		
<u>100</u>	<u>308,700</u>	<u>356,800</u>	<u>410,700</u>		
<u>101</u>	<u>309,600</u>	<u>357,300</u>	<u>411,200</u>		
<u>102</u>	<u>310,500</u>	<u>357,700</u>	<u>411,700</u>		
<u>103</u>	<u>311,300</u>	<u>358,200</u>	<u>412,200</u>		
<u>104</u>	<u>312,100</u>	<u>358,700</u>	<u>412,700</u>		
<u>105</u>	<u>312,900</u>	<u>359,100</u>	<u>413,100</u>		
<u>106</u>	<u>313,600</u>	<u>359,500</u>	<u>413,600</u>		
<u>107</u>	<u>314,300</u>	<u>359,900</u>	<u>414,100</u>		
<u>108</u>	<u>315,100</u>	<u>360,300</u>	<u>414,500</u>		
<u>109</u>	<u>315,700</u>	<u>360,700</u>	<u>414,900</u>		
<u>110</u>	<u>316,300</u>	<u>361,100</u>	<u>415,400</u>		
<u>111</u>	<u>316,800</u>	<u>361,500</u>	<u>415,900</u>		
<u>112</u>	<u>317,300</u>	<u>361,900</u>	<u>416,300</u>		

<u>85</u>	<u>287,100</u>	<u>344,300</u>	<u>393,500</u>	<u>456,000</u>	
<u>86</u>	<u>288,100</u>	<u>345,100</u>	<u>394,000</u>	<u>456,600</u>	
<u>87</u>	<u>289,100</u>	<u>345,700</u>	<u>394,500</u>	<u>457,200</u>	
<u>88</u>	<u>290,100</u>	<u>346,400</u>	<u>395,100</u>	<u>457,700</u>	
<u>89</u>	<u>291,200</u>	<u>347,100</u>	<u>395,700</u>	<u>458,200</u>	
<u>90</u>	<u>292,200</u>	<u>347,700</u>	<u>396,300</u>	<u>458,800</u>	
<u>91</u>	<u>293,300</u>	<u>348,200</u>	<u>396,900</u>	<u>459,300</u>	
<u>92</u>	<u>294,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,400</u>	<u>459,800</u>	
<u>93</u>	<u>295,300</u>	<u>349,100</u>	<u>397,900</u>	<u>460,300</u>	
<u>94</u>	<u>296,300</u>	<u>349,600</u>	<u>398,500</u>	<u>460,800</u>	
<u>95</u>	<u>297,300</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>461,300</u>	
<u>96</u>	<u>298,300</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>461,800</u>	
<u>97</u>	<u>299,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>462,200</u>	
<u>98</u>	<u>300,400</u>	<u>351,500</u>	<u>400,500</u>		
<u>99</u>	<u>301,400</u>	<u>351,900</u>	<u>401,000</u>		
<u>100</u>	<u>302,400</u>	<u>352,400</u>	<u>401,500</u>		
<u>101</u>	<u>303,500</u>	<u>352,900</u>	<u>402,000</u>		
<u>102</u>	<u>304,600</u>	<u>353,300</u>	<u>402,500</u>		
<u>103</u>	<u>305,600</u>	<u>353,800</u>	<u>403,000</u>		
<u>104</u>	<u>306,600</u>	<u>354,300</u>	<u>403,500</u>		
<u>105</u>	<u>307,500</u>	<u>354,700</u>	<u>403,900</u>		
<u>106</u>	<u>308,400</u>	<u>355,100</u>	<u>404,400</u>		
<u>107</u>	<u>309,300</u>	<u>355,500</u>	<u>404,900</u>		
<u>108</u>	<u>310,200</u>	<u>355,900</u>	<u>405,300</u>		
<u>109</u>	<u>311,000</u>	<u>356,300</u>	<u>405,700</u>		
<u>110</u>	<u>311,700</u>	<u>356,700</u>	<u>406,200</u>		
<u>111</u>	<u>312,400</u>	<u>357,100</u>	<u>406,700</u>		
<u>112</u>	<u>313,100</u>	<u>357,500</u>	<u>407,100</u>		

<u>113</u>	<u>317,800</u>	<u>362,300</u>	<u>416,700</u>		
<u>114</u>	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>417,200</u>		
<u>115</u>	<u>318,700</u>	<u>363,100</u>	<u>417,700</u>		
<u>116</u>	<u>319,200</u>	<u>363,500</u>	<u>418,100</u>		
<u>117</u>	<u>319,600</u>	<u>363,900</u>	<u>418,500</u>		
<u>118</u>	<u>320,000</u>	<u>364,300</u>	<u>419,000</u>		
<u>119</u>	<u>320,300</u>	<u>364,700</u>	<u>419,400</u>		
<u>120</u>	<u>320,600</u>	<u>365,100</u>	<u>419,800</u>		
<u>121</u>	<u>320,900</u>	<u>365,500</u>	<u>420,200</u>		
<u>122</u>	<u>321,300</u>	<u>365,800</u>	<u>420,700</u>		
<u>123</u>	<u>321,600</u>	<u>366,200</u>	<u>421,100</u>		
<u>124</u>	<u>321,900</u>	<u>366,600</u>	<u>421,500</u>		
<u>125</u>	<u>322,200</u>	<u>367,000</u>	<u>421,900</u>		
<u>126</u>	<u>322,600</u>	<u>367,300</u>	<u>422,400</u>		
<u>127</u>	<u>322,900</u>	<u>367,700</u>	<u>422,800</u>		
<u>128</u>	<u>323,200</u>	<u>368,100</u>	<u>423,200</u>		
<u>129</u>	<u>323,500</u>	<u>368,500</u>	<u>423,600</u>		
<u>130</u>	<u>323,900</u>		<u>424,100</u>		
<u>131</u>	<u>324,200</u>		<u>424,500</u>		
<u>132</u>	<u>324,500</u>		<u>424,900</u>		
<u>133</u>	<u>324,800</u>		<u>425,300</u>		
<u>134</u>	<u>325,200</u>		<u>425,700</u>		
<u>135</u>	<u>325,500</u>		<u>426,100</u>		
<u>136</u>	<u>325,800</u>		<u>426,500</u>		
<u>137</u>	<u>326,100</u>		<u>426,900</u>		
<u>138</u>	<u>326,400</u>		<u>427,300</u>		
<u>139</u>	<u>326,800</u>		<u>427,700</u>		
<u>140</u>	<u>327,100</u>		<u>428,100</u>		

<u>113</u>	<u>313,800</u>	<u>357,900</u>	<u>407,500</u>		
<u>114</u>	<u>314,200</u>	<u>358,300</u>	<u>408,000</u>		
<u>115</u>	<u>314,700</u>	<u>358,700</u>	<u>408,500</u>		
<u>116</u>	<u>315,200</u>	<u>359,100</u>	<u>408,900</u>		
<u>117</u>	<u>315,600</u>	<u>359,500</u>	<u>409,300</u>		
<u>118</u>	<u>316,000</u>	<u>359,900</u>	<u>409,800</u>		
<u>119</u>	<u>316,300</u>	<u>360,300</u>	<u>410,200</u>		
<u>120</u>	<u>316,600</u>	<u>360,700</u>	<u>410,600</u>		
<u>121</u>	<u>316,900</u>	<u>361,100</u>	<u>411,000</u>		
<u>122</u>	<u>317,300</u>	<u>361,400</u>	<u>411,500</u>		
<u>123</u>	<u>317,600</u>	<u>361,800</u>	<u>411,900</u>		
<u>124</u>	<u>317,900</u>	<u>362,200</u>	<u>412,300</u>		
<u>125</u>	<u>318,200</u>	<u>362,600</u>	<u>412,700</u>		
<u>126</u>	<u>318,600</u>	<u>362,900</u>	<u>413,200</u>		
<u>127</u>	<u>318,900</u>	<u>363,300</u>	<u>413,600</u>		
<u>128</u>	<u>319,200</u>	<u>363,700</u>	<u>414,000</u>		
<u>129</u>	<u>319,500</u>	<u>364,100</u>	<u>414,400</u>		
<u>130</u>	<u>319,900</u>		<u>414,900</u>		
<u>131</u>	<u>320,200</u>		<u>415,300</u>		
<u>132</u>	<u>320,500</u>		<u>415,700</u>		
<u>133</u>	<u>320,800</u>		<u>416,100</u>		
<u>134</u>	<u>321,200</u>		<u>416,500</u>		
<u>135</u>	<u>321,500</u>		<u>416,900</u>		
<u>136</u>	<u>321,800</u>		<u>417,300</u>		
<u>137</u>	<u>322,100</u>		<u>417,700</u>		
<u>138</u>	<u>322,400</u>		<u>418,100</u>		
<u>139</u>	<u>322,800</u>		<u>418,500</u>		
<u>140</u>	<u>323,100</u>		<u>418,900</u>		

141	327,400	428,500							
142	327,700								
143	328,000								
144	328,300								
145	328,600								
146	328,900								
147	329,200								
148	329,500								
149	329,800								
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	208,600	242,300	285,000	330,200	330,200	453,000			

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず213,800円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	1級		2級		3級		4級	
	職務 の級 号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	188,000	259,200	289,800	322,700			
再任用	2	188,500	260,400	291,000	324,600			
短時間	3	189,000	261,600	292,500	326,400			
勤務職	4	189,500	262,900	294,000	328,200			
員以外	5	190,000	264,100	295,500	330,000			

141	323,400	419,300							
142	323,700								
143	324,000								
144	324,300								
145	324,600								
146	324,900								
147	325,200								
148	325,500								
149	325,800								
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	201,200	233,700	274,800	318,400	318,400	436,800			

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず199,700円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	1級		2級		3級		4級	
	職務 の級 号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	175,700	245,000	276,300	307,200			
再任用	2	176,200	246,500	277,900	309,300			
短時間	3	176,700	248,000	279,600	311,400			
勤務職	4	177,200	249,500	281,300	313,400			
員以外	5	177,700	250,900	283,000	315,500			

の職員

6	190,500	265,300	297,000	331,700
7	191,000	266,500	298,600	333,400
8	191,600	267,700	300,200	335,100
9	192,200	268,900	301,700	336,900
10	192,700	270,100	303,300	338,700
11	193,400	271,300	304,900	340,400
12	194,000	272,500	306,600	342,200
13	194,600	273,700	308,200	343,900
14	195,300	274,900	309,800	345,600
15	196,100	276,100	311,400	347,400
16	196,900	277,300	312,900	349,100
17	197,700	278,500	314,400	350,800
18	198,800	279,700	316,000	352,500
19	199,900	280,900	317,600	354,300
20	201,100	282,100	319,200	356,100
21	202,500	283,300	320,700	357,800
22	203,800	284,500	322,200	359,600
23	205,100	285,700	323,700	361,300
24	206,400	286,900	325,300	363,000
25	207,700	288,100	326,800	364,700
26	209,100	289,300	328,200	366,300
27	210,600	290,500	329,600	367,900
28	212,100	291,700	331,000	369,400
29	213,700	292,900	332,400	370,900
30	215,200	294,000	333,800	372,100
31	216,700	295,200	335,200	373,300
32	218,300	296,400	336,600	374,500
33	219,900	297,600	338,000	375,700

の職員

6	178,200	252,200	284,700	317,600
7	178,700	253,400	286,400	319,700
8	179,300	254,600	288,100	321,800
9	179,900	255,800	289,800	323,800
10	180,400	257,000	291,500	325,800
11	181,100	258,300	293,300	327,700
12	181,700	259,600	295,000	329,700
13	182,300	260,900	296,700	331,600
14	183,000	262,200	298,400	333,600
15	183,800	263,500	300,100	335,500
16	184,600	264,900	301,700	337,400
17	185,400	266,200	303,300	339,300
18	186,500	267,500	304,900	341,200
19	187,600	268,900	306,500	343,100
20	188,800	270,300	308,200	345,000
21	190,100	271,600	309,800	346,800
22	191,400	273,000	311,400	348,700
23	192,600	274,400	313,000	350,500
24	193,900	275,800	314,600	352,300
25	195,200	277,200	316,100	354,000
26	196,600	278,600	317,600	355,700
27	198,000	280,000	319,000	357,300
28	199,500	281,400	320,400	358,900
29	201,000	282,800	321,800	360,400
30	202,500	284,200	323,200	361,600
31	204,000	285,600	324,600	362,800
32	205,500	286,900	326,000	364,000
33	207,100	288,200	327,400	365,200

<u>34</u>	<u>221,500</u>	<u>298,800</u>	<u>339,400</u>	<u>376,800</u>
<u>35</u>	<u>223,100</u>	<u>300,000</u>	<u>340,700</u>	<u>377,800</u>
<u>36</u>	<u>224,800</u>	<u>301,200</u>	<u>341,900</u>	<u>378,900</u>
<u>37</u>	<u>226,400</u>	<u>302,400</u>	<u>343,100</u>	<u>379,900</u>
<u>38</u>	<u>228,000</u>	<u>303,600</u>	<u>344,300</u>	<u>380,800</u>
<u>39</u>	<u>229,600</u>	<u>304,800</u>	<u>345,400</u>	<u>381,700</u>
<u>40</u>	<u>231,300</u>	<u>306,000</u>	<u>346,500</u>	<u>382,600</u>
<u>41</u>	<u>232,800</u>	<u>307,100</u>	<u>347,600</u>	<u>383,400</u>
<u>42</u>	<u>233,900</u>	<u>308,200</u>	<u>348,600</u>	<u>384,200</u>
<u>43</u>	<u>234,900</u>	<u>309,300</u>	<u>349,500</u>	<u>384,900</u>
<u>44</u>	<u>235,900</u>	<u>310,300</u>	<u>350,400</u>	<u>385,600</u>
<u>45</u>	<u>236,900</u>	<u>311,200</u>	<u>351,300</u>	<u>386,200</u>
<u>46</u>	<u>237,800</u>	<u>312,100</u>	<u>352,100</u>	<u>386,800</u>
<u>47</u>	<u>238,600</u>	<u>313,000</u>	<u>352,900</u>	<u>387,300</u>
<u>48</u>	<u>239,400</u>	<u>313,900</u>	<u>353,700</u>	<u>387,800</u>
<u>49</u>	<u>240,200</u>	<u>314,800</u>	<u>354,500</u>	<u>388,200</u>
<u>50</u>	<u>240,900</u>	<u>315,600</u>	<u>355,200</u>	<u>388,600</u>
<u>51</u>	<u>241,600</u>	<u>316,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,000</u>
<u>52</u>	<u>242,300</u>	<u>317,200</u>	<u>356,600</u>	<u>389,400</u>
<u>53</u>	<u>243,100</u>	<u>318,000</u>	<u>357,200</u>	<u>389,800</u>
<u>54</u>	<u>243,900</u>	<u>318,800</u>	<u>357,800</u>	<u>390,100</u>
<u>55</u>	<u>244,700</u>	<u>319,600</u>	<u>358,400</u>	<u>390,500</u>
<u>56</u>	<u>245,500</u>	<u>320,300</u>	<u>358,900</u>	<u>390,800</u>
<u>57</u>	<u>246,400</u>	<u>321,000</u>	<u>359,300</u>	<u>391,100</u>
<u>58</u>	<u>247,200</u>	<u>321,600</u>	<u>359,700</u>	<u>391,400</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>322,300</u>	<u>360,100</u>	<u>391,700</u>
<u>60</u>	<u>248,600</u>	<u>323,000</u>	<u>360,500</u>	<u>392,000</u>
<u>61</u>	<u>249,300</u>	<u>323,700</u>	<u>360,800</u>	<u>392,300</u>

<u>34</u>	<u>208,600</u>	<u>289,500</u>	<u>328,800</u>	<u>366,300</u>
<u>35</u>	<u>210,200</u>	<u>290,800</u>	<u>330,100</u>	<u>367,300</u>
<u>36</u>	<u>211,800</u>	<u>292,100</u>	<u>331,400</u>	<u>368,400</u>
<u>37</u>	<u>213,400</u>	<u>293,300</u>	<u>332,600</u>	<u>369,400</u>
<u>38</u>	<u>214,900</u>	<u>294,500</u>	<u>333,800</u>	<u>370,300</u>
<u>39</u>	<u>216,500</u>	<u>295,700</u>	<u>334,900</u>	<u>371,200</u>
<u>40</u>	<u>218,100</u>	<u>296,900</u>	<u>336,000</u>	<u>372,100</u>
<u>41</u>	<u>219,600</u>	<u>298,100</u>	<u>337,100</u>	<u>372,900</u>
<u>42</u>	<u>220,400</u>	<u>299,200</u>	<u>338,100</u>	<u>373,700</u>
<u>43</u>	<u>221,200</u>	<u>300,300</u>	<u>339,000</u>	<u>374,500</u>
<u>44</u>	<u>222,000</u>	<u>301,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,200</u>
<u>45</u>	<u>222,700</u>	<u>302,300</u>	<u>340,800</u>	<u>375,800</u>
<u>46</u>	<u>223,200</u>	<u>303,200</u>	<u>341,600</u>	<u>376,400</u>
<u>47</u>	<u>223,700</u>	<u>304,100</u>	<u>342,400</u>	<u>377,000</u>
<u>48</u>	<u>224,200</u>	<u>305,000</u>	<u>343,200</u>	<u>377,500</u>
<u>49</u>	<u>224,600</u>	<u>305,900</u>	<u>344,000</u>	<u>377,900</u>
<u>50</u>	<u>225,100</u>	<u>306,800</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>
<u>51</u>	<u>225,600</u>	<u>307,600</u>	<u>345,400</u>	<u>378,800</u>
<u>52</u>	<u>226,200</u>	<u>308,400</u>	<u>346,100</u>	<u>379,200</u>
<u>53</u>	<u>226,800</u>	<u>309,200</u>	<u>346,800</u>	<u>379,600</u>
<u>54</u>	<u>227,500</u>	<u>310,000</u>	<u>347,500</u>	<u>380,000</u>
<u>55</u>	<u>228,200</u>	<u>310,800</u>	<u>348,100</u>	<u>380,400</u>
<u>56</u>	<u>229,000</u>	<u>311,500</u>	<u>348,700</u>	<u>380,800</u>
<u>57</u>	<u>229,900</u>	<u>312,200</u>	<u>349,200</u>	<u>381,100</u>
<u>58</u>	<u>230,700</u>	<u>312,900</u>	<u>349,700</u>	<u>381,400</u>
<u>59</u>	<u>231,500</u>	<u>313,600</u>	<u>350,200</u>	<u>381,800</u>
<u>60</u>	<u>232,400</u>	<u>314,300</u>	<u>350,600</u>	<u>382,100</u>
<u>61</u>	<u>233,400</u>	<u>315,000</u>	<u>351,000</u>	<u>382,400</u>

<u>62</u>	<u>250,000</u>	<u>324,300</u>	<u>361,100</u>	<u>392,600</u>
<u>63</u>	<u>250,700</u>	<u>324,900</u>	<u>361,400</u>	<u>392,900</u>
<u>64</u>	<u>251,400</u>	<u>325,500</u>	<u>361,700</u>	<u>393,200</u>
<u>65</u>	<u>252,100</u>	<u>326,100</u>	<u>362,000</u>	<u>393,500</u>
<u>66</u>	<u>252,800</u>	<u>326,600</u>	<u>362,300</u>	<u>393,800</u>
<u>67</u>	<u>253,500</u>	<u>327,100</u>	<u>362,600</u>	<u>394,100</u>
<u>68</u>	<u>254,200</u>	<u>327,600</u>	<u>362,900</u>	<u>394,400</u>
<u>69</u>	<u>254,900</u>	<u>328,100</u>	<u>363,200</u>	<u>394,700</u>
<u>70</u>	<u>255,600</u>	<u>328,500</u>	<u>363,500</u>	<u>394,900</u>
<u>71</u>	<u>256,300</u>	<u>328,900</u>	<u>363,800</u>	<u>395,200</u>
<u>72</u>	<u>257,000</u>	<u>329,400</u>	<u>364,000</u>	<u>395,500</u>
<u>73</u>	<u>257,700</u>	<u>329,800</u>	<u>364,300</u>	<u>395,800</u>
<u>74</u>	<u>258,400</u>	<u>330,300</u>	<u>364,600</u>	<u>396,100</u>
<u>75</u>	<u>259,100</u>	<u>330,700</u>	<u>364,900</u>	<u>396,400</u>
<u>76</u>	<u>259,800</u>	<u>331,000</u>	<u>365,200</u>	<u>396,700</u>
<u>77</u>	<u>260,500</u>	<u>331,300</u>	<u>365,500</u>	<u>396,900</u>
<u>78</u>	<u>261,200</u>	<u>331,600</u>	<u>365,800</u>	<u>397,200</u>
<u>79</u>	<u>261,900</u>	<u>331,900</u>	<u>366,000</u>	<u>397,500</u>
<u>80</u>	<u>262,600</u>	<u>332,200</u>	<u>366,300</u>	<u>397,800</u>
<u>81</u>	<u>263,300</u>	<u>332,500</u>	<u>366,600</u>	<u>398,100</u>
<u>82</u>	<u>264,100</u>	<u>332,800</u>	<u>366,900</u>	<u>398,400</u>
<u>83</u>	<u>264,800</u>	<u>333,100</u>	<u>367,200</u>	<u>398,700</u>
<u>84</u>	<u>265,500</u>	<u>333,400</u>	<u>367,500</u>	<u>399,000</u>
<u>85</u>	<u>266,300</u>	<u>333,700</u>	<u>367,800</u>	<u>399,200</u>
<u>86</u>	<u>267,100</u>	<u>334,000</u>	<u>368,000</u>	<u>399,500</u>
<u>87</u>	<u>267,900</u>	<u>334,300</u>	<u>368,300</u>	<u>399,800</u>
<u>88</u>	<u>268,600</u>	<u>334,600</u>	<u>368,600</u>	<u>400,100</u>
<u>89</u>	<u>269,400</u>	<u>334,800</u>	<u>368,900</u>	<u>400,400</u>

<u>62</u>	<u>234,300</u>	<u>315,600</u>	<u>351,400</u>	<u>382,700</u>
<u>63</u>	<u>235,200</u>	<u>316,200</u>	<u>351,800</u>	<u>383,100</u>
<u>64</u>	<u>236,000</u>	<u>316,800</u>	<u>352,200</u>	<u>383,400</u>
<u>65</u>	<u>236,900</u>	<u>317,400</u>	<u>352,600</u>	<u>383,700</u>
<u>66</u>	<u>237,700</u>	<u>318,000</u>	<u>353,000</u>	<u>384,100</u>
<u>67</u>	<u>238,600</u>	<u>318,500</u>	<u>353,400</u>	<u>384,400</u>
<u>68</u>	<u>239,500</u>	<u>319,000</u>	<u>353,800</u>	<u>384,700</u>
<u>69</u>	<u>240,400</u>	<u>319,500</u>	<u>354,100</u>	<u>385,000</u>
<u>70</u>	<u>241,300</u>	<u>320,000</u>	<u>354,400</u>	<u>385,300</u>
<u>71</u>	<u>242,200</u>	<u>320,500</u>	<u>354,700</u>	<u>385,600</u>
<u>72</u>	<u>243,100</u>	<u>321,000</u>	<u>355,000</u>	<u>385,900</u>
<u>73</u>	<u>244,000</u>	<u>321,500</u>	<u>355,300</u>	<u>386,200</u>
<u>74</u>	<u>244,900</u>	<u>322,000</u>	<u>355,600</u>	<u>386,500</u>
<u>75</u>	<u>245,800</u>	<u>322,500</u>	<u>355,900</u>	<u>386,800</u>
<u>76</u>	<u>246,700</u>	<u>322,900</u>	<u>356,200</u>	<u>387,100</u>
<u>77</u>	<u>247,500</u>	<u>323,300</u>	<u>356,500</u>	<u>387,400</u>
<u>78</u>	<u>248,300</u>	<u>323,700</u>	<u>356,800</u>	<u>387,700</u>
<u>79</u>	<u>249,200</u>	<u>324,100</u>	<u>357,100</u>	<u>388,000</u>
<u>80</u>	<u>250,100</u>	<u>324,400</u>	<u>357,400</u>	<u>388,300</u>
<u>81</u>	<u>250,900</u>	<u>324,700</u>	<u>357,700</u>	<u>388,600</u>
<u>82</u>	<u>251,800</u>	<u>325,100</u>	<u>358,000</u>	<u>388,900</u>
<u>83</u>	<u>252,700</u>	<u>325,500</u>	<u>358,300</u>	<u>389,200</u>
<u>84</u>	<u>253,500</u>	<u>325,800</u>	<u>358,600</u>	<u>389,500</u>
<u>85</u>	<u>254,400</u>	<u>326,100</u>	<u>358,900</u>	<u>389,700</u>
<u>86</u>	<u>255,300</u>	<u>326,400</u>	<u>359,200</u>	<u>390,000</u>
<u>87</u>	<u>256,200</u>	<u>326,700</u>	<u>359,500</u>	<u>390,300</u>
<u>88</u>	<u>257,000</u>	<u>327,000</u>	<u>359,800</u>	<u>390,600</u>
<u>89</u>	<u>257,800</u>	<u>327,300</u>	<u>360,100</u>	<u>390,900</u>

<u>90</u>	<u>270,200</u>	<u>335,100</u>	<u>369,200</u>	<u>400,700</u>
<u>91</u>	<u>270,900</u>	<u>335,400</u>	<u>369,500</u>	<u>401,000</u>
<u>92</u>	<u>271,700</u>	<u>335,700</u>	<u>369,800</u>	<u>401,300</u>
<u>93</u>	<u>272,500</u>	<u>336,000</u>	<u>370,100</u>	<u>401,600</u>
<u>94</u>	<u>273,300</u>	<u>336,300</u>	<u>370,400</u>	<u>401,900</u>
<u>95</u>	<u>274,100</u>	<u>336,600</u>	<u>370,700</u>	<u>402,200</u>
<u>96</u>	<u>274,900</u>	<u>336,800</u>	<u>371,000</u>	<u>402,500</u>
<u>97</u>	<u>275,700</u>	<u>337,100</u>	<u>371,300</u>	<u>402,800</u>
<u>98</u>	<u>276,400</u>	<u>337,400</u>	<u>371,500</u>	<u>403,100</u>
<u>99</u>	<u>277,100</u>	<u>337,700</u>	<u>371,800</u>	<u>403,400</u>
<u>100</u>	<u>277,800</u>	<u>338,000</u>	<u>372,100</u>	<u>403,700</u>
<u>101</u>	<u>278,500</u>	<u>338,200</u>	<u>372,400</u>	<u>404,000</u>
<u>102</u>	<u>279,300</u>	<u>338,500</u>	<u>372,700</u>	<u>404,300</u>
<u>103</u>	<u>280,100</u>	<u>338,800</u>	<u>373,000</u>	<u>404,600</u>
<u>104</u>	<u>280,900</u>	<u>339,100</u>	<u>373,300</u>	<u>404,900</u>
<u>105</u>	<u>281,700</u>	<u>339,400</u>	<u>373,500</u>	<u>405,200</u>
<u>106</u>	<u>282,500</u>	<u>339,700</u>	<u>373,800</u>	<u>405,500</u>
<u>107</u>	<u>283,300</u>	<u>340,000</u>	<u>374,100</u>	<u>405,800</u>
<u>108</u>	<u>284,100</u>	<u>340,200</u>	<u>374,400</u>	<u>406,100</u>
<u>109</u>	<u>284,900</u>	<u>340,500</u>	<u>374,700</u>	<u>406,400</u>
<u>110</u>	<u>285,600</u>	<u>340,800</u>	<u>375,000</u>	<u>406,700</u>
<u>111</u>	<u>286,300</u>	<u>341,100</u>	<u>375,300</u>	<u>407,000</u>
<u>112</u>	<u>287,000</u>	<u>341,400</u>	<u>375,600</u>	<u>407,300</u>
<u>113</u>	<u>287,700</u>	<u>341,700</u>	<u>375,800</u>	<u>407,600</u>
<u>114</u>	<u>288,300</u>	<u>342,000</u>	<u>376,100</u>	<u>407,900</u>
<u>115</u>	<u>288,900</u>	<u>342,300</u>	<u>376,400</u>	<u>408,200</u>
<u>116</u>	<u>289,500</u>	<u>342,600</u>	<u>376,700</u>	<u>408,500</u>
<u>117</u>	<u>290,100</u>	<u>342,900</u>	<u>377,000</u>	<u>408,800</u>

<u>90</u>	<u>258,700</u>	<u>327,600</u>	<u>360,400</u>	<u>391,200</u>
<u>91</u>	<u>259,600</u>	<u>327,900</u>	<u>360,700</u>	<u>391,500</u>
<u>92</u>	<u>260,500</u>	<u>328,200</u>	<u>361,000</u>	<u>391,800</u>
<u>93</u>	<u>261,500</u>	<u>328,500</u>	<u>361,300</u>	<u>392,100</u>
<u>94</u>	<u>262,500</u>	<u>328,800</u>	<u>361,600</u>	<u>392,400</u>
<u>95</u>	<u>263,400</u>	<u>329,100</u>	<u>361,900</u>	<u>392,700</u>
<u>96</u>	<u>264,300</u>	<u>329,300</u>	<u>362,200</u>	<u>393,000</u>
<u>97</u>	<u>265,100</u>	<u>329,600</u>	<u>362,500</u>	<u>393,300</u>
<u>98</u>	<u>265,900</u>	<u>329,900</u>	<u>362,800</u>	<u>393,600</u>
<u>99</u>	<u>266,800</u>	<u>330,200</u>	<u>363,100</u>	<u>393,900</u>
<u>100</u>	<u>267,600</u>	<u>330,500</u>	<u>363,400</u>	<u>394,200</u>
<u>101</u>	<u>268,400</u>	<u>330,700</u>	<u>363,700</u>	<u>394,500</u>
<u>102</u>	<u>269,300</u>	<u>331,000</u>	<u>364,000</u>	<u>394,800</u>
<u>103</u>	<u>270,300</u>	<u>331,300</u>	<u>364,300</u>	<u>395,100</u>
<u>104</u>	<u>271,300</u>	<u>331,600</u>	<u>364,600</u>	<u>395,400</u>
<u>105</u>	<u>272,200</u>	<u>331,900</u>	<u>364,800</u>	<u>395,700</u>
<u>106</u>	<u>273,100</u>	<u>332,200</u>	<u>365,100</u>	<u>396,000</u>
<u>107</u>	<u>274,000</u>	<u>332,500</u>	<u>365,400</u>	<u>396,300</u>
<u>108</u>	<u>274,900</u>	<u>332,700</u>	<u>365,700</u>	<u>396,600</u>
<u>109</u>	<u>275,800</u>	<u>333,000</u>	<u>366,000</u>	<u>396,900</u>
<u>110</u>	<u>276,800</u>	<u>333,300</u>	<u>366,300</u>	<u>397,200</u>
<u>111</u>	<u>277,700</u>	<u>333,600</u>	<u>366,600</u>	<u>397,500</u>
<u>112</u>	<u>278,400</u>	<u>333,900</u>	<u>366,900</u>	<u>397,800</u>
<u>113</u>	<u>279,200</u>	<u>334,200</u>	<u>367,200</u>	<u>398,100</u>
<u>114</u>	<u>280,000</u>	<u>334,500</u>	<u>367,500</u>	<u>398,400</u>
<u>115</u>	<u>280,700</u>	<u>334,800</u>	<u>367,800</u>	<u>398,700</u>
<u>116</u>	<u>281,500</u>	<u>335,100</u>	<u>368,100</u>	<u>399,000</u>
<u>117</u>	<u>282,200</u>	<u>335,400</u>	<u>368,400</u>	<u>399,300</u>

<u>118</u>	<u>290,600</u>	<u>343,200</u>	<u>377,300</u>	<u>409,100</u>
<u>119</u>	<u>291,000</u>	<u>343,500</u>	<u>377,600</u>	<u>409,400</u>
<u>120</u>	<u>291,400</u>	<u>343,800</u>	<u>377,900</u>	<u>409,700</u>
<u>121</u>	<u>291,800</u>	<u>344,100</u>	<u>378,200</u>	<u>410,000</u>
<u>122</u>	<u>292,100</u>	<u>344,400</u>	<u>378,500</u>	<u>410,300</u>
<u>123</u>	<u>292,400</u>	<u>344,700</u>	<u>378,700</u>	<u>410,600</u>
<u>124</u>	<u>292,700</u>	<u>345,000</u>	<u>379,000</u>	<u>410,900</u>
<u>125</u>	<u>293,000</u>	<u>345,300</u>	<u>379,300</u>	<u>411,200</u>
<u>126</u>	<u>293,300</u>	<u>345,600</u>	<u>379,600</u>	<u>411,500</u>
<u>127</u>	<u>293,600</u>	<u>345,900</u>	<u>379,900</u>	<u>411,800</u>
<u>128</u>	<u>293,900</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>412,100</u>
<u>129</u>	<u>294,200</u>	<u>346,500</u>	<u>380,500</u>	<u>412,400</u>
<u>130</u>	<u>294,500</u>	<u>346,800</u>	<u>380,800</u>	<u>412,700</u>
<u>131</u>	<u>294,800</u>	<u>347,100</u>	<u>381,100</u>	<u>413,000</u>
<u>132</u>	<u>295,000</u>	<u>347,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,300</u>
<u>133</u>	<u>295,300</u>	<u>347,700</u>	<u>381,700</u>	<u>413,600</u>
<u>134</u>	<u>295,600</u>	<u>348,000</u>	<u>382,000</u>	<u>413,900</u>
<u>135</u>	<u>295,900</u>	<u>348,300</u>	<u>382,300</u>	<u>414,200</u>
<u>136</u>	<u>296,200</u>	<u>348,600</u>	<u>382,600</u>	<u>414,500</u>
<u>137</u>	<u>296,500</u>	<u>348,900</u>	<u>382,900</u>	<u>414,800</u>
<u>138</u>	<u>296,800</u>	<u>349,200</u>	<u>383,200</u>	<u>415,100</u>
<u>139</u>	<u>297,000</u>	<u>349,500</u>	<u>383,500</u>	<u>415,400</u>
<u>140</u>	<u>297,300</u>	<u>349,800</u>	<u>383,800</u>	<u>415,700</u>
<u>141</u>	<u>297,600</u>	<u>350,100</u>	<u>384,100</u>	<u>416,000</u>
<u>142</u>	<u>297,900</u>	<u>350,400</u>	<u>384,400</u>	<u>416,300</u>
<u>143</u>	<u>298,200</u>	<u>350,700</u>	<u>384,700</u>	<u>416,600</u>
<u>144</u>	<u>298,500</u>	<u>351,000</u>	<u>385,000</u>	<u>416,900</u>
<u>145</u>	<u>298,800</u>	<u>351,300</u>	<u>385,300</u>	<u>417,200</u>

<u>118</u>	<u>282,800</u>	<u>335,700</u>	<u>368,700</u>	<u>399,600</u>
<u>119</u>	<u>283,300</u>	<u>336,000</u>	<u>369,000</u>	<u>399,900</u>
<u>120</u>	<u>283,800</u>	<u>336,300</u>	<u>369,300</u>	<u>400,200</u>
<u>121</u>	<u>284,200</u>	<u>336,600</u>	<u>369,600</u>	<u>400,500</u>
<u>122</u>	<u>284,600</u>	<u>336,900</u>	<u>369,900</u>	<u>400,800</u>
<u>123</u>	<u>285,000</u>	<u>337,200</u>	<u>370,200</u>	<u>401,100</u>
<u>124</u>	<u>285,400</u>	<u>337,500</u>	<u>370,500</u>	<u>401,400</u>
<u>125</u>	<u>285,700</u>	<u>337,800</u>	<u>370,800</u>	<u>401,700</u>
<u>126</u>	<u>286,100</u>	<u>338,100</u>	<u>371,100</u>	<u>402,000</u>
<u>127</u>	<u>286,400</u>	<u>338,400</u>	<u>371,400</u>	<u>402,300</u>
<u>128</u>	<u>286,800</u>	<u>338,700</u>	<u>371,700</u>	<u>402,600</u>
<u>129</u>	<u>287,100</u>	<u>339,000</u>	<u>372,000</u>	<u>402,900</u>
<u>130</u>	<u>287,500</u>	<u>339,300</u>	<u>372,300</u>	<u>403,200</u>
<u>131</u>	<u>287,900</u>	<u>339,600</u>	<u>372,600</u>	<u>403,500</u>
<u>132</u>	<u>288,200</u>	<u>339,900</u>	<u>372,900</u>	<u>403,800</u>
<u>133</u>	<u>288,500</u>	<u>340,200</u>	<u>373,200</u>	<u>404,100</u>
<u>134</u>	<u>288,800</u>	<u>340,500</u>	<u>373,500</u>	<u>404,400</u>
<u>135</u>	<u>289,100</u>	<u>340,800</u>	<u>373,800</u>	<u>404,700</u>
<u>136</u>	<u>289,400</u>	<u>341,100</u>	<u>374,100</u>	<u>405,000</u>
<u>137</u>	<u>289,700</u>	<u>341,400</u>	<u>374,400</u>	<u>405,300</u>
<u>138</u>	<u>290,000</u>	<u>341,700</u>	<u>374,700</u>	<u>405,600</u>
<u>139</u>	<u>290,300</u>	<u>342,000</u>	<u>375,000</u>	<u>405,900</u>
<u>140</u>	<u>290,600</u>	<u>342,300</u>	<u>375,300</u>	<u>406,200</u>
<u>141</u>	<u>290,900</u>	<u>342,600</u>	<u>375,600</u>	<u>406,500</u>
<u>142</u>	<u>291,200</u>	<u>342,900</u>	<u>375,900</u>	<u>406,800</u>
<u>143</u>	<u>291,500</u>	<u>343,200</u>	<u>376,200</u>	<u>407,100</u>
<u>144</u>	<u>291,800</u>	<u>343,500</u>	<u>376,500</u>	<u>407,400</u>
<u>145</u>	<u>292,100</u>	<u>343,800</u>	<u>376,800</u>	<u>407,700</u>

<u>146</u>	<u>299,000</u>	<u>351,600</u>	<u>385,600</u>	<u>417,500</u>
<u>147</u>	<u>299,300</u>	<u>351,900</u>	<u>385,900</u>	<u>417,800</u>
<u>148</u>	<u>299,600</u>	<u>352,200</u>	<u>386,200</u>	<u>418,100</u>
<u>149</u>	<u>299,900</u>	<u>352,500</u>	<u>386,500</u>	<u>418,400</u>
<u>150</u>	<u>300,200</u>	<u>352,800</u>	<u>386,800</u>	
<u>151</u>	<u>300,500</u>	<u>353,100</u>	<u>387,100</u>	
<u>152</u>	<u>300,800</u>	<u>353,400</u>	<u>387,400</u>	
<u>153</u>	<u>301,100</u>	<u>353,700</u>	<u>387,700</u>	
<u>154</u>	<u>301,300</u>	<u>354,000</u>	<u>388,000</u>	
<u>155</u>	<u>301,600</u>	<u>354,300</u>	<u>388,300</u>	
<u>156</u>	<u>301,900</u>	<u>354,600</u>	<u>388,600</u>	
<u>157</u>	<u>302,200</u>	<u>354,900</u>	<u>388,900</u>	
<u>158</u>	<u>302,500</u>	<u>355,200</u>	<u>389,200</u>	
<u>159</u>	<u>302,800</u>	<u>355,500</u>	<u>389,500</u>	
<u>160</u>	<u>303,100</u>	<u>355,800</u>	<u>389,800</u>	
<u>161</u>	<u>303,400</u>	<u>356,100</u>	<u>390,100</u>	
<u>162</u>	<u>303,700</u>	<u>356,400</u>	<u>390,400</u>	
<u>163</u>	<u>304,000</u>	<u>356,700</u>	<u>390,700</u>	
<u>164</u>	<u>304,200</u>	<u>357,000</u>	<u>391,000</u>	
<u>165</u>	<u>304,500</u>	<u>357,300</u>	<u>391,300</u>	
<u>166</u>	<u>304,800</u>	<u>357,600</u>	<u>391,600</u>	
<u>167</u>	<u>305,100</u>	<u>357,900</u>	<u>391,900</u>	
<u>168</u>	<u>305,400</u>	<u>358,200</u>	<u>392,200</u>	
<u>169</u>	<u>305,700</u>	<u>358,500</u>	<u>392,500</u>	
<u>170</u>	<u>306,000</u>	<u>358,800</u>	<u>392,800</u>	
<u>171</u>	<u>306,300</u>	<u>359,100</u>	<u>393,100</u>	
<u>172</u>	<u>306,600</u>	<u>359,400</u>	<u>393,400</u>	
<u>173</u>	<u>306,900</u>	<u>359,700</u>	<u>393,700</u>	

<u>146</u>	<u>292,300</u>	<u>344,100</u>	<u>377,100</u>	<u>408,000</u>
<u>147</u>	<u>292,600</u>	<u>344,400</u>	<u>377,400</u>	<u>408,300</u>
<u>148</u>	<u>292,900</u>	<u>344,700</u>	<u>377,700</u>	<u>408,600</u>
<u>149</u>	<u>293,200</u>	<u>345,000</u>	<u>378,000</u>	<u>408,900</u>
<u>150</u>	<u>293,500</u>	<u>345,300</u>	<u>378,300</u>	
<u>151</u>	<u>293,800</u>	<u>345,600</u>	<u>378,600</u>	
<u>152</u>	<u>294,100</u>	<u>345,900</u>	<u>378,900</u>	
<u>153</u>	<u>294,400</u>	<u>346,200</u>	<u>379,200</u>	
<u>154</u>	<u>294,700</u>	<u>346,500</u>	<u>379,500</u>	
<u>155</u>	<u>295,000</u>	<u>346,800</u>	<u>379,800</u>	
<u>156</u>	<u>295,300</u>	<u>347,100</u>	<u>380,100</u>	
<u>157</u>	<u>295,600</u>	<u>347,400</u>	<u>380,400</u>	
<u>158</u>	<u>295,900</u>	<u>347,700</u>	<u>380,700</u>	
<u>159</u>	<u>296,200</u>	<u>348,000</u>	<u>381,000</u>	
<u>160</u>	<u>296,500</u>	<u>348,300</u>	<u>381,300</u>	
<u>161</u>	<u>296,800</u>	<u>348,600</u>	<u>381,600</u>	
<u>162</u>	<u>297,100</u>	<u>348,900</u>	<u>381,900</u>	
<u>163</u>	<u>297,400</u>	<u>349,200</u>	<u>382,200</u>	
<u>164</u>	<u>297,700</u>	<u>349,500</u>	<u>382,500</u>	
<u>165</u>	<u>298,000</u>	<u>349,800</u>	<u>382,800</u>	
<u>166</u>	<u>298,300</u>	<u>350,100</u>	<u>383,100</u>	
<u>167</u>	<u>298,600</u>	<u>350,400</u>	<u>383,400</u>	
<u>168</u>	<u>298,900</u>	<u>350,700</u>	<u>383,700</u>	
<u>169</u>	<u>299,200</u>	<u>351,000</u>	<u>384,000</u>	
<u>170</u>	<u>299,500</u>	<u>351,300</u>	<u>384,300</u>	
<u>171</u>	<u>299,800</u>	<u>351,600</u>	<u>384,600</u>	
<u>172</u>	<u>300,100</u>	<u>351,900</u>	<u>384,900</u>	
<u>173</u>	<u>300,400</u>	<u>352,200</u>	<u>385,200</u>	

<u>174</u>	<u>307, 200</u>	<u>360, 000</u>	<u>394, 000</u>	
<u>175</u>	<u>307, 500</u>	<u>360, 300</u>	<u>394, 300</u>	
<u>176</u>	<u>307, 800</u>	<u>360, 600</u>	<u>394, 600</u>	
<u>177</u>	<u>308, 100</u>	<u>360, 900</u>	<u>394, 900</u>	
<u>178</u>	<u>308, 400</u>	<u>361, 200</u>	<u>395, 200</u>	
<u>179</u>	<u>308, 700</u>	<u>361, 500</u>	<u>395, 500</u>	
<u>180</u>	<u>309, 000</u>	<u>361, 800</u>	<u>395, 800</u>	
<u>181</u>	<u>309, 300</u>	<u>362, 100</u>	<u>396, 100</u>	
<u>182</u>	<u>309, 600</u>	<u>362, 400</u>	<u>396, 400</u>	
<u>183</u>	<u>309, 900</u>	<u>362, 700</u>	<u>396, 700</u>	
<u>184</u>	<u>310, 200</u>	<u>363, 000</u>	<u>397, 000</u>	
<u>185</u>	<u>310, 500</u>	<u>363, 300</u>	<u>397, 300</u>	
<u>186</u>	<u>310, 800</u>	<u>363, 600</u>	<u>397, 600</u>	
<u>187</u>	<u>311, 100</u>	<u>363, 900</u>	<u>397, 900</u>	
<u>188</u>	<u>311, 400</u>	<u>364, 200</u>	<u>398, 200</u>	
<u>189</u>	<u>311, 700</u>	<u>364, 500</u>	<u>398, 500</u>	
<u>190</u>	<u>312, 000</u>	<u>364, 800</u>	<u>398, 800</u>	
<u>191</u>	<u>312, 300</u>	<u>365, 100</u>	<u>399, 100</u>	
<u>192</u>	<u>312, 600</u>	<u>365, 400</u>	<u>399, 400</u>	
<u>193</u>	<u>312, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>399, 700</u>	
<u>194</u>	<u>313, 200</u>	<u>366, 000</u>		
<u>195</u>	<u>313, 500</u>	<u>366, 300</u>		
<u>196</u>	<u>313, 800</u>	<u>366, 600</u>		
<u>197</u>	<u>314, 100</u>	<u>366, 900</u>		
<u>198</u>	<u>314, 400</u>	<u>367, 200</u>		
<u>199</u>	<u>314, 700</u>	<u>367, 500</u>		
<u>200</u>	<u>315, 000</u>	<u>367, 800</u>		
<u>201</u>	<u>315, 300</u>	<u>368, 100</u>		

<u>174</u>	<u>300, 700</u>	<u>352, 500</u>	<u>385, 500</u>	
<u>175</u>	<u>301, 000</u>	<u>352, 800</u>	<u>385, 800</u>	
<u>176</u>	<u>301, 300</u>	<u>353, 100</u>	<u>386, 100</u>	
<u>177</u>	<u>301, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>386, 400</u>	
<u>178</u>	<u>301, 900</u>	<u>353, 700</u>	<u>386, 700</u>	
<u>179</u>	<u>302, 200</u>	<u>354, 000</u>	<u>387, 000</u>	
<u>180</u>	<u>302, 500</u>	<u>354, 300</u>	<u>387, 300</u>	
<u>181</u>	<u>302, 800</u>	<u>354, 600</u>	<u>387, 600</u>	
<u>182</u>	<u>303, 100</u>	<u>354, 900</u>	<u>387, 900</u>	
<u>183</u>	<u>303, 400</u>	<u>355, 200</u>	<u>388, 200</u>	
<u>184</u>	<u>303, 700</u>	<u>355, 500</u>	<u>388, 500</u>	
<u>185</u>	<u>304, 000</u>	<u>355, 800</u>	<u>388, 800</u>	
<u>186</u>	<u>304, 300</u>	<u>356, 100</u>	<u>389, 100</u>	
<u>187</u>	<u>304, 600</u>	<u>356, 400</u>	<u>389, 400</u>	
<u>188</u>	<u>304, 900</u>	<u>356, 700</u>	<u>389, 700</u>	
<u>189</u>	<u>305, 200</u>	<u>357, 000</u>	<u>390, 000</u>	
<u>190</u>	<u>305, 500</u>	<u>357, 300</u>	<u>390, 300</u>	
<u>191</u>	<u>305, 800</u>	<u>357, 600</u>	<u>390, 600</u>	
<u>192</u>	<u>306, 100</u>	<u>357, 900</u>	<u>390, 900</u>	
<u>193</u>	<u>306, 400</u>	<u>358, 200</u>	<u>391, 200</u>	
<u>194</u>	<u>306, 700</u>	<u>358, 500</u>		
<u>195</u>	<u>307, 000</u>	<u>358, 800</u>		
<u>196</u>	<u>307, 300</u>	<u>359, 100</u>		
<u>197</u>	<u>307, 600</u>	<u>359, 400</u>		
<u>198</u>	<u>307, 900</u>	<u>359, 700</u>		
<u>199</u>	<u>308, 200</u>	<u>360, 000</u>		
<u>200</u>	<u>308, 500</u>	<u>360, 300</u>		
<u>201</u>	<u>308, 800</u>	<u>360, 600</u>		

<u>202</u>	<u>315,600</u>	<u>368,400</u>		
<u>203</u>	<u>315,900</u>	<u>368,700</u>		
<u>204</u>	<u>316,200</u>	<u>369,000</u>		
<u>205</u>	<u>316,500</u>	<u>369,300</u>		
<u>206</u>	<u>316,800</u>	<u>369,600</u>		
<u>207</u>	<u>317,100</u>	<u>369,900</u>		
<u>208</u>	<u>317,400</u>	<u>370,200</u>		
<u>209</u>	<u>317,700</u>	<u>370,500</u>		
<u>210</u>	<u>318,000</u>	<u>370,800</u>		
<u>211</u>	<u>318,300</u>	<u>371,100</u>		
<u>212</u>	<u>318,600</u>	<u>371,400</u>		
<u>213</u>	<u>318,900</u>	<u>371,700</u>		
<u>214</u>	<u>319,200</u>	<u>372,000</u>		
<u>215</u>	<u>319,500</u>	<u>372,300</u>		
<u>216</u>	<u>319,800</u>	<u>372,600</u>		
<u>217</u>	<u>320,100</u>	<u>372,900</u>		
<u>218</u>	<u>320,400</u>	<u>373,200</u>		
<u>219</u>	<u>320,700</u>	<u>373,500</u>		
<u>220</u>	<u>321,000</u>	<u>373,800</u>		
<u>221</u>	<u>321,300</u>	<u>374,100</u>		
<u>222</u>	<u>321,600</u>	<u>374,400</u>		
<u>223</u>	<u>321,900</u>	<u>374,700</u>		
<u>224</u>	<u>322,200</u>	<u>375,000</u>		
<u>225</u>	<u>322,500</u>	<u>375,300</u>		
<u>226</u>	<u>322,800</u>			
<u>227</u>	<u>323,100</u>			
<u>228</u>	<u>323,400</u>			
<u>229</u>	<u>323,700</u>			

<u>202</u>	<u>309,100</u>	<u>360,900</u>		
<u>203</u>	<u>309,400</u>	<u>361,200</u>		
<u>204</u>	<u>309,700</u>	<u>361,500</u>		
<u>205</u>	<u>310,000</u>	<u>361,800</u>		
<u>206</u>	<u>310,300</u>	<u>362,100</u>		
<u>207</u>	<u>310,600</u>	<u>362,400</u>		
<u>208</u>	<u>310,900</u>	<u>362,700</u>		
<u>209</u>	<u>311,200</u>	<u>363,000</u>		
<u>210</u>	<u>311,500</u>	<u>363,300</u>		
<u>211</u>	<u>311,800</u>	<u>363,600</u>		
<u>212</u>	<u>312,100</u>	<u>363,900</u>		
<u>213</u>	<u>312,400</u>	<u>364,200</u>		
<u>214</u>	<u>312,700</u>	<u>364,500</u>		
<u>215</u>	<u>313,000</u>	<u>364,800</u>		
<u>216</u>	<u>313,300</u>	<u>365,100</u>		
<u>217</u>	<u>313,600</u>	<u>365,400</u>		
<u>218</u>	<u>313,900</u>	<u>365,700</u>		
<u>219</u>	<u>314,200</u>	<u>366,000</u>		
<u>220</u>	<u>314,500</u>	<u>366,300</u>		
<u>221</u>	<u>314,800</u>	<u>366,600</u>		
<u>222</u>	<u>315,100</u>	<u>366,900</u>		
<u>223</u>	<u>315,400</u>	<u>367,200</u>		
<u>224</u>	<u>315,700</u>	<u>367,500</u>		
<u>225</u>	<u>316,000</u>	<u>367,800</u>		
<u>226</u>	<u>316,300</u>			
<u>227</u>	<u>316,600</u>			
<u>228</u>	<u>316,900</u>			
<u>229</u>	<u>317,200</u>			

<u>230</u>	<u>324,000</u>				
<u>231</u>	<u>324,300</u>				
<u>232</u>	<u>324,600</u>				
<u>233</u>	<u>324,900</u>				
<u>234</u>	<u>325,200</u>				
<u>235</u>	<u>325,500</u>				
<u>236</u>	<u>325,800</u>				
<u>237</u>	<u>326,100</u>				
<u>238</u>	<u>326,400</u>				
<u>239</u>	<u>326,700</u>				
<u>240</u>	<u>327,000</u>				
<u>241</u>	<u>327,300</u>				
<u>242</u>	<u>327,600</u>				
<u>243</u>	<u>327,900</u>				
<u>244</u>	<u>328,200</u>				
<u>245</u>	<u>328,500</u>				
<u>246</u>	<u>328,800</u>				
<u>247</u>	<u>329,100</u>				
<u>248</u>	<u>329,400</u>				
<u>249</u>	<u>329,700</u>				
<u>250</u>	<u>330,000</u>				
<u>251</u>	<u>330,300</u>				
<u>252</u>	<u>330,600</u>				
<u>253</u>	<u>330,900</u>				
<u>254</u>	<u>331,200</u>				
<u>255</u>	<u>331,500</u>				
<u>256</u>	<u>331,800</u>				
<u>257</u>	<u>332,100</u>				

<u>230</u>	<u>317,500</u>				
<u>231</u>	<u>317,800</u>				
<u>232</u>	<u>318,100</u>				
<u>233</u>	<u>318,400</u>				
<u>234</u>	<u>318,700</u>				
<u>235</u>	<u>319,000</u>				
<u>236</u>	<u>319,300</u>				
<u>237</u>	<u>319,600</u>				
<u>238</u>	<u>319,900</u>				
<u>239</u>	<u>320,200</u>				
<u>240</u>	<u>320,500</u>				
<u>241</u>	<u>320,800</u>				
<u>242</u>	<u>321,100</u>				
<u>243</u>	<u>321,400</u>				
<u>244</u>	<u>321,700</u>				
<u>245</u>	<u>322,000</u>				
<u>246</u>	<u>322,300</u>				
<u>247</u>	<u>322,600</u>				
<u>248</u>	<u>322,900</u>				
<u>249</u>	<u>323,200</u>				
<u>250</u>	<u>323,500</u>				
<u>251</u>	<u>323,800</u>				
<u>252</u>	<u>324,100</u>				
<u>253</u>	<u>324,400</u>				
<u>254</u>	<u>324,700</u>				
<u>255</u>	<u>325,000</u>				
<u>256</u>	<u>325,300</u>				
<u>257</u>	<u>325,600</u>				

258	332,400				
259	332,700				
260	333,000				
261	333,300				
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	219,300	234,400	255,600	288,700	

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定(第17条第2項及び第3項並びに第17条の2第2項及び第3項の規定を除く。)は令和7年4月1日から、第1条による改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の2第2項及び第3項並びに付則第6項から第9項までの規定は同年12月1日から適用する。

3 省略

(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

- 4 令和7年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者等の号給の調整)

258	325,900				
259	326,200				
260	326,500				
261	326,800				
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	211,500	226,000	246,500	278,400	

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

5 施行日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和7年12月の期末手当の特例)

6 令和7年12月の期末手当に限り、第1条による改正後の条例第17条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の96.25」とあるのは「100分の97.5」とし、同条第3項中「同項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第 号）付則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用される同項」と、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」とする。

7 令和7年12月の期末手当における第1条による改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

(令和7年12月の勤勉手当の特例)

8 令和7年12月の勤勉手当に限り、第1条による改正後の条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の118.75」とあるのは「100分の120」と、「100分の138.75」とあるのは「100分の140」と、「100分の148.75」とあるのは「100分の150」とし、同条第3項中「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

9 令和7年12月の勤勉手当における第1条による改正後の条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

(給与の内払)

<p>10 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて令和7年4月1日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)</p> <p>11 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 付則別表(付則第3項関係) 表 省略</p>	
--	--

職員の給与に関する条例(第2条関係)		備考
改正条例	現行条例	
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 規則で定める自転車等の片道の使用距離の区分に応じて32,000円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、規則で定める交通の用具の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額</p> <p>(3) 省略</p>	<p>規定の整備</p> <p>駐車場等に 係る通勤手 当の新設</p>

<p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を 超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額とし て規則で定める額に支給月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改 定、その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>駐車場等に 係る通勤手 当の新設 同上 規定の整備 及び項の繰 下げ</p>
<p>(住居手当)</p> <p>第8条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職 員（行(1)4級職員、行(1)5級職員、定年前再任用短時間勤務職員及び 任期付短時間勤務職員の除く。）のうち、満34歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅（貸 間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を 含む。以下この条において同じ。）を支払っているものに支給する。</p> <p>2 前項の職員に支給する住居手当の額は、月額15,000円とする。 ただし、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 職員であつて、月額30,000円以上の家賃を支払っているものに 支給する住居手当の額は、月額30,000円とする。</p>	<p>3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の 改定、その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職 員（行(1)4級職員、行(1)5級職員、定年前再任用短時間勤務職員及び 任期付短時間勤務職員の除く。）のうち、満34歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅（貸 間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を 含む。）を支払っているものに支給する。</p> <p>2 前項の職員に支給する住居手当の額は、月額15,000円とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、6月及び1 2月に支給する場合においては、当該定年前再任用短時間勤務職員の 期末手当基礎額に、それぞれ100分の126.25を乗じて得た額に 在職期間割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>規定の整備</p> <p>期末手当の 見直し</p> <p>期末手当の 支給割合の 改定及び規 定の整備</p>
<p>4 } 省略 7 }</p> <p>8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として</p>	<p>4 } 省略 7 }</p> <p>8 次項の表に定める在職期間は、この条例の適用を受ける職員として</p>

在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

9 省略

(勤勉手当)

第17条の2 省略

2 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の118.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 省略

5 省略

(育児休業者の給与)

第18条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第

在職した期間とする。ただし、次の各号に定める期間は除算する。

(1) 省略

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。

以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間に含まれる育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

(3) 省略

(4) 省略

9 省略

(勤勉手当)

第17条の2 省略

2 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の58.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 省略

5 省略

(育児休業者の給与)

第18条の2 育児休業法第2条の規定による育児休業中の職員には、

期末手当における除算制度の見直しによる割除

号の繰上げ
同上

勤
手当の
支給割合の
改定

規定の整備

110号) 第2条の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、第17条及び第17条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号級	(単位：円)				
		1級 給料月 額	2級 給料月 額	3級 給料月 額	4級 給料月 額	5級 給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	196,400	251,600	272,700	408,800	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	
	4	199,300	254,900	276,600	416,000	
	5	200,300	256,000	278,000	418,400	
	6	201,400	257,100	279,300	420,700	
	7	202,600	258,200	280,600	423,000	
	8	203,800	259,300	281,900	425,300	
	9	205,000	260,400	283,300	427,700	
	10	206,200	261,500	284,600	430,000	
	11	207,400	262,600	286,000	432,200	
	12	208,800	263,800	287,500	434,400	
	13	210,200	265,000	289,000	436,700	
	14	211,600	266,200	290,600	438,900	
	15	213,100	267,300	292,200	441,000	
	16	214,600	268,600	293,800	443,100	
	17	216,200	270,000	295,500	445,000	
	18	218,500	271,300	297,400	446,800	

その育児休業の期間中、第17条及び第17条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号級	(単位：円)				
		1級 給料月 額	2級 給料月 額	3級 給料月 額	4級 給料月 額	5級 給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	196,400	251,600	272,700	325,100	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	327,100	
	3	198,300	253,800	275,300	329,100	
	4	199,300	254,900	276,600	331,000	
	5	200,300	256,000	278,000	332,900	
	6	201,400	257,100	279,300	334,800	
	7	202,600	258,200	280,600	336,900	
	8	203,800	259,300	281,900	338,900	
	9	205,000	260,400	283,300	340,800	
	10	206,200	261,500	284,600	342,800	
	11	207,400	262,600	286,000	344,800	
	12	208,800	263,800	287,500	346,800	
	13	210,200	265,000	289,000	348,800	
	14	211,600	266,200	290,600	350,900	
	15	213,100	267,300	292,200	353,000	
	16	214,600	268,600	293,800	355,000	
	17	216,200	270,000	295,500	357,100	
	18	218,500	271,300	297,400	359,200	

給料表の改定

<u>19</u>	<u>220,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,200</u>	<u>448,700</u>	
<u>20</u>	<u>223,200</u>	<u>273,700</u>	<u>301,100</u>	<u>450,500</u>	
<u>21</u>	<u>225,600</u>	<u>275,100</u>	<u>302,900</u>	<u>452,200</u>	
<u>22</u>	<u>227,600</u>	<u>276,400</u>	<u>304,800</u>	<u>453,900</u>	
<u>23</u>	<u>229,600</u>	<u>277,600</u>	<u>306,700</u>	<u>455,500</u>	
<u>24</u>	<u>231,600</u>	<u>278,900</u>	<u>308,500</u>	<u>457,200</u>	
<u>25</u>	<u>233,600</u>	<u>280,300</u>	<u>310,300</u>	<u>458,900</u>	
<u>26</u>	<u>235,700</u>	<u>281,800</u>	<u>312,200</u>	<u>460,300</u>	
<u>27</u>	<u>237,800</u>	<u>283,200</u>	<u>314,100</u>	<u>461,300</u>	
<u>28</u>	<u>239,900</u>	<u>284,600</u>	<u>315,900</u>	<u>462,100</u>	
<u>29</u>	<u>242,000</u>	<u>286,100</u>	<u>317,700</u>	<u>462,900</u>	
<u>30</u>	<u>243,200</u>	<u>288,000</u>	<u>319,600</u>	<u>463,700</u>	
<u>31</u>	<u>244,500</u>	<u>289,800</u>	<u>321,500</u>	<u>464,400</u>	
<u>32</u>	<u>245,800</u>	<u>291,700</u>	<u>323,300</u>	<u>465,100</u>	
<u>33</u>	<u>247,300</u>	<u>293,500</u>	<u>325,100</u>	<u>465,800</u>	
<u>34</u>	<u>248,300</u>	<u>295,000</u>	<u>326,900</u>	<u>466,500</u>	
<u>35</u>	<u>249,300</u>	<u>296,500</u>	<u>328,900</u>	<u>467,200</u>	
<u>36</u>	<u>250,300</u>	<u>297,900</u>	<u>330,800</u>	<u>467,900</u>	
<u>37</u>	<u>251,300</u>	<u>299,100</u>	<u>332,600</u>	<u>468,600</u>	
<u>38</u>	<u>252,200</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>	<u>469,300</u>	
<u>39</u>	<u>253,200</u>	<u>301,500</u>	<u>336,300</u>	<u>470,000</u>	
<u>40</u>	<u>254,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,200</u>	<u>470,600</u>	
<u>41</u>	<u>255,200</u>	<u>304,100</u>	<u>340,100</u>	<u>471,200</u>	
<u>42</u>	<u>256,100</u>	<u>305,400</u>	<u>341,900</u>	<u>471,900</u>	
<u>43</u>	<u>257,100</u>	<u>306,600</u>	<u>343,800</u>	<u>472,500</u>	
<u>44</u>	<u>258,100</u>	<u>307,700</u>	<u>345,700</u>	<u>473,100</u>	
<u>45</u>	<u>259,100</u>	<u>308,900</u>	<u>347,600</u>	<u>473,700</u>	
<u>46</u>	<u>260,000</u>	<u>310,100</u>	<u>349,500</u>	<u>474,300</u>	

<u>19</u>	<u>220,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,200</u>	<u>361,400</u>	
<u>20</u>	<u>223,200</u>	<u>273,700</u>	<u>301,100</u>	<u>363,600</u>	
<u>21</u>	<u>225,600</u>	<u>275,100</u>	<u>302,900</u>	<u>365,800</u>	
<u>22</u>	<u>227,600</u>	<u>276,400</u>	<u>304,800</u>	<u>368,300</u>	
<u>23</u>	<u>229,600</u>	<u>277,600</u>	<u>306,700</u>	<u>370,800</u>	
<u>24</u>	<u>231,600</u>	<u>278,900</u>	<u>308,500</u>	<u>373,300</u>	
<u>25</u>	<u>233,600</u>	<u>280,300</u>	<u>310,300</u>	<u>375,800</u>	
<u>26</u>	<u>235,700</u>	<u>281,800</u>	<u>312,200</u>	<u>378,300</u>	
<u>27</u>	<u>237,800</u>	<u>283,200</u>	<u>314,100</u>	<u>380,800</u>	
<u>28</u>	<u>239,900</u>	<u>284,600</u>	<u>315,900</u>	<u>383,600</u>	
<u>29</u>	<u>242,000</u>	<u>286,100</u>	<u>317,700</u>	<u>386,300</u>	
<u>30</u>	<u>243,200</u>	<u>288,000</u>	<u>319,600</u>	<u>389,300</u>	
<u>31</u>	<u>244,500</u>	<u>289,800</u>	<u>321,500</u>	<u>392,200</u>	
<u>32</u>	<u>245,800</u>	<u>291,700</u>	<u>323,300</u>	<u>395,100</u>	
<u>33</u>	<u>247,300</u>	<u>293,500</u>	<u>325,100</u>	<u>398,100</u>	
<u>34</u>	<u>248,300</u>	<u>295,000</u>	<u>326,900</u>	<u>400,900</u>	
<u>35</u>	<u>249,300</u>	<u>296,500</u>	<u>328,900</u>	<u>403,600</u>	
<u>36</u>	<u>250,300</u>	<u>297,900</u>	<u>330,800</u>	<u>406,300</u>	
<u>37</u>	<u>251,300</u>	<u>299,100</u>	<u>332,600</u>	<u>408,800</u>	
<u>38</u>	<u>252,200</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>	<u>411,300</u>	
<u>39</u>	<u>253,200</u>	<u>301,500</u>	<u>336,300</u>	<u>413,600</u>	
<u>40</u>	<u>254,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,200</u>	<u>416,000</u>	
<u>41</u>	<u>255,200</u>	<u>304,100</u>	<u>340,100</u>	<u>418,400</u>	
<u>42</u>	<u>256,100</u>	<u>305,400</u>	<u>341,900</u>	<u>420,700</u>	
<u>43</u>	<u>257,100</u>	<u>306,600</u>	<u>343,800</u>	<u>423,000</u>	
<u>44</u>	<u>258,100</u>	<u>307,700</u>	<u>345,700</u>	<u>425,300</u>	
<u>45</u>	<u>259,100</u>	<u>308,900</u>	<u>347,600</u>	<u>427,700</u>	
<u>46</u>	<u>260,000</u>	<u>310,100</u>	<u>349,500</u>	<u>430,000</u>	

<u>47</u>	<u>261,000</u>	<u>311,300</u>	<u>351,400</u>	<u>474,900</u>	
<u>48</u>	<u>262,000</u>	<u>312,500</u>	<u>353,300</u>	<u>475,500</u>	
<u>49</u>	<u>263,000</u>	<u>313,600</u>	<u>355,300</u>	<u>476,100</u>	
<u>50</u>	<u>264,000</u>	<u>314,700</u>	<u>357,700</u>	<u>476,700</u>	
<u>51</u>	<u>265,000</u>	<u>315,800</u>	<u>360,100</u>	<u>477,300</u>	
<u>52</u>	<u>265,900</u>	<u>317,000</u>	<u>362,500</u>	<u>477,800</u>	
<u>53</u>	<u>266,800</u>	<u>318,200</u>	<u>364,900</u>	<u>478,300</u>	
<u>54</u>	<u>267,700</u>	<u>319,300</u>	<u>367,100</u>	<u>478,900</u>	
<u>55</u>	<u>268,600</u>	<u>320,400</u>	<u>369,100</u>	<u>479,400</u>	
<u>56</u>	<u>269,600</u>	<u>321,500</u>	<u>371,100</u>	<u>479,900</u>	
<u>57</u>	<u>270,600</u>	<u>322,700</u>	<u>373,000</u>	<u>480,400</u>	
<u>58</u>	<u>271,500</u>	<u>323,800</u>	<u>374,800</u>	<u>480,900</u>	
<u>59</u>	<u>272,400</u>	<u>324,900</u>	<u>376,600</u>	<u>481,400</u>	
<u>60</u>	<u>273,400</u>	<u>326,000</u>	<u>378,300</u>	<u>481,900</u>	
<u>61</u>	<u>274,400</u>	<u>327,100</u>	<u>380,100</u>	<u>482,300</u>	
<u>62</u>	<u>275,300</u>	<u>328,200</u>	<u>381,900</u>		
<u>63</u>	<u>276,200</u>	<u>329,300</u>	<u>383,700</u>		
<u>64</u>	<u>277,100</u>	<u>330,400</u>	<u>385,400</u>		
<u>65</u>	<u>278,100</u>	<u>331,500</u>	<u>387,000</u>		
<u>66</u>	<u>279,000</u>	<u>332,500</u>	<u>388,600</u>		
<u>67</u>	<u>279,900</u>	<u>333,600</u>	<u>390,100</u>		
<u>68</u>	<u>280,800</u>	<u>334,700</u>	<u>391,400</u>		
<u>69</u>	<u>281,700</u>	<u>335,800</u>	<u>392,700</u>		
<u>70</u>	<u>282,600</u>	<u>336,900</u>	<u>393,500</u>		
<u>71</u>	<u>283,500</u>	<u>338,000</u>	<u>394,300</u>		
<u>72</u>	<u>284,400</u>	<u>339,000</u>	<u>395,000</u>		
<u>73</u>	<u>285,300</u>	<u>340,100</u>	<u>395,700</u>		
<u>74</u>	<u>286,200</u>	<u>341,000</u>	<u>396,300</u>		

<u>47</u>	<u>261,000</u>	<u>311,300</u>	<u>351,400</u>	<u>432,200</u>	
<u>48</u>	<u>262,000</u>	<u>312,500</u>	<u>353,300</u>	<u>434,400</u>	
<u>49</u>	<u>263,000</u>	<u>313,600</u>	<u>355,300</u>	<u>436,700</u>	
<u>50</u>	<u>264,000</u>	<u>314,700</u>	<u>357,700</u>	<u>438,900</u>	
<u>51</u>	<u>265,000</u>	<u>315,800</u>	<u>360,100</u>	<u>441,000</u>	
<u>52</u>	<u>265,900</u>	<u>317,000</u>	<u>362,500</u>	<u>443,100</u>	
<u>53</u>	<u>266,800</u>	<u>318,200</u>	<u>364,900</u>	<u>445,000</u>	
<u>54</u>	<u>267,700</u>	<u>319,300</u>	<u>367,100</u>	<u>446,800</u>	
<u>55</u>	<u>268,600</u>	<u>320,400</u>	<u>369,100</u>	<u>448,700</u>	
<u>56</u>	<u>269,600</u>	<u>321,500</u>	<u>371,100</u>	<u>450,500</u>	
<u>57</u>	<u>270,600</u>	<u>322,700</u>	<u>373,000</u>	<u>452,200</u>	
<u>58</u>	<u>271,500</u>	<u>323,800</u>	<u>374,800</u>	<u>453,900</u>	
<u>59</u>	<u>272,400</u>	<u>324,900</u>	<u>376,600</u>	<u>455,500</u>	
<u>60</u>	<u>273,400</u>	<u>326,000</u>	<u>378,300</u>	<u>457,200</u>	
<u>61</u>	<u>274,400</u>	<u>327,100</u>	<u>380,100</u>	<u>458,900</u>	
<u>62</u>	<u>275,300</u>	<u>328,200</u>	<u>381,900</u>	<u>460,300</u>	
<u>63</u>	<u>276,200</u>	<u>329,300</u>	<u>383,700</u>	<u>461,300</u>	
<u>64</u>	<u>277,100</u>	<u>330,400</u>	<u>385,400</u>	<u>462,100</u>	
<u>65</u>	<u>278,100</u>	<u>331,500</u>	<u>387,000</u>	<u>462,900</u>	
<u>66</u>	<u>279,000</u>	<u>332,500</u>	<u>388,600</u>	<u>463,700</u>	
<u>67</u>	<u>279,900</u>	<u>333,600</u>	<u>390,100</u>	<u>464,400</u>	
<u>68</u>	<u>280,800</u>	<u>334,700</u>	<u>391,400</u>	<u>465,100</u>	
<u>69</u>	<u>281,700</u>	<u>335,800</u>	<u>392,700</u>	<u>465,800</u>	
<u>70</u>	<u>282,600</u>	<u>336,900</u>	<u>393,500</u>	<u>466,500</u>	
<u>71</u>	<u>283,500</u>	<u>338,000</u>	<u>394,300</u>	<u>467,200</u>	
<u>72</u>	<u>284,400</u>	<u>339,000</u>	<u>395,000</u>	<u>467,900</u>	
<u>73</u>	<u>285,300</u>	<u>340,100</u>	<u>395,700</u>	<u>468,600</u>	
<u>74</u>	<u>286,200</u>	<u>341,000</u>	<u>396,300</u>	<u>469,300</u>	

<u>75</u>	<u>287,100</u>	<u>342,000</u>	<u>396,900</u>	<u>470,000</u>
<u>76</u>	<u>288,000</u>	<u>343,000</u>	<u>397,500</u>	<u>470,600</u>
<u>77</u>	<u>288,900</u>	<u>344,000</u>	<u>398,200</u>	<u>471,200</u>
<u>78</u>	<u>289,800</u>	<u>344,900</u>	<u>398,800</u>	<u>471,900</u>
<u>79</u>	<u>290,700</u>	<u>345,700</u>	<u>399,400</u>	<u>472,500</u>
<u>80</u>	<u>291,600</u>	<u>346,400</u>	<u>400,000</u>	<u>473,100</u>
<u>81</u>	<u>292,500</u>	<u>347,100</u>	<u>400,500</u>	<u>473,700</u>
<u>82</u>	<u>293,300</u>	<u>347,700</u>	<u>401,100</u>	<u>474,300</u>
<u>83</u>	<u>294,200</u>	<u>348,300</u>	<u>401,700</u>	<u>474,900</u>
<u>84</u>	<u>295,100</u>	<u>348,900</u>	<u>402,200</u>	<u>475,500</u>
<u>85</u>	<u>296,000</u>	<u>349,400</u>	<u>402,700</u>	<u>476,100</u>
<u>86</u>	<u>296,800</u>	<u>350,000</u>	<u>403,200</u>	<u>476,700</u>
<u>87</u>	<u>297,700</u>	<u>350,500</u>	<u>403,700</u>	<u>477,300</u>
<u>88</u>	<u>298,500</u>	<u>351,000</u>	<u>404,300</u>	<u>477,800</u>
<u>89</u>	<u>299,400</u>	<u>351,500</u>	<u>404,900</u>	<u>478,300</u>
<u>90</u>	<u>300,200</u>	<u>352,100</u>	<u>405,500</u>	<u>478,900</u>
<u>91</u>	<u>301,100</u>	<u>352,600</u>	<u>406,100</u>	<u>479,400</u>
<u>92</u>	<u>302,000</u>	<u>353,000</u>	<u>406,600</u>	<u>479,900</u>
<u>93</u>	<u>302,800</u>	<u>353,500</u>	<u>407,100</u>	<u>480,400</u>
<u>94</u>	<u>303,600</u>	<u>354,000</u>	<u>407,700</u>	<u>480,900</u>
<u>95</u>	<u>304,500</u>	<u>354,500</u>	<u>408,200</u>	<u>481,400</u>
<u>96</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>408,700</u>	<u>481,900</u>
<u>97</u>	<u>306,200</u>	<u>355,400</u>	<u>409,200</u>	
<u>98</u>	<u>307,000</u>	<u>355,900</u>	<u>409,700</u>	
<u>99</u>	<u>307,900</u>	<u>356,300</u>	<u>410,200</u>	
<u>100</u>	<u>308,700</u>	<u>356,800</u>	<u>410,700</u>	
<u>101</u>	<u>309,600</u>	<u>357,300</u>	<u>411,200</u>	
<u>102</u>	<u>310,500</u>	<u>357,700</u>	<u>411,700</u>	

<u>75</u>	<u>287,100</u>	<u>342,000</u>	<u>396,900</u>	
<u>76</u>	<u>288,000</u>	<u>343,000</u>	<u>397,500</u>	
<u>77</u>	<u>288,900</u>	<u>344,000</u>	<u>398,200</u>	
<u>78</u>	<u>289,800</u>	<u>344,900</u>	<u>398,800</u>	
<u>79</u>	<u>290,700</u>	<u>345,700</u>	<u>399,400</u>	
<u>80</u>	<u>291,600</u>	<u>346,400</u>	<u>400,000</u>	
<u>81</u>	<u>292,500</u>	<u>347,100</u>	<u>400,500</u>	
<u>82</u>	<u>293,300</u>	<u>347,700</u>	<u>401,100</u>	
<u>83</u>	<u>294,200</u>	<u>348,300</u>	<u>401,700</u>	
<u>84</u>	<u>295,100</u>	<u>348,900</u>	<u>402,200</u>	
<u>85</u>	<u>296,000</u>	<u>349,400</u>	<u>402,700</u>	
<u>86</u>	<u>296,800</u>	<u>350,000</u>	<u>403,200</u>	
<u>87</u>	<u>297,700</u>	<u>350,500</u>	<u>403,700</u>	
<u>88</u>	<u>298,500</u>	<u>351,000</u>	<u>404,300</u>	
<u>89</u>	<u>299,400</u>	<u>351,500</u>	<u>404,900</u>	
<u>90</u>	<u>300,200</u>	<u>352,100</u>	<u>405,500</u>	
<u>91</u>	<u>301,100</u>	<u>352,600</u>	<u>406,100</u>	
<u>92</u>	<u>302,000</u>	<u>353,000</u>	<u>406,600</u>	
<u>93</u>	<u>302,800</u>	<u>353,500</u>	<u>407,100</u>	
<u>94</u>	<u>303,600</u>	<u>354,000</u>	<u>407,700</u>	
<u>95</u>	<u>304,500</u>	<u>354,500</u>	<u>408,200</u>	
<u>96</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>408,700</u>	
<u>97</u>	<u>306,200</u>	<u>355,400</u>	<u>409,200</u>	
<u>98</u>	<u>307,000</u>	<u>355,900</u>	<u>409,700</u>	
<u>99</u>	<u>307,900</u>	<u>356,300</u>	<u>410,200</u>	
<u>100</u>	<u>308,700</u>	<u>356,800</u>	<u>410,700</u>	
<u>101</u>	<u>309,600</u>	<u>357,300</u>	<u>411,200</u>	
<u>102</u>	<u>310,500</u>	<u>357,700</u>	<u>411,700</u>	

<u>103</u>	<u>311, 300</u>	<u>358, 200</u>	<u>412, 200</u>		
<u>104</u>	<u>312, 100</u>	<u>358, 700</u>	<u>412, 700</u>		
<u>105</u>	<u>312, 900</u>	<u>359, 100</u>	<u>413, 100</u>		
<u>106</u>	<u>313, 600</u>	<u>359, 500</u>	<u>413, 600</u>		
<u>107</u>	<u>314, 300</u>	<u>359, 900</u>	<u>414, 100</u>		
<u>108</u>	<u>315, 100</u>	<u>360, 300</u>	<u>414, 500</u>		
<u>109</u>	<u>315, 700</u>	<u>360, 700</u>	<u>414, 900</u>		
<u>110</u>	<u>316, 300</u>	<u>361, 100</u>	<u>415, 400</u>		
<u>111</u>	<u>316, 800</u>	<u>361, 500</u>	<u>415, 900</u>		
<u>112</u>	<u>317, 300</u>	<u>361, 900</u>	<u>416, 300</u>		
<u>113</u>	<u>317, 800</u>	<u>362, 300</u>	<u>416, 700</u>		
<u>114</u>	<u>318, 200</u>	<u>362, 700</u>	<u>417, 200</u>		
<u>115</u>	<u>318, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>417, 700</u>		
<u>116</u>	<u>319, 200</u>	<u>363, 500</u>	<u>418, 100</u>		
<u>117</u>	<u>319, 600</u>	<u>363, 900</u>	<u>418, 500</u>		
<u>118</u>	<u>320, 000</u>	<u>364, 300</u>	<u>419, 000</u>		
<u>119</u>	<u>320, 300</u>	<u>364, 700</u>	<u>419, 400</u>		
<u>120</u>	<u>320, 600</u>	<u>365, 100</u>	<u>419, 800</u>		
<u>121</u>	<u>320, 900</u>	<u>365, 500</u>	<u>420, 200</u>		
<u>122</u>	<u>321, 300</u>	<u>365, 800</u>	<u>420, 700</u>		
<u>123</u>	<u>321, 600</u>	<u>366, 200</u>	<u>421, 100</u>		
<u>124</u>	<u>321, 900</u>	<u>366, 600</u>	<u>421, 500</u>		
<u>125</u>	<u>322, 200</u>	<u>367, 000</u>	<u>421, 900</u>		
<u>126</u>	<u>322, 600</u>	<u>367, 300</u>	<u>422, 400</u>		
<u>127</u>	<u>322, 900</u>	<u>367, 700</u>	<u>422, 800</u>		
<u>128</u>	<u>323, 200</u>	<u>368, 100</u>	<u>423, 200</u>		
<u>129</u>	<u>323, 500</u>	<u>368, 500</u>	<u>423, 600</u>		
<u>130</u>	<u>323, 900</u>		<u>424, 100</u>		

<u>103</u>	<u>311, 300</u>	<u>358, 200</u>	<u>412, 200</u>		
<u>104</u>	<u>312, 100</u>	<u>358, 700</u>	<u>412, 700</u>		
<u>105</u>	<u>312, 900</u>	<u>359, 100</u>	<u>413, 100</u>		
<u>106</u>	<u>313, 600</u>	<u>359, 500</u>	<u>413, 600</u>		
<u>107</u>	<u>314, 300</u>	<u>359, 900</u>	<u>414, 100</u>		
<u>108</u>	<u>315, 100</u>	<u>360, 300</u>	<u>414, 500</u>		
<u>109</u>	<u>315, 700</u>	<u>360, 700</u>	<u>414, 900</u>		
<u>110</u>	<u>316, 300</u>	<u>361, 100</u>	<u>415, 400</u>		
<u>111</u>	<u>316, 800</u>	<u>361, 500</u>	<u>415, 900</u>		
<u>112</u>	<u>317, 300</u>	<u>361, 900</u>	<u>416, 300</u>		
<u>113</u>	<u>317, 800</u>	<u>362, 300</u>	<u>416, 700</u>		
<u>114</u>	<u>318, 200</u>	<u>362, 700</u>	<u>417, 200</u>		
<u>115</u>	<u>318, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>417, 700</u>		
<u>116</u>	<u>319, 200</u>	<u>363, 500</u>	<u>418, 100</u>		
<u>117</u>	<u>319, 600</u>	<u>363, 900</u>	<u>418, 500</u>		
<u>118</u>	<u>320, 000</u>	<u>364, 300</u>	<u>419, 000</u>		
<u>119</u>	<u>320, 300</u>	<u>364, 700</u>	<u>419, 400</u>		
<u>120</u>	<u>320, 600</u>	<u>365, 100</u>	<u>419, 800</u>		
<u>121</u>	<u>320, 900</u>	<u>365, 500</u>	<u>420, 200</u>		
<u>122</u>	<u>321, 300</u>	<u>365, 800</u>	<u>420, 700</u>		
<u>123</u>	<u>321, 600</u>	<u>366, 200</u>	<u>421, 100</u>		
<u>124</u>	<u>321, 900</u>	<u>366, 600</u>	<u>421, 500</u>		
<u>125</u>	<u>322, 200</u>	<u>367, 000</u>	<u>421, 900</u>		
<u>126</u>	<u>322, 600</u>	<u>367, 300</u>	<u>422, 400</u>		
<u>127</u>	<u>322, 900</u>	<u>367, 700</u>	<u>422, 800</u>		
<u>128</u>	<u>323, 200</u>	<u>368, 100</u>	<u>423, 200</u>		
<u>129</u>	<u>323, 500</u>	<u>368, 500</u>	<u>423, 600</u>		
<u>130</u>	<u>323, 900</u>		<u>424, 100</u>		

131	324,200	424,500			
132	324,500	424,900			
133	324,800	425,300			
134	325,200	425,700			
135	325,500	426,100			
136	325,800	426,500			
137	326,100	426,900			
138	326,400	427,300			
139	326,800	427,700			
140	327,100	428,100			
141	327,400	428,500			
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず213,800円とする。

131	324,200	424,500			
132	324,500	424,900			
133	324,800	425,300			
134	325,200	425,700			
135	325,500	426,100			
136	325,800	426,500			
137	326,100	426,900			
138	326,400	427,300			
139	326,800	427,700			
140	327,100	428,100			
141	327,400	428,500			
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず213,800円とする。

別表第3 (第8条の2関係)

表の削除

自転車等の片道の使用距離の区分	手当の額 (円)
5キロメートル未満	2,600
5キロメートル以上	3,000
10キロメートル未満	
10キロメートル以上	5,000
15キロメートル未満	
15キロメートル以上	7,000
20キロメートル未満	
20キロメートル以上	9,000
25キロメートル未満	
25キロメートル以上	11,000
35キロメートル未満	
35キロメートル以上	13,000

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び付則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 省略
- (号給の切替え)
- 3 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(1)の4級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が付則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、付則別表新号給欄に定める号給とする。

4 } 省略
く }
10 }

(委任)

1 1 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に
関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表 (付則第3項関係)

職員の号給の切替表

行政職給料表(1)の適用を

受ける特定職員の新号給

職務の級	4級
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1

16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7

44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35

72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

議案第18号資料2

行政職給料表(1) 給料月額表(令和7年4月1日適用) 新旧対照表

(単位:円)

職員区分	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			号給	
	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額		
	1	196,400	184,100	12,300	251,600	235,800	15,800	272,700	254,800	17,900	325,100	303,400	21,700	526,200	502,700	23,500	1
	2	197,300	185,000	12,300	252,700	237,000	15,700	274,000	256,200	17,800	327,100	305,400	21,700				2
	3	198,300	186,000	12,300	253,800	238,200	15,600	275,300	257,600	17,700	329,100	307,400	21,700				3
	4	199,300	187,000	12,300	254,900	239,400	15,500	276,600	259,000	17,600	331,000	309,300	21,700				4
	5	200,300	188,000	12,300	256,000	240,600	15,400	278,000	260,500	17,500	332,900	311,200	21,700				5
	6	201,400	189,000	12,400	257,100	241,800	15,300	279,300	261,900	17,400	334,800	313,100	21,700				6
	7	202,600	190,100	12,500	258,200	243,000	15,200	280,600	263,300	17,300	336,900	315,200	21,700				7
	8	203,800	191,200	12,600	259,300	244,200	15,100	281,900	264,700	17,200	338,900	317,200	21,700				8
	9	205,000	192,300	12,700	260,400	245,400	15,000	283,300	266,200	17,100	340,800	319,100	21,700				9
	10	206,200	193,400	12,800	261,500	246,600	14,900	284,600	267,600	17,000	342,800	321,100	21,700				10
	11	207,400	194,500	12,900	262,600	247,800	14,800	286,000	269,100	16,900	344,800	323,100	21,700				11
	12	208,800	195,700	13,100	263,800	249,100	14,700	287,500	270,700	16,800	346,800	325,100	21,700				12
	13	210,200	196,900	13,300	265,000	250,400	14,600	289,000	272,300	16,700	348,800	327,100	21,700				13
	14	211,600	198,100	13,500	266,200	251,700	14,500	290,600	274,000	16,600	350,900	329,200	21,700				14
	15	213,100	199,400	13,700	267,300	252,900	14,400	292,200	275,700	16,500	353,000	331,300	21,700				15
	16	214,600	200,700	13,900	268,600	254,300	14,300	293,800	277,400	16,400	355,000	333,300	21,700				16
	17	216,200	202,100	14,100	270,000	255,800	14,200	295,500	279,200	16,300	357,100	335,400	21,700				17
	18	218,500	204,200	14,300	271,300	257,200	14,100	297,400	281,200	16,200	359,200	337,500	21,700				18
	19	220,800	206,300	14,500	272,400	258,400	14,000	299,200	283,100	16,100	361,400	339,700	21,700				19
	20	223,200	208,500	14,700	273,700	259,800	13,900	301,100	285,100	16,000	363,600	341,900	21,700				20
	21	225,600	210,700	14,900	275,100	261,300	13,800	302,900	287,000	15,900	365,800	344,100	21,700				21
	22	227,600	212,500	15,100	276,400	262,700	13,700	304,800	289,000	15,800	368,300	346,600	21,700				22
	23	229,600	214,300	15,300	277,600	264,000	13,600	306,700	291,000	15,700	370,800	349,100	21,700				23
	24	231,600	216,100	15,500	278,900	265,400	13,500	308,500	292,900	15,600	373,300	351,600	21,700				24
	25	233,600	217,900	15,700	280,300	266,900	13,400	310,300	294,800	15,500	375,800	354,100	21,700				25
	26	235,700	219,800	15,900	281,800	268,500	13,300	312,200	296,800	15,400	378,300	356,600	21,700				26
	27	237,800	221,700	16,100	283,200	270,000	13,200	314,100	298,800	15,300	380,800	359,100	21,700				27
	28	239,900	223,600	16,300	284,600	271,500	13,100	315,900	300,700	15,200	383,600	361,900	21,700				28
	29	242,000	225,500	16,500	286,100	273,100	13,000	317,700	302,600	15,100	386,300	364,600	21,700				29
	30	243,200	226,800	16,400	288,000	275,100	12,900	319,600	304,600	15,000	389,300	367,600	21,700				30
	31	244,500	228,200	16,300	289,800	277,000	12,800	321,500	306,600	14,900	392,200	370,500	21,700				31
	32	245,800	229,600	16,200	291,700	279,000	12,700	323,300	308,500	14,800	395,100	373,400	21,700				32
	33	247,300	231,200	16,100	293,500	280,900	12,600	325,100	310,400	14,700	398,100	376,400	21,700				33
	34	248,300	232,400	15,900	295,000	282,500	12,500	326,900	312,300	14,600	400,900	379,200	21,700				34
	35	249,300	233,500	15,800	296,500	284,100	12,400	328,900	314,400	14,500	403,600	381,900	21,700				35
	36	250,300	234,600	15,700	297,900	285,600	12,300	330,900	316,400	14,400	406,300	384,600	21,700				36
	37	251,300	235,700	15,600	299,100	286,900	12,200	332,600	318,300	14,300	408,800	387,100	21,700				37
	38	252,200	236,700	15,500	300,300	288,200	12,100	334,500	320,300	14,200	411,300	389,600	21,700				38
	39	253,200	237,800	15,400	301,500	289,500	12,000	336,300	322,200	14,100	413,600	391,900	21,700				39
	40	254,200	238,900	15,300	302,800	290,900	11,900	338,200	324,200	14,000	416,000	394,300	21,700				40
	41	255,200	240,100	15,100	304,100	292,300	11,800	340,100	326,200	13,900	418,400	396,700	21,700				41
	42	256,100	241,100	15,000	305,400	293,700	11,700	341,900	328,100	13,800	420,700	399,000	21,700				42

定年前再任用
短時間勤務職
員以外の職員

43	257,100	242,200	14,900	306,600	295,000	11,600	343,800	330,100	13,700	423,000	401,300	21,700	43
44	258,100	243,300	14,800	307,700	296,300	11,400	345,700	332,100	13,600	425,300	403,600	21,700	44
45	259,100	244,500	14,600	308,900	297,600	11,300	347,600	334,100	13,500	427,700	406,000	21,700	45
46	260,000	245,500	14,500	310,100	298,900	11,200	349,500	336,100	13,400	430,000	408,300	21,700	46
47	261,000	246,600	14,400	311,300	300,200	11,100	351,400	338,100	13,300	432,200	410,500	21,700	47
48	262,000	247,700	14,300	312,500	301,500	11,000	353,300	340,100	13,200	434,400	412,700	21,700	48
49	263,000	248,900	14,100	313,600	302,800	10,800	355,300	342,200	13,100	436,700	415,000	21,700	49
50	264,000	250,000	14,000	314,700	304,100	10,600	357,700	344,700	13,000	438,900	417,300	21,600	50
51	265,000	251,100	13,900	315,800	305,400	10,400	360,100	347,200	12,900	441,000	419,500	21,500	51
52	265,900	252,100	13,800	317,000	306,700	10,300	362,500	349,700	12,800	443,100	421,700	21,400	52
53	266,800	253,200	13,600	318,200	308,000	10,200	364,900	352,200	12,700	445,000	423,700	21,300	53
54	267,700	254,200	13,500	319,300	309,300	10,000	367,100	354,500	12,600	446,800	425,600	21,200	54
55	268,600	255,300	13,300	320,400	310,600	9,800	369,100	356,700	12,400	448,700	427,600	21,100	55
56	269,600	256,400	13,200	321,500	311,800	9,700	371,100	358,800	12,300	450,500	429,500	21,000	56
57	270,600	257,500	13,100	322,700	313,100	9,600	373,000	360,800	12,200	452,200	431,300	20,900	57
58	271,500	258,500	13,000	323,800	314,300	9,500	374,900	362,800	12,000	453,900	433,100	20,800	58
59	272,400	259,600	12,800	324,900	315,500	9,400	376,600	364,700	11,900	455,500	434,800	20,700	59
60	273,400	260,700	12,700	326,000	316,800	9,200	378,300	366,500	11,800	457,200	436,600	20,600	60
61	274,400	261,800	12,600	327,100	318,100	9,000	380,100	368,400	11,700	458,900	438,400	20,500	61
62	275,300	262,800	12,500	328,200	319,400	8,800	381,900	370,300	11,600	460,300	439,900	20,400	62
63	276,200	263,900	12,300	329,300	320,600	8,700	383,700	372,200	11,500	461,300	441,000	20,300	63
64	277,100	265,000	12,100	330,400	321,900	8,500	385,400	374,000	11,400	462,100	441,900	20,200	64
65	278,100	266,100	12,000	331,500	323,100	8,400	387,000	375,800	11,200	462,900	442,800	20,100	65
66	279,000	267,100	11,900	332,500	324,300	8,200	388,600	377,500	11,100	463,700	443,600	20,100	66
67	279,900	268,200	11,700	333,600	325,500	8,100	390,100	379,100	11,000	464,400	444,300	20,100	67
68	280,800	269,300	11,500	334,700	326,800	7,900	391,400	380,500	10,900	465,100	445,000	20,100	68
69	281,700	270,300	11,400	335,800	328,000	7,800	392,700	382,000	10,700	465,800	445,700	20,100	69
70	282,600	271,300	11,300	336,900	329,200	7,700	393,500	383,000	10,500	466,500	446,400	20,100	70
71	283,500	272,400	11,100	338,000	330,400	7,600	394,300	383,900	10,400	467,200	447,100	20,100	71
72	284,400	273,400	11,000	339,000	331,600	7,400	395,000	384,700	10,300	467,900	447,800	20,100	72
73	285,300	274,500	10,800	340,100	332,900	7,200	395,700	385,500	10,200	468,600	448,500	20,100	73
74	286,200	275,500	10,700	341,000	334,000	7,000	396,300	386,300	10,000	469,300	449,200	20,100	74
75	287,100	276,600	10,500	342,000	335,200	6,800	396,900	387,000	9,900	470,000	449,900	20,100	75
76	288,000	277,600	10,400	343,000	336,300	6,700	397,500	387,700	9,800	470,600	450,500	20,100	76
77	288,900	278,700	10,200	344,000	337,500	6,500	398,200	388,500	9,700	471,200	451,100	20,100	77
78	289,800	279,700	10,100	344,900	338,600	6,300	398,800	389,200	9,600	471,900	451,800	20,100	78
79	290,700	280,700	10,000	345,700	339,600	6,100	399,400	389,900	9,500	472,500	452,400	20,100	79
80	291,600	281,800	9,800	346,400	340,500	5,900	400,000	390,600	9,400	473,100	453,000	20,100	80
81	292,500	282,900	9,600	347,100	341,300	5,800	400,500	391,300	9,200	473,700	453,600	20,100	81
82	293,300	283,900	9,400	347,700	342,100	5,600	401,100	391,900	9,200	474,300	454,200	20,100	82
83	294,200	285,000	9,200	348,300	342,900	5,400	401,700	392,500	9,200	474,900	454,800	20,100	83
84	295,100	286,000	9,100	348,900	343,600	5,300	402,200	393,000	9,200	475,500	455,400	20,100	84
85	296,000	287,100	8,900	349,400	344,300	5,100	402,700	393,500	9,200	476,100	456,000	20,100	85
86	296,800	288,100	8,700	350,000	345,100	4,900	403,200	394,000	9,200	476,700	456,600	20,100	86
87	297,700	289,100	8,600	350,500	345,700	4,800	403,700	394,500	9,200	477,300	457,200	20,100	87
88	298,500	290,100	8,400	351,000	346,400	4,600	404,300	395,100	9,200	477,800	457,700	20,100	88
89	299,400	291,200	8,200	351,500	347,100	4,400	404,900	395,700	9,200	478,300	458,200	20,100	89
90	300,200	292,200	8,000	352,100	347,700	4,400	405,500	396,300	9,200	478,900	458,800	20,100	90
91	301,100	293,300	7,800	352,600	348,200	4,400	406,100	396,900	9,200	479,400	459,300	20,100	91

92	302,000	294,300	7,700	353,000	348,600	4,400	406,600	397,400	9,200	479,900	459,800	20,100	92
93	302,800	295,300	7,500	353,500	349,100	4,400	407,100	397,900	9,200	480,400	460,300	20,100	93
94	303,600	296,300	7,300	354,000	349,600	4,400	407,700	398,500	9,200	480,900	460,800	20,100	94
95	304,500	297,300	7,200	354,500	350,100	4,400	408,200	399,000	9,200	481,400	461,300	20,100	95
96	305,300	298,300	7,000	355,000	350,600	4,400	408,700	399,500	9,200	481,900	461,800	20,100	96
97	306,200	299,400	6,800	355,400	351,000	4,400	409,200	400,000	9,200	482,300	462,200	20,100	97
98	307,000	300,400	6,600	355,900	351,500	4,400	409,700	400,500	9,200				98
99	307,900	301,400	6,500	356,300	351,900	4,400	410,200	401,000	9,200				99
100	308,700	302,400	6,300	356,800	352,400	4,400	410,700	401,500	9,200				100
101	309,600	303,500	6,100	357,300	352,900	4,400	411,200	402,000	9,200				101
102	310,500	304,600	5,900	357,700	353,300	4,400	411,700	402,500	9,200				102
103	311,300	305,600	5,700	358,200	353,800	4,400	412,200	403,000	9,200				103
104	312,100	306,600	5,500	358,700	354,300	4,400	412,700	403,500	9,200				104
105	312,900	307,500	5,400	359,100	354,700	4,400	413,100	403,900	9,200				105
106	313,600	308,400	5,200	359,500	355,100	4,400	413,600	404,400	9,200				106
107	314,300	309,300	5,000	359,900	355,500	4,400	414,100	404,900	9,200				107
108	315,100	310,200	4,900	360,300	355,900	4,400	414,500	405,300	9,200				108
109	315,700	311,000	4,700	360,700	356,300	4,400	414,900	405,700	9,200				109
110	316,300	311,700	4,600	361,100	356,700	4,400	415,400	406,200	9,200				110
111	316,800	312,400	4,400	361,500	357,100	4,400	415,900	406,700	9,200				111
112	317,300	313,100	4,200	361,900	357,500	4,400	416,300	407,100	9,200				112
113	317,800	313,800	4,000	362,300	357,900	4,400	416,700	407,500	9,200				113
114	318,200	314,200	4,000	362,700	358,300	4,400	417,200	408,000	9,200				114
115	318,700	314,700	4,000	363,100	358,700	4,400	417,700	408,500	9,200				115
116	319,200	315,200	4,000	363,500	359,100	4,400	418,100	408,900	9,200				116
117	319,600	315,600	4,000	363,900	359,500	4,400	418,500	409,300	9,200				117
118	320,000	316,000	4,000	364,300	359,900	4,400	419,000	409,800	9,200				118
119	320,300	316,300	4,000	364,700	360,300	4,400	419,400	410,200	9,200				119
120	320,600	316,600	4,000	365,100	360,700	4,400	419,800	410,600	9,200				120
121	320,900	316,900	4,000	365,500	361,100	4,400	420,200	411,000	9,200				121
122	321,300	317,300	4,000	365,900	361,400	4,400	420,700	411,500	9,200				122
123	321,600	317,600	4,000	366,200	361,800	4,400	421,100	411,900	9,200				123
124	321,900	317,900	4,000	366,600	362,200	4,400	421,500	412,300	9,200				124
125	322,200	318,200	4,000	367,000	362,600	4,400	421,900	412,700	9,200				125
126	322,600	318,600	4,000	367,300	362,900	4,400	422,400	413,200	9,200				126
127	322,900	318,900	4,000	367,700	363,300	4,400	422,800	413,600	9,200				127
128	323,200	319,200	4,000	368,100	363,700	4,400	423,200	414,000	9,200				128
129	323,500	319,500	4,000	368,500	364,100	4,400	423,600	414,400	9,200				129
130	323,900	319,900	4,000				424,100	414,900	9,200				130
131	324,200	320,200	4,000				424,500	415,300	9,200				131
132	324,500	320,500	4,000				424,900	415,700	9,200				132
133	324,800	320,800	4,000				425,300	416,100	9,200				133
134	325,200	321,200	4,000				425,700	416,500	9,200				134
135	325,500	321,500	4,000				426,100	416,900	9,200				135
136	325,800	321,800	4,000				426,500	417,300	9,200				136
137	326,100	322,100	4,000				426,900	417,700	9,200				137
138	326,400	322,400	4,000				427,300	418,100	9,200				138
139	326,800	322,800	4,000				427,700	418,500	9,200				139
140	327,100	323,100	4,000				428,100	418,900	9,200				140

141	327,400	323,400	4,000	242,300	233,700	8,600	285,000	274,800	10,200	330,200	318,400	11,800	453,000	436,800	16,200	141
142	327,700	323,700	4,000													142
143	328,000	324,000	4,000													143
144	328,300	324,300	4,000													144
145	328,600	324,600	4,000													145
146	328,900	324,900	4,000													146
147	329,200	325,200	4,000													147
148	329,500	325,500	4,000													148
149	329,800	325,800	4,000													149
定年前再任用短時間																
勤務職員																
	208,600	201,200	7,400	242,300	233,700	8,600	285,000	274,800	10,200	330,200	318,400	11,800	453,000	436,800	16,200	

行政職給料表(2) 給料月額表 (令和7年4月1日適用) 新旧対照表

(単位: 円)

職員の区分	号給	1 級			2 級			3 級			4 級			号給
		改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	
	1	188,000	175,700	12,300	259,200	245,000	14,200	289,800	276,300	13,500	324,700	307,200	15,500	1
	2	188,500	176,200	12,300	260,400	246,500	13,900	291,000	277,900	13,100	324,600	309,300	15,300	2
	3	189,000	176,700	12,300	261,600	248,000	13,600	292,500	279,600	12,900	326,400	311,400	15,000	3
	4	189,500	177,200	12,300	262,900	249,500	13,400	294,000	281,300	12,700	328,200	313,400	14,800	4
	5	190,000	177,700	12,300	264,100	250,900	13,200	295,500	283,000	12,500	330,000	315,500	14,500	5
	6	190,500	178,200	12,300	265,300	252,200	13,100	297,000	284,700	12,300	331,700	317,600	14,100	6
	7	191,000	178,700	12,300	266,500	253,400	13,100	298,600	286,400	12,200	333,400	319,700	13,700	7
	8	191,600	179,300	12,300	267,700	254,600	13,100	300,200	288,100	12,100	335,100	321,800	13,300	8
	9	192,200	179,900	12,300	268,900	255,800	13,100	301,700	289,800	11,900	336,900	323,800	13,100	9
	10	192,700	180,400	12,300	270,100	257,000	13,100	303,300	291,500	11,800	338,700	325,800	12,900	10
	11	193,400	181,100	12,300	271,300	258,300	13,000	304,900	293,300	11,600	340,400	327,700	12,700	11
	12	194,000	181,700	12,300	272,500	259,600	12,900	306,600	295,000	11,600	342,200	329,700	12,500	12
	13	194,600	182,300	12,300	273,700	260,900	12,800	308,200	296,700	11,500	343,900	331,600	12,300	13
	14	195,300	183,000	12,300	274,900	262,200	12,700	309,800	298,400	11,400	345,600	333,600	12,000	14
	15	196,100	183,800	12,300	276,100	263,500	12,600	311,400	300,100	11,300	347,400	335,500	11,900	15
	16	196,900	184,600	12,300	277,300	264,900	12,400	312,900	301,700	11,200	349,100	337,400	11,700	16
	17	197,700	185,400	12,300	278,500	266,200	12,300	314,400	303,300	11,100	350,800	339,300	11,500	17
	18	198,800	186,500	12,300	279,700	267,500	12,200	316,000	304,900	11,100	352,500	341,200	11,300	18
	19	199,900	187,600	12,300	280,900	268,900	12,000	317,600	306,500	11,100	354,300	343,100	11,200	19
	20	201,100	188,800	12,300	282,100	270,300	11,800	319,200	308,200	11,000	356,100	345,000	11,100	20
	21	202,500	190,100	12,400	283,300	271,600	11,700	320,700	309,800	10,900	357,800	346,800	11,000	21
	22	203,800	191,400	12,400	284,500	273,000	11,500	322,200	311,400	10,800	359,600	348,700	10,900	22
	23	205,100	192,600	12,500	285,700	274,400	11,300	323,700	313,000	10,700	361,300	350,500	10,800	23
	24	206,400	193,900	12,500	286,900	275,800	11,100	325,300	314,600	10,700	363,000	352,300	10,700	24
	25	207,700	195,200	12,500	288,100	277,200	10,900	326,800	316,100	10,700	364,700	354,000	10,700	25
	26	209,100	196,600	12,500	289,300	278,600	10,700	328,200	317,600	10,600	366,300	355,700	10,600	26
	27	210,600	198,000	12,600	290,500	280,000	10,500	329,600	319,000	10,600	367,900	357,300	10,600	27
	28	212,100	199,500	12,600	291,700	281,400	10,300	331,000	320,400	10,600	369,400	358,900	10,500	28
	29	213,700	201,000	12,700	292,900	282,800	10,100	332,400	321,800	10,600	370,900	360,400	10,500	29
	30	215,200	202,500	12,700	294,000	284,200	9,800	333,800	323,200	10,600	372,100	361,600	10,500	30
	31	216,700	204,000	12,700	295,200	285,600	9,600	335,200	324,600	10,600	373,300	362,800	10,500	31
	32	218,300	205,500	12,800	296,400	286,900	9,500	336,600	326,000	10,600	374,500	364,000	10,500	32
	33	219,900	207,100	12,800	297,600	288,200	9,400	338,000	327,400	10,600	375,700	365,200	10,500	33
	34	221,500	208,600	12,900	298,800	289,500	9,300	339,400	328,800	10,600	376,800	366,300	10,500	34
	35	223,100	210,200	12,900	300,000	290,800	9,200	340,700	330,100	10,600	377,800	367,300	10,500	35
	36	224,800	211,800	13,000	301,200	292,100	9,100	341,900	331,400	10,500	378,900	368,400	10,500	36
	37	226,400	213,400	13,000	302,400	293,300	9,100	343,100	332,600	10,500	379,900	369,400	10,500	37
	38	228,000	214,900	13,100	303,600	294,500	9,100	344,300	333,800	10,500	380,800	370,300	10,500	38
	39	229,600	216,500	13,100	304,800	295,700	9,100	345,400	334,900	10,500	381,700	371,200	10,500	39
	40	231,300	218,100	13,200	306,000	296,900	9,100	346,500	336,000	10,500	382,600	372,100	10,500	40
	41	232,800	219,600	13,200	307,100	298,100	9,000	347,600	337,100	10,500	383,400	372,900	10,500	41
	42	233,900	220,400	13,500	308,200	299,200	9,000	348,600	338,100	10,500	384,200	373,700	10,500	42

43	234,900	221,200	13,700	309,300	300,300	9,000	349,500	339,000	10,500	384,900	374,500	10,400	43
44	235,900	222,000	13,900	310,300	301,300	9,000	350,400	339,900	10,500	385,600	375,200	10,400	44
45	236,900	222,700	14,200	311,200	302,300	8,900	351,300	340,800	10,500	386,200	375,800	10,400	45
46	237,800	223,200	14,600	312,100	303,200	8,900	352,100	341,600	10,500	386,800	376,400	10,400	46
47	238,600	223,700	14,900	313,000	304,100	8,900	352,900	342,400	10,500	387,300	377,000	10,300	47
48	239,400	224,200	15,200	313,900	305,000	8,900	353,700	343,200	10,500	387,800	377,500	10,300	48
49	240,200	224,600	15,600	314,800	305,900	8,900	354,500	344,000	10,500	388,200	377,900	10,300	49
50	240,900	225,100	15,800	315,600	306,800	8,800	355,200	344,700	10,500	388,600	378,400	10,200	50
51	241,600	225,600	16,000	316,400	307,600	8,800	355,900	345,400	10,500	389,000	378,800	10,200	51
52	242,300	226,200	16,100	317,200	308,400	8,800	356,600	346,100	10,500	389,400	379,200	10,200	52
53	243,100	226,800	16,300	318,000	309,200	8,800	357,300	346,800	10,400	389,800	379,600	10,200	53
54	243,900	227,500	16,400	318,800	310,000	8,800	357,800	347,500	10,300	390,100	380,000	10,100	54
55	244,700	228,200	16,500	319,600	310,800	8,800	358,400	348,100	10,300	390,500	380,400	10,100	55
56	245,500	229,000	16,500	320,300	311,500	8,800	358,900	348,700	10,200	390,800	380,800	10,000	56
57	246,400	229,900	16,500	321,000	312,200	8,800	359,300	349,200	10,100	391,100	381,100	10,000	57
58	247,200	230,700	16,500	321,600	312,900	8,700	359,700	349,700	10,000	391,400	381,400	10,000	58
59	247,900	231,500	16,400	322,300	313,600	8,700	360,100	350,200	9,900	391,700	381,800	9,900	59
60	248,600	232,400	16,200	323,000	314,300	8,700	360,500	350,600	9,900	392,000	382,100	9,900	60
61	249,300	233,400	15,900	323,700	315,000	8,700	360,800	351,000	9,800	392,300	382,400	9,900	61
62	250,000	234,300	15,700	324,300	315,600	8,700	361,100	351,400	9,700	392,600	382,700	9,900	62
63	250,700	235,200	15,500	324,900	316,200	8,700	361,400	351,800	9,600	392,900	383,100	9,800	63
64	251,400	236,000	15,400	325,500	316,800	8,700	361,700	352,200	9,500	393,200	383,400	9,800	64
65	252,100	236,900	15,200	326,100	317,400	8,700	362,000	352,600	9,400	393,500	383,700	9,800	65
66	252,800	237,700	15,100	326,600	318,000	8,600	362,300	353,000	9,300	393,800	384,100	9,700	66
67	253,500	238,600	14,900	327,100	318,500	8,600	362,600	353,400	9,200	394,100	384,400	9,700	67
68	254,200	239,500	14,700	327,600	319,000	8,600	362,900	353,800	9,100	394,400	384,700	9,700	68
69	254,900	240,400	14,500	328,100	319,500	8,600	363,200	354,100	9,100	394,700	385,000	9,700	69
70	255,600	241,300	14,300	328,500	320,000	8,500	363,500	354,400	9,100	394,900	385,300	9,600	70
71	256,300	242,200	14,100	328,900	320,500	8,400	363,800	354,700	9,100	395,200	385,600	9,600	71
72	257,000	243,100	13,900	329,400	321,000	8,400	364,000	355,000	9,000	395,500	385,900	9,600	72
73	257,700	244,000	13,700	329,800	321,500	8,300	364,300	355,300	9,000	395,800	386,200	9,600	73
74	258,400	244,900	13,500	330,300	322,000	8,300	364,600	355,600	9,000	396,100	386,500	9,600	74
75	259,100	245,800	13,300	330,700	322,500	8,200	364,900	355,900	9,000	396,400	386,800	9,600	75
76	259,800	246,700	13,100	331,100	323,000	8,100	365,200	356,200	9,000	396,700	387,100	9,600	76
77	260,500	247,500	13,000	331,500	323,500	8,000	365,500	356,500	9,000	396,900	387,400	9,500	77
78	261,200	248,300	12,900	331,900	324,000	7,900	365,800	356,800	9,000	397,200	387,700	9,500	78
79	261,900	249,200	12,700	332,300	324,500	7,800	366,000	357,100	8,900	397,500	388,000	9,500	79
80	262,600	250,100	12,500	332,700	325,000	7,800	366,300	357,400	8,900	397,800	388,300	9,500	80
81	263,300	250,900	12,400	333,100	325,500	7,700	366,600	357,700	8,900	398,100	388,600	9,500	81
82	264,100	251,800	12,300	333,500	326,000	7,700	366,900	358,000	8,900	398,400	388,900	9,500	82
83	264,800	252,700	12,100	333,900	326,500	7,600	367,200	358,300	8,900	398,700	389,200	9,500	83
84	265,500	253,500	12,000	334,300	327,000	7,600	367,500	358,600	8,900	399,000	389,500	9,500	84
85	266,300	254,400	11,900	334,700	327,500	7,600	367,800	358,900	8,900	399,200	389,700	9,500	85
86	267,100	255,300	11,800	335,100	328,000	7,600	368,000	359,200	8,800	399,500	390,000	9,500	86
87	267,900	256,200	11,700	335,500	328,500	7,600	368,300	359,500	8,800	399,800	390,300	9,500	87
88	268,600	257,000	11,600	335,900	329,000	7,600	368,600	359,800	8,800	400,100	390,600	9,500	88
89	269,400	257,800	11,600	336,300	329,500	7,500	368,900	360,100	8,800	400,400	390,900	9,500	89
90	270,200	258,700	11,500	336,700	330,000	7,500	369,200	360,400	8,800	400,700	391,200	9,500	90
91	270,900	259,600	11,300	337,100	330,500	7,500	369,500	360,700	8,800	401,000	391,500	9,500	91

92	271,700	260,500	11,200	335,700	328,200	7,500	369,800	361,000	8,800	401,300	391,800	9,500	92
93	272,500	261,500	11,000	336,000	328,500	7,500	370,100	361,300	8,800	401,600	392,100	9,500	93
94	273,300	262,500	10,800	336,300	328,800	7,500	370,400	361,600	8,800	401,900	392,400	9,500	94
95	274,100	263,400	10,700	336,600	329,100	7,500	370,700	361,900	8,800	402,200	392,700	9,500	95
96	274,900	264,300	10,600	336,800	329,300	7,500	371,000	362,200	8,800	402,500	393,000	9,500	96
97	275,700	265,100	10,600	337,100	329,600	7,500	371,300	362,500	8,800	402,800	393,300	9,500	97
98	276,400	265,900	10,500	337,400	329,900	7,500	371,500	362,800	8,700	403,100	393,600	9,500	98
99	277,100	266,800	10,300	337,700	330,200	7,500	371,800	363,100	8,700	403,400	393,900	9,500	99
100	277,800	267,600	10,200	338,000	330,500	7,500	372,100	363,400	8,700	403,700	394,200	9,500	100
101	278,500	268,400	10,100	338,200	330,700	7,500	372,400	363,700	8,700	404,000	394,500	9,500	101
102	279,300	269,300	10,000	338,500	331,000	7,500	372,700	364,000	8,700	404,300	394,800	9,500	102
103	280,100	270,300	9,800	338,800	331,300	7,500	373,000	364,300	8,700	404,600	395,100	9,500	103
104	280,900	271,300	9,600	339,100	331,600	7,500	373,300	364,600	8,700	404,900	395,400	9,500	104
105	281,700	272,200	9,500	339,400	331,900	7,500	373,500	364,800	8,700	405,200	395,700	9,500	105
106	282,500	273,100	9,400	339,700	332,200	7,500	373,800	365,100	8,700	405,500	396,000	9,500	106
107	283,300	274,000	9,300	340,000	332,500	7,500	374,100	365,400	8,700	405,800	396,300	9,500	107
108	284,100	274,900	9,200	340,200	332,700	7,500	374,400	365,700	8,700	406,100	396,600	9,500	108
109	284,900	275,800	9,100	340,500	333,000	7,500	374,700	366,000	8,700	406,400	396,900	9,500	109
110	285,600	276,800	8,800	340,800	333,300	7,500	375,000	366,300	8,700	406,700	397,200	9,500	110
111	286,300	277,700	8,600	341,100	333,600	7,500	375,300	366,600	8,700	407,000	397,500	9,500	111
112	287,000	278,400	8,600	341,400	333,900	7,500	375,600	366,900	8,700	407,300	397,800	9,500	112
113	287,700	279,200	8,500	341,700	334,200	7,500	375,800	367,200	8,600	407,600	398,100	9,500	113
114	288,300	280,000	8,300	342,000	334,500	7,500	376,100	367,500	8,600	407,900	398,400	9,500	114
115	288,900	280,700	8,200	342,300	334,800	7,500	376,400	367,800	8,600	408,200	398,700	9,500	115
116	289,500	281,500	8,000	342,600	335,100	7,500	376,700	368,100	8,600	408,500	399,000	9,500	116
117	290,100	282,200	7,900	342,900	335,400	7,500	377,000	368,400	8,600	408,800	399,300	9,500	117
118	290,600	282,800	7,800	343,200	335,700	7,500	377,300	368,700	8,600	409,100	399,600	9,500	118
119	291,000	283,300	7,700	343,500	336,000	7,500	377,600	369,000	8,600	409,400	399,900	9,500	119
120	291,400	283,800	7,600	343,800	336,300	7,500	377,900	369,300	8,600	409,700	400,200	9,500	120
121	291,800	284,200	7,600	344,100	336,600	7,500	378,200	369,600	8,600	410,000	400,500	9,500	121
122	292,100	284,600	7,500	344,400	336,900	7,500	378,500	369,900	8,600	410,300	400,800	9,500	122
123	292,400	285,000	7,400	344,700	337,200	7,500	378,700	370,200	8,500	410,600	401,100	9,500	123
124	292,700	285,400	7,300	345,000	337,500	7,500	379,000	370,500	8,500	410,900	401,400	9,500	124
125	293,000	285,700	7,300	345,300	337,800	7,500	379,300	370,800	8,500	411,200	401,700	9,500	125
126	293,300	286,100	7,200	345,600	338,100	7,500	379,600	371,100	8,500	411,500	402,000	9,500	126
127	293,600	286,400	7,200	345,900	338,400	7,500	379,900	371,400	8,500	411,800	402,300	9,500	127
128	293,900	286,800	7,100	346,200	338,700	7,500	380,200	371,700	8,500	412,100	402,600	9,500	128
129	294,200	287,100	7,100	346,500	339,000	7,500	380,500	372,000	8,500	412,400	402,900	9,500	129
130	294,500	287,500	7,000	346,800	339,300	7,500	380,800	372,300	8,500	412,700	403,200	9,500	130
131	294,800	287,900	6,900	347,100	339,600	7,500	381,100	372,600	8,500	413,000	403,500	9,500	131
132	295,000	288,200	6,800	347,400	339,900	7,500	381,400	372,900	8,500	413,300	403,800	9,500	132
133	295,300	288,500	6,800	347,700	340,200	7,500	381,700	373,200	8,500	413,600	404,100	9,500	133
134	295,600	288,800	6,800	348,000	340,500	7,500	382,000	373,500	8,500	413,900	404,400	9,500	134
135	295,900	289,100	6,800	348,300	340,800	7,500	382,300	373,800	8,500	414,200	404,700	9,500	135
136	296,200	289,400	6,800	348,600	341,100	7,500	382,600	374,100	8,500	414,500	405,000	9,500	136
137	296,500	289,700	6,800	348,900	341,400	7,500	382,900	374,400	8,500	414,800	405,300	9,500	137
138	296,800	290,000	6,800	349,200	341,700	7,500	383,200	374,700	8,500	415,100	405,600	9,500	138
139	297,000	290,300	6,700	349,500	342,000	7,500	383,500	375,000	8,500	415,400	405,900	9,500	139
140	297,300	290,600	6,700	349,800	342,300	7,500	383,800	375,300	8,500	415,700	406,200	9,500	140

141	297,600	299,900	6,700	350,100	342,600	7,500	384,100	375,600	8,500	416,000	406,500	9,500	141
142	297,900	291,200	6,700	350,400	342,900	7,500	384,400	375,900	8,500	416,300	406,800	9,500	142
143	298,200	291,500	6,700	350,700	343,200	7,500	384,700	376,200	8,500	416,600	407,100	9,500	143
144	298,500	291,800	6,700	351,000	343,500	7,500	385,000	376,500	8,500	416,900	407,400	9,500	144
145	298,800	292,100	6,700	351,300	343,800	7,500	385,300	376,800	8,500	417,200	407,700	9,500	145
146	299,000	292,300	6,700	351,600	344,100	7,500	385,600	377,100	8,500	417,500	408,000	9,500	146
147	299,300	292,600	6,700	351,900	344,400	7,500	385,900	377,400	8,500	417,800	408,300	9,500	147
148	299,600	292,900	6,700	352,200	344,700	7,500	386,200	377,700	8,500	418,100	408,600	9,500	148
149	299,900	293,200	6,700	352,500	345,000	7,500	386,500	378,000	8,500	418,400	408,900	9,500	149
150	300,200	293,500	6,700	352,800	345,300	7,500	386,800	378,300	8,500				150
151	300,500	293,800	6,700	353,100	345,600	7,500	387,100	378,600	8,500				151
152	300,800	294,100	6,700	353,400	345,900	7,500	387,400	378,900	8,500				152
153	301,100	294,400	6,700	353,700	346,200	7,500	387,700	379,200	8,500				153
154	301,300	294,700	6,600	354,000	346,500	7,500	388,000	379,500	8,500				154
155	301,600	295,000	6,600	354,300	346,800	7,500	388,300	379,800	8,500				155
156	301,900	295,300	6,600	354,600	347,100	7,500	388,600	380,100	8,500				156
157	302,200	295,600	6,600	354,900	347,400	7,500	388,900	380,400	8,500				157
158	302,500	295,900	6,600	355,200	347,700	7,500	389,200	380,700	8,500				158
159	302,800	296,200	6,600	355,500	348,000	7,500	389,500	381,000	8,500				159
160	303,100	296,500	6,600	355,800	348,300	7,500	389,800	381,300	8,500				160
161	303,400	296,800	6,600	356,100	348,600	7,500	390,100	381,600	8,500				161
162	303,700	297,100	6,600	356,400	348,900	7,500	390,400	381,900	8,500				162
163	304,000	297,400	6,600	356,700	349,200	7,500	390,700	382,200	8,500				163
164	304,200	297,700	6,500	357,000	349,500	7,500	391,000	382,500	8,500				164
165	304,500	298,000	6,500	357,300	349,800	7,500	391,300	382,800	8,500				165
166	304,800	298,300	6,500	357,600	350,100	7,500	391,600	383,100	8,500				166
167	305,100	298,600	6,500	357,900	350,400	7,500	391,900	383,400	8,500				167
168	305,400	298,900	6,500	358,200	350,700	7,500	392,200	383,700	8,500				168
169	305,700	299,200	6,500	358,500	351,000	7,500	392,500	384,000	8,500				169
170	306,000	299,500	6,500	358,800	351,300	7,500	392,800	384,300	8,500				170
171	306,300	299,800	6,500	359,100	351,600	7,500	393,100	384,600	8,500				171
172	306,600	300,100	6,500	359,400	351,900	7,500	393,400	384,900	8,500				172
173	306,900	300,400	6,500	359,700	352,200	7,500	393,700	385,200	8,500				173
174	307,200	300,700	6,500	360,000	352,500	7,500	394,000	385,500	8,500				174
175	307,500	301,000	6,500	360,300	352,800	7,500	394,300	385,800	8,500				175
176	307,800	301,300	6,500	360,600	353,100	7,500	394,600	386,100	8,500				176
177	308,100	301,600	6,500	360,900	353,400	7,500	394,900	386,400	8,500				177
178	308,400	301,900	6,500	361,200	353,700	7,500	395,200	386,700	8,500				178
179	308,700	302,200	6,500	361,500	354,000	7,500	395,500	387,000	8,500				179
180	309,000	302,500	6,500	361,800	354,300	7,500	395,800	387,300	8,500				180
181	309,300	302,800	6,500	362,100	354,600	7,500	396,100	387,600	8,500				181
182	309,600	303,100	6,500	362,400	354,900	7,500	396,400	387,900	8,500				182
183	309,900	303,400	6,500	362,700	355,200	7,500	396,700	388,200	8,500				183
184	310,200	303,700	6,500	363,000	355,500	7,500	397,000	388,500	8,500				184
185	310,500	304,000	6,500	363,300	355,800	7,500	397,300	388,800	8,500				185
186	310,800	304,300	6,500	363,600	356,100	7,500	397,600	389,100	8,500				186
187	311,100	304,600	6,500	363,900	356,400	7,500	397,900	389,400	8,500				187
188	311,400	304,900	6,500	364,200	356,700	7,500	398,200	389,700	8,500				188
189	311,700	305,200	6,500	364,500	357,000	7,500	398,500	390,000	8,500				189

190	312,000	305,500	6,500	364,800	357,300	7,500	398,800	390,300	8,500	190
191	312,300	305,800	6,500	365,100	357,600	7,500	399,100	390,600	8,500	191
192	312,600	306,100	6,500	365,400	357,900	7,500	399,400	390,900	8,500	192
193	312,900	306,400	6,500	365,700	358,200	7,500	399,700	391,200	8,500	193
194	313,200	306,700	6,500	366,000	358,500	7,500				194
195	313,500	307,000	6,500	366,300	358,800	7,500				195
196	313,800	307,300	6,500	366,600	359,100	7,500				196
197	314,100	307,600	6,500	366,900	359,400	7,500				197
198	314,400	307,900	6,500	367,200	359,700	7,500				198
199	314,700	308,200	6,500	367,500	360,000	7,500				199
200	315,000	308,500	6,500	367,800	360,300	7,500				200
201	315,300	308,800	6,500	368,100	360,600	7,500				201
202	315,600	309,100	6,500	368,400	360,900	7,500				202
203	315,900	309,400	6,500	368,700	361,200	7,500				203
204	316,200	309,700	6,500	369,000	361,500	7,500				204
205	316,500	310,000	6,500	369,300	361,800	7,500				205
206	316,800	310,300	6,500	369,600	362,100	7,500				206
207	317,100	310,600	6,500	369,900	362,400	7,500				207
208	317,400	310,900	6,500	370,200	362,700	7,500				208
209	317,700	311,200	6,500	370,500	363,000	7,500				209
210	318,000	311,500	6,500	370,800	363,300	7,500				210
211	318,300	311,800	6,500	371,100	363,600	7,500				211
212	318,600	312,100	6,500	371,400	363,900	7,500				212
213	318,900	312,400	6,500	371,700	364,200	7,500				213
214	319,200	312,700	6,500	372,000	364,500	7,500				214
215	319,500	313,000	6,500	372,300	364,800	7,500				215
216	319,800	313,300	6,500	372,600	365,100	7,500				216
217	320,100	313,600	6,500	372,900	365,400	7,500				217
218	320,400	313,900	6,500	373,200	365,700	7,500				218
219	320,700	314,200	6,500	373,500	366,000	7,500				219
220	321,000	314,500	6,500	373,800	366,300	7,500				220
221	321,300	314,800	6,500	374,100	366,600	7,500				221
222	321,600	315,100	6,500	374,400	366,900	7,500				222
223	321,900	315,400	6,500	374,700	367,200	7,500				223
224	322,200	315,700	6,500	375,000	367,500	7,500				224
225	322,500	316,000	6,500	375,300	367,800	7,500				225
226	322,800	316,300	6,500							226
227	323,100	316,600	6,500							227
228	323,400	316,900	6,500							228
229	323,700	317,200	6,500							229
230	324,000	317,500	6,500							230
231	324,300	317,800	6,500							231
232	324,600	318,100	6,500							232
233	324,900	318,400	6,500							233
234	325,200	318,700	6,500							234
235	325,500	319,000	6,500							235
236	325,800	319,300	6,500							236
237	326,100	319,600	6,500							237
238	326,400	319,900	6,500							238

議案第18号資料3

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

1 初任給（令和8年度から実施）

初任給を引き上げ、上級職を242,000円に、中級職を213,800円に、初級職を200,300円に改定する。

2 給料表（令和7年度から実施）

人材確保等の観点から初任層に重点を置きつつ、全級全号給の給料について引上げ改定する。

3 期末・勤勉手当

- (1) 職員及び再任用職員に支給する期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、4.90月（再任用職員については、2.60月）に改定する。引上げについては、期末・勤勉手当で実施する。（令和7年12月期から実施）
- (2) 再任用職員に支給する期末・勤勉手当の年間支給月数を2.30月引き上げ、4.90月に改定する。（令和8年度から実施）
- (3) 職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、期末手当における在職期間からの除算制度について、育児休業及び育児短時間勤務を除外する。（令和8年度から実施）

4 通勤手当（令和8年度から実施）

- (1) 自転車等使用者に対する距離区分に応じた支給額の見直しを行う。
- (2) 駐車場等の利用者に対し、月額5,000円を上限とした通勤手当を導入する。

5 住居手当（令和8年度から実施）

満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの職員に対する支給金額を30,000円に引き上げる。

6 影響額

（単位：千円）

年度	給料	地域手当	期末・勤勉手当	住居手当	計
令和7年度	84,896	13,583	55,213	0	153,692
令和8年度	84,896	13,583	63,210	3,467	165,156

※ 影響額は、令和7年4月1日現在の人数に基づき算出

議案第18号資料4

令和7年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	3.62% (15,014円)	全級全号給の給料を改定 (4,000円～23,500円)	全級全号給の給料を改定 (4,000円～23,500円)
初任給			
上級職	242,000円(12,000円)	242,000円(16,500円)	242,000円(16,500円)
中級職	232,000円(12,000円)	213,800円(14,100円)	213,800円(14,100円)
初級職	200,300円(12,300円)	200,300円(12,300円)	200,300円(12,300円)
期末・勤勉手当の引上げ支給月数	0.05月 (4.65月)	0.05月 (4.90月)	0.05月 (4.90月)
地域手当の支給率	0%～20%	20%	16%
実施時期	令和7年4月に遡及して実施 令和7年12月支給の期末・勤勉手当 当から実施	令和7年4月に遡及して実施 令和7年12月支給の期末・勤勉手当 当から実施	令和7年4月に遡及して実施 令和7年12月支給の期末・勤勉手当 当に遡及して実施

※ 期末・勤勉手当の引上げ支給月数()は、期末・勤勉手当の年間支給月数

多摩26市における給与改定の状況

令和8年1月14日現在

自治体名	給与改定	給料表	改定後 期末・勤勉手当 年間支給月数	期末・勤勉手当 引上月数
小金井市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
八王子市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
立川市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
武蔵野市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
三鷹市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
青梅市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
府中市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
昭島市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
調布市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
町田市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
小平市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
日野市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
東村山市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
国分寺市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
国立市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
福生市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
狛江市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
東大和市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
清瀬市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
東久留米市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
武蔵村山市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
多摩市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
稲城市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
羽村市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
あきる野市	有り	都準拠	4.90月	0.05月
西東京市	有り	都準拠	4.90月	0.05月

※ 改定予定の自治体を含む。

議案第18号資料6

多摩26市における再任用職員（一般職）の期末・勤勉手当改定予定の状況

令和8年1月14日現在

自治体名	改定後			備考
	令和7年度 期末・勤勉手当 年間支給月数	令和8年度 期末・勤勉手当 年間支給月数	期末・勤勉手当 引上月数	
小金井市	2.60月	4.90月	2.30月	常勤職員に準じた支給月数に改定
八王子市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
立川市	4.90月	4.90月	0.00月	常勤職員に準じた支給月数に改定
武蔵野市	4.90月	4.90月	0.00月	常勤職員に準じた支給月数に改定
三鷹市	2.60月	4.90月	2.30月	常勤職員に準じた支給月数に改定
青梅市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
府中市	4.90月	4.90月	0.00月	常勤職員に準じた支給月数に改定
昭島市	4.90月	4.90月	0.00月	常勤職員に準じた支給月数に改定
調布市	2.60月	4.90月	2.30月	常勤職員に準じた支給月数に改定
町田市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
小平市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
日野市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
東村山市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
国分寺市	4.90月	4.90月	0.00月	常勤職員に準じた支給月数に改定
国立市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
福生市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
狛江市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
東大和市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
清瀬市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
東久留米市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
武蔵村山市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
多摩市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
稲城市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
羽村市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
あきる野市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠
西東京市	2.60月	2.60月	0.00月	都準拠

※ 改定予定の自治体を含む。

特別調整額（管理職手当）の改正概要

1 令和7年度東京都人事委員会勧告より抜粋

管理職の給与のアップデート

- (1) 都政課題の多様化・複雑化に伴う管理職の職務の困難度・職責の高まりに対応するため、管理職の給与のアップデートとして、給料表及び給料の特別調整額（管理職手当）の見直しを実施
- (2) 課長昇任時の職務・職責に見合った給与上昇を確保し、管理職への早期昇任のインセンティブを高めるため、課長の級における給料月額の前号の水準を引上げ
- (3) 給料の特別調整額（管理職手当）について、これまでの給料表の改定状況及び区分による職責差を適切に支給額に反映する見直しを行うことが適当

2 概要

特別調整額（管理職手当）を次のとおり改定する。

職層	改正前	改正後	差額
部長職	103,000円	122,900円	19,900円
課長職	76,000円	84,800円	8,800円

3 実施時期

令和8年度から

4 多摩26市における引上げ改正予定（令和8年1月時点）

- (1) 令和8年4月改正予定 12市（小金井市を含む。）
未定 12市
改正予定無し 2市
- (2) 改正予定の自治体の改正予定額
都準拠 7市（小金井市を含む。）
未定 5市

5 影響額

9,172千円

6 その他

給料の特別調整額に関する規則の改正による。

議案第19号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、関係条例の規定を整備する必要があることから本案を提出するものであります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を採るとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

(小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を採るとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによってする」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(小金井市市税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の小金井市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議案第119号資料1

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市市税条例(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を採るとともに、<u>公示事項が記載された書面を小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>	<p>公示送達の方 法に関する規 定の整備</p>
<p>付 則(抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。 (小金井市市税条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>	<p>規定の整備</p>

<p>2 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p> <p>3 省略</p>	
--	--

小金井市後期高齢者医療に関する条例(第2条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を採るとともに、公示事項が記載された書面を小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによつてするものとする。</p> <p>付 則(抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第11号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>2 省略</p> <p>(小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 第2条の規定による改正後の小金井市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>公示送達の方法に関する規定の整備</p>

議案第19号資料2

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号。以下「市税条例」という。）及び小金井市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号。以下「後期条例」という。）の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 第1条による改正内容

インターネットを用いた公示送達について、規定を整備する。（市税関係。法第20条の2第2項、法規則第1条の8第1項、市税条例第7条、市税条例第9条）

3 第2条による改正内容

インターネットを用いた公示送達について、規定を整備する。（後期高齢者医療保険料関係。法第20条の2第2項、法規則第1条の8第1項、後期条例第6条）

4 施行期日

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（付則第1項）

5 小金井市市税条例の一部改正に伴う経過措置

第1条の規定による改正後の小金井市市税条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（付則第2項）

6 小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置

第2条の規定による改正後の小金井市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(付則第3項)

議案第20号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備及び国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「67万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.54」を「100分の6.74」に改める。

第4条を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万1,000円とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「100分の2.05」を「100分の2.25」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「1万3,000円」を「1万4,000円」に改め、同条を第6条とす

る。

第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,855円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の2 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について89円とする。

第22条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「67万円」に、「24万円」を「26万円」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「2万1,000円」を「2万1,700円」に改め、同号イ中「9,100円」を「9,800円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,299円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について63円

第22条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「1万5,000円」を「1万5,500円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,000円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について928円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について45円

第22条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「6,000円」を「6,200円」に改め、同号イ中「2,600円」を「2,800円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について371円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18円

第22条第2項第1号ア中「4,500円」を「4,650円」に改め、同号イ中「7,500円」を「7,750円」に改め、同号ウ中「1万2,000円」を「1万2,400円」に改め、同号エ中「1万5,000円」を「1万5,500円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,100円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,500円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「5,600円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 278円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 464円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 742円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 928円

第22条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「その減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第3号中「第7条」を「第5条」に改め、同項第4号中「第8条」を「第6条」に改め、同項第5号中「第9条」を「第7条」に改め、同項第6号中「第10条」を「第8条」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第3条、第7条」を「第3条、第5条、第7条」に改める。

付 則

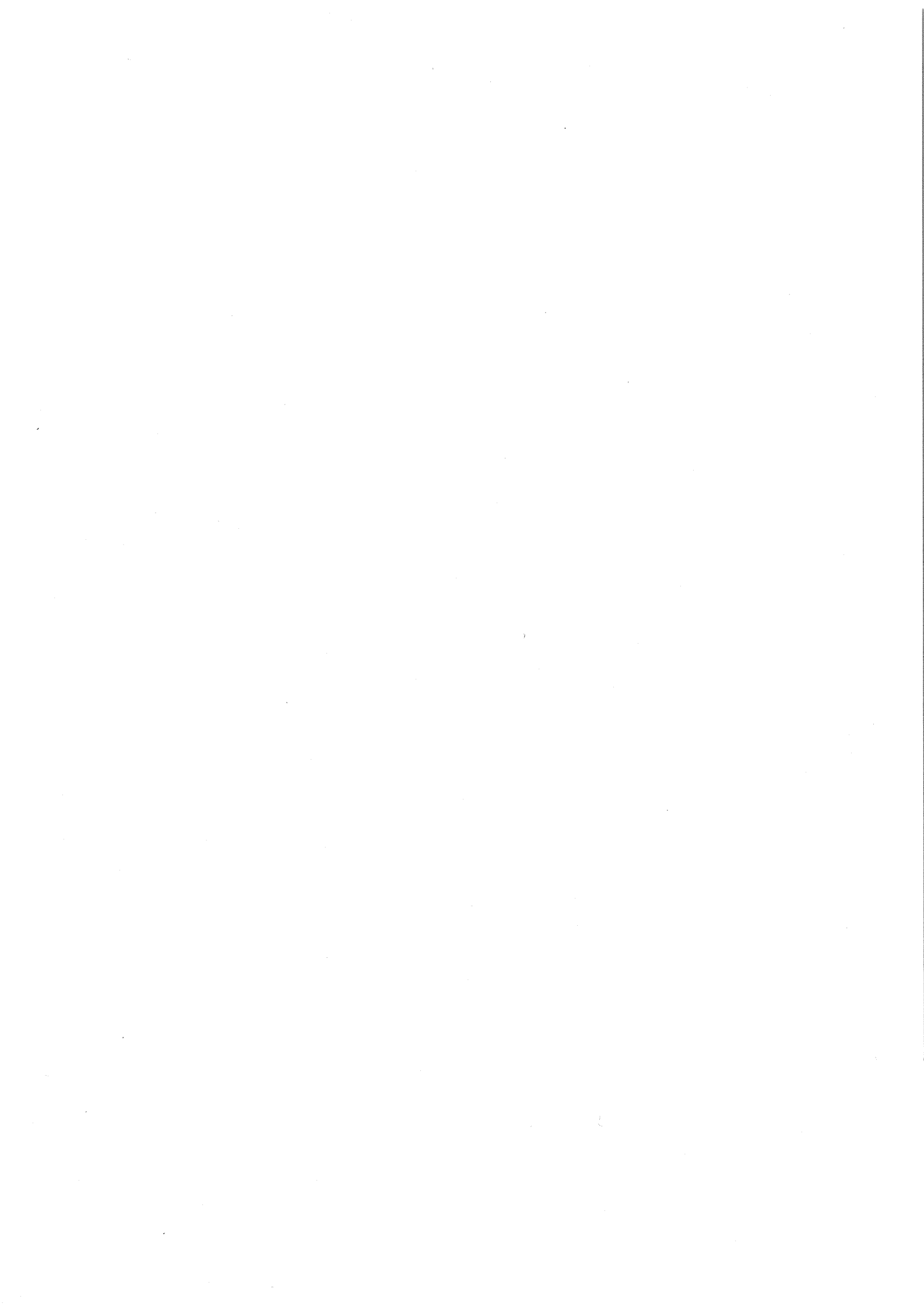
（施行期日等）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条に1項を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）、第2条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「65万円」を「67万円」に改める部分及び「17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金

課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加える部分（（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）に係る部分に限る。）に限る。）、同項第2号の改正規定（「30万5,000円」を「31万円」に改める部分に限る。）及び同項第3号の改正規定（「56万円」を「57万円」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴う規定の整備及び国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があることから、本条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

- (1) 子ども・子育て支援金制度の新設に伴う規定の整備（条例第2条第1項第1号及び第4号、同条第5項、改正後条例第9条、改正後条例第10条、改正後条例第10条の2、第22条第1項、同項第1号、同項第2号、同項第3号、第22条第2項第3号、第22条第3項、同項第7号、同項第8号、同項第9号、同条第4項）
- (2) 基礎課税額の課税限度額の改定
65万円を67万円に改める（第2条第2項、第22条第1項）。
- (3) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定
24万円を26万円に改める（第2条第3項、第22条第1項）。
- (4) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の改定
 - ア 所得割額のおん分率の改定
100分の6.54を100分の6.74に改める（条例第3条第1項）。
 - イ 被保険者均等割額の改定
3万円を3万1,000円に改める（改正後条例第4条）。
- (5) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の改定
 - ア 所得割額のおん分率の改定
100分の2.05を100分の2.25に改める（改正後条例第5条）。
 - イ 被保険者均等割額の改定
1万3,000円を1万4,000円に改める（改正後条例第6条）。
- (6) 5割減額対象基準額の改定
国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定にお

いて被保険者の数に乘すべき金額である30万5,000円を31万円に改める(条例第22条第1項第2号)。

(7) 2割減額対象基準額の改定

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額である56万円を57万円に改める(条例第22条第1項第3号)。

(8) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

2万1,000円を2万1,700円に改める(条例第22条第1項第1号ア)。

イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

1万5,000円を1万5,500円に改める(条例第22条第1項第2号ア)。

ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

6,000円を6,200円に改める(条例第22条第1項第3号ア)。

(9) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

9,100円を9,800円に改める(条例第22条第1項第1号イ)。

イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

6,500円を7,000円に改める(条例第22条第1項第2号イ)。

ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

2,600円を2,800円に改める(条例第22条第1項第3号イ)。

(10) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の未就学児の被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

4,500円を4,650円に改める(条例第22条第2項第1号ア)。

イ 5割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

7,500円を7,750円に改める(条例第22条第2項第1号イ)。

ウ 2割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

1万2,000円を1万2,400円に改める(条例第22条第2項第1号ウ)。

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

1万5,000円を1万5,500円に改める(条例第22条第2項第1号エ)。

(11) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の未就学児の被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

1,950円を2,100円に改める(条例第22条第2項第2号ア)。

イ 5割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

3,250円を3,500円に改める(条例第22条第2項第2号イ)。

ウ 2割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

5,200円を5,600円に改める(条例第22条第2項第2号ウ)。

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

6,500円を7,000円に改める(条例第22条第2項第2号エ)。

(12) その他規定の整備

3 施行期日等

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条に1項を加える改正規定(ただし書に係る部分に限る。)、第2条第1項各号列記以外の部分の改正規定(「65万円」を「67万円」に改める部分及び「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加える部分(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)に係る部分に限る。)に限る。)、同項第2号の改正規定(「30万5,000円」を「31万円」に改める部分に限る。)及び同項第3号の改正規定(「56万円」を「57万円」に改める部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する(付則第1項)。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担す</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>子ども・子育て支援納付金制度の新設に伴う規定の整備</p> <p>同上</p>

る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 省略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 省略

子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の追加

基礎課税額の限度額の改定

後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以

規定の整備

得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.74を乗じて算定する。

2 省略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万1,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.25を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万4,000円とする。

下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.54を乗じて算定する。

2 省略

第4条 削除

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。

第6条 削除

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万3,000円とする。

及び基礎課税額のあん分率の改定

基礎課税額の均等割額の改定

規定の整備

同上

条の繰上げ及び後期高齢者支援金の等課税額のあん分率の改定

条の繰上げ及び後期高齢者支援金の等課税額の

<p>均等割額の 改定</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 省略 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第8条 省略 <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> 第9条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。 <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> 第10条 第2条第5項の均等割額は、被保険者1人について1,855円とする。 <u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> 第10条の2 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について89円とする。 <u>(国民健康保険の減額)</u> 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介</p>
<p>条の繰上げ</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第9条 省略 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第10条 省略 <u>(国民健康保険税の減額)</u> 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>子ども・子育て支援納付金課税の所得割額の追加</p>	<p>子ども・子育て支援納付金課税の均等割額の追加</p>
<p>子ども・子育て支援納付金課税の18歳以上被保険者均等割額の追加</p>	<p>子ども・子育て支援納付金課税の18歳以上被保険者均等割額の追加</p>
<p>基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の</p>	<p>基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の</p>

護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの）をいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該

介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの）をいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該

賦課限度額
の改定及び
子ども・子育
て支援納付
金課税の賦
課限度額の
規定の追加

給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2万1,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9,800円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,299円

給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2万1,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9,100円

ウ 省略

子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額の改定に伴う7割減額に係る減額金の改定

基礎課税額の均等割額の改定に伴う7割減額の対象世帯に係る減額金の改定

後期高齢者支援金等課税額の改定に伴う7割減額に係る減額金の改定

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について63円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びに
その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同
一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合
にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）
に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万
円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前
号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世
帯主を除く。）1人について1万5,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びに
その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同
一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合
にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）
に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万
5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税
義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世
帯主を除く。）1人について1万5,000円

象世帯に係
る減額金額
の追加
子ども・子育
て支援納付
金課税額の
18歳以上
被保険者均
等割額の改
定に伴う7
割減額対象
世帯に係る
減額金額の
追加

5割減額対
象基準額の
改定

基礎課税額
の均等割額
の改定に伴
う5割減額
対象世帯に

対象
に係る
世帯の
割減額
金額の
追加

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

対象
基準額
の改定

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

基礎課税額
の均等割額
の改定に伴
う2割減額
対象世帯に
係る減額金
額の改定

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,600円

後期高齢者
支援金等課
税額の均等
割額の改定
に伴う2割
減額対象

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援
納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条
第2項に規定する世帯主を除く。）1人について37
1円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について18円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあって

ウ 省略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあって

帯に係る減額金の改定

子ども・子育て支援納付金の課税額の均等割額の改定に伴う2割減額対象世帯に係る減額金の追加

子ども・子育て支援納付金の課税額の18歳以上被保険者均等割額の改定に伴う2割減額対象世帯に係る減額金の追加

ては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 650円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1, 万2,400円

ては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 500円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1, 万2,000円

基礎課税額の均等割額の改定に伴う7割減額に対象する未就学児の均等割額の減額金額に係る改定

基礎課税額の均等割額の改定に伴う5割減額に対象する未就学児の均等割額の減額金額に係る改定

基礎課税額の均等割額の改定に伴う2割減額

対象世帯に
おける未就
学児の均等
割額の減額
金額に係る
改定
基礎課税額
の均等割額
の改定に伴
う減額対象
以外の世帯
における未
就学児の均
等割額の減
額金額に係
る改定
後期高齢者
支援金等課
税額の均等
割額の改定
に伴う7割
減額対象世
帯における
未就学児の
均等割額の
減額金額に
係る改定

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万5,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,100円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万5,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,
500円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,
250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,
600円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,
200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000
円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500
円

後期高齢者
支援金の均等
割額の改定に
伴う5割減額
の対象となる
未就学児の
均等割額の
減額金額に係
る改定

後期高齢者
支援金の均等
割額の改定に
伴う2割減額
の対象となる
未就学児の
均等割額の
減額金額に係
る改定

後期高齢者
支援金の均等
割額の改定に
伴う減額対
象以外の世帯
における未就
学児

の均等割額の減額金額に係る改定
子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に係る未就学児の均等割額の減額の規定の追加

規定の整備

同上

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 2,78円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 4,64円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 7,42円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,28円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 省略
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額（第12分の1の額に、当該出産被

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 省略
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）は、その減額後の被保険者均等割額（第12分の1の額に、当該出産被

保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度

保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

子ども・子育て支援納付金課税分に
おける産前

規定の整備

同上

同上

同上

に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の1/8歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した1/8歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の1/8歳以上被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に1/8歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「1/8歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する1/8歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者

産後期間に係る所得割額、均等割額及び1/8歳以上被保険者均等割額の免除に係る規定の追加

子ども・子育て支援納付金課税分に係る1/8歳未満被保険者における均等割額の軽減に係る規定の追加

付 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者

もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後

もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期

の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2

譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5

規定の整備

同上

の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用について

項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3

は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もし

規定の整備

は「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」

くは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」

という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)

第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)

という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)

第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)

に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条に1項を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）、第22条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「65万円」を「67万円」に改める部分及び「17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加える部分（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）に係る部分に限る。）に限る。）、同項第2号の改正規定（「30万5,000円」を「31万円」に改める部分に限る。）及び同項第3号の改正規定（「56万円」を「57万円」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税につ

る条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

いて適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第21号

小金井市奨学資金支給条例の一部を改正する条例

小金井市奨学資金支給条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

奨学資金の支給対象となる学校の追加に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市奨学資金支給条例の一部を改正する条例

小金井市奨学資金支給条例(昭和35年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校」の次に「、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）、特別支援学校（高等部に限る。以下同じ。）」を加える。

第2条第3号中「高等学校」の次に「、中等教育学校、特別支援学校」を加える。

第8条第2項第1号中「高校生」の次に「、中等教育学校生、特別支援学校生」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市奨学資金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後における奨学金の支給の決定について適用し、同日前の奨学金の支給の決定については、なお従前の例による。

小金井市奨学資金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、市内に居住する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）、特別支援学校（高等部に限る。以下同じ。）、大学（大学院を除く。以下同じ。）又は高等専門学校に在学し、成績優秀、心身健全にして、かつ、経済的理由により修学に必要な学資金（以下「奨学金」という。）を支給し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(奨学生の資格) 第2条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に定める要件を備えていないなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に在学し、成績優秀かつ心身健全にして、経済的理由により修学困難であること。 (奨学金額) 第8条 省略 2 奨学金の支給金額は、次の区分により、本人の希望、家庭の事情等を参酌して市長が定める。 (1) 高校生、中等教育学校生、特別支援学校生及び高等専門学校生（第1学年から第3学年まで）月額 5,300円以内 (2) 省略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、市内に居住する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、大学（大学院を除く。以下同じ。）又は高等専門学校に在学し、成績優秀、心身健全にして、かつ、経済的理由により修学に必要な学資金（以下「奨学金」という。）を支給し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(奨学生の資格) 第2条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に定める要件を備えていないなければならない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 高等学校、大学又は高等専門学校に在学し、成績優秀かつ心身健全にして、経済的理由により修学困難であること。 (奨学金額) 第8条 省略 2 奨学金の支給金額は、次の区分により、本人の希望、家庭の事情等を参酌して市長が定める。 (1) 高校生及び高等専門学校生（第1学年から第3学年まで）月額 5,300円以内 (2) 省略</p>	<p>奨学資金の対象となる学校の追加に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市奨学資金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後における奨学金の支給の決定について適用し、同日前の奨学金の支給の決定については、なお従前の例による。

議案第22号

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

小金井市公民館において使用料を徴収することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条を第10条の4とし、第9条の次に次の3条を加える。

（使用料等）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、次に掲げる場合の使用料は、無料とする。

- (1) 市、教育委員会等が使用するとき。
- (2) 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であつて、公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。
- (3) 社会教育関係団体又は福祉団体であつて、公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。
- (4) 主に18歳以下の者で構成される団体であつて、公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。

2 使用料納入後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、使用者は変更の承認を受けるとともにその不足額を納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納とすることができる。

（使用料の減額又は免除）

第10条の2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、前条第1項及び第2項に定める使用料を減額又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第10条の4関係）

名称	使用区分	定員	使用料 (1時間当たり)
	学習室A	20人	100円

小金井市公民館	学習室B	40人	200円
	集会室	30人	200円
小金井市公民館 貫井南分館	学習室A	35人	200円
	学習室B	35人	200円
	学習室C	30人	200円
	視聴覚室	20人	200円
	集会室A	30人	100円
	集会室B	25人	100円
小金井市公民館 東分館	学習室A	30人	200円
	学習室B	30人	100円
	家事実習室	30人	200円
	生活室	20人	100円
	視聴覚室	20人	100円
小金井市公民館 緑分館	学習室A	25人	200円
	学習室B	20人	200円
	学習室C	25人	200円
	家事実習室	50人	300円
	生活室	15人	100円
	レクリエーション室	110人	600円
	研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)	100円
	研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	視聴覚室	45人	400円
	集会室A	25人	100円
集会室B	25人	100円	

小金井市公民館 貫井北分館	学習室A	30人	200円
	学習室B	27人	200円
	学習室C	8人	100円
	学習室D	15人	200円
	生活室A	8人	100円
	生活室B	16人	200円
	ITルームA	8人	100円
	ITルームB	8人	100円
	創作室	24人	200円
	北町ホール	70人	500円
	スタジオ	5人	100円

備考 小金井市公民館貫井南分館集会室A及び集会室B並びに小金井市公民館緑分館集会室A及び集会室Bが老人福祉施設として使用される場合並びに小金井市公民館緑分館が宿泊使用団体により宿泊使用される場合は、無料とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条から第10条の3まで及び別表の規定は、令和8年9月1日以後の公民館施設の使用に係る申請について適用し、同日前の公民館施設の使用に係る申請については、なお従前の例による。

を還付することができる。

(使用区分)

第10条の4 省略

別表(第10条、第10条の4関係)

名称	使用区分	定員	使用料 (1時間当 たり)
小金井市 公民館	学習室A	20人	100円
	学習室B	40人	200円
	集会室	30人	200円
小金井市 公民館	学習室A	35人	200円
	学習室B	35人	200円
	学習室C	30人	200円
	視聴覚室	20人	200円
	集会室A	30人	100円
貫井南分館	集会室B	25人	100円
	学習室A	30人	200円
	学習室B	30人	100円
小金井市 公民館	家事実習室	30人	200円
	生活室	20人	100円
	視聴覚室	20人	100円

(使用区分)

第10条 省略

別表(第10条関係)

名称	使用区分	定員
小金井市 公民館	学習室A	20人
	学習室B	40人
	集会室	30人
小金井市 公民館	学習室A	35人
	学習室B	35人
	学習室C	30人
	視聴覚室	20人
	集会室A	30人
貫井南分館	集会室B	25人
	学習室A	30人
	学習室B	30人
小金井市 公民館	家事実習室	30人
	生活室	20人
	視聴覚室	20人
東分館	学習室A	25人

設

条の繰下げ
使用料徴収
に関する規
定の整備

小金井市 公民館 緑分館	学習室A	25人	200円
	学習室B	20人	200円
	学習室C	25人	200円
	家事実習室	50人	300円
	生活室	15人	100円
	レクリエーシ ョン室	110人	600円
	研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)	100円
	研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	視聴覚室	45人	400円
	集会室A	25人	100円
	集会室B	25人	100円
	学習室A	30人	200円
	学習室B	27人	200円
学習室C	8人	100円	

小金井市 公民館 緑分館	学習室B	20人
	学習室C	25人
	家事実習室	50人
	生活室	15人
	レクリエーシ ョン室	110人
	研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)
	研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)
	研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)
	視聴覚室	45人
	集会室A	25人
	集会室B	25人
	学習室A	30人
	学習室B	27人
	学習室C	8人
学習室D	15人	

学習室D	15人	200円
生活室A	8人	100円
生活室B	16人	200円
ITルームA	8人	100円
ITルームB	8人	100円
創作室	24人	200円
北町ホール	70人	500円
スタジオ	5人	100円

備考 小金井市公民館貫井南分館集会室A及び集会室B並びに
 小金井市公民館緑分館集会室A及び集会室Bが老人福祉施設として使用される場合並びに小金井市公民館緑分館が宿泊使用団体により宿泊使用される場合は、無料とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条から第10条の3まで及び別表の規定は、令和8年9月1日以後の公民館施設の使用に係る申請について適用し、同日前の公民館施設の使用に係る申請については、なお従前の例による。

生活室A	8人
生活室B	16人
ITルームA	8人
ITルームB	8人
創作室	24人
北町ホール	70人
スタジオ	5人

小金井市
 公民館
 貫井北分館

議案第23号

小金井市障害者交通手当条例

小金井市障害者交通手当条例を別紙のように制定する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者に対し、小金井市障害者交通手当を支給することにより、移動の促進を図り、もって障害者の福祉の増進を図るため本案を提出するものであります。

小金井市障害者交通手当条例

(目的)

第1条 この条例は、電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者に対し、小金井市障害者交通手当（以下「手当」という。）を支給することにより、移動の促進を図り、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当は、小金井市の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者で、別表に定める程度の障害を有するもの（以下「障害者」という。）に対し支給する。

2 障害者が20歳未満の場合は、その保護者（親権を行う者又は未成年後見人もしくはこれらに準ずる者であつて、障害者を現に監護し、かつ、その生計を主として維持するもの）に支払うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、当該障害者が規則で定める施設に入所しているとき又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院もしくは同条第2項に規定する診療所に継続して3月を超えて入院するに至ったときは、手当を支給しない。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は1月につき障害程度に応じて別表に定める額とする。

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

(支給期間及び支給期月)

第5条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(手当額の改定)

第6条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする理由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月から行う。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする理由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

(受給資格の消滅)

第7条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第7条第2号又は第3号に該当するとき。
- (3) 前2号のほか、規則で定める事項に該当するとき。

(現況届)

第10条 受給者は、現況について、規則で定めるところにより、毎年度、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(状況報告等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、受給者に対し報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年4月から同年9月までの手当の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、令和8年4月から同年9月までの手当に限り、

受給資格の認定の申請は、同年10月10日までに行うことができる。この場合において、同項中「認定の申請をした日」とあるのは、「令和8年4月以後で支給要件に該当する日」とする。

別表（第2条、第3条関係）

障害程度	月額手当
(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）のうち、体幹機能もしくは下肢に係る障害の程度が2級以上のもの、視覚障害の程度が2級以上のもの又は内部障害の程度が1級のもの (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付け42民児精発第58号）に規定する愛の手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が2度以上のもの (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が2級以上のもので、市長が必要と認めたもの	2, 200円
身体障害者のうち、体幹機能又は下肢に係る障害の程度が3級のもの	1, 100円

移動困難な障害者への費用助成（現金一律給付による）実施状況

	対象者	手当の額 (円/月)	根拠規定
調布市	(1) 身体障害者（視覚障害、肢体不自由、内部障害を有する者に限る。）で、2級以上のもの	2,500	調布市中心身障害者手当条例
	(2) 身体障害者（肢体不自由（下肢又は体幹に係るものに限る。）である者又は内部障害を有する者に限る。）で、3級に該当するもの	1,250	
	(3) 知的障害者で、2度以上のもの	2,500	
	(4) 精神障害者で、1級に該当するもの	2,500	
	※ 別に定める施設に入所しているとき及び病院又は診療所に継続して3月を超えて入院しているときを除く。		
東村山市	(1) 身体障害者（上肢、聴覚、音声機能、言語機能及びそしゃく機能の障害以外の障害を有する者に限る。）で、3級以上のもの	1,500	東村山市障害者移動費用支援手当支給条例
	(2) 知的障害者で、中度以上であるもの		
	※ 本人又は扶養義務者が市民税の所得割を課されているとき及び規則で定める施設に入所しているときを除く。		
狛江市	(1) 身体障害者（上肢障害又は聴覚障害を除く。）で、視覚障害2級以上のもの	2,800	狛江市外出支援金支給規則
	(2) 身体障害者（上肢障害又は聴覚障害を除く。）で、(1)を除く3級以上のもの	1,500	
	(3) 知的障害者で、2度以上のもの		
	(4) 高次脳機能障害で、(3)と同程度であることが医師の診断書から確認できるもの		
	※ 本人又は扶養親族等の前年度所得が市の定める額を超えるとき及び別に定める施設に入所しているときを除く。		
あきる野市	(1) 身体障害者で、3級以上のもの	2,400	あきる野市中心身障害者（児）交通費等助成金支給事業実施要綱
	(2) 知的障害者で、3度以上のもの		
	※ 規則に規定する施設に入所している者を除く。		

※ 領収書等により実績の確認を要するもの及びタクシー券、ガソリン券等現金以外の支給を除く。

議案第 23 号資料 2

小金井市障害者交通手当条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、小金井市障害者交通手当条例（令和 8 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条に規定する障害児入所施設
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う病院
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設であって、国もしくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定めるもの

（受給資格の認定の申請）

第 3 条 条例第 4 条の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）は、小金井市障害者交通手当認定申請書（現況届）（様式第 1 号）に条例別表に定める程度の障害を有する者であることを証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第 6 条第 1 項の規定による手当額の改定の申請（以下「額改定申請」という。）は、小金井市障害者交通手当認定申請書（現況届）に条例別表に定める程度の障害

を有する者であることを証する書類を添えて行わなければならない。

(認定又は却下の通知)

第4条 市長は、申請又は額改定申請があった場合は、条例第2条に定める支給要件に該当しているか否かを審査し、支給資格があると認めるときは、小金井市障害者交通手当認定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果支給資格がないと認めるときは、小金井市障害者交通手当非該当通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知する。

(支給期月の特例)

第5条 条例第5条第2項ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、支給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 支給資格が消滅したとき。

(2) 支給期月が経過した後において支給するとき。

(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により支給するものと市長が認めるとき。

(手当の減額通知)

第6条 条例第6条第2項の規定による手当の減額をしたときは、小金井市障害者交通手当額改定通知書(様式第4号)により、当該受給者に通知する。

(支払の停止)

第7条 市長は、受給者が条例第9条又は条例第10条に規定する届出を怠ったことにより、当該受給者の小金井市障害者交通手当(以下「手当」という。)の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(支給資格消滅の通知)

第8条 市長は、条例第7条の規定により受給者の支給資格が消滅したときは、小金井市障害者交通手当支給資格消滅通知書(様式第5号)により、当該受給者であった者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

第9条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の手当はその者の同居の親族に支払う。

(手当の返還請求)

第10条 条例第8条の規定による手当の返還の請求は、小金井市障害者交通手当返

還請求書（様式第6号）により、手当を返還すべき者に通知して行う。

（届出）

第11条 条例第9条の規定による届出は、小金井市障害者交通手当受給者異動届（様式第7号）により行わなければならない。

2 条例第9条第3号の規則で定める事項は、次に定める事項とする。

(1) 受給者の口座を変更したとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めた事項

（現況届）

第12条 条例第10条の現況の届出は、毎年6月1日から8月31日までの間に、小金井市障害者交通手当認定申請書（現況届）に必要な書類を添えて市長に提出することにより行う。

（公簿等の確認）

第13条 市長は、小金井市障害者交通手当認定申請書（現況届）に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（受給者の登録）

第14条 市長は、小金井市障害者交通手当受給者台帳（様式第8号）を備え、第4条第1項の規定により小金井市障害者交通手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。

2 前項の台帳は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって作成することができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式・・・省略

議案第24号

小金井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

小金井市子ども・子育て会議条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待について、市が行った措置に対して審議会等による意見を聞くことが義務付けられたこと並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法の改正等により、乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定に関し意見を聞く必要があることから、小金井市子ども・子育て会議の所掌事務に加えるほか、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

小金井市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第72条第1項」の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項」を加える。

第2条中「子ども・子育て支援に関する事項」の次に「及び児童福祉に関する事項」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。

第2条に次の2号を加える。

(6) 児童福祉法第33条の15第1項の規定による報告を受け、同条第2項の規定により当該報告に係る事項に関し意見を述べること。

(7) 児童福祉法第34条の15第2項の認可に際し、同条第4項の規定により意見を述べること。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「子ども・子育て会議」を「前条第1項に定めるもののほか、子ども・子育て会議」に改め、同条第6項中「前条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（特別部会）

第8条 第2条第6号の事務を処理するため、子ども・子育て会議に特別部会を置く。

2 特別部会に属すべき委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

(1) 第3条第1項第2号に規定する委員

(2) 第3条第1項第3号に規定する委員

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する専門委員を特別部会の臨時委員として指名することができる。

4 特別部会に部会長を置き、特別部会に属する委員の互選により定める。

5 第1項の規定により特別部会の所掌に属された事項については、特別部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

6 特別部会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、公開とすることができる。

7 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、特別部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「子ども・子育て会議」とあるのは「特別部会」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号資料1

小金井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第8条第3項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項及び児童福祉に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>(3) <u>乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。</u></p> <p>(4) 省略 (5) 省略 (6) <u>児童福祉法第33条の15第1項の規定による報告を受け、同条第2項の規定により当該報告に係る事項に関し意見を述べること。</u></p> <p>(7) <u>児童福祉法第34条の15第2項の認可に際し、同条第4項の規定により意見を述べること。</u> (特別部会)</p> <p>第8条 <u>第2条第6号の事務を処理するため、子ども・子育て会議に特別部会を置く。</u></p> <p>2 <u>特別部会に属すべき委員は、次に掲げる者のうちから市</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第72条第1項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>(3) 省略 (4) 省略</p>	<p>設置根拠に係る規定の整備</p> <p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法に係る所掌事務を実施することに伴う規定の整備</p> <p>特別部会の新設に伴う規定の整備</p>

長が指名する。

(1) 第3条第1項第2号に規定する委員

(2) 第3条第1項第3号に規定する委員

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する専門委員を特別部会の臨時委員として指名することができる。

4 特別部会に部会長を置き、特別部会に属する委員の互選により定める。

5 第1項の規定により特別部会の所掌に属された事項については、特別部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

6 特別部会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、公開とすることができる。

7 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、特別部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「子ども・子育て会議」とあるのは「特別部会」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 前条第1項に定めるもののほか、子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 } 省略
3 }
5 }

6 第7条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第10条 省略

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 } 省略
3 }
5 }

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 省略

条の繰下げ及び規定の整備

規定の整備

条の繰下げ

(庶務)

第11条 省略

(委任)

第12条 省略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(庶務)

第10条 省略

(委任)

第11条 省略

条の繰下げ

同上

議案第24号資料2

改正前後の小金井市子ども・子育て会議の主な違いについて

	改正後	改正前
設置根拠	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項
所掌事務	<p>○特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。</p> <p>○特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。</p> <p>○乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。</p> <p>○子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。</p> <p>○子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>○児童福祉法第33条の15第1項の規定による報告を受け、同条第2項の規定により当該報告に係る事項に関し意見を述べること。</p> <p>○児童福祉法第34条の15第2項の認可に際し、同条第4項の規定により意見を述べること。</p>	<p>○特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。</p> <p>○特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。</p> <p>○子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。</p> <p>○子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p>
特別部会 (新設)	<p>専門的な知見を有する委員で構成する特別部会が保育所等の職員による虐待に対し、市が行った措置について、市から報告を受け、意見を述べることが目的とする。</p> <p>○第3条第1項第2号に規定する委員</p> <p>○第3条第1項第3号に規定する委員</p>	
部会 (既設)	<p>特別部会で処理する事務を除き、必要に応じて設置</p> <p>○会長が指名する委員</p> <p>○第6条に規定する専門委員</p>	<p>必要に応じて設置</p> <p>○会長が指名する委員</p> <p>○第6条に規定する専門委員</p>

議案第25号

小金井市立保育園における乳児等通園支援事業に関する条例

小金井市立保育園における乳児等通園支援事業に関する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

小金井市立保育園において乳児等通園支援事業を実施するに当たり、本条例を制定する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園における乳児等通園支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小金井市立保育園（以下「保育園」という。）における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象保育園)

第2条 乳児等通園支援事業を実施する保育園の名称、位置及び利用定員は、規則で定める。

(利用の承認)

第3条 乳児等通園支援事業を利用しようとする保護者は、規則で定めるところにより利用申請を行い、その承認を受けなければならない。

(費用の徴収等)

第4条 市長は、前条の規定により乳児等通園支援事業の利用の承認を受けた保護者から、乳児等通園支援事業に要する費用（以下「利用料」という。）を徴収する。

2 利用料の額は、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。）1人1時間当たり300円とする。

3 利用料の納付期限は、規則で定める。

(利用料の減額又は免除)

第5条 市長は、規則で定めるところにより、前条に定める利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他乳児等通園支援事業に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第3条に規定する利用の承認その他乳児等通園支援事業の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

議案第26号

小金井市市民集会所条例の一部を改正する条例

小金井市市民集会所条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

小金井市東町集会所において使用料を徴収することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市民集会所条例の一部を改正する条例

小金井市市民集会所条例（昭和59年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第2」の次に「及び別表第3（以下「別表第2等」という。）」を加え、「同表」を「別表第2等」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第7条関係）

名称	使用区分	使用時間帯	
		午前9時から午後10時までの1時間当たり	使用時間帯の前後の延長1時間当たり
小金井市東町集会所	集会室A	200円	200円
	集会室B	100円	100円
	和室1（集会室として使用する場合に限る。）	300円	300円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市市民集会所条例の規定は、令和8年9月1日以後の市民集会所の使用に係る申請から適用し、同日前の市民集会所の使用に係る申請については、なお従前の例による。

議案第26号資料

小金井市市民集会所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																
<p>(使用料) 第7条 第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち別表第2及び別表第3（以下「別表第2等」という。）に定める集会所を使用するものは、別表第2等に定める使用料を使用の承認を受けた際に納入しなければならない。</p> <p>2 省略 3 省略</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="718 1254 1197 2049"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用時間帯</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後10時までの1時間当たり</th> <th>使用時間帯の前後の延長1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小金井市東町集会所</td> <td>集会室A</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>和室1（集会室として使用する場合に限る。）</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用区分	使用時間帯		午前9時から午後10時までの1時間当たり	使用時間帯の前後の延長1時間当たり	小金井市東町集会所	集会室A	200円	200円	集会室B	100円	100円	和室1（集会室として使用する場合に限る。）	300円	300円	<p>(使用料) 第7条 第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち別表第2に定める集会所を使用したものは、同表に定める使用料を使用の承認を受けた際に納入しなければならない。</p> <p>2 省略 3 省略</p>	<p>使用料徴収に関する規定の整備</p> <p>使用料徴収に関する別表の追加</p>
名称			使用区分	使用時間帯														
	午前9時から午後10時までの1時間当たり	使用時間帯の前後の延長1時間当たり																
小金井市東町集会所	集会室A	200円	200円															
	集会室B	100円	100円															
	和室1（集会室として使用する場合に限る。）	300円	300円															

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市市民集会所条例の規定は、令和8年9月1日以後の市民集会所の使用に係る申請から適用し、同日前の市民集会所の使用に係る申請については、なお従前の例による。		
--	--	--

議案第27号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

下水道事業の適正な財政運営を確保するため、下水道使用料の料率を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表一般汚水（公衆浴場汚水、井戸汚水（家事用）を除くその他の汚水）の項を次のように改める。

一般汚水（公衆浴場汚水を除くその他の汚水）	8立方メートル以下の分	基本使用料	422円
	9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	84円
	21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	127円
	31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	145円
	51立方メートル以上100立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	163円
	101立方メートル以上200立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	205円
	201立方メートル以上500立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	253円
	501立方メートル以上1,000立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	302円
	1,001立方メートル以上の分	1立方メートル当たり	350円

第14条第1項の表井戸汚水（家事用）の項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後の汚水の排除に係

る使用料について適用し、基準日前の汚水の排除に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の場合において、基準日前から基準日以後に引き続く使用者の基準日以後に係る改正後の条例第14条の規定により最初に算定する使用料は、基準日以後最初に算定する汚水の量を日々均等に排出したものとみなして算定するものとする。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考																																								
<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に應じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1か月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般汚水 (公衆浴場汚水を除くその他の汚水)</td> <td>8立方メートル以下の分</td> <td>基本使用料 422円</td> </tr> <tr> <td>9立方メートル以上20立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 84円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21立方メートル以上30立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 127円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31立方メートル以上50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 145円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>51立方メートル以上100立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 163円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101立方メートル</td> <td>1立方メートル当たり</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	料率	一般汚水 (公衆浴場汚水を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 422円	9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 84円		21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 127円		31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 145円		51立方メートル以上100立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 163円		101立方メートル	1立方メートル当たり	<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に應じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1か月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)</td> <td>8立方メートル以下の分</td> <td>基本使用料 350円</td> </tr> <tr> <td>9立方メートル以上20立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 70円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21立方メートル以上30立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 105円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31立方メートル以上50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>51立方メートル以上100立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 135円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101立方メートル</td> <td>1立方メートル当たり</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	料率	一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 350円	9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 70円		21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 105円		31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 120円		51立方メートル以上100立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 135円		101立方メートル	1立方メートル当たり	<p>料率の改定及び種別の改正</p>
種別	区分	料率																																										
一般汚水 (公衆浴場汚水を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 422円																																										
	9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 84円																																										
	21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 127円																																										
	31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 145円																																										
	51立方メートル以上100立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 163円																																										
	101立方メートル	1立方メートル当たり																																										
種別	区分	料率																																										
一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 350円																																										
	9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 70円																																										
	21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 105円																																										
	31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 120円																																										
	51立方メートル以上100立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 135円																																										
	101立方メートル	1立方メートル当たり																																										

公衆浴場汚水（温泉、むそぶ他の特殊浴場を除く。）	省略	
トル以上200立方メートル以下の分	205円	
201立方メートル以上500立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 253円	
501立方メートル以上1,000立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 302円	
1,001立方メートル以上の分	1立方メートル当たり 350円	

2 省略

付 則
(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(経過措置)

公衆浴場汚水（温泉、むそぶ他の特殊浴場を除く。）	省略	
トル以上200立方メートル以下の分	170円	
201立方メートル以上500立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 210円	
501立方メートル以上1,000立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 250円	
1,001立方メートル以上の分	1立方メートル当たり 290円	
井戸汚水（家事用）	1世帯当たり 700円	

2 省略

- 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後の汚水の排除に係る使用料について適用し、基準日前の汚水の排除に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、基準日前から基準日以後に引き続き使用者の基準日以後に係る改正後の条例第14条の規定により最初に算定する使用料は、基準日以後最初に算定する汚水の量を日々均等に排出したものとみなして算定するものとする。

令和 8 年 1 月 22 日

小金井市長



白 井 亨 様

小金井市公共下水道事業審議会

会長 楠 元 克 成

小金井市公共下水道事業審議会 答申書

小金井市の下水道は合流式、分流式下水道の両方で整備されており、昭和 44 年の事業着手後、18 年の歳月をかけ整備を進め、昭和 62 年 4 月に市全域で水洗化が可能となりました。

本市下水道事業は、早期に下水道整備が完了したことと、過年度建設事業費の起債額の償還が順調に減少していることから、これまでは下水道使用料で賄うべき経費は回収できている状況でした。

しかし、今後は下水道施設の老朽化の進行に伴う改築事業の増加による資本費の増加、流域下水道維持管理負担金の単価の見直しによる維持管理費の増加が見込まれ、さらに汚水量の減少に伴う下水道使用料収入の減少により、急激に収支ギャップが発生する見込みであり、これに早急に対応していくことが必要な状況です。

また、持続可能な経営のためには、使用者や世代間の公平性を勘案した適正な下水道使用料への継続的な見直しが求められています。

そこで、令和 7 年 7 月 14 日に市長から「小金井市下水道使用料の改定について」の諮問を受け、下水道使用料の改定及び公共下水道事業の経営の在り方について協議するための場として、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

小金井市公共下水道事業における
下水道使用料の改定について

答 申 書

令和 8 年 1 月 22 日
小金井市公共下水道事業審議会

1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業では、汚水処理費（汚水処理に関わる維持管理費と公債費）には下水道使用料を、雨水処理費（雨水に関わる維持管理費と公債費）には一般会計繰入金を充当するのが原則となっている。

これは総務省通知による「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」を根拠としており、「汚水・私費 雨水・公費」が原則となっている。

また、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、繰出基準に定められた経費を控除した経費が、使用料収入により賄う経費とされている。

2. 小金井市公共下水道事業の経営状況

小金井市の汚水処理単価と使用料単価については、ともに類似団体と比較すると比較的安く、また、これまでは使用料収入で汚水処理費を賄っている状況にあった。

これは、整備が早期に完了し、起債償還が既にピークを過ぎていることが要因として挙げられる。

しかしながら、今後は老朽化した管きょ施設の改築事業が本格化し、既存下水道施設の老朽化対策や耐震化に伴う事業費の増大が見込まれ、さらに流域下水道維持管理負担金単価の見直しによる維持管理費の増加や、物価高騰の影響で、財政状況が急激に悪化する見込みである。このような状況を踏まえ、安定した財源を確保し下水道事業運営の健全化を図るためには、下水道使用料の改定を行うことが必要であると考える。

下水道使用料改定に当たっては、利用者に急激な負担増を強いることや世代間の不公平を避けるため、平滑的な改定を行うことが望ましいと考える。

3. 下水道使用料体系について

近年の小金井市公共下水道事業の経営状況は比較的良好ではあったものの、急激な経済活動の変化により、現行の下水道使用料を継続した場合は、直ちに財源が不足することが予想される。

また、長期的な財政シミュレーションの結果、人口減少に伴う使用水量の減少により、使用料収入が減少することが見込まれることから、世代間の公平性及び改定

率の平滑化を考慮すると、早急に下水道使用料改定を実施することが必要と考えられる。

なお、下水道使用料体系については、平成 31 年 4 月に東京都 23 区等と整合した体系へ変更した経緯があることから、今回は基本水量や従量区分は変更せず、基本使用料、下水道使用料単価を改定することを提案する。

(1) 単価設定

これまでの下水道使用料体系は 5 円単位の単価設定となっていたが、料金体系の変更による値上げを平滑化するため、1 円単位での単価設定とする。

(2) 一般家庭汚水

一般家庭汚水の料金の改定率は、日銀の物価予測に基づいた今後の物価上昇を考慮した試算において、現況と同等以上の経費回収率を維持することを目標として、20.6%の改定が必要であると考えます。体系については別紙に示す通りとする。負担の公平性に配慮し、現行の体系ごとの改定率を一律同じとする。

(3) 公衆浴場汚水

「公衆浴場汚水」については、市内の公衆浴場は 1 つのみであり、公衆浴場を取り巻く環境は厳しさを増しており、公衆衛生の確保に向けた対応が必要である。よって、公衆浴場汚水の下水道使用料については、改定を行わず、現行どおり 1 m³あたり 13 円とする。

(4) 井戸汚水

「井戸汚水」については、この規定が適用される利用者（動力式揚水施設がなく、かつ、家事のみに使用）の使用量は小金井市下水道条例施行規則（昭和 44 年規則第 22 号）第 37 条第 1 号に 1 世帯 1 か月 15 m³と規定されているため、今回の改定で適用となる下水道使用料体系の基本使用料に 15 m³分の下水道使用料を加えた額とし、小金井市下水道条例（昭和 44 年条例第 33 号）第 14 条の表中の井戸汚水（家事用）の項を削除する。

(5) 料金改定時期

改定は、住民への周知期間、各種手続の変更に要する期間を踏まえ、令和 9 年 4 月から実施することが適当である。

■ 下水道使用料の額（税抜）

旧			新		
種別	区分	料率	種別	区分	料率
一般汚水（公衆浴場汚水、井戸汚水（家事用）を除くその他の汚水）	8 立方メートル以下の分	基本使用料 350 円	一般汚水（公衆浴場汚水を除くその他の汚水）	8 立方メートル以下の分	基本使用料 422 円
	9 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 70 円		9 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 84 円
	21 立方メートル以上 30 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 105 円		21 立方メートル以上 30 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 127 円
	31 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 120 円		31 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 145 円
	51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 135 円		51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 163 円
	101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 170 円		101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 205 円
	201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 210 円		201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 253 円
	501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 250 円		501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	1 立方メートル当たり 302 円
	1,001 立方メートル以上の分	1 立方メートル当たり 290 円		1,001 立方メートル以上の分	1 立方メートル当たり 350 円
	公衆浴場汚水（温泉、むしぶろその他の特殊浴場を除く。）			1 立方メートル当たり 13 円	
井戸汚水（家事用）	1 世帯当たり	700 円			

4. 附帯意見

(1) 下水道使用料の改定を行うことは、事業の継続性を確保し、市民が安全で快適な生活環境を提供し続けるための不可避な措置であると考えている。しかしながら下水道使用料の改定は市民の生活に直接影響を及ぼすものであるため、その必要性や背景については、市民の理解と納得を得るため、十分かつ丁寧な説明を行っていただきたい。

(2) 下水道施設の老朽化の進行に伴う改築費用の増加の他に、人口減少に伴う使用料収入の減少、不安定な世界情勢、物価上昇等、下水道事業の経営に影響を与える要因は多岐にわたり、かつ、急激な変動が生じることも考えられることから、定期的に審議する場を設け、継続的に下水道事業の在り方を検証していただきたい。

(3) 下水道使用料体系の改定については、継続的に以下の事項に配慮し検討いただきたい。

ア. 下水道使用料の料率の改定については、生活弱者や高齢者世帯、子育て家庭等へ配慮しつつ、利用者間で負担増の偏りが生じないように要望するものである。

イ. 今回、減免制度の見直しも行うことから、大幅な値上げとならないように基本水量等の見直しは実施しない方針とした。今後は基本水量の見直し等も含めて、基本使用料や従量使用料の在り方についても検討し、下水道使用料体系の見直しについても検証していただきたい。

(4) 減免制度の見直しについては、前回の答申の附帯意見を踏まえ、今回の下水道使用料改定と併せて審議会でも検討を進めることとしていた。

減免制度は各種準備されているが、「65歳以上非課税世帯を対象とした減免」については、実施している都内自治体はなく、本市においては生活困窮者等に対しては別の減免規定があることから、世代間の負担の公平性を考慮し、この下水道使用料改定のタイミングと併せて廃止する方向で見直していただきたい。

議案第28号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

令和8年2月16日提出

小金井市長 白 井 亨

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することに伴い、規約変更を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行																
<p>附 則</p> <p>5 令和8年度分及び令和9年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及びび村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="437 1200 675 1995"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づき満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及びび村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1102 1200 1340 1995"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>附 則</p> <p>5 令和6年度分及び令和7年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及びび村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="437 232 675 1028"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づき満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づき人口による。</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及びび村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1102 232 1340 1028"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及びび村が徴収するものに限る。）	100パーセント																

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

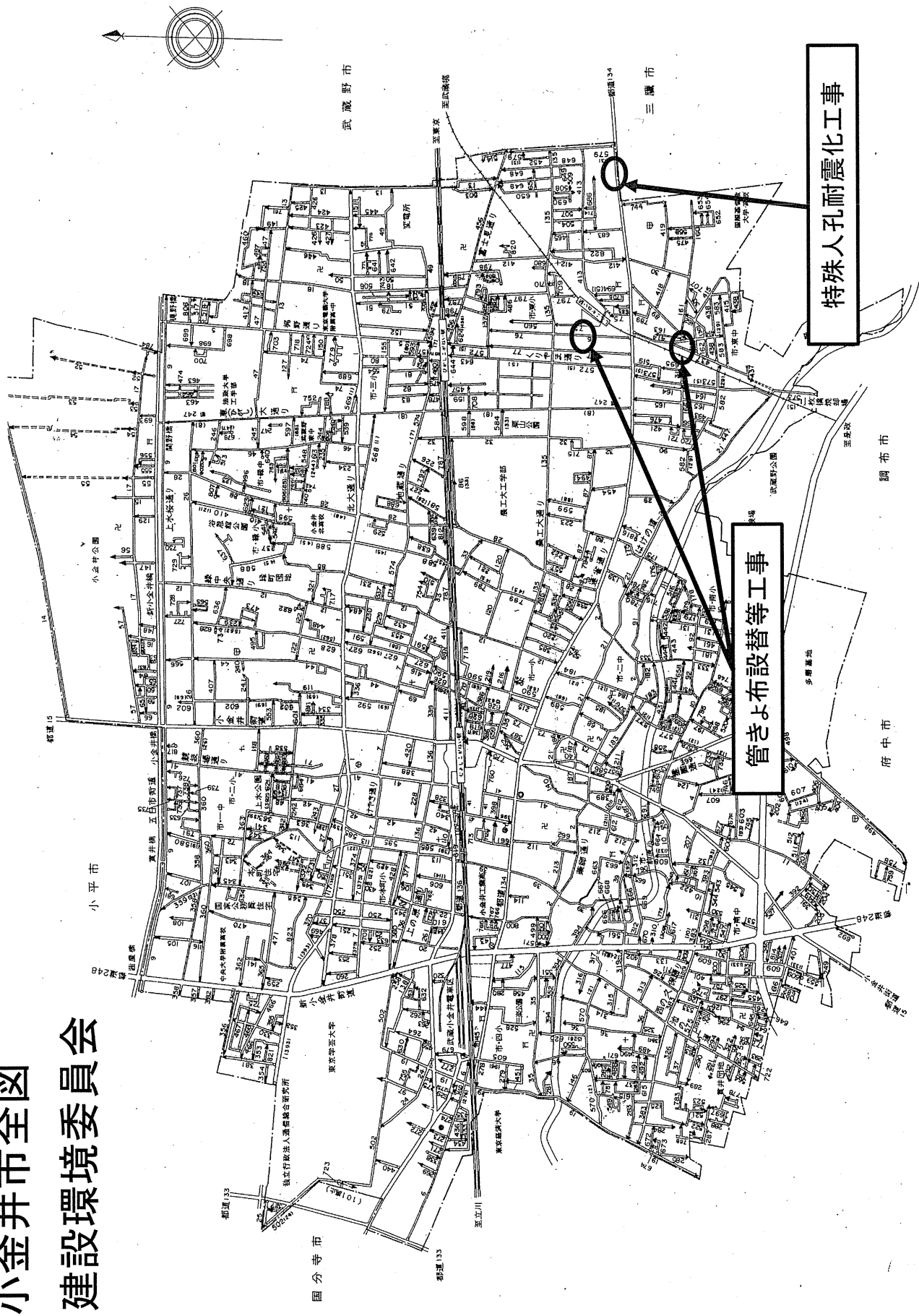
令和7年11月 1日から
令和8年 1月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6127	令和7年11月6日	管きよ布設替等工事 金澤建設(株)	16,269,000	令和7年11月7日から 令和8年3月26日まで	東町一丁目15番地先 ・管布設工 ・既設管撤去工 ・土留・仮締切工 ・舗装復旧工 ・区画線工 ・既設人孔撤去工 ・小型マンホール設置工 ・L型雨水樹設置工 ・取付管布設替え工 ・蓋交換工 28.9m 1式 1式 1式 1式 1基 1箇所 1式 1基 東町四丁目22番地先 ・管布設工 ・既設管撤去工 ・土留・仮締切工 ・舗装復旧工 ・区画線工 ・小型マンホール設置工 ・取付管布設替え工 ・蓋交換工 34.8m 1式 1式 1式 1式 1基 1式 1式 2基	制限付一般競争入札1者	15
2	6147	令和7年11月6日	特殊人孔面震化工事 金澤建設(株)	18,040,000	令和7年11月7日から 令和8年3月27日まで	・事前調査工 ・劣化部除去工 ・ジツクグリッド設置工 ・ジツクボード設置工(壁面) ・ジツクボード設置工(天井面) ・グラウト充填工(壁面) ・グラウト充填工(天井面) 18.2㎡ 18.2㎡ 12.0㎡ 12.0㎡ 6.2㎡ 6.2㎡	制限付一般競争入札1者	20

進捗率は、令和8年2月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



特殊人孔耐震化工事

管きよ布設替等工事